

平成18年第2回定例会会議録

平成18年 第2回菊池市議会定例会会期日程表（会期15日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
6月23日	金	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
6月24日	土	休 会	（市の休日）
6月25日	日		（市の休日）
6月26日	月		議案調査
6月27日	火		議案調査（質疑通告締切、正午まで）
6月28日	水		議案調査
6月29日	木	本 会 議	質疑・委員会付託・一般質問
6月30日	金		一般質問
7月 1日	土	休 会	（市の休日）
7月 2日	日		（市の休日）
7月 3日	月	本 会 議	一般質問
7月 4日	火	常任委員会	（総 務 第1委員会室） 常任委員会（文教厚生 第2委員会室） （経 済 第3委員会室） （建 設 第4委員会室）
			常任委員会（文教厚生 第2委員会室） （経 済 第3委員会室）
7月 5日	水		
7月 6日	木	休 会	議事整理
7月 7日	金	本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

平成18年 第2回菊池市議会定例会会議録（目次）

6月23日（金曜日） 本会議	頁
1．議事日程第1号.....	83
2．本日の会議に付した事件.....	88
3．出席議員氏名.....	93
4．欠席議員氏名.....	94
5．説明のため出席した者の職氏名.....	94
6．事務局職員出席者.....	95
7．開 会.....	96
8．諸般の報告.....	96
9．開 議.....	96
10．日程第1 会議録署名議員の指名.....	96
11．日程第2 会期の決定.....	96
12．日程第3 議案第90号から議案第168号まで上程・説明.....	97
13．日程第4 請願第1号及び要望上程.....	103
14．日程第5 報告第4号から報告第14号まで報告.....	103
15．日程第6 休会の議決.....	113
16．日程第7 散会.....	114
6月24日（土曜日） 休 会	
6月25日（日曜日） 休 会	
6月26日（月曜日） 休 会	
6月27日（火曜日） 休 会	
6月28日（水曜日） 休 会	
6月29日（木曜日） 本会議	
1．議事日程第2号.....	117
2．本日の会議に付した事件.....	117
3．出席議員氏名.....	117
4．欠席議員氏名.....	118
5．説明のため出席した者の職氏名.....	118
6．事務局職員出席者.....	119

7 . 開 議.....	120
8 . 日程第 1 質疑.....	120
(1) 栃原茂樹君質疑.....	120
(2) 境 和則君質疑.....	125
9 . 日程第 2 委員会付託.....	130
10 . 日程第 3 一般質問.....	137
(1) 外村國敏君質問.....	137
1 少子対策について.....	137
2 スクールバス及び乗り合いタクシー及び便利カーについて.....	137
3 ゴミ対策について.....	138
市民部長 木下儀郎君答弁.....	138
教育長 田中忠彦君答弁.....	140
企画部長 村山 隆君答弁.....	140
(2) 外村國敏君再質問.....	141
市民部長 木下儀郎君答弁.....	143
教育長 田中忠彦君答弁.....	144
企画部長 村山 隆君答弁.....	144
(3) 外村國敏君再々質問.....	145
市長 福村三男君答弁.....	146
(1) 怒留湯健蓉さん質問.....	147
1 新庁舎建設に関する今日の状況について.....	148
2 障害者自立支援法について.....	148
企画部長 村山 隆君答弁.....	149
市民部長 木下儀郎君答弁.....	149
(2) 怒留湯健蓉さん再質問.....	150
企画部長 村山 隆君答弁.....	153
市民部長 木下儀郎君答弁.....	153
(3) 怒留湯健蓉さん再々質問.....	154
市民部長 木下儀郎君答弁.....	157
企画部長 村山 隆君答弁.....	158
市長 福村三男君答弁.....	158
昼食休憩.....	159
開 議.....	159
(1) 二ノ文伸元君質問.....	159

1	教育及び生涯スポーツ充実の為の施設整備について.....	159
2	まちづくり総合支援事業について.....	160
	教育長 田中忠彦君答弁.....	160
	建設部長 石原公久君答弁.....	161
(2)	二ノ文伸元君再質問.....	162
	建設部長 石原公久君答弁.....	163
(3)	二ノ文伸元君再々質問.....	164
(1)	東 裕人君質問.....	164
	1 庁舎移転問題について.....	164
	2 暮らしの問題について.....	165
	総務部長 緒方希八郎君答弁.....	166
	市民部長 木下儀郎君答弁.....	167
	市長 福村三男君答弁.....	168
(2)	東 裕人君再質問.....	170
	市長 福村三男君答弁.....	171
(3)	東 裕人君再々質問.....	173
	市長 福村三男君答弁.....	174
	休 憩.....	175
	開 議.....	175
(1)	坂本昭信君質問.....	175
	1 職員の仕事に対する熱意とモラルについて.....	175
	2 野間口の熱帯魚施設とキノコセンターについて.....	176
	総務部長 緒方希八郎君答弁.....	176
	経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	178
(2)	坂本昭信君再質問.....	178
	総務部長 緒方希八郎君答弁.....	179
	経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	179
(3)	坂本昭信君再々質問.....	180
(1)	隈部忠宗君質問.....	180
	1 市の活性化について.....	180
	2 農村都市としての建設の報告について.....	181
	3 高齢者社会の到来について.....	182
	4 道路行政について.....	182
	企画部長 村山 隆君答弁.....	182

経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	183
市民部長 木下儀郎君答弁.....	187
建設部長 石原公久君答弁.....	187
(2) 隈部忠宗君再質問.....	188
市長 福村三男君答弁.....	188
(3) 隈部忠宗君再々質問.....	189
11. 日程通告 散会.....	190
6月30日(金曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第3号.....	193
2. 本日の会議に付した事件.....	193
3. 出席議員氏名.....	193
4. 欠席議員氏名.....	194
5. 説明のため出席した者の職氏名.....	194
6. 事務局職員出席者.....	195
7. 開 議.....	196
8. 日程第1 一般質問.....	196
(1) 泉田栄一朗君質問.....	196
1 市営住宅について.....	196
2 富の原一区の防災について.....	197
3 物産館や道の駅等の店舗について.....	197
建設部長 石原公久君答弁.....	197
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	198
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	198
(2) 泉田栄一朗君再質問.....	199
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	199
(1) 本田憲一君質問.....	199
1 財政の健全化について.....	200
2 新市計画の進捗状況は.....	200
3 小中学校生徒の教育方針について.....	201
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	201
教育長 田中忠彦君答弁.....	202
(2) 本田憲一君再質問.....	203
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	203

(3) 本田憲一君再々質問.....	204
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	205
市長 福村三男君答弁.....	205
休 憩.....	207
開 議.....	207
(1) 森 隆博君質問.....	207
1 組織・機構改革について.....	207
2 堆肥処理現状について.....	209
3 河川美化について.....	209
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	209
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	212
建設部長 石原公久君答弁.....	212
(2) 森 隆博君再質問.....	213
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	216
建設部長 石原公久君答弁.....	216
教育長 田中忠彦君答弁.....	217
市長 福村三男君答弁.....	217
(3) 森 隆博君再々質問.....	218
昼食休憩.....	219
開 議.....	219
(1) 森 清孝君質問.....	219
1 農業振興について.....	219
2 道路改修について.....	219
3 庁舎移転について.....	220
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	220
建設部長 石原公久君答弁.....	222
企画部長 村山 隆君答弁.....	223
(2) 森 清孝君再質問.....	223
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	224
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	224
(3) 森 清孝君再々質問.....	225
(1) 樋口正博君質問.....	225
1 小・中学生の各種大会派遣に伴う補助制度について.....	225
2 菊池市ジュニアスポーツ育成ゆうり基金について.....	226

教育長 田中忠彦君答弁.....	226
(2) 樋口正博君再質問.....	227
教育長 田中忠彦君答弁.....	229
(3) 樋口正博君再々質問.....	230
市長 福村三男君答弁.....	232
休 憩.....	233
開 議.....	233
(1) 水上博司君質問.....	233
1 新菊池市の地域間格差について.....	233
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	234
(2) 水上博司君再質問.....	236
(1) 中山繁雄君質問.....	237
1 川辺工業団地の推進について.....	237
2 国道 3 2 5 号の開発について.....	238
3 県事務所の統廃合について.....	238
企画部長 村山 隆君答弁.....	239
教育長 田中忠彦君答弁.....	239
建設部長 石原公久君答弁.....	240
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	240
(2) 中山繁雄君再質問.....	241
建設部長 石原公久君答弁.....	242
市長 福村三男君答弁.....	242
(3) 中山繁雄君再々質問.....	243
9 . 日程通告 散会.....	244
7月1日(土曜日) 休 会	
7月2日(日曜日) 休 会	
7月3日(月曜日) 本会議	頁
1 . 議事日程第 4 号.....	247
2 . 本日の会議に付した事件.....	247
3 . 出席議員氏名.....	247
4 . 欠席議員氏名.....	248
5 . 説明のため出席した者の職氏名.....	248

6 . 事務局職員出席者.....	249
7 . 開 議.....	250
・外村國敏君発言の申し出.....	250
8 . 日程第 1 一般質問.....	250
(1) 坂井正次君質問.....	250
1 市の活性化について.....	250
2 児童の安全対策について.....	251
企画部長 村山 隆君答弁.....	252
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	252
教育長 田中忠彦君答弁.....	253
(2) 坂井正次君再質問.....	254
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	257
教育長 田中忠彦君答弁.....	258
市長 福村三男君答弁.....	259
(3) 坂井正次君再々質問.....	261
(1) 木下雄二君質問.....	261
1 県道原立門線について.....	261
2 歴史を誇る菊池市としての取り組みについて.....	262
建設部長 石原公久君答弁.....	262
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	263
(2) 木下雄二君再質問.....	263
建設部長 石原公久君答弁.....	264
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	264
(3) 木下雄二君再々質問.....	264
市長 福村三男君答弁.....	266
9 . 追加議事日程 (第 4 号の追加 1)	267
日程第 1 議案第 1 6 9 号及び議案第 1 7 0 号まで一括上程・説明.....	267
日程第 2 質疑.....	268
日程第 3 委員会付託.....	268
10 . 日程通告 散会.....	269
7月4日(火曜日) 常任委員会(総務・文教厚生・経済・建設)	
7月5日(水曜日) 常任委員会(文教厚生・経済)	
7月6日(木曜日) 休 会	

7月7日(金曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第5号.....	273
2. 本日の会議に付した事件.....	273
3. 出席議員氏名.....	274
4. 欠席議員氏名.....	275
5. 説明のため出席した者の職氏名.....	275
6. 事務局職員出席者.....	276
7. 開 議.....	277
8. 日程第1 各常任委員長報告.....	277
・総務常任委員長報告.....	277
・文教厚生常任委員長報告.....	279
・経済常任委員長報告.....	281
・建設常任委員長報告.....	283
委員長報告に対する質疑.....	284
(1) 東 裕人君質疑.....	284
(2) 森 隆博君質疑.....	286
(3) 山瀬義也質疑.....	288
休 憩.....	291
開 議.....	291
・東 裕人君発言の申し出.....	292
・経済常任委員長追加報告.....	292
討 論.....	292
採 決.....	298
昼食休憩.....	298
開 議.....	298
9. 日程第2 議事第11号 新庁舎建設検討特別委員会の設置について.....	299
休 憩.....	299
開 議.....	299
10. 日程第3 議事第12号 小川会館建設特別委員会の設置について.....	299
休 憩.....	300
開 議.....	300
11. 日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について.....	300
採 決.....	301
12. 追加議事日程(第5号の追加1).....	301

日程第 1	議案第 171 号	上程・説明・質疑・討論・採決.....	301
日程第 2	議案第 172 号	上程・説明・質疑・討論・採決.....	302
日程第 3	議案第 173 号から議案第 175 号まで	上程・説明・質疑・討論・採決.....	303
日程第 4	意見書案第 1 号	「出資法に定める上限金利の引き下げ等を求める」 意早書の提出について上程・説明・質疑・討論・採決.....	305
日程第 5	意見書案第 2 号	「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSE の の万全な対策を求める」意見書の提出について上 程・説明・質疑・討論・採決.....	308
日程第 6	議員派遣について.....		309
	採決.....		310
11 . 閉 会.....			310

第 1 号

6 月 23 日

平成18年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

平成18年6月23日(金曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第 90号 平成18年度菊池市一般会計補正予算
- 議案第 91号 平成18年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第 92号 財産の無償譲渡について
- 議案第 93号 辺地総合整備計画の変更について
- 議案第 94号 字の区域の変更について
- 議案第 95号 公の施設の指定管理者の指定について
(きくちふるさと水源交流館)
- 議案第 96号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市甲森北集会場)
- 議案第 97号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市菊之池小学校区児童育成クラブ)
- 議案第 98号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市泗水東小学校区放課後児童クラブ)
- 議案第 99号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市菊池ふれあいセンター)
- 議案第 100号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市泗水地域福祉センター)
- 議案第 101号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城ふれあいプラザ)
- 議案第 102号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城高齢者能力活用センター)
- 議案第 103号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市菊池老人福祉センター)
- 議案第 104号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城老人福祉センター)

- 議案第 1 0 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市旭志老人憩の家 (太陽の家))
- 議案第 1 0 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
(きくち観光物産館)
- 議案第 1 0 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
(旭志ふれあいセンターほたるの里)
- 議案第 1 0 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
(七城町特産品センター)
- 議案第 1 0 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
(泗水町特産物センター)
- 議案第 1 1 0 号 公の施設の指定管理者の指定について
(泗水町第二特産物センター)
- 議案第 1 1 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城ふれあい交流館)
- 議案第 1 1 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市水迫里山の家)
- 議案第 1 1 3 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市交流促進センター)
- 議案第 1 1 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市ふれあい交流センター)
- 議案第 1 1 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市小原ほたる交流館)
- 議案第 1 1 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市ふるさと創生市民広場)
- 議案第 1 1 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市リバーサイドパーク)
- 議案第 1 1 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城町岡田構造改善センター)
- 議案第 1 1 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城町高田構造改善センター)
- 議案第 1 2 0 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城町辺田構造改善センター)
- 議案第 1 2 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城町羽根木構造改善センター)

- 議案第 1 2 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市四季の里旭志)
- 議案第 1 2 3 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池声有朋の里泗水孔子公園)
- 議案第 1 2 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市龍門支館)
- 議案第 1 2 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市花房支館)
- 議案第 1 2 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市水源支館)
- 議案第 1 2 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市迫間支館)
- 議案第 1 2 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市戸崎支館)
- 議案第 1 2 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
(田中区公民館)
- 議案第 1 3 0 号 公の施設の指定管理者の指定について
(松島区公民館)
- 議案第 1 3 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
(打越区公民館)
- 議案第 1 3 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
(甲佐町区公民館)
- 議案第 1 3 3 号 公の施設の指定管理者の指定について
(内島区公民館)
- 議案第 1 3 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
(新古閑区公民館)
- 議案第 1 3 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菰入区公民館)
- 議案第 1 3 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
(五海地区公民館)
- 議案第 1 3 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
(上橋田地区公民館)
- 議案第 1 3 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
(戸田島公民館)

- 議案第 1 3 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
(下橋田公民館)
- 議案第 1 4 0 号 公の施設の指定管理者の指定について
(板井区公民館)
- 議案第 1 4 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
(梶迫区公民館)
- 議案第 1 4 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
(元村地区公民館)
- 議案第 1 4 3 号 公の施設の指定管理者の指定について
(小野崎地区公民館)
- 議案第 1 4 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
(山崎地区公民館)
- 議案第 1 4 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
(本村地区公民館)
- 議案第 1 4 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
(加恵地区公民館)
- 議案第 1 4 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
(水次地区公民館)
- 議案第 1 4 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
(荒牧地区公民館)
- 議案第 1 4 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
(間所地区公民館)
- 議案第 1 5 0 号 公の施設の指定管理者の指定について
(宮園地区公民館)
- 議案第 1 5 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
(瀬戸口地区公民館)
- 議案第 1 5 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
(台地区公民館)
- 議案第 1 5 3 号 公の施設の指定管理者の指定について
(林原地区公民館)
- 議案第 1 5 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
(流川地区公民館)
- 議案第 1 5 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
(蟹穴地区公民館)

- 議案第 1 5 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
(西郷地区公民館)
- 議案第 1 5 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
(清水地区公民館)
- 議案第 1 5 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
(前川地区公民館)
- 議案第 1 5 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
(大尺地区公民館)
- 議案第 1 6 0 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市北古閑集会所)
- 議案第 1 6 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市中西寺集会所)
- 議案第 1 6 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市大琳寺集会所)
- 議案第 1 6 3 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市野間口集会所)
- 議案第 1 6 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市旭志大迫集会所)
- 議案第 1 6 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市旭志三の西沖集会所)
- 議案第 1 6 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市泗水永南集会所)
- 議案第 1 6 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市新村コミュニティセンター)
- 議案第 1 6 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市隈府一番地複合施設)

まで一括上程・説明

- 第 4 請願第 1 号 出資法に定める上限金利の引き下げ等に関する請願
要望 しすい孔子公園夏祭りの開催並びに予算に関する要望書

まで一括上程

- 第 5 報告第 4 号 継続費繰越の報告について
報告第 5 号 繰越明許費繰越の報告について
報告第 6 号 菊池市土地開発公社経営状況報告について
報告第 7 号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について

- 報告第 8号 有限会社ファームきくち経営状況報告について
- 報告第 9号 有限会社七城町特産品センター経営状況報告について
- 報告第 10号 有限会社七城町振興公社経営状況報告について
- 報告第 11号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について
- 報告第 12号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について
- 報告第 13号 株式会社四季の里旭志経営状況報告について
- 報告第 14号 有限会社有朋の里泗水経営状況報告について

まで一括上程・報告

第6 休会の議決

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

- 日程第3
- 議案第 90号 平成18年度菊池市一般会計補正予算
 - 議案第 91号 平成18年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算
 - 議案第 92号 財産の無償譲渡について
 - 議案第 93号 辺地総合整備計画の変更について
 - 議案第 94号 字の区域の変更について
 - 議案第 95号 公の施設の指定管理者の指定について
(きくちふるさと水源交流館)
 - 議案第 96号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市甲森北集会場)
 - 議案第 97号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市菊之池小学校区児童育成クラブ)
 - 議案第 98号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市泗水東小学校区放課後児童クラブ)
 - 議案第 99号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市菊池ふれあいセンター)
 - 議案第 100号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市泗水地域福祉センター)
 - 議案第 101号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城ふれあいプラザ)
 - 議案第 102号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城高齢者能力活用センター)

- 議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市菊池老人福祉センター)
- 議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城老人福祉センター)
- 議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市旭志老人憩の家(太陽の家))
- 議案第106号 公の施設の指定管理者の指定について
(きくち観光物産館)
- 議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について
(旭志ふれあいセンターほたるの里)
- 議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について
(七城町特産品センター)
- 議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について
(泗水町特産物センター)
- 議案第110号 公の施設の指定管理者の指定について
(泗水町第二特産物センター)
- 議案第111号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城ふれあい交流館)
- 議案第112号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市水迫里山の家)
- 議案第113号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市交流促進センター)
- 議案第114号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市ふれあい交流センター)
- 議案第115号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市小原ほたる交流館)
- 議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市ふるさと創生市民広場)
- 議案第117号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市リバーサイドパーク)
- 議案第118号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城町岡田構造改善センター)
- 議案第119号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城町高田構造改善センター)

- 議案第 1 2 0 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城町辺田構造改善センター)
- 議案第 1 2 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城町羽根木構造改善センター)
- 議案第 1 2 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市四季の里旭志)
- 議案第 1 2 3 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市有朋の里泗水孔子公園)
- 議案第 1 2 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市龍門支館)
- 議案第 1 2 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市花房支館)
- 議案第 1 2 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市水源支館)
- 議案第 1 2 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市迫間支館)
- 議案第 1 2 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市戸崎支館)
- 議案第 1 2 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
(田中区公民館)
- 議案第 1 3 0 号 公の施設の指定管理者の指定について
(松島区公民館)
- 議案第 1 3 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
(打越区公民館)
- 議案第 1 3 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
(甲佐町区公民館)
- 議案第 1 3 3 号 公の施設の指定管理者の指定について
(内島区公民館)
- 議案第 1 3 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
(新古閑区公民館)
- 議案第 1 3 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菰入区公民館)
- 議案第 1 3 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
(五海地区公民館)

- 議案第 1 3 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
(上橋田地区公民館)
- 議案第 1 3 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
(戸田島公民館)
- 議案第 1 3 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
(下橋田公民館)
- 議案第 1 4 0 号 公の施設の指定管理者の指定について
(板井区公民館)
- 議案第 1 4 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
(梶迫区公民館)
- 議案第 1 4 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
(元村地区公民館)
- 議案第 1 4 3 号 公の施設の指定管理者の指定について
(小野崎地区公民館)
- 議案第 1 4 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
(山崎地区公民館)
- 議案第 1 4 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
(本村地区公民館)
- 議案第 1 4 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
(加恵地区公民館)
- 議案第 1 4 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
(水次地区公民館)
- 議案第 1 4 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
(荒牧地区公民館)
- 議案第 1 4 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
(間所地区公民館)
- 議案第 1 5 0 号 公の施設の指定管理者の指定について
(宮園地区公民館)
- 議案第 1 5 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
(瀬戸口地区公民館)
- 議案第 1 5 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
(台地区公民館)
- 議案第 1 5 3 号 公の施設の指定管理者の指定について
(林原地区公民館)

- 議案第 1 5 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
(流川地区公民館)
- 議案第 1 5 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
(蟹穴地区公民館)
- 議案第 1 5 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
(西郷地区公民館)
- 議案第 1 5 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
(清水地区公民館)
- 議案第 1 5 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
(前川地区公民館)
- 議案第 1 5 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
(大尺地区公民館)
- 議案第 1 6 0 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市北古閑集会所)
- 議案第 1 6 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市中西寺集会所)
- 議案第 1 6 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市大琳寺集会所)
- 議案第 1 6 3 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市野間口集会所)
- 議案第 1 6 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市旭志大迫集会所)
- 議案第 1 6 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市旭志三の西沖集会所)
- 議案第 1 6 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市泗水永南集会所)
- 議案第 1 6 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市新村コミュニティセンター)
- 議案第 1 6 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市隈府一番地複合施設)

まで一括上程・説明

- 日程第 4 請願第 1 号 出資法に定める上限金利の引き下げ等に関する請願
要望 しやすい孔子公園夏祭りの開催並びに予算に関する要望書

まで一括上程

- 日程第5 報告第 4号 継続費繰越の報告について
 報告第 5号 繰越明許費繰越の報告について
 報告第 6号 菊池市土地開発公社経営状況報告について
 報告第 7号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について
 報告第 8号 有限会社ファームきくち経営状況報告について
 報告第 9号 有限会社七城町特産品センター経営状況報告について
 報告第 10号 有限会社七城町振興公社経営状況報告について
 報告第 11号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について
 報告第 12号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について
 報告第 13号 株式会社四季の里旭志経営状況報告について
 報告第 14号 有限会社有朋の里泗水経営状況報告について

まで一括報告

日程第6 休会の議決

出席議員(28名)

- 1番 東 裕 人 君
 2番 泉 田 栄一朗 君
 3番 森 清 孝 君
 4番 藤 野 敏 昭 君
 5番 樋 口 正 博 君
 6番 二ノ文 伸 元 君
 7番 中 山 繁 雄 君
 8番 水 上 博 司 君
 9番 三 池 健 治 君
 10番 怒留湯 健 蓉 さん
 11番 坂 本 昭 信 君
 12番 隈 部 忠 宗 君
 13番 奈 田 臣 也 君
 14番 葛 原 勇次郎 君
 15番 木 下 雄 二 君
 16番 坂 井 正 次 君
 17番 森 隆 博 君
 18番 山 瀬 義 也 君
 19番 本 田 憲 一 君

20番	渡邊康雄君
21番	栃原茂樹君
22番	松本登君
23番	工藤恭一君
24番	境和則君
25番	北田彰君
26番	外村國敏君
27番	徳永隆義君
28番	横田輝雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村三男君
助役	村上建二君
収入役	高本信男君
総務部長	緒方希八郎君
企画部長	村山隆君
市民部長	木下儀郎君
経済部長	岡崎俊裕君
建設部長	石原公久君
七城総合支所長	平野國臣君
旭志総合支所長	稲葉公博君
泗水総合支所長	上林正章君
市民部総括審議員	大場美範君
企画部首席審議員	鳥井修君
財政課長	川上憲誠君
教育長	田中忠彦君
教育次長	山口正司君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村鉄男君
水道局長	後藤定君
農業委員会事務局長	五島千秋様
監査委員事務局長	田島伸正君

事務局職員出席者

事務局 長	樋口 昭彦 君
議事課 長	春木 義臣 君
議事課長補佐	城 主 一 君
議事係主事	本田 昇 君

午前10時00分 開会

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は28名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成18年第2回菊池市議会定例会を開会します。

議長（北田 彰君） ここで、日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。

去る5月23日に第34回全国温泉所在地都市議会議長会総会が東京の都市会館で開催された後、第226回熊本県市議会議長会が都市センター会館が開催され、新任議長として天草市の宮下議長及び宇城市の末松議長の紹介があり、会務報告、次回開催地を宇土市に決定して終了しました。

24日は、第82回全国市議会議長会定期総会が日比谷公会堂で開催されました。

25日には全国市議会議長会主催で天皇陛下拝謁が皇居で行われましたので、出席してまいりました。

また、監査委員から平成18年5月の一般会計、特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっておりますので、報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、事務局に備え付けの書類により、ご承諾いただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

午前10時01分 開議

議長（北田 彰君） これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（北田 彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、森清孝君及び藤野敏昭君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（北田 彰君） 次に、日程第2、「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る6月16日の議会運営委員会におきまして、本日から7月7日までの15日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から7月7日までの15日間と決定しました。

日程第3 議案第90号から議案第168号まで一括説明

議長（北田 彰君） 次に、日程第3、議案第90号から議案第168号までの79議案について一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） おはようございます。本日、平成18年第2回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から7月7日までの15日間の日程でご審議をお願いするものでございます。

それでは、ただいま上程されました議案について、ご説明申し上げます。

議案第90号、平成18年度菊池市一般会計補正予算は、民生費では制度改正による児童手当費の増額1億3,137万円、衛生費では環境整備基金への環境保全協力金の積み立て1,030万2,000円。教育費では、市内小・中学校9校の耐震診断調査に係る経費700万円が主なもので、歳入歳出予算の総額に1億8,542万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を222億6,927万7,000円とするものでございます。

議案第91号、平成18年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算は、メタボリック症候群の予防のための健康教室開催経費で、歳入歳出予算の総額に367万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億8,947万5,000円とするものです。

次に、議案第92号、財産の無償譲渡につきましては、平成12年に旧旭志村が財団法人畜産環境整備機構より委託を受け建築しました簡易低コスト家畜排泄物処理施設につきまして、5年間の実証試験が終了し、菊池市に譲渡がありましたので、実証試験の協力者であります土地の所有者に譲渡するものでございます。

議案第93号、辺地総合整備計画の変更につきましては、平成16年度に同計画

の議決をいただいておりますが、その一部に変更が生じたので議決をお願いするものです。

議案第94号、字の区域の変更につきましては、県営花房中央地区の区画整理事業の実施に伴い、字の区域の変更が生じたので地方自治法の規定により議決をお願いするものです。

最後に、議案第95号から議案第168号の公の施設の指定管理者の指定につきましては、本年9月から本市公の施設74施設について、その管理を指定管理者に行わせるため、議会の議決をお願いするものです。

以上、上程されました議案の概要についてご説明申しあげましたが、詳細につきましては総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましてはこれらの議案につきまして慎重審議の上、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、議案第90号から議案第168号までを一括してご説明申しあげます。

議案は、その1、その2となっておりますけれども、議案その1の1ページをお願いします。

議案第90号、平成18年度菊池市一般会計補正予算（第3号）でございます。開けていただきまして、第1条歳入歳出補正で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,542万5,000円を追加し、歳入歳出予算を222億6,927万7,000円とするものでございます。

事項別明細書で主なものを説明いたします。14ページをお願いします。歳入です。款12分担金及び負担金、目3民生費負担金1,159万7,000円の補正のうち、児童福祉施設運営費他市町村負担分で12名の広域委託分の4月確定による1,084万5,000円の増額補正を行うものでございます。款14国庫支出金、目3民生費国庫負担金6,825万円のうち、被用者及び非被用者児童手当負担金、小学校終了前児童手当負担金並びに児童扶養手当負担金の補正は、国庫負担金補助率の改正に伴う減額補正でございます。また、次世代育成支援対策施設整備交付金の補正は、菊池乳児保育園と富の原保育園の改修に伴い、国庫交付金の確定に寄ります5,293万円の増額補正でございます。款15県支出金、目3民生費県負担金8,230万円の増額補正は、被用者及び非被用者児童手当負担金について、所得制限の拡充による対象者の増によるもの並びに小学校終了前児童手当負担

金について、支給対象の現行の小学校3年生から6年生に年齢が引き上げられたことによる対象者の増と補助率の改正によるものでございます。同じく款15県支出金、目4衛生費県補助金857万5,000円の増額補正は、エコビレッジ旭の施設整備工事に対する県補助金の確定によるものでございます。目5農林水産業費県補助金564万4,000円の補正のうち主なものは、JAのゴボウ部会に対する県の強化対策事業補助金463万円でございます。開けていただきまして16ページ、款19繰越金、目1繰越金1億4,113万円の補正は、今回の補正財源として充当するものでございます。款20諸収入、目3雑入1,030万2,000円の補正は、一般廃棄物搬入に伴います環境保全協力金を受け入れるものでございます。款21市債、目4衛生費820万円の減額補正は、エコビレッジ旭の施設整備工事に対する県補助金の確定に伴います合併特例事業債の減でございます。

開けていただきまして18ページになりますけれども、歳出でございます。款2総務費、目1一般管理費256万9,000円の補正のうち主なものは、区長協議会補助金253万2,000円で、当初予算におきましては他の各種協議会と同様に区長研修を2年に1回として計上いたしておりましたが、旧町村においては1年任期の区長さんが比較的多く、研修の機会がない区長さんも出るということで、平成20年度までは経過措置として毎年研修を実施するというようお願いするものでございます。目8企画費256万3,000円の補正の主なものは、総合計画1,000部の印刷製本費260万円でございます。目9地域振興費497万円の補正は、菊池ふるさと水源交流館について、指定管理者制度の導入に伴う委託料の組み替え並びに企業誘致促進のための地質調査委託料360万円で、旭志川辺地区内に3カ所の地質調査を実施するものでございます。款3民生費、目3障害者福祉722万3,000円の補正のうち主なものは、自立支援法に係ります電算システムの改修委託料でございます。開けていただきまして20ページ、款3民生費、目2児童手当費1億3,137万円の補正は、被用者児童手当給付費と非被用者児童手当給付費の3歳未満児の所得制限が緩和されたことによるものと、小学校3年生まで支給されていた児童手当が法改正によりまして小学6年生まで拡大されたことによる増額補正でございます。一番下になりますけれども、目1災害救助費のうち主な補正は、開けていただきまして22ページでございますが、災害時の障害者及び高齢者等の避難誘導システムを構築するための電算処理委託料135万円でございます。次に、款4衛生費、目5環境対策費1,030万2,000円の補正は、環境保全協力金を環境整備基金積立金に積み立てるものでございます。款5農林水産業費、目3農業振興費564万4,000円の補正のうち、園芸産地活力強化対策事業補助金463万円は、JAゴボウ部会への補助金でございます。開けていただ

きまして24ページ、款6商工費、目2商工振興費155万円の補正は、中心市街地活性化事業によりますタウンマネージャー1名の人件費でございます。目3商工業施設費の補正、菊池夢美術館について指定管理者制度の導入に伴う組み替え、目4観光費の補正はリバーサイドパーク、孔子公園、四季の里について、同じく指定管理者制度の導入に伴う予算の組み替えを行うものでございます。款9教育費、項2小学校費と項3の中学校費の設計監理業務委託料は、平成19年度より耐震工事を行う場合の国庫補助対象要件といたしまして、耐震の優先順位を調査する優先順位調査を実施しなければならなくなったために、今後耐震診断を行う予定の小学校7校と中学校2校について、この調査を行うものでございます。開けていただきまして26ページ、目3公民館費につきましては、校区公民館及び集会所、目5の文化施設費につきましては限府一番地複合施設で、それぞれの公の施設について指定管理者制度の導入に伴い、予算の組み替えを行うものでございます。

戻っていただきまして、5ページをお願いします。第2表債務負担行為の補正でございます。8ページまでの32の公の施設につきまして、指定管理者制度の導入に伴いまして示しております期間及び限度額におきまして、債務負担行為をお願いするものでございます。

9ページをお願いします。第3表地方債補正で、合併特例事業債につきまして、起債の目的別に限度額を補正後に変更し、補正後の限度額の合計を23億660万円とするものでございます。

以上、議案第90号の説明でございました。

次に、31ページをお願いします。議案第91号、平成18年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)でございます。開けていただきまして32ページ、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ367万6,000円を追加し、歳入歳出予算を55億8,947万5,000円とするものでございます。

事項別明細で主なものを説明いたします。36ページをお願いします。歳入でございます。款3国庫支出金、目2国庫ヘルスアップ事業補助金で、メタボリック症候群、これは腹囲、腹周りが85cm以上で高血圧、高脂血症、糖尿病のうち2つ以上に該当する人を指しますけれども、その予防のための健康教室の開催等に対する国の補助金でございます。下段が歳出でございます。健康教室を開催するときの指導員等の賃金と消耗品費並びにそれぞれの教室の個人データを管理するためのシステム構築の電算委託処理委託料でございます。266万7,000円でございます。

以上、議案第91号の説明でございました。

続きまして、39ページをお願いします。右側でございますが、議案第92号、

財産の無償譲渡についてを説明いたします。次のとおり、建物を無償譲渡したいので、議会の議決を求めるものでございます。平成18年6月23日、市長でございます。建物の所在地、種別、数量、2の評価額、3の譲渡の相手方につきましては、記載のとおりでございます。提案理由といたしましては、財産の無償譲渡につきましては地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、議会の議決を経る必要があるためをお願いするものでございます。この建物は、平成12年度の簡易低コスト家畜排泄物処理施設開発普及促進事業によりまして、旧旭志村が畜産環境整備機構から委託を受け建築され、今回譲渡先であります石井誠二さんの協力の下に実証試験が行われ、平成16年度をもって事業が完了いたしております。当該施設につきましては、畜産環境整備機構の財産でございましたが、処分制限期間満了の5年経過後は当該施設は本市が受け入れることになっておりまして、今回機構より本市が受け入れを行い、実証試験協力者でございます土地の所有者であります石井誠二さんの方に無償譲渡するものでございます。

以上、議案第92号の説明でございました。

次に、41ページをお願いします。議案第93号、辺地総合整備計画の変更についてご説明申しあげます。菊池市辺地に係る総合整備計画を次のとおり変更したいので、議会の議決をお願いするものでございます。市長でございます。提案理由といたしまして、辺地総合整備計画を変更するにあたっては、辺地に係る公共的施設の総合整備のため、財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がございますのでお願いするものでございます。

開けていただきまして、42ページをお願いします。計画の変更の理由は、辺地地域でございます旧菊池市の班蛇口地域と杉生地域において、消防施設の整備が遅れており、早急にその施設整備を実施することで、火災発生時の不安を取り除き、辺地地域と辺地地域外との地域間格差の解消を図るものでございます。変更の内容につきましては、防火水槽設置工事について、平成19年度に班蛇口地区の鳳来区に1カ所と杉生地域の杉生区に平成18年度に1カ所、平成19年度に1カ所を追加するものでございます。なお、43ページが班蛇口、44ページが杉生地域の計画書でございますので、ご参照いただきたいというふうに思います。

以上が、議案第93号の説明でございました。

次に45ページ、議案第94号、字の区域の変更についてご説明を申し上げます。菊池市の字の区域を変更するもので、字の区域を変更するには地方自治法第260条第1項の規定によりまして、議会の議決を経る必要がございますのでお願いするものでございます。今回の変更は、花房中央地区の区画整理事業の実施に伴うものでございます。46ページから52ページまでが変更する字につきまして、変

更前の大字、字、区域、変更後の大字、字を表に整理し記載いたしております。その次の右側が位置図でございます。その次からが大字、字区域の変更図を添付いたしておりますので、参照していただきたいというふうに思います。

以上、議案第94号の説明でございました。

次に、53ページをお願いします。議案第95号から、最後のページの議案第168号までの74議案につきましては、本市の公の施設について、その管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を経る必要がございますので、お願いするものでございます。公の施設の指定管理者制度につきましては、平成15年の地方自治法改正によりましてこれまで公共的団体等に限り管理運営を委託しておりました管理委託制度を廃止し、民間委託業者の有する能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上や施設の効果的、効率的な運用を図るために創設されたものでございます。この制度改正の猶予期間は、法改正の施行日から3年とされており、本年9月からは直営か指定管理者による管理に移行する必要がございます。本市もこれを受けまして、昨年9月に菊池市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例を制定し、また本年第1回定例会におきましては、当該する公の施設設置条例32件について一部改正、または全部改正をお願いし、指定管理者への移行準備を進めてまいりました。今回は、74施設について本年9月から指定管理者を指定したいため、議会の議決をお願いするものでございます。各施設につきましては、一条例に複数の施設がある条例もありますので、議案番号につきましては条例単位ではなく、1施設に1議案番号といたしております。各議案の内容は、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、指定管理者に指定しようとする団体及び指定の期間といたしております。指定の期間につきましては、各施設の実状に応じまして、2年7ヵ月から12年に及ぶものもございます。地域密着型の地区公民館等の施設につきましては、10年以上の指定をする予定です。なお、先ほど一般会計補正予算でご説明申し上げました第2表の債務負担行為の補正は、この指定管理者の指定に伴い、平成19年度以降の指定の期間、協定を締結する関係で債務負担行為を設定する必要が生じたものでございます。今回まで公募による指定はございませんが、今後現在の直営施設も含めまして、行政経費の削減が図られる施設については公募も含めまして指定管理者の制度の導入を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、議案第90号から議案第168号までの79議案につきまして、一括してご説明申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

日程第4 請願第1号 出資法に定める上限金利の引き下げ等に関する請願

要望 しすい孔子公園夏祭りの開催並びに予算に関する要望書

議長（北田 彰君） 次に、日程第4、請願第1号、要望の2件が今定例会までに提出されました請願・要望であります。その内容については、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第5 報告第4号から報告第14号まで、一括上程・報告

議長（北田 彰君） 次に、日程第5、報告第4号から報告第14号までの11件について一括議題とします。提出者の報告を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案のその2をお願いいたします。議案その2は報告関係になっておりますが、私の方からは報告第4号と第5号の説明をいたします。

1ページをお願いします。報告第4号、継続費繰越の報告についてご説明申し上げます。地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成17年度菊池市継続費繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。

2ページをお願いします。平成17年度菊池市継続費繰越計算書でございます。特別養護老人ホーム特別会計でございます。事業名がつまごめ荘改築事業。繰り越しの理由でございますが、市町村合併に伴いまして申請事務等の遅れと駐車場の予定地の用地買収が難航いたしましたために不測の日数を要し、年度内に事業を完成することが困難となったために繰り越しをするもので、翌年度繰越額8億1,312万693円でございます。

以上、報告第4号でございます。

次に3ページをお願いします。報告第5号、繰越明許費繰越の報告についてご説明申し上げます。これも地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰り越しとして別紙計算書のとおり報告するものでございます。

開けていただきまして、4ページをお願いします。平成17年度菊池市繰越明許費繰越計算書でございます。4ページから6ページまでの一般会計14事業でありまして、翌年度繰越額合計7億8,232万5,000円となっております。この14の事業を繰り越します主な理由といたしましては、地元との調整協議に時間を要したり、要望等によりまして当初計画の変更等が生じたもの、さらには用地交渉が難航したことで不測の日数を要したために年度内に事業を完成することが困難となったために繰り越しをお願いするものでございます。

以上、報告第5号の説明でございました。
議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） おはようございます。報告第6号は、菊池市土地開発公社経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3及び第2項の規定により報告するものでございます。

資料は、議案その2の10ページにありますけれども、平成17年度菊池市土地開発公社事業報告書でございます。（イ）の用地の年間取得造成、（ロ）の用地の年間処分原価につきましては、ございません。11ページにあります。平成17年度菊池市土地開発公社損益計算書でございます。1の事業収益は135万4,000円でございます。これにつきましては、小畠団地を雇用促進住宅菊池宿舍の駐車場として雇用促進協議会に賃貸していますので、その賃貸料でございます。事業収益から事業原価を差し引いた135万4,000円が事業総利益でございます。事業利益から3の一般管理を引いた82万1,684円が事業損益となるものでございます。4の事業外収益でございますが、受取利息等が4,602円、雑収益が91万7,741円となり、事業外収益から事業損益を差し引きました10万659円が計上利益となります。7の特別損失ですが、（3）その他特別損失におきまして、10年以上経過しました車両1台を廃車したことによる残存価格分の損失を計上したものでございます。したがって、経常利益からその他特別損失を引いた2万1,849円が当期利益となるものでございます。

次に、12ページをお願いします。平成17年度菊池市土地開発公社貸借対照表でございます。まず資産の部でございますが、1の流動資産としまして28億776万8,857円でございます。2の固定資産合計は25万2,756円となっております。試算合計は、流動資産合計と固定資産合計の28億802万1,613円と相成るものでございます。

次に、13ページの負債の部でございます。1の流動負債は、（3）前受金の219万2,000円となっております。2の固定負債、（1）の長期借入金は20億8,500万円となります。1流動負債と2固定負債を合計しました20億8,719万2,000円が負債合計でございます。

次に資本の部ですけれども、1の基本金は出資金の100万円でございます。これは、市からの出資金です。2の準備金合計は（1）前期繰越準備金と（2）当期利益を足しまして7億1,982万9,613円となるものでございます。負債資本合計は負債合計と資本合計を足した額となりまして、前の12ページの資産合計と合致するものでございます。

14ページは、公社の財産目録、15ページが借入金明細でございます。資料としてご覧いただきたいと思えます。

16ページには、平成17年度菊池市土地開発公社の決算、監査意見書を添付しています。

17ページをお願いします。平成18年度菊池市土地開発公社の事業計画でございます。1の事業面についてですが、林原工業団地で50万円、蘇崎工業団地において1,867万8,000円、田島工業団地で1,285万7,000円を計上しています。2の土地売却等はございません。

次に18ページになりますけれども、平成18年度の予算でございます。予算につきましては、第2条の収益的収入及び支出で、公社所有地に係る賃貸料、受取利息等収入及び草刈り経費等の支出を計上しています。

次に、19ページの第3条資本的収入及び支出でございますが、資本的収入につきましては第1款第2項の長期借入金で18億8,050万円を計上しており、同額が収入合計となっております。資本的支出につきましては、第1款第1項の土地造成事業費で、3,203万5,000円を計上しています。第3項の長期借入金償還金につきましては、18億8,050万円を計上してまして、また第4条の借入金の限度額は21億円とされております。

20ページが平成18年度の資金計画となっております。

以上が、報告第6号、菊池市土地開発公社経営状況報告でございます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） おはようございます。

私の方から、21ページをお開き下さい。報告第7号の有限会社きくち観光物産館経営状況報告から、141ページの報告第14号、有限会社有朋の里泗水経営状況報告まで、以上8件についてご報告を申し上げます。

以上8件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、普通地方公共団体の長は地方自治法第221条第3項に規定する法人、ここでいいます法人といいますのは当該地方公共団体が出資をいたしております資本金等の額が2分の1以上の法人で、株式会社、有限会社を指すものでございます。その法人について、毎事業年度ごとに政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出しなければならないと規定しております。

それでは、報告第7号から順次ご説明を申し上げたいと思えます。

ページ21ページでございます。報告第7号、有限会社きくち観光物産館経営状況報告についてでございます。

24ページをお開き下さい。平成17年度の営業報告からご説明を申し上げます。菊池観光物産館の平成17年度第14期の状況は、地域間競争が激しい中、2年連続の売り上げ2億円台を維持することができました。本年度取り組みましたステビア農産物が好評をいただき、地元の旅館、ホテルも地産地消の方に積極的に取り組んでいただいたところでございます。また4つの物産館が市行政と連携をし、新商品の開発や販売及び経営研修などを通じまして、今まで以上に相互理解を深めたところでございます。さらに菊池菓子工業組合が商工会の特産品開発商品として万華灯を新しく開発され、松風に並ぶ菊池の銘菓として育てていかれるということでございます。

25ページから27ページまでは、定期取締役会の内容でございますので、ご一読下さい。

29ページは、前年度との売り上げ実績及び売り上げ客数の比較となっております。17年度の売上実績は2億1,677万2,136円で、前年対比103%となっており、売り上げ客数は19万9,835人で前年対比110%となっております。

次に、30ページから平成17年度決算報告書でございます。

まず32ページは、平成18年3月31日現在の貸借対照表でございます。資産の部では、流動資産、固定資産の合計が3,910万5,877円、負債の部で2,054万1,971円、資本の部で1,856万3,906円となっております。

次に、33ページが損益計算書でございます。売上高7,297万2,398円となっております。売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引きますと、営業損失が235万2,937円となり、当期末処分利益は286万7,906円となっております。

35ページが利益金処分計算書でございます。次期繰越利益としまして286万7,906円を計上いたしております。

次に37ページをお開き下さい。平成18年度の営業計画でございます。平成18年度は、安全安心こだわりの農産物の販売拠点として、ステビア農産物のPR普及に努めてまいります。特に本年度はステビア焼酎の菊池高原の販売と体験型観光農園として、ステビア梨狩りを実施いたします。また、菊池の特産品をメインとしました新商品開発を推進し、地産地消を広く取り組みます。これからも菊池からの情報発信に努め、特徴のある観光と販売の拠点として一層努力をしております。

次に、38ページからは平成18年度予算を計上しております。収入の部で、営業収入7,550万円、営業外収入としまして350万円、合計の7,900万円を見込んでおります。

次に、支出の部であります、販売費及び一般管理費の支出合計が7,540万円を見こんでおります。42ページは18年度の月別の売り上げ目標でございます。対前年度比101%の2億2,000万円を目標といたしております。

以上、概略を申し上げまして、有限会社菊池観光物産館の経営状況報告にさせていただきます。

続きまして43ページ、報告第8号、有限会社ファームきくち経営状況報告についてでございます。45ページをお開き下さい。平成17年度の事業報告からご説明を申し上げます。有限会社ファーム菊池は、昨年完成した施設ハウスを基盤に、野菜、花卉の生産を本格化するとともに、県との連携の下、新規作物導入として古代米、ベビーリーフなどの実証栽培に取り組みされました。また、新規就農支援セミナーを継続的に実施され、延べ参加人員が750名、うち就農者数が3名という成果を上げられております。

48ページからが17年度の決算報告書でございます。48ページ、平成17年12月31日現在の貸借対照表でございます。資産の部では、流動資産、固定資産の合計が1,311万6,794円、負債の部で135万6,963円、資本の部で1,175万9,831円となっております。

49ページは、損益計算書でございます。売上高は2,605万7,393円となっております。純売上高から売上原価と販売費及び一般管理費を差し引きますと406万4,874円が営業利益となり、法人税前期繰越損失を差し引きまして、当期末処分利益が60万9,831円となります。

54ページ、平成18年度の事業計画でございます。昨年新規作物導入ということで実証しました古代米、ベビーリーフを新たな産地づくりに向け集落営農の組織などと連携しながら積極的に取り組み、中山間地域の振興に努めることとしております。また多様な担い手の確保・育成を目的に実施しております新規就農支援セミナーにつきましても、指導体制の強化を図りながら関係機関との連携の下、農業にやる気のある人材を継続的に受け入れ、就農独立に向けて積極的に支援することといたしております。

次に、56ページからが平成18年度の予算でございます。56ページ、18年度の損益計算書でございます。純売上高を4,030万円と見込んでおります。販売費及び一般管理費816万円、当期純利益を165万3,000円と計画をいたしております。

以上、概略を申し上げまして、有限会社ファーム菊池の経営状況報告にさせていただきます。

次に59ページ、報告第9号、有限会社七城町特産品センター経営状況報告につ

いてでございます。61ページをお開き下さい。平成17年度の事業経過報告からご説明を申し上げます。17年度においては、主力農産物でありますメロンのギフト販売について、九州管内はもちろん、関西方面への新たな販路契約を開始するとともに、愛知県の生協とのメロンギフト販路拡大を図りました。またトレーサビリティシステム、生産履歴の開示でございますけれども、取り組み、安全安心な農産物生産の取り組みを進めております。62ページから平成17年度の決算報告でございます。

63ページが平成18年3月31日現在の貸借対照表でございます。資産の部では、流動資産、固定資産の合計が2億6,795万3,764円、負債の部で1億7,525万5,710円、資本の部で9,269万8,054円となっております。

64ページが損益計算書でございます。売上高は13億4,835万4,014円となっております。売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引きますと、営業利益が284万6,256円となります。法人税等処理し、当期末処分利益は1,519万8,054円となります。

66ページは利益処分計算書でございます。利益準備金としまして25万円を積み立て、配当金として250万円を計上し、次期繰越金が1,244万8,054円となっております。

次に67ページは、平成18年度の事業計画でございます。平成18年度におきましても、継続して各種イベントを開催し、特に関西・関東方面にメロンのギフト拡大を図るとともに、加工品開発とその販路拡大を計画しているところであります。また、トレーサビリティシステムにより、消費者に対し新鮮で安全・安心を広くPRしてまいります。

次に、68ページからは平成18年度収支予算でございます。平成18年度の売上額を前年対比2.5%増の13億8,341万6,000円に設定をしております。収入の部合計は13億9,741万8,000円を見込んでおります。支出の部で、売上原価10億9,242万4,000円、一般管理費2億7,793万1,000円とし、支出合計が13億7,035万5,000円を見込んでおります。18年度につきましては、2,706万3,000円の利益を見込んでいるところでございます。

以上、概略を申し上げまして、有限会社七城町特産品センターの経営状況報告にさせていただきます。

次に、80ページをお開き下さい。報告第10号、有限会社七城町振興公社経営状況報告についてでございます。81ページが平成17年度の事業報告からご説明を申し上げます。七城町振興公社の事業につきましては、七城温泉ドームの庭園露

天風呂、歩行浴のリニューアルに伴い、対前年10万9,340名増加し、売上高も2,870万円増加しております。

82ページをお開き下さい。イベント等につきましては、7月のグランドオープンお客様感謝祭を皮切りに、9月の健康フェアにおきまして、健康ブームの影響もありまして、特に歩行浴については来場者から大変好評を得ました。また18年5月には、平成9年2月に温泉ドームをオープンして以来、約9年間で今回入場者400万人を突破いたしております。

次に、84ページからは、平成17年度の決算状況でございます。85ページは平成18年3月31日現在の貸借対照表でございます。資産の部では、流動資産、固定資産、繰越資産等の合計が1億4,029万1,939円、負債の部では流動負債として5,262万5,244円、資本の部では8,766万6,695円となっており、当期末処分利益が541万6,695円となっております。

次に、86ページは損益計算書でございます。売上高は5億7,262万3,069円となっております。売上原価2億4,841万660円でございます。売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引きますと、871万6,562円が営業損失でございます。また営業外収益2,849万2,046円から営業損失及び法人税等を差し引きますと1,513万5,173円の当期純利益となります。前期繰越損失971万8,478円を処理して、当期末処分利益は541万6,695円となっております。89ページは、利益処分計算書でございます。当期末処分利益541万6,695円から配当金300万円、利益準備金が30万円を差し引きますと211万6,695円が次期繰越利益となっております。

91ページをお開き下さい。平成18年度事業計画でございます。昨年好評を得ました健康フェアをはじめ、8月に沖縄フェアを盛り込み、そのほか本年度は10周年に伴う記念イベントを実施し、従業員一同全力で取り組んでまいります。

次に、93ページをお開き下さい。平成18年度損益計算書でございます。まず、収益の部でございます。収入合計は5億3,635万1,000円を見込んでおります。

次に、94ページ、費用の部でございますが、主な項目について申し上げますと、まず売上原価につきましては2億2,304万6,000円で計上をいたしております。一般管理費につきましては3億750万8,000円となっております。費用合計は5億3,055万4,000円を見込んでおります。当期利益につきましては、579万7,000円を見込んでおります。

以上、概略を申し上げます。有限会社七城町振興公社経営状況報告に代えさせていただきます。

次に97ページ、報告第11号、有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告で
ございます。99ページをお開き下さい。平成17年度の事業報告からご説明を申
し上げます。七城町銘柄米センターでは、七城のお米、安全安心銘柄米と位置づけ
て、七城米の生産、集荷、販売等について取り組んでいるところでございます。平
成16年産販売実績につきましては、1万8,695俵、平成17年産集荷実績に
ついては2万7,598.5俵となっております。

次に、100ページからは平成17年度の決算報告書でございます。101ペー
ジ、平成17年12月31日現在の貸借対照表でございます。資産の部では、流動
資産及び固定資産の合計が4,314万5,061円、負債の部で587万6,11
6円、資本の部で3,726万8,945円となっております。うち当期末処理損失
が4,673万1,055円となっております。

次に、102ページが損益計算書でございます。売上総利益1億2,635万5
0円となっております。売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引きますと、
259万3,317円が営業利益となります。また、経常利益415万4,335円
から法人税等の充当税を差し引きますと397万1,835円の当期利益となりま
す。前期繰越損失の5,070万2,890円を差し引きまして、当期末処理損失は
4,673万1,055円となります。

105ページをお開き下さい。平成18年度の事業計画でございます。平成18
年度の集荷につきましては、前年度対比で97%の2万7,000俵を計画してお
ります。また、堆肥散布車導入事業により、有機質堆肥の投入を行い、品質と食味
の向上に努めながら、銘柄米を確立し、競争力の強化を図ってまいります。

106ページでございます。平成18年度の収支予算計画でございます。収入の
部で売上総利益を1億3,500万円、ほか堆肥散布車導入事業補助金、堆肥散布
車の利用収入及び無人ヘリコプター利用収入合わせまして、収入合計が1億7,4
50万円と見込んでおります。支出の部で販売費及び一般管理費の中で主なものを
申し上げますと、出荷奨励金が1億2,150万円、広告宣伝費が500万円、堆
肥散布車導入事業費が2,570万円、支出合計が1億6,919万4,982円を
見込んでおります。以上、概略を申し上げまして、有限会社七城町銘柄米センター
の経営状況報告に代えさせていただきます。

次に、107ページでございます。報告第12号、有限会社旭志村ふれあいセン
ター経営状況報告についてでございます。109ページをお開き下さい。平成17
年度の営業報告からご説明を申し上げます。旭志村ふれあいセンターでは、平成1
7年度第13期の状況は、同業他店との競争激化の中で、また異常気象など、当ふ
れあいセンターを取り巻く環境は非常に厳しく、前年実績との戦いが強いられてい

ます。

112ページ、平成17年度の売上高は、平成16年度4億6,735万1,000円に対しまして4億3,508万6,000円と、前年対比6.9%の減になっております。また、お客様の数につきましても30万4,375人で前年対比で9.4%の減となっており、前年をそれぞれ下回っております。

次に、113ページからは平成17年度の第13期決算報告書でございます。

114ページは、平成18年3月31日現在の貸借対照表でございます。資産の部では、流動資産、固定資産の合計が6,837万8,501円、負債の部で3,311万7,869円。資本の部で3,526万632円となっております。

115ページが損益計算書でございます。売上高4億3,508万6,359円となっております。売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引きますと、営業利益が352万9,582円となります。法人税との差し引き、当期末処分利益は407万7,862円となっております。

117ページ、利益処分計算書でございます。利益配当金として121万7,500円、積立金としまして100万円、繰越金として173万8,612円となっております。

118ページが18年度の経営計画でございます。平成17年度は売上、客数とも大幅に下回り、減収減益となりました。18年度も昨年同様に厳しい状況が予想される中、お客様からの高い評価を得るために、産地直送の顔の見えるとりたて、新鮮、安全安心な旭志産野菜と生産履歴が明確に表示できる旭志牛をよりクローズアップし、固定顧客拡大を図ってまいります。また、よりよい販売サービスを実践し、他の物産館との連携、連絡を密にしまして、相互の協力態勢を構築してまいります。

次に、119ページからは平成18年度の予算を計上いたしております。物産館売上2億5,600万円ほか、食彩館、精肉売上、販売手数料など、純売上高を4億4,630万円、前年度比102.6%を目標にいたしております。売上原価3億1,450万円、販売費及び一般管理費を1億2,780万円と見積もっております。営業利益は400万円と見込んでおるところでございます。

以上、概略を申し上げまして、有限会社旭志村ふれあいセンターの経営状況報告にさせていただきます。

127ページをお願いします。報告第13号、株式会社四季の里旭志経営状況報告についてでございます。128ページをお開き下さい。平成17年度の営業報告からご説明を申し上げます。四季の里旭志では、温泉館の大規模改修工事のために32日間休業による減収が発生しましたが、今期の売上高は1億5,747万6,0

00円となり、前期、1年間の売上高1億5,476万1,000円を超える結果となっております。リニューアル工事が完了しました7月以降で売上を比較しますと、前年比の115.9%の伸びを示しているところでございます。また、客数につきましても年間8万654人の利用があり、リニューアル後の客数の伸び率では前期比で108.2%を示し、リニューアル効果が表れております。130ページから平成17年度決算報告でございます。資産の部では、流動資産、固定資産の合計が8,291万4,271円、負債の部で224万5,142円、資本の部で8,066万9,129円となり、うち当期末処理損失が1,905万5,871円となっております。

132ページが損益計算書でございます。売上高1億5,747万5,589円となっております。売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引きますと1,463万167円が営業損失となります。また、営業外収益1,369万881円から営業外費用及び雑損失法人税等を差し引きますと1,445万3,837円の当期純損失となり、前期繰越損失460万2,034円と合わせまして、当期末処理損失は1,905万5,871円となっております。

137ページ、第12期の平成18年度の営業計画でございます。今期四季の里旭志においては、部門間の壁をなくし、専属の営業担当を置き、団体客の確保に努めてまいります。なお、それぞれの部門ごとの営業計画の詳細につきましては、137ページから139ページまでを資料がありますのでご覧下さい。140ページ、平成18年度の収支予算書でございます。売上高1億8,053万円から仕入原価5,266万円を処理しますと、売上総利益は1億2,787万円を見込んでおります。粗利益から販売費、一般管理費の1億2,767万3,000円を処理しますと、経常利益19万7,000円を見込んでおります。

以上、概略を申し上げまして、株式会社四季の里旭志経営状況報告に代えさせていただきます。

最後に、141ページ、報告第14号、有限会社有朋の里泗水経営状況報告についてご説明を申し上げます。143ページをお開き下さい。平成17年度の営業報告から申し上げます。平成17年度の決算数値としまして、売上高は4億1,204万1,000円で、対前年度比で106.2%となり、また入店客数は37万5,249人で、対前年度比106.4%となっております。特に17年度は九州沖縄道の駅弁フェアにおいて、圧倒的販売個数で、連続九州一位を達成し、弁当の予約注文が増加してまいりました。また、養生市場出荷者協議会の組織的なエコファーマー認定を実践し、環境保全型農業の推進と安全安心農産物のPRを図ってまいりました。

次に、145ページからは平成17年度の決算報告書でございます。

147ページが平成18年3月31日現在の貸借対照表でございます。資産の部の合計が6,971万651円、負債の部の合計が3,954万6,897円、資本の部の合計が3,016万3,754円となっております。

148ページが損益計算書でございます。売上高9,482万4,871円となっております。売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引きますと368万9,879円が営業利益となります。法人税等を処理しまして、当期末処分利益は1,392万3,754円となっております。

次に、150ページ、利益金処分計算書でございます。利益準備金としまして8万円、配当金として80万円を計上し、次期繰越利益が1,304万3,754円となっております。

152ページをお開き下さい。平成18年度の営業計画でございます。養生市場の特徴を明確にし、より安全安心、新鮮な農産物、農産加工品を提供していただく出荷者の皆さんと協力して、お客様のニーズに合った品揃え、売り場を目指します。また、孔子公園についても、憩いとやすらぎの場を常時提供できるように環境整備などに努め、各団体との連携を図り、各種イベントの開催などにより収穫増と養生市場との相乗効果が発揮できるように計画をしております。

153ページは、平成18年度の経営計画書、損益計算書となっております。総売上高は4億1,500万円、対前年度比100.7%を計画しております。営業収益としましては、販売手数料収益を5,462万円、対前年度比102.3%を見込んでおります。販売費、一般管理費が5,652万円と見込んでおります。当期純利益として1,200万円を計上いたしております。

以上、概略を申し上げまして、有限会社有朋の里泗水の経営状況報告にさせていただきます。

なお、それぞれの経営状況報告の中で、説明を省略いたしました分につきましては、後でご一読をいただきたいと思っております。

以上で報告を終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） 以上で報告を終わります。

報告第4号及び報告第5号は、地方自治法施行令第145条第1項及び第146条第2項の規定により、また報告第6号から報告第14号までは、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告にとどめます。

日程第6 休会の議決

議長（北田 彰君） 次に、日程第6、休会の件を議題とします。

お諮りします。来る26日、27日及び28日は、議案調整のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(北田 彰君) ご異議なしと認めます。

よって、来る26日、27日及び28日は休会とすることに決定しました。

なお、24日及び25日は市の休日のため休会です。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。明日24日から28日までは休会ですので、会議を来る29日午前10時から開き、質疑、委員会付託及び一般質問を行います。議案に対する質疑を希望される方は、その質問の要旨を具体的に記載し、27日の正午まで事務局にご提出をお願いします。

本日は、これで散会します。なお、この後全員協議会を大会議室で開きますので、10分後お集まりをお願いしたいと思います。

全員、起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

散会 午前11時10分

第 2 号

6 月 29 日

平成18年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

平成18年6月29日(木曜日)午前10時開議

- 第1 質疑
- 第2 委員会付託
- 第3 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 質疑
- 日程第2 常任委員会に付託
- 日程第3 一般質問

出席議員(28名)

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一郎	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君
6番	二ノ文	伸元	君
7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君
9番	三池	健治	君
10番	怒留湯	健蓉	さん
11番	坂本	昭信	君
12番	隈部	忠宗	君
13番	奈田	臣也	君
14番	葛原	勇次郎	君
15番	木下	雄二	君
16番	坂井	正次	君
17番	森	隆博	君

18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君
20番	渡邊	康雄	君
21番	栃原	茂樹	君
22番	松本	登	君
23番	工藤	恭一	君
24番	境	和則	君
25番	北田	彰	君
26番	外村	國敏	君
27番	徳永	隆義	君
28番	横田	輝雄	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村	三男	君
助役	村上	建二	君
収入役	高本	信男	君
総務部長	緒方	希八郎	君
企画部長	村山	隆	君
市民部長	木下	儀郎	君
経済部長	岡崎	俊裕	君
建設部長	石原	公久	君
七城総合支所長	平野	國臣	君
旭志総合支所長	稲葉	公博	君
泗水総合支所長	上林	正章	君
市民部総括審議員	大場	美範	君
企画部首席審議員	鳥井	修	君
財政課長	川上	憲誠	君
教育長	田中	忠彦	君
教育次長	山口	正司	君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村	鉄男	君
水道局長	後藤	定	君

農業委員会事務局長
監査委員事務局長

五 島 千 秋 様
田 島 伸 正 君

事務局職員出席者

事 務 局 長
議 事 課 長
議 事 課 長 補 佐
議 事 係 主 事

樋 口 昭 彦 君
春 木 義 臣 君
城 主 一 君
本 田 昇 君

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

午前10時00分 開議

議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 質疑

議長（北田 彰君） それでは日程に従いまして、日程第1、質疑を行います。

発言の通告がっておりますので、質疑を許します。

はじめに、栃原茂樹君。

[登壇]

（栃原茂樹君） おはようございます。質疑の通告をいたしておりますので、通告書に従いまして、公の施設の指定管理者の指定について、5点ほど質疑をさせていただきます。

まず、第1点目は、議案第95号、96号及び99号から102号及び111号から117号並びに122号、123号、167号、168号については、議案中、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称と示されております。なお、議案第97号及び98号及び議案第103号から110号並びに議案第118号から121号及び議案第124号から166号についてはまとめてありますが、これは施設の名称のみ示されております。それ以外は、全て同文であるわけですが、この違いは何か意味があるのか。また、まとめた議案については、指定管理者に管理を行わせる公の、この字句が示されていないが、いずれが正しいのか、第1点目のお尋ねをいたします。

第2点目といたしまして、74件の公の施設の指定管理の指定を上程されておりますが、どれだけの管理業務に係る経費の縮減が図られたか。どれだけの見込みがなされているかについてお尋ねをいたします。

3点目に、老人福祉センターとして議案第103号から104号、105号についての債務負担行為の補正額は、まとめて19年度分が1,704万1,000円を計上されておりますが、各々のこの内訳はどうなっているかということについてお尋ねをいたします。

4点目といたしまして、指定管理者を指定して債務負担行為がなされていない団体等はどうなっているのか。この件についてもお尋ねいたします。

最後に5点目でございますが、指定管理者の内容はどのようになっているのか。いろいろ申請書を出されて、内容を検討されておると思いますが、34件が債務負担行為として実際金額が19年度から上がっておるわけでございますが、その補正が計上されている全部の内容についてお尋ねいたしますと時間がございませんので、まず1つとして旭志大迫集会所のこの内容、業務内容。それから、リバーサイドパーク、それから有朋の里泗水公園についてお尋ねをいたします。

あとは、質問席において質問させていただきます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、1点目の公の施設の指定管理者の指定について、議案第95号から166号までの分についてでございますけれども、今回の公の施設の指定管理者の指定議案は、提案理由でも記載していますとおり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきお願いしているもので、議決を得るべき事項は平成15年の総務省の通知によりまして、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間の3項目となっているところでございます。議案の記載方法につきましては、公の施設の設置条例単位としているところでございますけれども、なお一つの条例に複数の施設があるものにつきましては、表形式として表示いたしておりますし、1施設ごとに1議案という形で掲載したものであります。表については、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称を施設の名称と、指定の期間を指定期間と簡略しておりますが、意味といたしますのは指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称であり、指定の期間でございますので、その点はよろしくお願いしたいと思います。

また2点目でございますけれども、74施設の経費の縮減についてでございますが、今回の指定管理者の指定にあたっては、菊池市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例に基づきまして、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことを前提に、公募による指定ではございませんで、現在管理委託をお願いしています団体の指定をお願いするもので、公民館的な施設につきましては10年以上を指定し、これ以外の34施設につきましては本年9月から2年7ヵ月といたしております。お尋ねの経費の縮減についてでございますが、これまで管理をお願いしている団体及び第3セクター等の指定でありますので、今回は削減効果は期待できませんが、次回以降の指定にあたりましては、利用料金制の導入により、利用料金を受託団体が収受すること、また効率的な管理体制を取ることなどにより、その分管理経費の削減につながってくるものと思われまます。なお、管理経費が生じます34

施設の平成18年度の管理経費は1億3,576万6,000円でございますが、平成19年度は今回の補正に記載しておりますけれども、平成19年度の債務負担行為補正の額を合計いたしますと1億4,198万3,000円でございます。621万6,000円の上昇となります。その主な要因でございますけれども、現在改築を進めておりますきくちふるさと水源交流館の管理施設増加に伴い、見込まれます680万円の管理料の増でございます。これ以外の施設の総額を比較しますと、前年とほぼ同額でございます。先ほど申しましたように、平成21年度以降につきましては、公募により指定を考えられますことから、現在の直営の施設を指定管理者に移行することにより、管理経費の削減につながるものと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） おはようございます。3点目の老人福祉センター全体としての平成19年度から20年度までの債務負担行為補正といたしましては、3,408万2,000円でありまして、その内訳といたしまして、菊池老人福祉センター分が2,641万円、年度間では、年度の内訳は1,320万5,000円でございます。七城老人福祉センター分が378万6,000円でございます。年度の内訳は189万3,000円でございます。

次に、旭志老人憩いの家分が計で388万6,000円、年度間の内訳、1年度の内訳は194万3,000円となっております。本件につきましては、3カ所の施設を予算で総括して計上いたしておりますので、このようなことで計上いたしております。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） おはようございます。

4番目の指定管理者を指定して債務負担行為がなされていない団体はどうかという問いですが、債務負担行為の対象となっていない施設については、七城地区公民館の田中区公民館ほか30館、及び新村コミュニティセンターの合計32施設であります。これは、旧七城町時代に過疎債対象で取り組まれており、現在は市の施設となっております。なお、七城地区の公民館は、ほかの自治公民館と同様の管理運営が各地区で実施されておまして、公民館使用管理委託契約書においても、施設の使用その他施設の維持管理に要する経費は、すべて地区の負担となっております。よって、建設費の負担等の違いはありますが、実質的には他の自治公民館と変わらないため、債務負担行為はしておりません。指定管理業務の

内容としましては、適正な管理運営を確保しつつ、住民サービスの質の向上と経費の削減等を図ることを目的としております。

続きまして、大迫集会場の件について、指定管理業務の内容はということですが、業務内容というのは一般管理費であります、カギの管理、建物の内外の清掃、電気料金、水道料金等の支払いがありますが、この大迫集会場につきましては、学習会が行われておりますが、小、中、高校生の学習会、それから女性の学習会、成人等の学習会ということで、非常に参加人数が多いため、その集会所の隣に新しく児童館を建設いたしました。その管理費用が係るものでございます。そのほか、この大迫集会所だけ浄化槽が設置してあります。ほかのところは下水道で対応している部分が多々ございますが、浄化槽が設置してあり、その浄化槽管理費、保守点検料、法定検査手数料等がございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） おはようございます。栃原議員の質疑にお答えを申し上げたいと思います。

1点目は、リバーサイドパークの業務管理委託の内訳ということによろしゅうございましょうか。リバーサイドパークにつきましては、8月までは管理業務委託料として6,000万円をお願いしております。今回、指定管理者制度に移行するという形で500万円をそのまま指定管理委託料ということで組み替えを行っております。ですから、9月から3月までにつきましては500万円という形になります。当初の6,000万円につきましては、使用料イコール委託料という形で行ってございましたので、9月以降は利用料金制という形でそのような形で委託をするという形になります。

次に、有朋の里泗水公園管理委託関係でございますけれども、これは議案第123号で公の施設の管理につきまして有限会社有朋の里泗水に管理委託をお願いするものでございます。内容につきましては、電気上下水道、それから警備保障、電気保安、維持管理補修、清掃、中継ポンプ等の主点検ということで、展示館のスペース等も含めまして、有朋の里公園管理につきましても、有朋の里泗水の方に管理を委託するという形を取らせていただいております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

（栃原茂樹君） 再質疑をさせていただきます。

まず1点目の議案中の字句が違うというのは、同じ目的の議案でございます、各々中身が違うというのは好ましくないと。いずれか一方に、どちらかにやって上程してもらわないと、いずれが正しいのかという疑問が湧いてくるわけでございます。そういうことでお尋ねをしたわけですが、理解はいきます、内容は指定をされている名称は公の施設だということはわかっておりますが、他の者が見た場合はわからないわけですね。だから、やっぱり条例等については、同じ目的の条例等については、中身の字句については同じでまとめようと、別々でも構いませんが、合理的に言うならまとめた方が、現在13枚要っておりますが3枚で済みます。100部つくれば1,000枚用紙が少なくて済むという節減が図られるわけでございますので、そういうことで創意工夫をして、やっぱり同じ中身の字句は違っていたんじゃ私は好ましくないとということでお尋ねをいたしたわけですが、それで、これについては答弁は要りません。

次に、2点目ですが、菊池市公の施設の施設管理の指定の手続きに関する条例第5条の選定基準で、業務管理に係る経費の、先ほども申し上げましたけれども、縮減が図られることとなっておりますわけでございます。債務負担行為、四季の里の12期、これは18年度分だと思っておりますけれども、営業計画では営業外収益として1,325万円が計上されております。これに対しまして、債務負担行為としては19年度は限度額が1,661万2,000円が計上されております。むしろ縮減されるどころか、336万2,000円増加しておるわけですが、この理由について、中身についてはどうなっているのかをお尋ねいたします。

それから、旭志大迫集会所の業務内容について説明がございましたけれども、ずっと債務負担行為を見ておりますと、すべて集会所という名が付いているのがすべて債務負担行為として19年度から上がっておるわけでございますが、他にも、七城にもいっぱい同じような、通称言うなら公民館と申しますが、そういうのがいっぱいあるわけですね。契約の仕方ではそういうことになると。七城の場合は全く管理料とか何とかは地元の区の方でやっております。だから、その違いをちょっと、何か法的にそういうふうにしなければならないのがあるのか。その点について、再質疑をさせていただきます。

以上です。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） まず、公民館と集会所の違いなんでございますけれども、その設置目的が違っております。まず、公民館は地域住民が集会その他研修施設として自主的な学習活動を展開し、主体的な地域づくりの推進を図り、あわせて住民の

福祉の向上に資するためにとされており。一方の集会所は、地域改善対策特別措置法に基づき建設されたものでございまして、教育基本法に基づき、一人一人の人権の保障と差別のない社会をつくるために行う人権教育の拠点として集会所を設置すると、その目的を異にしているということでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 栃原議員の再質疑にお答えを申し上げますけれども、質疑で私たちが伺っておる項目以外のことでございましたので、今手元に資料がございませんので、後ほど議員に直接ご説明を申し上げたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。四季の里の債務負担行為等の金額の違いでございます。よろしくお願いたします。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

（栃原茂樹君） 各々の施設を書きますとたくさんございますのでまとめて書いておりましたから、いろいろ検討はされとると思いますので、すべてお答えができるものということで私は考えておりました。手元に資料がないということであれば、結構でございます。またいずれ委員会等がございますので、そのあたりで審議が行われると思いますので、私の方といたしましては資料がなければ結構でございます。

それから、集会所等については法的にいろいろあるということでございますので、私も後でまた勉強させていただきます。委員会も付託なされるわけでございますので、そちらの方で十分審議をしていただければ結構でございますので、以上で私の質疑を終わらせていただきます。局長、これは少し高かけん、座とっと筆記する場合書かれんですよ。後でやり直しとって下さい。

議長（北田 彰君） 次に、境 和則君。

[登壇]

（境 和則君） 質疑をさせていただきます。今、栃原議員の方から質疑があったわけですが、私は公の施設の指定管理者についての議案第116号、菊池市ふるさと創生市民広場の管理について、菊池温泉観光旅館協同組合を考えていると。そういう中のいきさつと経緯について説明をしていただきたいと思います。

それから、できますれば、ふるさと創生市民広場がどこにあたるのかを優しく丁寧に答えていただければ幸いです。

2案に、議案第106号のきくち観光物産館の管理について、これについても17年度の決算、18年度の事業計画に基づいて経緯と結果についてご質疑いたしま

すので、ご説明をいただきたいと思います。

以上です。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 境議員のご質問にお答え申し上げます。

議案第116号、菊池市ふるさと創生市民広場の指定管理者の指定につきましては、今度の指定管理者導入によりまして菊池市ふるさと創生市民広場を観光情報の発信施設として菊池温泉観光旅館協同組合に、きくち観光物産館につきましては、地産地消の販売施設として有限会社きくち観光物産館に指定して、平成18年9月1日から平成21年度の3月31日までの2年7ヵ月間の指定期間をお願いするものでございます。

この場所につきましてはということでございますけれども、ふるさと創生市民広場につきましては、騎馬像がございます市民広場の芝生のところですね。それから物産館の施設、それから駐車場の施設、それに夢美術館の施設を条例で謳っております。

今回の指定管理者の指定につきましては、その中できくち観光物産館につきましては有限会社きくち観光物産館にと。夢美術館につきましては菊池温泉観光旅館協同組合へという形であります。

事業内容につきましては、平成17年度の事業関係から申し上げますと、夢美術館でございますけれども、現在の管理形態につきましては平成14年から現在の温泉旅館組合に行っております。当初の、建設当初から公設民営という形で、県、市、それから民間の方々の寄附によって建設をされておりました、管理につきましては未来観光というのがしておりましたけれども、経営困難ということで14年度4月からは現在の形になっております。年間の利用状況を見ますと、平成16年が3万1,161名という形になっております。昨年の17年度につきましては3万7,979名の方が利用をされております。年間を通じまして17回ほどの昨年は催し物があります。企画運営、すべてにつきましては観光旅館組合の方に委託をしておりますので、その中でお願いをしているところでございます。また、委託料につきましては先ほど言いました今回の指定管理者に伴います指定の委託料につきましては、1,199万8,000円という形をお願いしております。その中の内訳としましては、夢美術館の企画運営の件につきましては、それから芝生広場の管理、樹木の管理、それから駐車場の管理といったものを総合的に勘案して算定をしました金額が現在の金額でございますので、ご了解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 境 和則君。

[登壇]

（境 和則君） この当初予算です、18年度は夢美術館の管理委託に九百何十万円予算が計上され、そしてきくち観光物産館においては17年度決算、18年度事業計画にやっ、その中に市民広場は17年度は669万円と、それから18年度の委託管理料見込みとしては450万円となっているわけですね。それで、若干打ち合わせのときにお聞きしたところ、この指定管理者制度を機会に元に戻って菊池物産館は経済常任委員会の農林振興課と、それから夢美術館は商工管理費から総務管理から農業振興費というように変わったということですが、夢美術館は今度はこの菊池観光旅館組合が企画運営をして運営されるということで、これはその公の指定を受けるためにはそのよう旅館組合の代表の方が、その方からいろんな企画立案があっ、それを審議委員会が図って妥当であるだろうと思っ推薦をなされて、議会の議決が要るんだろうかと思っ。しかし、その経緯を先ほど栃原議員のときには、18年度においては9月1日からそのままの横滑りということで、期待はあまりできないだろうということですが、その熱意と創造については執行部の方にはあられたと思うわけですね。我々議会議員も、やはり私は七城町から来たもんですから、グラウンドということになれば市民広場ということにみんな考えております。ところが実際図ってみますと、いろんな場面でこの辺が統一されておられませんので、どこまで使用していいのか、誰が申し込みに行くのか、どういふふうになっているのかがさっぱりわからないということで、この際ぜひですね、このもし夢美術館も含めて管理をされるならば、旅館の組合の人たちが情報発信じゃなくて、旅館組合とのそのイベントとまたは管理と、管理はもう管理でしょうけども、管理が果たしてこれだけかかるのかなというような疑問点もありますので、この際小さい質疑はしませんけれども、それぞれの委員会が質疑をされるかと思っけれども、その辺のことについてですね、ぜひ執行部といっますか、市長さんにおかれては何を期待して、どのような格好でなるためにこの指定管理者制度を観光協会を審議して推薦をなされるのかを、またその委託が9月1日から観光物産館が現実的には収入が減るわけですから、それで18年度の事業計画決算書においては百何%ということで、過剰見込みという計画書はないかと思っけれども、その辺のことについては実際大丈夫なのか。あんまりいとも簡単にその公の施設を管理するために財源をただ付け替えたんじゃないかというような疑念があるもんですから、そういうことについて、もう少し担当課、執行部におかれては、やっぱり議会に対しては説明責任がある。また議員は、これを市民に説明責任がある

わけですから、もう少し懇切丁寧に、期待度も含めてお話をしていただければと思います。

第2点目の質疑です。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 再質疑にお答えをします。

今回の管理委託料の予算の増減につきまして、ちょっとお答えを申し上げたいと思います。限られた財源を最大限有効に活用するために、合併後の事務事業の調整、事業の見直しを検討しまして、きくち観光物産館につきましては、他の道の駅や物産館との整合性を図るという意味で、販売施設としましてこれまで商工サイドから農林サイドの所管へ移行しております。店舗と公衆トイレのみを含めまして、今回管理委託料300万円となっておりますし、市民広場につきましては夢美術館の企画、運営管理、先ほど申しました樹木等の管理も含めまして1,199万8,000円という形を取らせていただいております。観光物産館につきましては、物産施設ということでそのような形に代えさせていただきましたし、夢美術館につきましては当初の、建設当初から公設民営という形でしておりまして、その中にこの建物自体の建設にあたりましては、市と県と、それから地元の経済団体であります商工会、あるいは観光業界であります観光協会、それから旅館組合、その他の皆さん方のご要望によってこの夢美術館立っておりますし、現在に至っておりますし、その途中におきまして、14年の3月で経営難という形で未来観光がお引きになるというような形の中で、この施設を一番観光施設、情報発信施設、また広く活用できる公共的な含めた団体を模索したところで現在の観光旅館組合に、文化的、教育的な意味合いを含めたところの情報発信観光施設として企画運営、管理までを現在の形で委託をしているところでございます。今回の9月の1日からにつきましては、これまでの経営状況等を勘案しまして、現在の指定管理者制度導入に向けまして申請等が上がりました中を検討し、今回の指定管理者制度の団体という形で議決をお願いしたいということで今回議案を出しているところでございますので、よろしく願いいたします。

また、市民広場がどこまでかわからないということで、現在の市民広場につきましては先ほど言いましたように、芝生広場と物産館、駐車場、夢美術館、その向こう城山、神社寄りの大きな広場につきましては教育施設でございますので、教育委員会の所管ということになっておりますし、その横に弓道場がございますし、ゲートボール場があります。そこら辺を一体としまして、ふるさと創生市民広場騎馬像周辺という形で、再整備計画の中では、この中全部含めたところで議会の方からも

特別委員会でその報告がっておりますので、その時点でどう進めていくかというのは議論がなされるものと考えております。今回の指定管理者につきましては、このような形でしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（北田 彰君） 境 和則君。

[登壇]

（境 和則君） その私が思うのは、その市民広場もですね、やはりみんな市民の方たちはみんなということで、その今度の旅館組合の方がどのような企画と発想で運営されるかはちょっと定かじゃありませんが、大変期待するところでもございますけれども、字のごとく旅館組合ですから、いろんな広場を管理して人件費に充てるということではなく、そこからいろんな企画と運営をやって、人を集めて、そして自分の旅館へも来ていただいて、総合向上をねらえるのが一番です。そのためにはですね、市民広場とか、教育行政のグラウンドとか、そしたら市民広場を借りに行くときには、その観光組合のその、簡単に言うと夢美術館というのは何ですか、いろんな画を展示したり、いろんな芸術的なことをされるということでしょうけれども、それ以上のこのたびは市民広場を使ってのイベントをやられ、それがひいては菊池市の観光協会の情報の発信になって菊池市が賑わうようなところを期待するところでしょうけど、なにもその熱意が伝わってこないで、私どもからすると何で観光協会組合が市民広場を管理せにゃいかんのかな、何のメリットがあつたらうかなというような感じがいたしておりましたもんですから。それと、この際、やはり受付がやっぱり市民の方たちがわかりやすくするためには、市民広場、教育委員会の広場、多目的グラウンドだとか、いろんなことをしないで、やっぱり市民の方々たちがするためには一本化をするべきだろうというような感じがいたしておりますので、ぜひ委員会の方々にはご期待を申し上げながら、そこまで含めて19年、20年については市民広場のあり方、それからグラウンド、私どもはグラウンドといたしますが、市民広場のあり方をこの際考えていただいて指定管理者制度についても議論をしていただければ幸いかなと思っております。

それと、菊池物産は市長さんが社長さんでありますけれども、このようなことで18年度の事業計画と歳入、事業計画も見えてあるわけですがけれども、六百何十万円から四百何十万円になって、170万円になって、そして売上は100.何%しか見てなかったんですけれども、計画書自体にご無理はなかったっでしょうかね。お伺いします。どうですか。これは、きくち観光物産、農林課でしょう、経済部でしょう。この再議はされとったつですかね、稟議は。再度、3回目ですけど、お伺いします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 再々質疑にお答えを申し上げたいと思います。

きくち観光物産館の経営の決算のところだと思いますけれども、17年度の決算状況から申し上げますと、当期末処分利益が286万7,906円となっております。このまま次期18年度へ繰り越すという形になっております。それから18年度につきましては、収支関係で本年度の収入関係を7,900万円という形で見ておられますし、支出につきましては7,540万円ということで支出計画がなされております。その中に雑収入の中で300万円、先ほど言いました収入の補正がなされております。差し引きまして360万円の当期末処分利益を予定されているところでございますので、この決算並びに18年度の経営に対する経営計画、予算収支の案からいきますと大丈夫ではないかということで判断をしております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 以上で、質疑を終わります。

日程第2 委員会付託

議長（北田 彰君） 日程第2、委員会付託を行います。

議案第90号から議案第168号まで及び請願第1号、要望の81案件をお手元に配付しております議案請願等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

平成18年 第2回菊池市議会定例会議案・陳情等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務 常任委員会	議案第 90号	平成18年度菊池市一般会計補正予算
	議案第 92号	財産の無償譲渡について
	議案第 93号	辺地総合整備計画の変更について
	議案第 95号	公の施設の指定管理者の指定について (きくちふるさと水源交流館)
	議案第 96号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市甲森北集会場)
建設 常任委員会	議案第 90号	平成18年度菊池市一般会計補正予算
文教厚生 常任委員会	議案第 90号	平成18年度菊池市一般会計補正予算
	議案第 91号	平成18年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正 予算
	議案第 97号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市菊之池小学校区児童育成クラブ)
	議案第 98号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市泗水東小学校区放課後児童クラブ)
	議案第 99号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市菊池ふれあいセンター)
	議案第 100号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市泗水地域福祉センター)
	議案第 101号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城ふれあいプラザ)
	議案第 102号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城高齢者能力活用センター)
	議案第 103号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市菊池老人福祉センター)

付託委員会	議案番号	件名
文教厚生	議案第104号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城老人福祉センター)
	議案第105号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市旭志老人憩の家(太陽の家))
	議案第124号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市龍門支館)
	議案第125号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市花房支館)
	議案第126号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市水源支館)
	議案第127号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市迫間支館)
	議案第128号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市戸崎支館)
	議案第129号	公の施設の指定管理者の指定について (田中区公民館)
常任委員会	議案第130号	公の施設の指定管理者の指定について (松島区公民館)
	議案第131号	公の施設の指定管理者の指定について (打越区公民館)
	議案第132号	公の施設の指定管理者の指定について (甲佐町区公民館)
	議案第133号	公の施設の指定管理者の指定について (内島区公民館)
	議案第134号	公の施設の指定管理者の指定について (新古閑区公民館)
	議案第135号	公の施設の指定管理者の指定について (菰入区公民館)
	議案第136号	公の施設の指定管理者の指定について (五海地区公民館)

付託委員会	議案番号	件名
文教厚生	議案第137号	公の施設の指定管理者の指定について (上橋田地区公民館)
	議案第138号	公の施設の指定管理者の指定について (戸田島公民館)
	議案第139号	公の施設の指定管理者の指定について (下橋田公民館)
	議案第140号	公の施設の指定管理者の指定について (板井区公民館)
	議案第141号	公の施設の指定管理者の指定について (梶迫区公民館)
	議案第142号	公の施設の指定管理者の指定について (元村地区公民館)
	議案第143号	公の施設の指定管理者の指定について (小野崎地区公民館)
	議案第144号	公の施設の指定管理者の指定について (山崎地区公民館)
常任委員会	議案第145号	公の施設の指定管理者の指定について (本村地区公民館)
	議案第146号	公の施設の指定管理者の指定について (加恵地区公民館)
	議案第147号	公の施設の指定管理者の指定について (水次地区公民館)
	議案第148号	公の施設の指定管理者の指定について (荒牧地区公民館)
	議案第149号	公の施設の指定管理者の指定について (間所地区公民館)
	議案第150号	公の施設の指定管理者の指定について (宮園地区公民館)
	議案第151号	公の施設の指定管理者の指定について (瀬戸口地区公民館)

付託委員会	議案番号	件名
文教厚生	議案第152号	公の施設の指定管理者の指定について (台地区公民館)
	議案第153号	公の施設の指定管理者の指定について (林原地区公民館)
	議案第154号	公の施設の指定管理者の指定について (流川地区公民館)
	議案第155号	公の施設の指定管理者の指定について (蟹穴地区公民館)
	議案第156号	公の施設の指定管理者の指定について (西郷地区公民館)
	議案第157号	公の施設の指定管理者の指定について (清水地区公民館)
	議案第158号	公の施設の指定管理者の指定について (前川地区公民館)
	議案第159号	公の施設の指定管理者の指定について (大尺地区公民館)
	常任委員会	議案第160号
議案第161号		公の施設の指定管理者の指定について (菊池市中西寺集会所)
議案第162号		公の施設の指定管理者の指定について (菊池市大琳寺集会所)
議案第163号		公の施設の指定管理者の指定について (菊池市野間口集会所)
議案第164号		公の施設の指定管理者の指定について (菊池市旭志大迫集会所)
議案第165号		公の施設の指定管理者の指定について (菊池市旭志三の西沖集会所)
議案第166号		公の施設の指定管理者の指定について (菊池市泗水永南集会所)

付託委員会	議案番号	件名
文教厚生 常任委員会	議案第167号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市新村コミュニティセンター)
	議案第168号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市隈府一番地複合施設)
経 済 常任委員会	議案第 90号	平成18年度菊池市一般会計補正予算
	議案第 94号	字の区域の変更について
	議案第106号	公の施設の指定管理者の指定について (きくち観光物産館)
	議案第107号	公の施設の指定管理者の指定について (旭志ふれあいセンターほたるの里)
	議案第108号	公の施設の指定管理者の指定について (七城町特産品センター)
	議案第109号	公の施設の指定管理者の指定について (泗水町特産物センター)
	議案第110号	公の施設の指定管理者の指定について (泗水町第二特産物センター)
	議案第111号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城ふれあい交流館)
	議案第112号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市水迫里山の家)
	議案第113号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市交流促進センター)
	議案第114号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市ふれあい交流センター)
	議案第115号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市小原ほたる交流館)
	議案第116号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市ふるさと創生市民広場)
	議案第117号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市リバーサイドパーク)

付託委員会	議案番号	件名
経 済 常任委員会	議案第 1 1 8 号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城町岡田構造改善センター)
	議案第 1 1 9 号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城町高田構造改善センター)
	議案第 1 2 0 号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城町辺田構造改善センター)
	議案第 1 2 1 号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城町羽根木構造改善センター)
	議案第 1 2 2 号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市四季の里旭志)
	議案第 1 2 3 号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市有朋の里泗水孔子公園)
	請願第 1 号 要 望	出資法に定める上限金利の引き下げ等に関する請願 しすい孔子公園夏祭りの開催並びに予算に関する要望書

日程第3 一般質問

議長（北田 彰君） 次に、日程第3、一般質問を行います。なお、ここで申し合わせについて申し上げます。質問の順序は、通告順です。質問時間は答弁を含めて45分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一括質問で3回までとなっております。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

まず初めに、外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） おはようございます。通告しておきました3点について質問いたします。

まず初めに、少子対策であります。厚生労働省は、出生率を1.25と発表しました。このまま歯止めが掛からない中で子どもを生み育てやすい環境を整えることは、私たち政治に課せられた大きな責任だと思えます。少子化の原因は複雑であり、多様な施策の組み合わせにより解決を図っていくことが必要であります。子育てに奮闘している若い世代から強く望まれているのは、経済的な支援であります。私は、出産適齢期にある既婚女性と懇談する中で、よく出てくる相談の一つは妊婦健診の充実であります。妊婦健診は、健康保険の適用がなく、全額自己負担、費用は1回当たり5,000円前後で、出産までの間に約15回、出産後も2回程度の健診を受けるのが一般的な経費と聞いております。妊婦健診だけで分娩費用と別に8万円近くが必要と言われておりますし、本市では2回分の健診費用を助成してはおりますが、わずかな負担軽減にしかありません。子育て支援の一貫として、妊婦健診の充実を図る必要があるかと思うところでありますが、そこで質問いたしますが、この1年間、何名の方が妊婦健診を受けておられるか、費用は幾らかかっているのか、お答え願いたいと思います。

次に、乳幼児の医療体制についてであります。本市は一昨年より就学前まで通院、入院ともに医療費は無料化しております。県内では、熊本市を除きほとんどの市町村で足並みを揃え、小学校の卒業までの町村もあり、全国的には義務教育終了までの自治体もあり、少子化対策としていかに取り組むかは様々であります。首長の将来を見据えた前向きな姿勢で大きく変わっております。そこで質問いたしますが、この1年間での医療費助成状況、人数、費用をお答え願いたい。

続きまして、スクールバス及び乗り合いタクシー及び便利カーについてであります。スクールバスは、急速な少子化に伴い、児童生徒の減少、やむなく学校統合等で、そのことにより学校までが遠距離となり、児童生徒の安全のための施策であり

ます。本市は中山間地を多く有するところでありますし、現在9台のスクールバスが運行している状態であります。その状況及び今後の計画について、詳しくお答え願いたいと思います。さらに、旧菊池市は山間、中山間に向けて4路線のバスが運行しておりました。しかし、車社会の中で、車を持たない高齢者の方たち等の利用だけではバス会社も経営上やむを得ない状況で、昨年より原線が廃止となり、本年の9月までで残りの3路線を廃止するようであります。その高齢者の、その後のその高齢者の足の確保のためには、本市もあいのりタクシーの計画はありますが、私は同時に、今中山間を走っているこのスクールバスを開放し、一般の人たちも児童生徒と一緒に乗れるようにできないかと思うところであります。高齢者の方たちは、毎日隈府に下るといことはありませんが、週に1回か2回くらい病院か買い物に行く程度と聞いております。スクールバスに乗せるのが、一緒に高齢者も乗せるのが条例等で無理と言われるならば、私は今隈府町を走っている便利カーのように、そのスクールバスを民間委託したらどうかと思うところでありますが、お答え願いたいと思います。

次に、ごみ対策であります。昨年3月合併となり1年有余、市全域の現在のごみ処理の現状と収集体制はどのようになっているのか。また、ごみの量は増えているのか、減少しているのか。泗水地区は大津町にある環境保全組合の焼却場に搬入しておりますが、旭志エコビレッジ旭に搬入する考えはないか、お答え願いたいと思います。

以上で1回目の質問といたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 妊婦の健康診査費用の補助について、人数等というお尋ねでございます。現在の本市における妊婦の健康診査費用の補助につきましては、一人の妊婦に対しまして妊娠前期1回6,450円、後期1回6,110円を補助しております。この前期及び後期の健康診査は、検査項目が定められております。さらに、精密検査が必要な場合は精密検査1回分の費用を補助しております。また、出産予定日に満35歳以上の妊婦の方には、超音波検査費用5,550円を補助しております。この補助制度は、平成9年度の母子保健法の改正に伴い、実施主体が熊本県から市町村に移管になったものでございまして、国立病院機構を除く県内の産婦人科の医療機関での健康診査を受けることができます。支払い事務は、県下統一の受診券により熊本県医師会に委託して行っております。平成17年度の妊婦届出数は460名、転入者29名で、健康診査受診状況は前期403名、後期377名、超音波検査27名、精密検査適用78名でございまして、費用総額は約521

万円でございます。

次に、乳幼児の医療体制についてお答えいたします。現在、乳幼児医療への助成は、就学前乳幼児を対象に医療機関窓口での自己負担2割及び3割から高額療養費など払い戻しを控除した額といたしまして、実質医療費全額を公費で負担しております。平成17年度の助成実績、対象者約2,300人、延べ助成件数4万6,000件、金額について1億300万円となっております。同様に、母子及び父子家庭の医療費の一部負担金の3分の2を子どもが18歳まで親子助成をすることで生活の安定による子育て支援を図る目的に、母子家庭等医療費の助成制度がございまして、対象者約1,200名、延べ助成件数3,400件、金額にして670万円を助成しております。

次に、出産に対する一時的な負担増を軽減する目的で、国民健康保険では一律30万円を支給いたしまして、平成17年度には87人、2,500万円を支給しております。

続きまして、ごみ対策についてお答えいたします。昨年3月22日に合併したわけでございますけれども、現在本市のごみ処理状況は、合併する前のごみ処理状況のままでございます。議員さん、おっしゃったとおりでございます。菊池、七城、旭志地区の可燃ごみは、旧菊池広域行政事務組合が建設したごみ固形燃料化処理施設、エコビレッジ旭でRDFにして大牟田のリサイクル発電所の燃料となっております。不燃ごみは、菊池地区はリサイクルセンターで資源化しておりますが、七城、旭志地区は民間委託しております。泗水地区に関しましては、合併前より津町にある菊池環境保全組合に加入しております。泗水地区にしましては、合併前より津町にある菊池環境保全組合に加入しております。市といたしましても、早急に新市にふさわしい廃棄物の処理施設を建設しなければなりませんので、現在その準備を行っているところでございます。ごみ収集体制は、可燃ごみが菊池地区の一部の地域が週1回の収集体制にありまして、その他の地区は全て週2回の収集体制となっております。また、資源ごみや不燃ごみにつきましては、出すごみの種類に応じて月1回や週2回など、まちまちとなっております。

次に、家庭ごみの収集量でございますが、合併前の平成16年度の可燃ごみの量は7,187t、不燃ごみ等の量は2,816t、合計で1万3tとなっております。合併後の平成17年度の可燃ごみの量は7,367t、不燃ごみ等は2,166t、合計で9,533tとなっておりますが、可燃ごみが180t増え、不燃ごみが650t減っております。全体での家庭ごみの量が470t減少となっております。

泗水地区の今後のごみ処理の考え方についてでございますが、ただいま申し上げ

ましたように菊池環境保全組合に加入しておりまして、組合の施設で適正に処理されております。今のところ、エコビレッジ旭への搬入は考えておりません。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） スクールバスの状況についてお答えしたいと思います。市内小・中学校スクールバスの状況につきましては、学校ごとのスクールバス運行契約に基づきまして、園児、児童生徒の安全を最優先に考え、龍門小2台、迫水小3台、旭志小1台、菊池北中3台、合計9台の運行を実施しております。しかし、今年10月からの定期バス3路線の廃止に伴い、立門線と穴川線の路線バス利用の菊池北中学校生徒の送迎が必要になります。そこで、小・中学校スクールバス共同利用等の一本化を考えまして、これまで廃止路線バス利用生徒のスクールバス利用希望調査を実施してまいりました。その結果、立門線の金峰地区の生徒につきましては、現在菊池北中スクールバス2号車が走行しておりますが、バス定員を利用者が超えることとなりますので、迫水小スクールバスで対応するように考えております。

次に、穴川線の穴川・鳳来・中片・上長野・虎口地区の生徒につきましては、竜門小スクールバスきりごし号で対応し、小木・下古閑・陣内・白木・小楠野・寺小野地区の生徒につきましては、龍門小のひのき号で対応してまいります。また、路線バス通学をしております雪野地区の生徒についても、龍門小2台のスクールバスの有効利用を考えてまいります。

さらに、要望のあります高校生につきましても、可能な限り対応してまいりたいと思っております。

次に、旭志小学校スクールバスの運行につきましては、幼稚園児及び児童の登下校の送迎を実施しております。また登校時だけではありますが、熊本電鉄株式会社と通学バス運送契約書を締結し、旭志小学校児童の一部が電鉄バスを利用しております。このような状況の中で、お尋ねのスクールバスの高齢者等への一般開放については対応できない状態になるものと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） おはようございます。

まず、菊池地域で実施していますあいのりタクシーと便利カーの状況ですけれども、あいのりタクシーにつきましては、バスより利用料金は若干高くはなりますけれども、自宅などから目的地までドアtoドアで行けることから、利用者をはじめ住

民の皆さまから評判がよく、市の負担する運航費補助も廃止路線代替バスの約3分の1から4分の1程度に削減されるなど、財政効果も非常に高いものとなっており、全国から注目を集めているところでございます。また、便利カーにつきましては、国・県の話では、こうした地方のコミュニティバスの場合、一便当たり3人乗ってれば成功と言われる中で、本市では平成16年度が約8人、平成17年度では約11人、1日の利用者に換算しますと約77人の方が利用されており、高い利用実績となっています。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） 再質問いたします。

少子化対策であります。政府与党は、先日新たな少子化対策協議会を開き、子育て支援策や働き方の改革を柱とする新しい少子化対策についてをまとめました。子育て支援策は、新生児から大学生まで成長に応じて4段階に分類、妊娠、出産から乳幼児期には不妊治療への助成拡充や児童手当の加算などを盛り込み、未就学期には育児就業の充実や次世代育成支援対策推進法に基づいて、行動計画の公表、小学生期には子どもの居場所づくりを進める、放課後子どもプラン（仮称）の全小学校区における推進などに取り組み、奨学金の充実も進める。働き方の改革では、若年雇用や女性の再就職支援等の充実を図る等々ありました。少子化対策のポイントとしましては、子育て支援策、1つ、妊娠中の健診費用を軽減、2番目、不妊治療の公的助成拡充、3番目、児童手当乳幼児に加算、4番目、育休、短時間勤務の充実、5番目、全家庭を対象に支援拠点とする、この対策は7月に閣議決定し、骨太の方針に反映されるとあります。このように、国は今本気で少子化対策に力を入れております。私が、今ここで質問しているのは、この1番目に妊娠中の健診費用を軽減であります。国がこの方策を打ち出し、どの程度助成をするかは疑問であります。本市としての取り組みをお聞かせ願いたい。妊婦の検診費用、15回とするならば今2回の助成であります。それを何回かまだ持っていく考えはないか、今、考えるべきじゃないかと思いますが、お答え願いたいと思います。

次に、乳幼児の医療費の助成についてであります。現在就学前まで先ほどの答弁では1億300万円年間にかかっているとあります。対象者、2,300人の子どもたちが恩恵を受けております。乳幼児は、就学前までが病気をしやすいとのことですが、私はこの施策を小学校3年まで助成した場合、幾らかかるのか。小3年までの無料化をすべきだと思っております。お聞かせ願いたいと思います。

次に、スクールバス及びあいのりタクシー及び便利カーについてであります。

今、スクールバスの状況の説明がございました。中山間地域の8台、これはそのままやっていく。そして、その中には一般の高齢者の方は乗せられないというような答弁でありました。それでできないならできないで、私は結構だと思います。しかし、今、代替車としてそのバスに代わる高齢者の方たちの交通手段はどのようにするか。確かに今、あいのりタクシーが原方面が運行しておりますが、しかしこのあいのりタクシーの一番の欠点は前日に申し込みがあるわけです。お年寄りの方たちは、その日になってああしもた今日はいかにゃんだったばってん、忘れとった、昨日連絡ずっと忘れとったと、このようなことがたまにある。だから、私は毎日通うスクールバスに、週に1回か2回くらいならば乗せていったがよいはないかというような提案をしたんです。しかし、それはだめだということでありますのでそれは結構でございますが、このあいのりタクシーは、私は当日でも申し込んでもよいようにすべきだと思います。それでないと、あいのりタクシーの意味が全然ないです。誰のためのあいのりタクシーか。車を持っている人には関係ありません。車がない、その日になって隈府に下りたい、しかし交通手段がない。その人たちがどうしても行きたいときにタクシーを利用した場合は全額負担です。あいのりタクシーは、先ほど申されたように3分の1から4分の1、約4分の1と思います。3,000円かかるところの4分の1、考えてみられるとわかると思います。700円以上あります。それがあいのりタクシーです。しかし、あいのりタクシーを申し込まれなかった場合は、3,000円払わにゃん。それがお年寄りに対する負担でしょう。私は、このあいのりタクシーは当日でもできるようにすべきだと。民間のタクシー業者に委託しておりますので、そのことを強く申し上げ、早急にこの問題は取り組んで、そして当日でもできるようなタクシー行政にしていきたいと思います。

また、スクールバスの問題であります。旭志小は42名が今スクールバスで、残りの45名は朝から民間路線バスで登校しております。しかし下校はスクールバスで送っているようであります。私はこのスクールバスを、この問題を解決するならば、スクールバスを2台にすれば簡単じゃないかというふうに思ったんです。児童、子どもの安全を考えると、これは必要だろうと思うわけでありましたが、またこの午前中の路線バスに乗せる場合、PTAの方たちの相談を受けたときに、路線バスの停留所に子どもを連れて行くとき、非常に危険な箇所があると聞いております。朝の出勤時と重なるし、時間帯で車が非常に多い、県道を横断するときなかなか渡れないとのことであります。そこに信号機があれば、もう少し簡単に行けるんじゃないかということでありましたが、この話は教育委員会としてお聞きになっておられるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、隈府町中心に走っている便利カーの問題であります。今のご答弁がありま

したように、利用されている方は非常に好評であります。市内をお年寄りの方たちが動くことは、経済効果にも大きく役立っていると思いますし、お年寄りが家の中にこもるじゃなく、バスを利用し行動することは健康にも役立つと思います。そこで質問に入りますが、今、この菊池市隈府町を中心にしたこの便利カーが七城、旭志、泗水の方たちからも運行できないかという相談がございました。私は、このように便利カーは全市に運行する考えはないか、そのことをお尋ねいたします。

次に、ごみ対策であります。可燃ごみ、不燃ごみの収集状況の説明がございました。合併前の体制と同じであります。しかし旧菊池市の中山間地域は、先ほどお話があったとおり、週1回の収集体制であり、よそは週2回であります。週1回の収集日に、ちょうど祭日で休日となった場合、ごみは我が家に2週間置かなきゃなりません。中山間の方たちからその苦情が早くから上がっておりました。私は、同じ合併して市になった以上、早急にこれは2回の収集体制にすべきじゃないかと思えます。そのお答えを願いたいと思えます。

以上が2回目でございます。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 妊婦の健康診査関係についてのお尋ねでございます。妊娠中の健康診査をすべて無料にした場合、本市の負担となるわけでございますが、現在1回当たりの費用額が医療機関により異なりますので、現状の平均的な費用4,000円として考えて試算したことによりお答えいたします。健康診査の回数は、妊娠月数により異なりまして、特別に異常がなければ妊娠6ヵ月までは月1回、妊娠9ヵ月までは月2回、妊娠10ヵ月目には1週間に1回の受診が基本となっております。妊娠4ヵ月目に妊娠を届け出た場合、14回の受診が必要でございます。現行の補助2回分を除きますと12回になりますけれども、届出の時期により当該年度の受診回数は変動します。平成17年度の実績から1ヵ月の妊娠届出数を38名と仮定いたしますと1年間の受診回数は3,192回となりまして、費用は約1,276万8,000円というふうな負担になるわけでございます。現行の補助に比べますと約1,821万円の補助が増えるというふうになるわけでございます。

次に、乳幼児医療体制関係ですけれども、小学校3年生までというお尋ね、ご質問でございますけれども、1歳引き上げますと毎月46万円、年間560万円というふうになります。小学3年生到達時点では年間約1,700万円の新たな負担となるわけでございます。現状の県補助基準及び補助率は3歳未満で3人以上世帯入院のみ2分の1で、現段階では県は補助基準年齢額を引き上げるとの情報はある

おりません。市一般財源での対応となります。また、国民健康保険医療費の保険者負担財源として、国庫補助の療養給付費負担金がございますけれども、補助金算定基準に乳幼児医療費等助成自治体は、該当者補助対象医療費の概ね14%が抑制され、年間約200万円が削減されております。このことは、自治体独自施策として乳幼児医療費助成制度は、財政上豊かな自治体保険者というふうに見なされておるわけでございます。県下の状況を申し上げますと若干ではありますけれども、6歳就学以降も助成している町村もあります。主に6歳未満、就学前となっております。

ごみ関係でございますけれども、議員おっしゃいますように、確かに菊池地域の一部は週1回の収集体制となっております。収集日が休日と重なれば、市民の皆様にご迷惑をおかけすることになります。そこで、市民サービスの向上、地域格差の解消等を目指して、市全域を週2回の収集体制にしたいというふうに考えております。ただし、週2回になれば当然ごみの量は増えるんじゃないだろうかということも思っております。今後といたしましては、ごみの量が増えないように減量化について関係課の方からの啓発は当然でございますけれども、市民の皆様のご理解とご協力をいただきたいというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） スクールバスの、旭志小学校のスクールバスの増車についてでございますけれども、先の3月議会におきまして、中山議員の質問にお答えしましたとおり、当面は現行の運行体制を継続しながら、現在市で進めております菊池市交通体系の見直し計画の中で関係部署と協議し、園児及び児童の安全な通園・通学に支障がないよう対応してまいりたいと思います。

また、旭志地域の危険箇所につきましては、これまでも県道側溝の蓋の布設、川辺南団地入口にバス停の新設、バス停の防護柵設置と、旧旭志村において地元の要望等を踏まえて整備が行われてきたところであります。ご指摘のバス停に横断するための信号機の設置につきましては、児童生徒の安全を最優先に考え、早急に公安委員会、警察等と協議してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 本年10月から廃止路線代替バスの穴川線、立門線、四町分線が廃止されるのに伴いまして、その代替措置としまして事前予約制の乗り合いタクシーを導入するため、あいのりタクシー事業の見直しを進めていますけれど

も、この中でこれまで旧原線方面が1日最大2往復、小木・迫間方面が1日最大1往復としておりましたけれども、10月からは水源地域線、龍門地域線ともに1日最大3往復とする予定でございます。議員ご指摘の点につきましては、これまで市街地行きの便につきましては、前日予約のみとしておりましたけれども、住民の要望を踏まえて、市街地行きの出発時刻午前8時の便を除きまして、午前10時及び今回から増便する12時の便につきましては、当日の午前7時から運行時刻の2時間前まで予約ができるように事業者とも調整を行ってまいります。なお、郊外行きの場合は、これまでどおり当日の予約も可能でございます。また、七城、旭志、泗水地域の便利カーの導入検討ですけれども、現在、七城、旭志、泗水地域には行政からの補助を受けずにバス事業者が自主的に運行をしている路線がございます。七城、旭志、泗水地域には熊本電鉄が運行する熊本線の富の原経由、七城経由、田島経由、また旭志線、津留線があり、本年3月からはJR九州バスの路線撤退による山鹿大津線を熊本電鉄と産交バスの2社が共同で運行をしております。このほか、本市及び近隣自治体や県が運行補助を行っている廃止路線代替バスの山鹿線、大津線がございます。こうした乗り合いの路線バスが通っていますので、既存のバス路線との調整が必要となり、国や路線バス事業者及び近隣自治体と協議を行っているところであります。

以上です。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） 再々質問に入ります。

少子化対策についてであります。妊婦の健診、費用の補助は、部長、答えられたですかね、伸ばすということで。その答えがなかったようでありますので、それでは最後は市長の方に決断をお願いしたいと思います。乳幼児医療費態勢の充実を図ることは、少子化対策の大きな施策であります。菊池市の将来を左右する、子どもが多くなければ将来はありません。皆さんたちのちょうど子ども、孫時代に子どもがおらなければ大変な時代になります。次世代の人たちが生み育てやすい環境をつくるのが私たちに与えられた使命だと私は考えております。どうか最後は、市長のご見解をお願いしたいと思います。

それと、便利カーは路線バスの競合、競合といいますが、話し合いがあるということでありましたが、旧2町1村の要望もしっかり聞きながら、その運行しているバス会社との話し合いの中で赤字になっていくようなことだったら、もうその便利カーが私は便利だと思いますので、そのことも十分踏まえながら今から協議をしていただきたいと思います。

あいのりタクシーは、前向きな、当日10時と12時、当日も7時から受け付けば結構ということで安心しました。

それと、ごみ対策は収集を2回すると言われたですかね、言われましたかね。中山間も2回と言われましたか。計画は2回する予定ですね。はい、よろしく願います。

それでは、市長に最後お願いします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 時間が、残り時間5分となっておりますので、限られた時間の中でどこまでお答えできるかわかりませんが、お許しをいただきたいと思えます。

特に全般的にわたりまして非常にお金のかかることが数多く指摘をされております。特にこの乳幼児の医療体制の充実、さらにはまた妊婦の健康診査費用の補助等につきましては、生む、生みやすい環境をつくる、あるいはまた育てるということについては、我々政治に携わる者の責任であるという強いご意志を表明いただきましたけれども、まさにそのとおりでありますとともに、現実的にはやはりこの親という責務の中で、両親が子どもに対しての養育というのは当然義務を背負っているところでありまして、すべてが無料化することが果たしてこの養育というものが健全な養育ができるのかなという一面も側面的に考えているところであります。子育て支援につきましては、申し上げますように、このような社会環境やまた子どもが就学しやすい教育の環境、教育長の方からもお答えいただきましたけれども、いつでも安心して適正な医療を受けやすいような医療環境を総合的に整備していかなければならないと思っております。先の市長選挙におきましても、特に小児医療の緊急性、救急制というものの対応が迫られているということで、私もその中の一つとして救急医療についての取り上げをしてみました。シャープ8000番が制度化されましたけれども、現実的には、この小児医師がいないと、本当に減少しているということの対応は、一自治体でできるものではない。また、自治体病院の中から小児科医がなくなっていった医療業務ができなくなってきていると、現実的にそういったものがありまして、全国の市長会などを通じながらこの問題については政府の方に強く要望しているところであります。現在、健やかに育ております子どもに対しまして、安全・安心、そういった意味での先ほどご指摘がありました妊娠だとか、あるいは出産だとか、育児ができるような家庭訪問をはじめといたしまして、各種の健診、あるいは健康相談というものを母子保健の維持向上という意味におきまして、今日まで続けてまいっておりますし、また今後もそれを続けていかなければならないと思っております。国は少子化対策としてご指摘あったわけですけ

れども、特に子育ての支援、あるいは仕事と育児の両立を支援する、家庭の重要性の再認識を促す国民運動と、この3本の柱を立てて40項目を掲げながら、0歳児から2歳までの乳幼児の、乳幼児加算の新設、あるいは出産育児一時金の病院への直接支払いの一時的負担増の軽減を施すなどのことをやる予定となっております。本市といたしましても総合的な子育て支援の窓口として子育て支援課を設置をいたしました。乳幼児医療費助成の小学校3年生までの延長と妊婦の健康診査費用の補助につきましては、協議をしながら、財政というものが常につきまっております。財政や医療の受診状況、財源としての県の補助がどうなっていくのか、またその効果、あるいはまた国の動向というのがご案内のとおり厳しい状況になっておりますので、この動向を見極めながら、他市の状況がどうなっているか、お互いに協議を進めながら総合的に検討した上に進めていきたいと、このように思っております。

そのほかに、特にこのスクールバスの利活用の問題もありましたけれども、ご案内のとおり、中山間地をたくさん抱えておまして、このスクールバスについてはなんとかこの少子化のために小・中を一本化する、あるいは地域の皆さん方利活用できるようなことを考えていくべきであるということで、今検討を進めながら進めているところであります。

また、あいのりタクシーにつきましても今申し上げましたように、当日予約ということで取り組みをいたしますし、便利カーにつきましても旧2町1村の地域の皆さん方の強い要請・要望もあっているところを踏まえておりますが、これが全般的になってしまえば一般の乗り合いバスと変わらないコストになってくるということもありまして、十二分に検討をしていかなければならない、このように思っているところであります。ごみ問題につきましても、大きな問題でございますが、RDFの問題もまたまた大きな負担増になってきそうな雰囲気になっておまして、今後ごみ問題についても、またさらに十分な取り組みをしていきたいと、このように思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 次に、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） これより一般質問を行います。

私は、新庁舎建設に関する今日的な状況についてと、障害者自立支援法についての2題をお願いしております。それぞれ4つ大きく柱を立てておりますが、質問はもっと細やかになりますので、整理をしながら、その都度答弁を求めてまいりますので、よろしく願いをいたします。関係部長がご答弁になると思いますが、最後

に市長のお考えを承りたいと存じますので、あらかじめお願いをしておきます。

新庁舎建設に関することに関わりまして、私はその建設の是非と場所の妥当性について、2004年12月議会で取り上げてきた経緯がございますので、それを踏まえつつ、再度合併後の今日的な状況と今後の動向についてご所見をお伺いしたいと思います。2003年の11月、合併の法定協の成立から約1年を掛けて、合併51項目の合意が達成され、2004年10月28日付けをもって合併の協定書に調印がなされました。翌29日の臨時議会において、菊池郡北部1市2町1村の廃置分合の議決がなされ、2005年3月22日新菊池市が誕生いたしました。しかし、その1年足らずの時間は、1市2町1村の合意形成には余りにも短く、実質的には多くの重要な案件が新市に持ち越されることになりました。それは廃置分合のための臨時議会の前日に合併までの次元設置規定として、菊池北部4市町村合併協議会新市体制整備検討委員会なるものが急遽設けられたことにも表れています。しかし、それでもなお、組織機構の見直しや職員の処遇等についても、未だ未調整であり、特に新庁舎の建設については当初から予想されたとおり、今大きな問題として私たちの前に突きつけられています。ここに及んで、改めて法定協の合意が民意を十分に反映していたかということが問われているわけですが、私たちは心してそのことに応えていかなければなりません。2005年の12月議会では、建設反対の陳情書が出されましたし、先月5月には市民1万933人の反対署名が出されたと聞いています。また、建設を求める動きもあることも聞いております。これは議会としても、執行部としても、座視できない事態と言わなければなりません。このような動向をどう分析して、今後どう対応していかれるかを、まずお尋ねをいたします。

それから、障害者自立支援法については、障害者施策はここ数年大きな変動期を迎えています。2003年4月、利用契約制度による支援費制度が始まりました。この制度改革により、利用料は大幅に伸びたと言われます。それは、ノーマライゼーションの理念に沿い、地域の中で当事者、保護者、家族の方々による自己決定、自己選択に基づく暮らしがいくらかなりとも進んだことを物語っています。本市においても、支援費制度利用した、より地域に根ざした暮らしや活動が模索されはじめたところですが、また大変なご苦労の中ではありますが、小規模作業所などの開設がなされ、障害の違いを超えて就労、自立の可能性を追求する試みも始まっています。支援費制度は、そういう意味では障害を持つ方々の地域での自立を多少なりとも応援する制度であったと言えます。しかし、2005年10月31日成立した障害者自立支援法は、障害者福祉に自己責任を求め、利用料に原則1割負担を課すなど、これまでの支援費制度からも大きく後退した中身になっています。中でも問題

なのは、利用料は能力によって負担するというこれまでの応能負担を利用したサービス量に応じて負担させるという応益負担へ転換させたことです。障害福祉サービスを受益と見なし、そこへ定率1割負担を課すことは今でも議論が大きく分かれており、この国の社会保障の理念そのものが問われています。そしてその問いは、地域の中で安心して暮らしたいと願うすべての市民にとって共通の問いでもあります。だからこそ、当事者や家族の方々ばかりではなく、強者に支配されない優しい社会の実現を願う多くの市民によって全国的な反対運動が展開され、また今もそれは続いています。しかし、法律は成立しまして、本年4月1日実施となりました。成立から実施まで5ヵ月しかなく、県や国の方針も定かではない中での施行については、担当部署におかれましては大変なご苦労であつたろうと、その労を率直に労いたいと思います。しかし、実際の大変さはこれからなんですね。問題の多い法律とはいえ、それを動かしていかなければならない地方としては、利用者の不安に心を傾けて、これまで積み上げてきたサービスを維持すること、これを最低ラインとして、独自のシステムを構築しなければなりません。これまでのサービスは後退させないと口頭では聞いておりますが、そのためにはしっかりした計画と予算措置が必要です。そこで新法の施行に伴い、これまでのサービスを維持し、地域型福祉をさらに充実させていくために、実態をどのように調査をし、予算をどのように確保して準備されているかをお伺いいたします。

1回目の質問といたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） まず1点目の1万993名の署名につきましては、新庁舎建設の再検討を求めるということで、旧菊池市の区長、各種団体長から去る5月10日に提出がっております。また、昨年11月21日に同じ趣旨の陳情、要望が議会に提出され、12月の市議会定例会において不採択となったものでございます。さらに今月20日、旧泗水町の区長、各種団体長から合併協議会の確認事項の実現、特に新庁舎の件ですが、協議会の確認どおり、合併協議会で合意された場所に建設してほしいという要望書が提出されております。これらの要望等につきましては、市民の声としまして重く受け止めていますけれども、合併協議会の確認事項につきましては、行政としまして遵守しなければならないと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 障害者自立支援法の施行にあたりましての予算の確保につ

きましては、現状では国から示されていない事業内容等不透明な部分が多いわけでごさいますけれども、現サービスの維持を図るためにも事業所などの存続は当面の問題として捉えております。適正な予算確保のため、現在各事業所への意向調査等のヒアリングなどを菊池地域振興局等を交えて実施しておるというところでごさいます。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） 執行部としては、執行機関としては、村山部長のように答えるしかないと思いますが、本当にこう大合併問題というのは日本中が大揺れに揺れました。中央主導と、それに追従する県の誘導が私たちのまちにも十分な時間と配慮を与えることなく進められてきたことは記憶に新しいところですが、合併を望んだところも、不本意ながら合併を余儀なくされたところも、それぞれが傷みを負うことになって、それは何と言いましょうか、駆け込み合併、見切り合併の後遺症的な減少として随所に日々表面化している。その中でも、本市において最も顕著な事案が新庁舎の建設の問題だろうと思います。議会も、行政も、心して受け止めなければならないと思うところです。新庁舎建設については、場所の問題、農振農用地としての場所の問題と財政の問題が指摘されておりますが、まず場所の問題として、予定地である花房台に関する2004年9月議会、旧菊池市議会ですけれども、執行部見解は、本地域は県営菊池台地農業水利事業の受益地であると同時に、農振農用地に指定されており、今後とも基盤事業に努めていくこととし、現時点においては農振除外は考えていない。農業の振興と新庁舎建設という相反する事柄であるので、県、地元受益者及び関係者と十分協議説明を行い、地元の意向を踏まえて農振除外の必要性を検討し、新市に引き継ぎたいと。それから、受益者の皆さんのご理解をいただかなければ計画の変更は到底できない。農振の一部除外についても、手続きの中で特に地元のご理解がなければできないというふうに示されています。私はこの矛盾した論旨の通らない答弁に対して、これが9月ですから、次の12月議会で、この地域は加えて文化財保護指定区域でもあり、また竜門ダムの用水受益地でもあり、そのような縛りの厳格な地域に現実問題として建設は可能ですかとお尋ねしたわけです。それに対する答弁は、現菊池市としては県営花房中部地区畑地帯総合整備事業を推進する中で、新庁舎建設の用地確保を進めていかなければならない。地元協議会、地権者、関係機関等の理解を得ながら、2つの事業推進に努めるというものでした。そして、場所については大変大きな問題が山積して

いる。当該地区での建設を可能ならしめるためには、長年にわたってこの台地に水を引こうと農家の皆さん方が推進しておられるし、この関係受益農家の皆さん方の基本的な理解と協力がなければ果たし得ない。3年という目標がどうなるかわからないが、手続きの中において農政の計画の変更見直し、そして改めて同意の取得、さらには文化財という問題もあるので、大変大きな問題が存在するが、新市になって引き続き追及されるというものでした。しかし、内容としては9月議会の答弁の枠を超えるものではありませんでした。すべては新市に持ち越されるという2004年9月議会、12月議会の答弁から一年半以上が経過しておりますが、現状、この2つの相反すると言われる事業はどのような状況にあるのでしょうか。これをお伺いいたします。

障害者自立支援法の関係の予算でちょっと調べてみましたが、当初予算で福祉計画策定委託料、それから社会福祉法人への補助金等で800万円弱、それから今回の6月補正で電算処理委託料として400万円ぐらいがあるというふうに思ったんですけれども、もちろんこれでは不十分です。国や県の情報が非常に少ない中で進めていくということで、かっちりした予算が立てられないというのは状況としてわかりますが、10月から事業実施主体となるわけですから、広域との十分な調整の上に、9月補正では確固たる予算措置を要望しておきたいと思います。

具体的な質問に入りますけれども、水準、サービス水準の維持と負担の軽減についてですね。実施から2ヵ月が過ぎまして、原則1割の応益負担が導入されて、このことによって利用者負担増が増え、相次ぐ施設からの退所やサービスの利用のてり代えが報告されています。5月の連休でしたが、将来を悲観した親子の無理心中事件も起きました。大変悲しい気持ちにさせられますが、私たちのまちにおいても様々に打撃を受ける方々が日々不安の中に過ごしておられます。国の軽減策が一応あるにしても、それをクリアする、該当するにはかなりの要件が要ります。そこで、自治体によってはサービス利用の困難な方のために独自の軽減策を講じているところがあります。横浜市、京都市、東京都など、ちょっと時間が足りませんので、これは参考にさせるといいと思います。本市においても、今後さらなる実態調査が必要となってくると思いますけれども、いくつかの事例により具体的にお伺いをいたします。

1つは、国庫補助のない県と市の補助事業だけで取り組まれている小規模作業所の例です。新法の施行により存続が懸念されています。地域活動支援事業への移行も検討されていますけれども、実態との差がありすぎて、当面は法の適用外の経過措置でのいので、その後事業の3型へ移行する選択肢しかないという現状です。そこで、この3型事業というのは、交付税による自治体補助事業と一体的に運営され

るとし、国庫補助基準額は150万円となっていますけれども、これは一作業所に対して150万円満額補償されるのでしょうか。これが1点です。

それから、このような地域の小さな作業所は、あのアットホームな雰囲気と一人一人の心身の状態を把握されたキメの細やかな対応によって非常に信頼が高く、ニーズも高いんですね。特に療育の分野では相談の件数多くて、学校や保育園などに出張してそれに応えておられます。しかし、事業の裏付けがなく、全くのボランティアというより持ち出しによって行われています。こういう現状に照らして、新法施行により大手施設にさらに事業が集中することがないように、小さな施設でも生き延びられるよう事業配分のバランスを取る行政の配慮が必要です。また家庭的な小さな施設にしかいけないという利用者さんもいらっしゃいますので、そういうところへも思いを巡らせて、その角度からも10月からの必須事業実施に伴い、実績のある、しかも地域の中での行きやすい小規模作業所に療育との事業委託を考えるべきだと思いますがいかがでしょうか。これが2つ目です。

次は、児童デイサービスと短期入所などを組み合わせて、月に7、8日利用しておられるお子さんの例ですが、支援費制度から自立支援法に移行したことによって、利用負担額が実に5倍から8倍となっています。荒尾市の調査では、月平均1,000円から2万3,000円の負担増になっているという報告もあります。今、5倍から8倍と言いましたけれども、これは最も軽い区分3のお子さんの場合で、障害が重くなればなるほど負担額は大きくなります。生活を維持していくための最小限のサービスで急場をしのいでおられる当事者の皆さん方は、これ以上の負担は暮らしの破壊につながると途方に暮れておられます。また、短期入所においては、宿泊を伴うサービスのみが利用可能で、ニーズの高い日中のみの短期入所サービスとか、夏休み放課後預かり事業などがなくなるという問題がありますが、これまでこれらのサービスを組み合わせることによって、何とか生活を維持してこられた利用者の皆さんには深刻な問題です。これらの限られた事例からもわかるように、高負担による生活苦、生活破壊に直面しておられる当事者、保護者、その家族の皆さんがサービスを手控えて、また家に閉じこもり本人の状態を悪化させ、家族関係をつらいものにさせないような実行ある公的なサポートが求められています。そこでお伺いいたしますが、高負担に対する独自の軽減策と地域の中で行き場のない人をつくらないように、すべての利用者を救い取るためにどのような事業を起こし進めていかれるかについて、お伺いをいたします。

以上、2回目の質問といたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 議員ご指摘のとおり、合併協議会で新庁舎建設が確認された場所は、国営菊池台地農業水利事業、県営花房中部地区畑地帯総合整備事業の受益地がほとんどを占めております。当時の合併協議会におきましても、当該地区が新庁舎建設予定地に確認される以前に、熊本県等の関係機関や地元の推進協議会の代表者等に協議を行いまして、提案の了解を得た上で協議会提案がなされております。また、旧菊池市におきましても、合併協議会から新庁舎建設場所の協議時点から地元協議会や地権者、また関係機関等の理解を得ながら事業推進に努めてまいっております。当然、合併後も新市に引き継がれ、協議を進めながら事業推進を行っておりますけれども、具体的な場所や必要面積等もまだ定まっております。現在、新庁舎建設と周辺整備の基本構想及び基本計画を策定中ですが、周辺整備計画の中で具体的な場所や必要面積を検討中であり、他事業との調整や法手続きについても現在検討を行っております。その方向性ができ次第、畑総事業の関係機関や受益者等と調整を図りたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 平成18年、本年10月からの市町村事業として施行します地域活動支援センター事業は、事業内容に応じて1型から3型があります。先ほど議員がおっしゃったとおりでございます。3型事業は、補助基準額が150万円です。現在、県と市で補助をしておりますけれども、10月から交付税対応になります。それに1型から3型の補助金部分がプラスされるわけでございます。現在の小規模作業所は、就労と自立の面からも障害者の地域支援として重要な拠点として捉えられておきまして、財源は確保したいというふうに考えております。

次に、知的障害児の地域療育事業委託についてでございますけれども、現在菊池郡市一体で菊池ふれあいセンターで実施しております。10月からの新制度移行にあたりまして、小規模作業所への意向調査を行いました結果、障害児の地域療育事業に積極的に取り組んでおられる事業者があることを確認しております。この事業はただいま申し上げましたように、菊池郡市の広域で取り組んでいる事業でありますので、支援の方法につきましては菊池地域振興局を交えながら菊池郡市合同で協議しておるところでございます。

次に、児童の日帰り短期入所と夏休みの放課後事業につきましては、タイムケア事業への移行によりまして、現状のサービスが維持できるように考えております。ただし国からの新しい事業内容でございますので詳細が示されておきませんので、現在情報待ちという状態でございます。

最後に、独自の軽減策と今後の事業の取り組みでございますが、市町村事業といまして新たに取り組まなければならない必須事業では、交付税移行による財政負担が増大しますが、しかしサービスが衰退しないよう事業の充実を優先し、現サービスの継続を図ることを念頭に置きながら、菊池圏域全体としての菊池地域振興局と郡市で協議を重ねている現状でございます。また制度の見直しにつきましては、基本的に国が対応すべきであろうというふうに考えております。国は3年を目途に必要な措置を講じるというふうにしております。独自の軽減対策につきましても、県全体の動向を見極めながら取り組みが必要ではなかろうかというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） 改めて、その地域、場所が非常に難しいということが表明されましたけれども、2005年12月議会では4,000万円の調査費が付きましたね。目下調査中であるということのようですけれども、合併から1年3ヵ月が過ぎております。3年を目標とするということであれば、あと1年9ヵ月、客観的に見て非常に場所的にも難しいと改めて認識を新たにすところですよ。今、場所の問題を言ってきましたけれども、新庁舎の建設が困難で非現実的であるとの指摘は、地理的な条件に限ることではありませんですね。合意から2年半ほどが経過している今日、国の方針は三位一体の改革に見られるように、地方自治の本旨から大きく後退しています。財源の裏付けなしに自立や責任ばかりが求められている地方において、地方財政は今後ますます逼迫してくる。本市の総合計画基本構想によれば、8年後の2014年には人口が5万1,200人となり、15歳から64歳までの生産年齢人口が2万9,200人、これは全体の57%。それから0歳から14歳までの年少人口が7,800人、これは15%、そして65歳以上の高齢人口が1万4,200人、高齢化率は実に27.7%と試算されています。合併はしたものの、2006年本年をピークに人口は減り続け、少子高齢化がより加速されると予想されている。そういう厳しい状況下。一説には、周辺整備、今部長がお触れになりましたけれども、周辺整備共に百数十億円とも、あるいはそれ以上とも言われる新庁舎の建設は果たして妥当なのか。多くの市民は、そんな金があるなら私から車いすを取り上げないで、障害者自立支援法の1割負担を何とかして、学童保育の専用施設をつくってと、様々に暮らしの中からの切実な声を上げています。私たちは、本来の公共サービスを圧迫するであろう新庁舎建設に突っ走ってはいけません。将来を洞察し、勇気を持ってここで立ち止まらなければいけないと確信します。今、私たちに、いわゆる箱物行政からシフトした新しい価値意識に基づいた福祉や、教育

や、環境、グリーンツーリズム等が誇れる新しい姿のまちづくりが求められています。時代はそういう時代であろうと思います。今回の改選において、新庁舎建設の是非が一つの争点になったようですが、私は合併の前から花房台への新庁舎建設は非常に困難であろうと、妥当性に欠けるとして質問を行い、また一貫して新しい地域社会はハードからソフトへの転換をと言ってまいりました。その立場から、再度、ここで新庁舎建設の妥当性について、次のことをお尋ねいたします。

まとめて、場所としての条件、農振農用地としての地理的な条件をどうお考えになるかということ。

それから、維持管理費も含めて経費は一体どのくらいかかると思われるのか。

それから、恐らく天文学的な数字になるとと思いますが、その大きな額をどのような方法で、いつまでに返そうと置いていらっしゃるのか。

それから、そういう状況の中で、本来の行政サービスを維持向上させ得るのかということ。

それから、まちづくり三法との関連もお伺いしたい。まちづくり三法は、改正されて郊外への公共施設や大型の建物が持っていくにくくなっています。それとの関連ではどうかということもお伺いしたい。

それから、旧町村の庁舎及び公共施設の利活用がきっちりまだ説明されておられません。箱物はたくさんあって、がら空きだという指摘があるのはご存じのとおりです。

それから、昨今のいろいろ市民の皆さんが心配していらっしゃる民意との整合性、それから何よりも未来への責任です。厳しい状況の中に大きな借金をつくっていいのか。未来へそういうツケを回しているのかということ。

それから、再検討のための条件と環境を整え、見直しの構えがあるのかということについてお答えをいただきたいと思います。

そして最後に要望しておきますが、合併協で確認された新市建設計画の財政的なシミュレーションがあると思いますけれども、それを資料としてお出しいただきたいと思います。

それから、障害者自立支援法については、満額150万円確保されるというご答弁だったというふうに伺いますし、療育事業についてもそういう該当する小規模作業所があったというふうに承りましたが、それでよろしゅうございますね。そして、今あるサービスを後退させないように、すべてを救うように事業展開を考えていくと。軽減策についても、県や周辺を見極めながら考えていくというふうにお答えになったと確認してよろしゅうございますね。はい。市町村事業、今、部長がお答えになりました必須5項目という事業がありますけれども、これは市町村の裁量

でいかようにも多彩に展開できてくるわけです。つまり、この福祉の分野にどれぐ
らいの予算を付け得るかという問題だろうと思います。人権に配慮した弱者に優し
いまちであるかどうか、その福祉度が我々に問われてくるわけです。そのために、
9月補正では独自の軽減策とサービスの維持向上のための十分な予算措置をしてい
ただかなければなりませんし、負担の部分においては国の2分の1、県の4分の1
の部分については、間髪を入れず要求を上げていただかなければなりません。ま
た、10月からは事業主体となるわけですから、その事業の運営や利用料について
の条例も定めなければなりません。高度の実務と膨大な事務がさらに求めら
れてくると思われるので、人員の配置、増員には特段の配慮をお願いをしておき
たいと思います。

時間がありませんので、最後の質問に入りますが、障害者自立支援法は介護保険
とのドッキングを想定して設計したと言われるように、限りなくそれに近い制度に
なっています。これ自体問題であるわけですが、この新法でサービスを受け
ようとする人は、介護保険と同じように障害程度の区分の判定を受けなければなり
ません。コンピュータによる106項目の第一次判定を経て、いわゆる専門家によ
る二次判定へ送られ、その後いくつもの経路を経て支給決定という仕組みですが、
そこにはコンピュータによるアセスメントでは表れない利用者一人一人の心
身のありようが反映されなければなりません。当事者抜きで当事者のことを決めな
い、これはあらゆる福祉分野での合い言葉にならなければなりません。実際の利用
者のつぶやきに耳を傾け、実態に即した判断ができるような人、コンピュータでは
ない人がいなければなりません。その人はこの認定プロセスの中で、それから今
後の新法運用の中でどう確保され、機能されていくでしょうか、機能させられてい
くでしょうか。これが1つです。

それから、障害者自立支援法の判定区分の制度、これはそもそも問題があって、
実態との乖離が今鋭く指摘されて、国会へ押し返す運動も展開されておりますね。
しかし当面これで動かなければならないわけですから、県が設置する不服審査会の
存在も重要になってきます。自己の回復のために当事者とその関係者には、申請や
不服審査のですよ、申請や手続きを周知の必要がありますが、それは徹底されるで
しょうか。これが2つ目です。

それから、今年度中に障害者福祉計画を策定されることとなっていますけれど
も、利用者の声が反映されるように、策定委員のメンバーに利用者の皆さん等の参
加が望まれます。県もそのメンバーに障害当事者を起用するとしていますが、本市
においてはお考えいただいているのでしょうか。これが3つ目です。

それから、障害者自立支援法は十分な審議を経ないまま見切り発車をいたしましたし

た。そのため、今日このような混乱と不安に陥っているわけですが、これについては県の方でもモニタリング調査を行う方向です。本市においても、5年の経過措置の中で点検をし、よりよい法にしていくために追跡調査が必要だと思われそうですがいかがでしょうか。これが4つ目です。諸々問題はありますけれども、ここでは以上の質問に留めますが、私たちは創造力を働かせなければなりません。自分が当事者だったらどうしたいか、どうしてほしいか、どうか建設的な希望の持てる答弁を賜りますようお願いをいたします。

申し訳ありませんが、最後に市長のご見解も承りたいと存じます。よろしく願いいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 不服審査会につきましてお答えいたします。

障害者自立支援法では、介護保険に比べ障害者特有の状態をきめ細かく把握するための27項目が追加されております。コンピュータでは判定できない調査内容をさらに詳細に伝えるための特記事項の説明や医師意見書の内容を勘案して判定がなされております。特記事項には、利用者の生活上の問題点が細かく記されておまして、調査にあたった職員が説明を行います。コンピュータ判定はあくまでも一次判定でございますので、二次判定の場である審査会では利用者の現状が十分に反映できるようになっております。さらに不服審査につきましては、障害程度の区分の認定に疑義がある場合、県知事に対して不服審査を申し立てることができます。市町村は利用者の申請に基づき調査、審査会などを経て、支給決定通知を行いますけれども、この決定通知書に不服申し立て及び取り消し訴訟ができることを明記してございます。

次に、障害福祉計画につきましては、平成18年度から23年度までの5年間ということで、サービス見込み量の数値目標を設定するわけでございます。特に養護学校卒業者や現施設入所者の実態を把握しまして、真に必要なサービスを見極めながら地域生活移行を促進するための就労支援等利用者のニーズも組み入れた計画を策定しなければなりませんので、本市といたしましても策定委員会には医師会や障害者施設、学識経験者、障害者団体、特に親の会などがございしますが、関係当事者の意見が反映されるよう、各分野から選出したいというふうに考えております。

最後に、追跡調査でございますけれども、追跡調査につきましては、障害者福祉計画策定作業の中で利用者の実態調査等を実施したうえで、よりよいサービスが提供できるように県と十分協議をしながらですね、進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） まず、地理的条件についてですけれども、合併協議会において花房台が選定された理由の一つとしましては、当該区域が旧4市町村の市役所、町村役場から概ね5km圏域の重なる部分であり、4市町村の住民にとって地理的な中心地となる場所であるということが選定されております。また財政面ですけれども、新庁舎建設経費や維持管理費等や、また旧町村の庁舎等の利活用についてのご質問ですが、先ほど申したとおり、現在新庁舎建設等の基本構想、基本計画を策定しております。その中で、建設経費等の財政的な面、あるいはまちづくり三法や農振関係等の法手続き的な面など、専門的な検討を行っております。基本構想基本計画の案がまとめ次第、財政計画やスケジュール作成に入りたいと考えていますので、それらの方向性ができ次第、議会に協議をお願いし、市民にも計画を公表するところで進めているところでございます。ほかにも建設経費、維持経費と、また償還期間等のいろいろなお質問がございましたが、基本構想、基本計画及び財政計画の策定後でないとお答えができない質問のようですので、ご了承いただきたいと存じます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 先ほどから質問の中で市民部長の方がお答えしておりましたけれども、障害者自立支援法の施行にあたりましては、ご案内のとおり、菊池広域連合の事務として今後審査あるいは判定業務を行うと、このようになっておりました。改めてまた連合の方でのスタッフの組み替えをやっていかなきゃならないということで、大変戸惑いを覚えながらも今取り組んでいるところでございます。県と菊池郡市の市町が一緒になりまして、これまで再三協議を重ねてまいっておりますけれども、制度上にまだまだ問題も多く、特に補助金がなくなって、それから交付税へというような組み替えられるなど、市町村にとりましては非常にこの負担増にまたつながってくるということでございまして、これはもう避けられない実態の状況であると思っております。また、この制度におきましては、これまでの支援費制度の中で問題が多かったものが、いわゆる地域間格差を呼び起こしているということでありまして、この地域間格差の是正ということをしなければならないと、このように思っております。サービス提供の場がさらに広がってきたということで、広がってきておりますことも踏まえまして、さらによりよいサービスを提供できるように、これはもうその一自治体、一地域だけではなくて、全県的な問題として動向を見極めながら、よりよい方向に、本市でのまた障害福祉施策の実施に向かって

取り組んでいきたいと、このように考えているところでありまして、大変重要な問題であって、しかも緊急的なものであるということで、真剣に取り組んでいきたいと、このように思っております。

最も大事なことが障害者支援法かなと思っておりますが、もっと重要な質問がございました。これまで企画部長の方が答弁しておりましたように、新庁舎の基本構想、また基本計画を現在、先ほどご指摘ありましたように予算をいただきながら策定中であります。議会と協議すべき庁舎の建設の費用や、あるいはまた財政、財源の内訳、周辺整備計画などなどにつきまして、まだ未定であります。協議できる段階に至っていないという状況でございますが、なるべく早くこの皆様方とご相談申し上げるような資料をつくりたいと思っております。基本的には、合併協議会の確認事項というものは、これ誰一人としてこれを否定する人はいないということで、市民を代表される方々、とりわけ議会59名の方々がそれぞれ直接、間接的に同意をいただいた、合意をいただいた、そのことを踏まえて確認とされているということでございますから、このことを十分尊重しながら、市民や議会の皆さん方の理解が得られるように努力してまいると、こう申し上げなければならないと、このように思っております。

議長（北田 彰君） ここで昼食等のため、暫時休憩します。

休憩 午後零時08分

開議 午後1時15分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、二ノ文伸元君。

[登壇]

（二ノ文伸元君） こんにちは。お昼時の後でということでお疲れでしょうけれども、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

まず、教育及び生涯スポーツ充実のための施設整備についてということで質問をさせていただきます。現在、隈府小学校正門通り横の青果市場は、熊日新聞にも紹介がありましたように、長年卸し市場として運営されておりましたけれども、規制緩和など諸般の事情により、現在は使われておりません。そこでお尋ねですけども、建物が古く台風シーズンを前に、子どもたちの登下校などで大変危険ではないかという声が聞こえております。その対策についてお伺いをいたします。

それから、あの場所というのが教育や福祉施設と隣接しているということで、将

来にとって必要な場所ではないでしょうか。その理由として、第一幼稚園の園児の送迎などで大変スペースが狭くなっております。職員の駐車場等に対しましても、随分困っておられるようです。私の子どもも保育園に通っておりましたけれども、その当時からどうにかならないだろうかという相談を大変多く受けておりました。それから、学校の統廃合、それから一貫教育を見据え、教育機関の集合体として、あの隣接したスペースがぜひ必要ではないかとも考えております。そのようなことから、あの場所をですね、市として取得する考えはないでしょうか。ご質問をいたします。

次に、隈府小グラウンドのナイター設備についてでありますけれども、年間を通じてあの場所は使用度が大変多く、特に高齢者から子どもに人気のあるグラウンドゴルフや今現在W杯がっておりますけれども、サッカーの練習には欠かせない場所となっております。もともとあの場所はソフトボール用に設置され、半分しか照らされていないため、スペースを広く使うサッカーやグラウンドゴルフには向いていないのではないのでしょうか。その種目に見合ったナイター、照明等が必要ではないのでしょうか。その対策として、ナイター設備を増設する考えはありませんでしょうか。

次に、総合体育館の空調設備についてでありますけれども、市民から夏場練習などで大変暑くて仕方がない。健康にも悪いし脱水症状などの危険があり、事故が起きてからでは遅い。それに夏場の様々な競技大会誘致にも大きな影響があるので、観光面からも大きな大会を夏場宿泊数が少ない時期に誘致できれば大変ありがたいのではないのでしょうか。それに、何よりも新菊池市の最大の屋内スポーツ拠点として内外にアピールしなくてはならない施設だと考えております。そのことから、総合体育館に空調設備を設置する考えはありませんでしょうか。

次2点目ですけれども、まちづくり総合支援事業について質問をさせていただきます。このことは、平成16年の12月、旧菊池市議会で質問をいたしました。それから1年半が経過しておりますけれども、その後の進捗状況、また今後の見通しについてご説明をお願いいたします。

以上、2点、質問をいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 皆さん、こんにちは。ご質問の件についてお答えいたします。

まず、青果市場跡の施設の件でございますけれども、その施設は非常に老朽化が激しく、瓦が落下する等の危険な状況にありますので、現在ロープを張りまして見

童に近づかないよう注意を促しているところでございます。また、隈府小学校PTAからも要望があり、施設の所有者に対しましても安全対策を早急をお願いしたいということをお願いをしているところでございます。ところで、その土地の取得についてでございますけれども、隈府小学校の部活等での送迎時や社会体育としてのグラウンド使用時、さらに第一幼稚園の送迎時の駐車場の不足など、駐車場としての要望が出ていることは承知しておりますが、現在のところ、土地を取得し活用する計画は、具体的には考えておりません。

続きまして、2点目の隈府小学校グラウンドのナイター施設についてでございますけれども、議員ご紹介のとおり、この施設は30年前の設置当時はナイターのソフトボールのみの利用でございました。しかし近年はグラウンドゴルフ、少年サッカー等の利用が主流になっております。建設当初からグラウンド南側のソフトボールコートのみで設計されておりますので、グラウンド全面を使用します競技につきましては、確かに北側のグラウンド部分は暗いかと思われれます。そこで対策としまして、今年度に現在4基あります照明塔の中の電球を1基につき2灯、合計で8灯を増設いたしまして、角度を調節しながらグラウンド全面の照度を高める工事を早急に行う予定にしております。

続きまして、3点目の総合体育館の空調設備設置につきましては、議員ご指摘のとおり、夏場の体育館アリーナ内は本当に高温となりますので、天井のトップライトに遮光性のフィルムを貼って暑さ対策を行ってまいりました。しかしそれだけでは各種の練習や各種大会を行うことは大変厳しい状況にあることは重々承知しておりますし、またその必要性も感じております。空調設備を設置するということによって、各種大会やイベントを誘致し、スポーツの振興とともに経済効果が見込まれますが、設備の設置には多額の財政負担を伴いますので、今後財政当局等ともよく協議してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 2点目のまちづくり総合支援事業につきましてお答えいたしますが、まちづくり総合支援事業は隈府中心市街地の空洞化が深刻となっており、新たな賑わいの場の創出を図り、既存の観光、自然、歴史資源をネットワークすることでまちの回遊性を高めて、中心市街地の活性化を図る事業でございます。1期事業といたしまして、平成15年度から着手し、平成19年度を完了目標として回遊道路の整備、それから街路灯の設置、案内板の設置などを行っております。また、隈府中央線の街路事業につきましては、平成15年度から平成24

年度までの10ヵ年計画であります。平成17年度末までの事業進捗状況を説明いたしますと、まず回遊道路の整備につきましては13路線、4,252mのうち6路線の1,598mが完了いたしております。その進捗率は38%となっております。街路灯の設置につきましては53ヵ所を計画いたしておりますが、現在設置後の維持管理について地元の方々と調整を行っているところでございます。案内板は、計画どおり3基を設置し完了いたしております。隈府中央線街路事業につきましては、平成16年度より用地買収に着手し、事業用地4,700㎡のうち1,157㎡を買収し、その進捗率は25%となっております。また、事業用地所有者の方々の希望による代替地につきましては、現在検討を行っているところでございます。今後の見通しについてでございますが、回遊道路整備につきましては、18年度に5路線、1,308mの整備を計画しており、既に一部着工をし、本年度末までには進捗率68%となります。そのほか、街路灯設置につきましては、地元の方々が維持管理を行う管理組合の設立を待って、平成19年度までに完了するよう整備促進に努めてまいります。隈府中央線の街路事業につきましては、継続して用地交渉を行い、まず18年度予定箇所の買収に全力で当たりたいと考えており、順調に進みますと進捗率は39%になり、平成19年度には一部着工できる予定でございます。なお、今後の計画といたしましては、平成20年度を初年度とする新たな5ヵ年計画を2期事業として隈府中央線街路事業と併せ中央通りにポケットパーク等を計画し、その中で水路のオープン化、足湯の建設等に取り組む計画でございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

（二ノ文伸元君） まず、青果市場跡についてですけれども、現在のところはその取得する考えはないということですね。先の方はまだわからないと。民間にですね、先を越されないように、民間に渡った跡ではですね、もっとこう取得値段が上がってくるとお思いますので、その辺をですね、考慮していただいて、なるべく早いうちにですね、結論を出していただいた方がいいのではないかと考えております。そのことは強くですね、要望をいたしておきます。

それから、隈府小グラウンドのナイターの照明についてですけれども、1基、2つ照明を増やして対応するということですが、果たしてそれでですね、南側から北側を2基で照らすことになるかと思えますけれども、その中で合計1基に対して8基ぐらいになるんですかね。その辺の角度ですね、これをしっかりテストしていただいて、その上でやっていただきたいということを要望をいたしておきます。

もしそれでも足りないときは、増設にですね、踏み切ってほしいと思っております。

それから、総合体育館の空調設備ですけども、お金がかかるからということですけども、やはり事故が起きてからはですね、遅いと思います。実際、脱水症状で倒れたという事例も聞いておりますので、何事があってからでは遅いと思いますのでですね、私の、泗水の方たちをお願いですけども、こういう教育施設にですね、小川基金を使っただけでないものかと、そういうふうにも思っております。それは要望ですけども。

次に、まちづくり総合支援事業についてですけども、大体同意率とか、進捗状況というのはわかりましたけれども、巨甲森線に係る今橋ですね、あれがもう橋桁はできておりますけれども、あそこから隈府中央線につながる道路ですね、あその間の用地交渉についても平成16年の一般質問の中で質問をいたしました。そのときに、用地交渉体制ですかね、そういう専門の部署を設けてはいかがですかということ申し上げたわけですけども、恐らくできていると思います。その辺のあその間の用地交渉については、あれから一度ぐらいはですね、地主の方とご相談がなされたのか。前回も言いましたように、橋桁ができた以上は、恐らくつくっていかなくてはならないと思います。橋はできたは、通る道はできないはでは、それこそ税金の無駄遣いになると思います。その辺を勘案して、やはり地主の方との同意形成をなされなくてあの道はないと思います。そして、将来この菊池市市役所にですね、泗水や旭志の方々が訪れやすい、そのようなアクセス道路としてですね、大変重要な道路になってくると思います。その辺の地主の方との交渉はあれから行われたのか。そして行われたとするならば、どういうその問題が生じておるのか。そこら辺のところをぜひお聞かせをいただきたいと思います。

教育及び生涯スポーツについてはですね、要望ということをお願いをいたしますので、答弁は要りませんので、この用地交渉の方をですね、よろしくをお願いいたします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 巨甲森線につきましては、議員さんご意見のように大変重要な路線だというふうに認識をいたしております。用地交渉の方はどういうふうにされたのか、されないのかということですが、私自身、もう4回ほど、今年に入りまして3回自分で用地交渉に行っております。しかしなかなかいろんな問題がございまして、なかなか同意がいただけないということですが、どうい問題があるかということですが、個人的なプライバシーの問題がござ

いますので、答弁は控えさせていただきます。用地交渉につきましては、今後も継続して最大限努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

（二ノ文伸元君） 用地交渉で、私が思いますに、やはり代替となる場所や、それからやはり値段的なものになるかとは思いますが、やはりしっかりとですね、そこを把握した上で、その個人さん方とですね、問題解決にしっかりと取り組んでいただくことを要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（北田 彰君） 次に、東 裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） こんにちは。日本共産党の東 裕人です。質問に入ります前に、一言申し上げます。私は、先の市議選で多くの皆さんのご指示を得て初当選いたしました。これからの議員活動は、先輩議員の甲斐健彦前市議同様、市民の利益に叶うかどうかを判断基準に、よいものはよい、悪いものは悪い、この立場貫いてこれからの議会で活動してまいります。日本国憲法の平和的、民主的条項を地方政治に活かし、地方自治法が掲げた住民福祉の機関としての地方自治体の役割を発揮させるよう力を尽くしてまいります。また1年生議員として日々研鑽に努め、市民の皆さんの声をしっかり議会に届けてまいります。市長、執行部、先輩議員の皆さん、職員の皆さん、そして何よりも市民の皆さんのこれからのご指導よろしく願います。

本題に入ります。質問は通告のとおりであります。私は初めてでありますので、今回の質問は総論を、質問の全体を通して福村菊池市長の現状認識、それに対する政治姿勢をお聞きすることを私の議会活動の出発点といたします。市長のご答弁、よろしく願います。

まずは、一括してお聞きします。1つ目は、庁舎移転の問題であります。今、大きな問題になっている市役所の庁舎移転、新庁舎建設の問題、これから様々な角度で議論されることと思います。この問題、先月行われた市議選では、旧菊池地域に留まらず、旧泗水でも、旭志でも、七城でも、無謀な借金してまで庁舎移転するのは反対、市民の暮らしや福祉は削る一方で、大型開発最優先するのはおかしい、こういう市民の声が選挙中たくさん寄せられました。この選挙戦の論戦を通じて、庁舎移転の問題は市民の暮らし、将来の問題と直結する大きな関心事となっています。この議場にいらっしゃる議員の皆さんも、移転賛成の方も、反対の方もそれぞ

れ市民の皆さんにこの問題での政策や主張を訴え、市民と共に議論されてこられた方々ばかりです。当然、私も選挙戦では庁舎移転反対、この主張を隠すところなく掲げて訴えてまいりました。そこで、市長にお伺いします。市長はこの庁舎移転の問題で昨年の市長選に際してどんな見解を公表されましたか。また1年経って今回の市議選を終えて、今この問題でどういう認識をお持ちですか。ご答弁、お願いします。また、5月10日には庁舎移転の再検討を求める1万を超える署名が寄せられています。市長はこの署名、どう受け止められますか。この声に応えるつもりがあるでしょうか。お聞かせ下さい。さらに、この問題が今日複雑さを増している一つの要因に、合併前の市民への情報提供の不足、そして市民の意見をしっかり反映させてこなかった政治の責任があると私は考えます。合併したらどうなるのか、合併協議会で庁舎移転は決まりはしたが、移転したら住民サービスはどうなるのか、地域経済は、市の財政は、そして市民への負担はなどなど、余りにも知らせてこなかった政治の責任は重大です。市民に情報を明らかにすること、市民の声をよく聞くこと、このことは住民自治の大前提であります。そこで伺います。合併協議会の議論、財政問題、市民負担など、移転先決定の経過も含めて、すべての情報を市民の前に明らかにする、公開して住民討論や住民投票などを行って、市の将来を市民の判断に委ねるべきだと思いますが、市長の見解をお聞かせ下さい。

質問の2つ目は、市民の暮らしの問題です。ここでも市長が市民の暮らしの問題でどういう認識をお持ちか、お聞きします。

まず初めに暮らしの実態です。傷みに耐えれば明日がある、こういった始まった小泉政権も、9月には終焉を迎えようとしています。この5年間、年金改悪、介護保険のホテルコスト導入や保険料引き上げ、定率減税の縮小廃止や先日成立した医療改悪など、構造改革の名で進められてきた庶民大増税、社会保障切り捨ての国の政治の下で、私たち菊池市民の暮らしと福祉は今壊されようとしています。私たちには、傷みに耐えても明日は見えない、こういう暮らしの実感があります。そこで、まず初めに市民の暮らしの実態をお聞きします。まずは簡潔にお答え下さい。

1、市民税増税の問題です。今年度の市民税の非課税世帯は、昨年度と比べてどうなっているでしょうか。

2、国保税滞納世帯の推移はどうですか。

3、障害者自立支援法施行から3ヵ月、利用者の実態をお聞かせ下さい。

4、生活保護の保護率、また保護世帯の推移についてお聞かせ下さい。

5、家族介護慰労金の支給人数の推移をお答え下さい。

次に、その実態を踏まえた上で、市長は市民の暮らし、福祉の分野で負担軽減の考えをお持ちですか。

- 1、国保税引き下げの考えはありますか。
- 2、障害者の利用者負担軽減のための独自施策は検討されますか。
- 3、家族介護慰労金の復活を求めますが、いかがでしょうか。

以上、お答え下さい。

最後に、菊池市が3月に発表した集中改革プランの問題は別の機会に取り上げます。ただ私は、その冒頭に記された市長の政治姿勢、改革とは痛みを伴う、痛みのない改革では意味がない。職員はもちろん、市民の方々にも痛みを感じていただく。私は、こうした痛みを押しつけの市政に強く反対するものであります。市民の暮らしは、既に限界を超えています。そこでお伺いします。市長の政治姿勢として、職員への痛み押しつけ、そしてこれ以上の市民への痛み押しつけの前に、まずは自らの退職金廃止を掲げるつもりはあるでしょうか。

以上、1回目の質問です。ご答弁をお願いします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、市民の暮らしの実態はということでお答えしたいと思います。市民税につきましては、65歳以上の方、非課税措置の廃止、老年者控除の廃止及び公的年金等控除の上乗せ措置の廃止等、地方税法の改正に伴いまして65歳以上の公的年金の収入のある方で市民税の非課税の方は、平成17年度が1万1,505人、平成18年度が9,653人で、1,852人の減少となっていますが、平成17年1月1日現在、65歳以上の方で前年の所得が125万円以下の方は、平成18年度は3分の1の課税、平成19年度は3分の2の課税、平成20年度から全額課税の経過措置が取られています。また、国保税の平成17年度の滞納世帯数は1,465世帯、平成18年度は1,356世帯で、世帯数は7.4%の減となっております。

2点目の市民税負担軽減の考えはあるのかの中の国保税の引き下げでございますけれども、議員ご承知のとおり、国保事業は特別会計で独自性と独立性が求められる中で運営は厳しいものがあり、各種補助金や交付金の歳入確保努力、保健事業や医療費適正化事業による歳出抑制努力をしておりますけれども、計上収支は繰越金や財政調整基金繰入金でかろうじて繰越金を計上しているような状況で、単年度収支は赤字となっております。本来、国保特別会計の健全運営は給付に見合う税收の確保が必要不可欠で、現状は適正な税率とは言えません。今後、国会での医療制度改革法案の決定を受け、歳出抑制策の実施と合わせて、税率の適正化を検討していかなければならないと考えております。また一般会計からの繰り入れは、低所得者への対応策として国保税の7割、5割、2割軽減分と前期高齢者制度の創設に伴う

保険者支援分として行っておりますけれども、国保税の引き下げにつきましては、今大きく変わる医療制度と受給状況等を勘案しながら、適正な税率の設定が必要ではないかというふうに考えておりますし、現状では税率の引き下げは考えておりません。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 暮らしの問題について、障害者自立支援法の利用者負担増につきましてお答えいたします。平成18年4月現在のサービスの利用者の実態は、施設サービス利用者が95名、居宅サービス利用者が292名、合計387名です。また、4月から利用者負担が原則1割負担に変わり、負担が増えすぎないような世帯の収入などによりサービス利用者は利用負担の上限月額が設定してあります。市町村民税課税世帯を一般、市町村民税非課税世帯を低所得1と2に、そして生活保護世帯の4区分になっております。一般の方が162名、低所得者1の方が62名、低所得者2の方が154名、生活保護世帯が9名となっております。次に、生活保護の保護率でございますが、平成13年度末の生活保護世帯数134世帯、平成17年度末の生活保護世帯数は206世帯となっております。また、平成17年度の1年間の相談件数は73件というふうになっております。

それから、介護慰労金関係についてお答えいたします。平成13年度実績と平成17年度実績について比較した結果を説明申し上げます。2001年度、平成13年度は旧菊池市が68件、支給額8,160万円でございます。旧七城町の実績はございません。旧旭志村は7件、支給額56万円、旧泗水町85件の支給額940万円、合計の160件、支給総額1,812万円の実績でございます。また平成17年度におきましては、新菊池市全体で2件の支給額24万円になりまして、これは合併前の障害者に対する家族介護者手当も含まれておりまして、さらに過去1年間介護サービスの給付を受けなかった高齢者が対象であります国の補助基準の要件に対し、過去1年間のうち延べ6ヵ月間は介護サービスを受けても認可し給付するなど、独自の要綱により慰労事業が図られた自治体があったからでございます。しかし、合併いたしましてからは介護用品支給事業や訪問介護などの在宅介護サービスの定着により、国の補助基準どおりの運営を行った結果ということでございます。

それから、最後に復活についてというお尋ねがありました。家族介護慰労金につきましては、従前の国の補助基準と本市の要綱を定めておりまして、寝たきりの高齢者を介護している家族などの負担の軽減を図るとともに、要介護者の在宅生活の

継続、向上を図ることを目的として、日常の介護に対する慰労として年間12万円の慰労金を支給しております。この支給の対象となる要件としましては、介護保険の要介護認定において要介護4または5と判定されてから過去1年間にわたり介護保険のサービスを受けていない在宅の高齢者を同居で介護している家族の方で、なおかつ市民税非課税世帯に属していることでございます。合併前はただいま説明いたしましたとおり、独自の慰労事業が図られておりました自治体もありましたけれども、合併してからは在宅介護サービスの定着により、国の補助基準どおりの運営を行ったわけでございます。また、今年度から介護保険特別会計の中に地域支援事業といたしまして、国や県の負担金及び介護保険料の中で運営しております。介護用品支給事業や在宅介護サービスなど、他の事業も合わせまして在宅介護の支援を図っておりますので、家族介護慰労金につきましては現行の要綱どおり執行していくという考えでございます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 新庁舎の建設移転についてのお尋ねでございますが、ご承知のとおり合併協議会の確認事項の一つであります。午前中、怒留湯議員の方のお尋ねにもお答えいたしましたように、私は昨年の市長選挙に際しまして、就任させていただいたときにも、合併協議会の確認事項の実現を目標として努力をしておりますと、このように申し上げてまいりました。議員おっしゃりますとおり、その後、国の財政状況につきましての変化、あるいはまた市民からのいろんな意味での要望・陳情等についても、その当時からいたしまして変化が見られていると思っております。しかしながら、合併協議会の合意事項を実現するために最大限の努力をしなければならないと。このことが行政の最大の責務であるというふうに理解をいたしております。合併協議会の確認事項の一つであります新庁舎の建設移転につきましては、誠実に推進するという基本的な考えには変化はございません。現在も変わっておりません。

それから、1万933名の署名が提出をされているということで、これもまた先ほど怒留湯議員の質問にお答えを企画部長の方がいたしましたけれども、新庁舎建設の再検討を願う1万人を超える市民の声があること、これにつきましては当然重く受け止めているところでございます。しかしながら、これもまた昨年の12月、市議会定例会におきまして、新庁舎建設の再検討を願う陳情書に対します不採択の議決がなされております。先日の旧泗水町の区長さんや各種団体長からの合併協議会の確認どおりに遂行してほしいという要望書など、市民の意見は様々なものがございます。先ほど申しましたとおり、合併協議会の確認事項を尊重しなければなら

ないという基本的な考えには変わりはありません。

また、新庁舎移転問題につきまして、住民討論あるいは住民投票など、市の将来について市民の判断に委ねるべきではないかといったご意見でございますが、住民討論や住民投票によりまして民意を委ねてはとの質問に対しましては、合併協議会の私も一員として合併協議に参加してまいりました。合併協議会のメンバーについて、ご案内とおり、行政から各市町村長をはじめ、助役、教育長及び議会の正副議長さん、合併特別委員長など、議会を代表する方々も3名含まれております。並びに、学識経験者といたしまして自治会の長ですね、それから商工会の代表、農業関係の代表、青壮年の代表、さらには女性の各代表の方々が組織をされたものが合併協議会でございます。この合併協議会の51項目に渡りますところの確認事項は、今申しました4市町村の代表である議会議員や学識経験者の方々が慎重に協議を重ねられまして、ときによりましては疑義が生ずれば旧市町村に持ち帰りを繰り返しながら、結果的にすべて全会一致をもって合意をしたということで確認されたわけでありまして、そのことは、4市町村がお互いにお互いを認め合うと。そして尊重、信頼しながら協議ができてきて、そして最大のこの合併の要因となってきたというふうに考えております。合併協議会で生まれましてこの4市町村の信頼関係を大切にすることが、私たち、いわゆるその当時におきましては59名の議員さん方も同時でございますが、首長もまたもちろんであります。我々の使命であると、このことを携わった者として実行していくことは使命であると、このように考えております。新菊池市として先般合併の一周年の記念行事を終えたばかりでございますが、合併からここまで市民の一体性の醸成を願いながら、菊池市が安心して住みやすいよいまちになるよう、このように市民上げて皆様方のご理解とご協力によりまして努力をしてきたつもりであります。市長選挙が行われまして、まだ1年2ヵ月程度であります。住民の意思はその折りに私の政策に寄せられたものであらうと思っておりますし、また東議員も1ヵ月前の選挙で当選を果たさせて議場にお運びいただいたわけでありまして、つい先日、市議会議員選挙が終わったということで、それぞれの政策の中でこの新庁舎の問題についても議論があったというお話がありましたけれども、このような首長の選挙も、議会の選挙も、つい終わったばかりのところでございます。選挙の意義が果たしてこの住民投票というようなことをやることによって、どう市民が感じになるのか。あるいはまた選挙の意義が問われるのではないかと。市民のまさしく良識も問われるのではないかと、このように思いまして、住民投票で新たにここに住民を二分するような行為をすべきではないのではないかと。好ましくないと、このように思うところでございます。

それから、退職金制度の廃止ということでございますが、これはもう与えられま

した任期を健康で元気に24時間体制でしっかり頑張っていきたいと思っておりますが、退職金制度の廃止については、現段階におきましては考えておりません。

議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） 再質問を行います。

今の答弁で、市長選の公約について市長選から1年経って認識は変わったのかどうかという質問に対して、情勢は変わっているが責任ややるべきことはきちんとすると、そういう点では変わらない。庁舎問題での認識は変わらない、そういう趣旨のご答弁だったと思います。一体この1年間、この市民の声が届いていたのか、本当にこの疑問に思います。市長の庁舎問題での答弁を聞いて、これまでどおりの市長の発言で済む局面では今はないのではないかと、こう思っております。住民の心を一つにする、新市一体のまちづくり、こういうことは掲げながら、庁舎問題で市民の間に対立を持ち込んだ政治の責任が、今鋭く問われているわけです。市民は今、この問題で、この議会での議論、そして市長の一挙手一投足を固唾を呑んで見守っているわけです。全局面は、そういう事態にあることをぜひ市長はご認識いただきたい。なお、先ほどの答弁の中で、住民投票で市民を二分するようなことをするのは好ましくない、こういう発言もされました。これについては、最後の質問で改めてお聞きします。その上で、再度質問をします。この再検討を求める1万の署名、先ほどもありましたけど、改めてですね、この市長の受け止めをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

次に、暮らしの問題では指標が述べられました、答弁いただきました。私は暮らしの実態について、少し補足もさせていただきます。増税の問題では、先ほど答弁にありましたが、65歳以上の年金収入の方で去年まで市民税非課税だった方々が今年1,800人も増税になる。去年非課税の人の16%が増税になる。文字通り、大增税であります。また、生活保護の実態についてもお話がありました。この5年間で60世帯増加をしています。昨年度は73件相談があって、内47件が申請を受理、保護を受けられた、こういう答弁でありました。今この広大な菊池全域には、この生活保護の相談をためらって申請をあきらめている方々がまだまだたくさんいらっしゃいます。最後の命綱、生活保護を受けている方々、まだ救われるところが生活保護を受けている方にも老齢加算の廃止などで容赦なく痛みが押しつけられています。先日、旭志のあるご婦人から相談を受けました。この春から生活保護の額が5,000円も減った。間違いじゃないか。調べてほしい。こういう相談でありました。これは老齢加算の廃止によるものでした。その方は、2食を1食に減らし、貧血で倒れたりもした。こんなに減る一方では、もう生きていけない。9

0歳を目前にしたこのご婦人は、涙を流しながら訴えられたわけです。何もこれが特殊な、あるいは極端な例ではありません。先ほど述べたように、庶民大増税と社会保障切り捨てが市民の暮らしを直撃し、お年寄りや弱い者に耐え難い痛みを押しつけている、こういう現実があります。高齢化率が約26%、65歳以上の人口が1万3,000人を超えるこの菊池では、福祉行政の果たすべき役割、そして責任は極めて重い、そう思います。合併前の住民アンケートでも、市民が合併に期待することの一位は、医療福祉の向上でありました。今でも市民の皆さんの切実な願いであります。そこで、先ほどの提案、要求に対してご答弁もありました。国保税引き下げは現状では考えていない、家族介護医療事業は現行どおり、こういう話でありました。この暮らしの問題では、引き続きこれからも市民の皆さんの暮らしの要求、皆さんに問題点は明らかにして、これから議会で繰り返し要求をしていきます。ただ一言だけ言いたいのは、障害者自立支援法に象徴的に表れている社会保障切り捨ての問題です。言うまでもなく、社会保障は生存権補償、生きる権利の保障であります。国が社会的弱者に負担を押しつけ、生きる権利さえ奪ってしまうようなときに、自治体はその防波堤となって住民の命と暮らし、権利を守るべきであります。私は、1年前にきめ細やかな福祉を掲げて当選されたこの菊池市の長である福村市長に、市民の暮らし、福祉を守る積極的な役割を期待しております。

そこでご質問であります。この先ほどの市民の暮らしの実態、痛みを耐えることのできない市民の声、これを聞いて、そして市長が実際住民に触れる中でそういう実態にも触れて、これから押しつけるであろう市民への痛み押しつけに市長は痛みを感じないのか、これを率直に聞いてみたいと思います。そして、市長は自らの政治姿勢として、政治家の構えとして、これ以上の市民への痛み押しつけの前に、まずは4年に一度1,600万円を超える自らの退職金廃止を掲げるつもりはないでしょうか。私は何も今すぐ退職金やめなさい、こう要求しているわけではありません。政治姿勢としてどうですか、お聞きしています。

以上、2点を庁舎移転の(2)の部分と退職金の問題で改めてお聞きします。

議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

[登壇]

市長(福村三男君) 1万人以上の署名をどう受け止めるかということでございますが、先ほどもお答えいたしましたように、これは新しい議会構成になりまして28名になっておりますが、59名の合併前における4市町村のそれぞれの議会の権能において協議をされて、そして確認をされているという、大変重いものがあります。もちろん、市民、住民の声を反映しなければなりません、それは旧合併前の市町村においては、それぞれの市町村の議会の皆さん方、あるいは先に申し上げま

す各種団体の皆さん方、そういう方々がその地域住民を代表される方でありまして、その議会で言えば59名の方々が4市町村の住民の声を反映しながら、確認、確認を繰り返していった、その中の一つが市庁舎の問題であるということでございます。それが28名に現在新議会になりましたけれども、皆様方お一人お一人も、この確認の行政の継続性というもの、あるいは議会の決議の継続性というものを十二分にご認識をいただきまして、その議会の議決というものを新たなその選良によって選ばれた皆様方が新たなご議論をされるということであれば、その議論の結果を待って行政執行部としては執行していかなければならないということではないのかと、このように思っております。

それから、痛みを感じないのかということでございますが、痛みは常に感じておりますけれども、その痛みをお互いに分かち合わなければならないと。これは本当に国も、県も、あるいは市町村も同じ痛みにならなければなりません。もちろん、我々行政にありますものは、県や国に対してその痛みをお互いに分かち合いましょうということで、権限の委譲をはじめとして、また税源、税財源の委譲も含めて、この三位一体改革が真に地方分権になるようにということで努力をさせていただいているわけですが、その痛みの方が地方の方が遙かに痛いということは十分わかっておりますし、地方の痛みをそれを国に押し返すことができない現実においては、住民の皆様方にご理解をいただかなければなりませんし、また後日集中改革プランについてもお尋ねがあるというようなご指摘ございましたが、そのことの中においてできる限りのひとつの改革を進めながら歳出を抑えていかなければならないということが今の状況の中にあるということをご認識いただきたいと思います。

それから退職金のこと、またさらに繰り返しいただきましたけれども、これについてはこの現状におきまして退職金をただ一つ削ることが果たしてどんな結果を生むのか、そういうことを思います。それぞれもちろん、各市の状況、そういったものも判断をしてかなければなりませんから、現実今の状況については考えはないということをお断り申し上げます。

それから一言申し上げさせていただきたいと思っております。まさしくこの24時間態勢で頑張っているつもりでありますけれども、この共産党という政党において先輩の後を受けられたということでもありますけれども、大変不幸なことに1年間前議員はお休みになりました。お休みになりまして、それじゃ歳費や賞与はどうなったのか。そういうことを考えますときに、逆にですね、本当にそれでいいのかと。1年間もその職責を離れておられるという先輩の後を受けておられるんですから、さっき申し上げますように健康に十分注意をして私も頑張りますと申し上げたところはそこでございます。ですから、やっぱり行政の長は長、議会は議会としての役目と

役割と担っているわけでありますから、ぜひひとつその点もご理解をいただきたいと、このように思います。改革すべきところにおいては、本当に自らの切るべきものは切ってまいります。私も旧市におきましては、この選挙戦を通じながら歳費の引き下げとか、凍結だとか、そんなこともきれいなことを言っていました。しかしこれは利益誘導ということになって、選挙においては違反にも取られかねない状況にもあります。この辺については、やはりこの働くという、仕事をするということにおいては、能力に応じた、それはその皆さん方がお決めになることでもありますし、またこれは特別職報酬等審議会によって特別職については審議がなされて、その答申によってこれまで提案をし、そして議会の議決をいただいてまいったということでございますので、どうぞご認識をお願いしたいと思います。

議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） 再々質問を行います。

再々質問の中身は、庁舎移転の（３）の問題です。先ほど、住民投票の問題や２つの要望の泗水や菊池から出されている要望について答弁もありました。泗水からの要望、庁舎移転を巡って今、旧菊池地域を中心として出された要望、旧泗水地域からの要望、現在２つ提出をされています。旧泗水からの要望書は、合併協の確認どおり、しっかり庁舎移転を実行してほしい。いわば仕事をきちっとやってほしい、当然の市長や執行部に対する要求であります。一方で、旧菊池からの要望署名は、菊池市政、市長執行部の政策、運営に対する反対、是正を求める声、直接請求に近い意味を持つものであります。この２つは、性格が異なるものでありますが、どちらも言われるとおり、市民の声として大事に真摯に受け止めるは当然であります。しかし、この性格の違う２つの要望、これを並列に捉えて、どちらを取るかというそういう二者択一の捉え方では、市長も言われるとおり、市民の間の対立の溝、ますます深めてしまいます。市長がそういうことをしてしまっただけでは市の将来に禍根を残してしまいます。この問題は、市民世論を二分する大問題として市長がしっかり認識をされ、解決に向け英知を結集すべきだと考えます。

そこで、最後に繰り返しになりますがお尋ねをします。合併協議会の議論、財政問題、市民負担など、庁舎移転のプロセス問題点を洗い直して市民に明らかにする。すべての情報を公開して、住民討論や住民投票など、市の将来を市民の判断に委ねてこそ、この問題での解決の道が見えてくるとは思います。最後に見解をお聞かせ下さい。

以上、３回目の質問を終わりますが、市長は昨年の市長選当選後、新市づくりでは新庁舎建設、これを優先して進めたい。優先順位はこれから決めていくが、必ず

実現させる、こう抱負を語られました。それから1年、今日の答弁を聞いても、何が何でも庁舎移転の政治姿勢変わらないのではないかと、そう受け止めざるを得ません。市長、庁舎移転は合併の約束と強調されますが、市民との暮らしの約束、サービスは高い方に、負担は低い方に合わせます、この約束はどうなったんでしょう。結局は、庁舎移転の問題も、市民の暮らしの問題も、市民の声に応えないのが市長の政治姿勢、こう受け止められてもしょうがないのではないのでしょうか。そうではないはずです。私は、新菊池市の初代市長である福村市長が、庁舎移転の問題でも、暮らしの問題でも、舵取りを誤ることなく住民の生活と権利を守ることを期待し、また庁舎問題ではしっかりと舵を取っていただいてこれから進めていくこと。答弁では市民の立場に立った答弁を期待して、質問を終わります。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） なかなか議論がかみ合いませんけれども、この合併の確認をしたことをどう受け止めるかという、この違いがあるのかなと思います。これやはり議会のいわば共産党としては議席を持っておられた前議会において、議会の議決をされている。議決をされていることは、私たち執行部は執行していかなければならない。その議決の中に、一員の中に共産党という議席を設けておられたと私こう思っております。もちろん、その間において1年間欠席をして、一度も議会においでになってないから、俺は参加してない、党としては参加してないよということも言えないわけではありません。しかし、今議決を何かを取ろうとしたときに、お一人でもこの議場を退場された場合に、私は出てなかったから、議決に加わってなかったからと、そういうことは論理は通らない。これは対外的な一つの4市町村の議会の議決としてなっているわけですから、旧菊池市議会の中における議決、それぞれの町村の議決というものは非常に重い。それは住民の代表である議決機関の決定であるということを行政が自分の意志によって、例え選挙における公約があったとしても、どちらかを取るとすれば、やっぱり議会の議決の重さの方を取らなければならないと、こういうふうに思います。ですから、この辺から新しい議論があるのか、ないのかというのを見極めなければ、この行政長としてその方向性を変えるわけにはいかない。一面におきましては、これもまたその59名の新しい特例措置による新議会が1年2ヵ月ありましたけれども、その中において、既に今、ブレーキを踏めと言われておりますけれども、アクセルを踏むように議員の59名、菊池議会におきましては、その調査ということで基本構想の調査費も4,000万円程度の予算を今執行していると。そこで今度はブレーキを踏みなさいと、こう言われるわけですから、まさしくこの行政も、議会も、継続性がなければ、前議会に

においてはこれを良として予算を認めながら、次の議会になってきたときには今度は反対意見の方が出てくるということになれば、まさしくこの弱者をいじめなければ仕方がない、無駄なお金を使うということにもなりかねないというふうに思います。ですから、この点についてはこれまでの経緯というのを今一度よく見ていただきまして、再度またこの点についてご議論いただければと思います。率直にこの議論につきましては、行政の方が執行しているわけでありますから、その執行をストップさせる、ブレーキをかけるというようなものは議会の皆様方のご議論を待たざるを得ないということをお答えしたいと思います。

議長（北田 彰君） ここで10分間、休憩します。

休憩 午後2時18分

開議 午後2時28分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本昭信君。

[登壇]

（坂本昭信君） それでは、一般質問させていただきます。

先般の市議会議員の選挙におきまして、市民の皆様の支持を得まして当選させていただきました。今後微力ではございますが、市民のため、議会のため、市の発展のために努力する覚悟でございます。どうぞご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私の質問は、財政難でございますので、お金のかからない質問をしたいと思っております。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。合併しまして1年4ヶ月が過ぎ、職員の皆様におかれましては緊張感も取れ、融和の中にも仕事に頑張っておられることと推察申し上げます。私は、ある集会に参加しまして、市民の方から役所に対する苦情が多く聞かれましたので、その一部を披露させていただきます。職員に非常に元気がない、会釈挨拶がない、名札も半数ぐらいしか付けていない、電話に出ても 課の ですという返事もない、カウンターの前に立ってですね、老人の方が立たれてもですね、見て見ぬ振り、玄関行ってくる時はにこにこしよるばってんが、前立つと下見て仕事ばうだす、このような意見も聞くわけでございます。こんないろんな要望がありましたので、財政改革が行われ市民総参加による新市づくりがスタートする中に、職員像と申しますか、より一層の質の向上が求められ、望まれています。役所は菊池市の顔であると同時に、住民に対しての

サービスの基本とした業務であり、外部に向けての情報発信の場所でもあります。新市づくりは人づくりと言われておりますように、効率的かつ効果的に行政運営をしなければなりません。世の中は人と人とのつながりです。たかが挨拶、されど挨拶です。このような要望を基本に、執行部としまして職員の指導をどのようにして行われるつもりか、質問いたします。

次に、前の質問と関連いたしますが、機能分担が進み、自己決定責任の範囲が拡大しています。また、専門的、技術的、技能的にも高い能力が要求される時代になってまいりました。例えば、旭志のボーリング水中ポンプの落下、七城町温泉ドームの天井落下、いずれも竣工検査後の事故でありまして、業者だけの責任でないと思います。市民の血税で工事をするわけでございますので、これから先、このような事故が続かないためにはどのような対策を取っていかれるつもりか、ご質問いたします。

それから、最後に野間口の熱帯魚施設とキノコセンターについて質問いたします。昭和57年度に水産業同和対策事業で熱帯魚養魚施設を、昭和59年度に農林業地域改善対策事業によりキノコセンターが設置されていますが、現在稼働していない状況にあると思います。今後この施設をどのように利用し活用させていかれるのか、質問いたします。

これで1回目の質問を終わります。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） お答えいたします。

市民に対して挨拶等が十分に行われていないということで、どのように指導していくかということですが、地方分権が進む中、地方自治体の果たす役割、責任は従来に比べて格段に重くなってきております。職員はそのような中において、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければならないというのは、当然地方公務員法の趣旨に則っているわけでございます。そういう形で業務に取り組んでおります。地方自治に携わる職員として、住民への誠実な対応は当然の義務であります。良識ある社会人としての自覚と責任を持って行動するためには、住民との信頼関係がなにより大切であり、その信頼関係構築の基本は挨拶にあると認識しているところでございます。昨年の新市発足から今日まで、それぞれの部署の業務を通して信頼関係の構築に向け鋭意取り組んでまいりましたが、そんな中、合併直後の新たな職場環境への対応や業務の煩雑化により、一部配慮に欠けた対応が見受けられたことも現実問題として受け止めております。接遇の基本は各部各課の日常業務の中で培われてい

くものであり、各職場において良好な慣行や習慣が育ち定着していくのが望ましい姿であると考えております。それらの状況や合併による組織拡大に伴います全体研修の必要性から、現在計画的な接遇研修に取り組んでおります。本年度は7月と9月に実施したいと準備を進めております。その中で、職員のモラルの向上に向けさらに努力し、接遇を理解する職員から接遇ができる職員になるよう指導育成し、市民にやさしい職場環境づくりに心がけてまいりたいというふうに思います。

次に2番目でございますが、職員の質を高めていく必要があるのではというようなことではないかと思いますが、市役所は住民に最も身近なサービスを総合的に担う行政機関であり、住民ニーズを迅速かつ的確に把握し、行政に反映していくことが求められております。また住民ニーズは年々高度化、複雑化してきております。そのような中であって、職員は責任ある仕事ができているのかということですが、職員は当然ながら、責任ある公務遂行を行っているかと認識しております。責任ある仕事とは何か、それは職員個々の業務に対する責任感と的確性の向上にあると思います。責任感とは、組織における自己役割を認識し、常に職責の完遂に熱意を持ち、また責任を回避し転嫁することなく、担当すべての結果や問題は自分の責任にあるという意識や態度で職務にあたることだと思っております。また、的確性とは業務を計画的かつ正確、迅速、着実に処理することはもちろんのこと、職務遂行に必要な基礎知識、専門知識、関係知識を身につけ、的確に業務を処理することにあると考えております。このような責任ある業務を遂行する職員を育成するためには、本市では階層別研修や専門知識研修等を実施しております。階層別研修では、政策形成能力の向上や業務管理能力、人材育成能力の向上に努め、専門知識研修では日本経営協会研修や市町村アカデミー研修等により、各種業務における専門知識を身につけたスペシャリストを育成し、的確な業務遂行のできる人材育成を目指しております。また、本年度から新たな人事評価制度の構築に向け取り組んでまいりますが、この人事評価制度の導入によって、職務内容を把握、調査、分析し、目標を持った業務を的確に遂行する職員を育成するとともに、管理職については部下の指導育成の重要性を再認識させ、個別面談を実施するなど、日常的に部下の職務行動を丹念に観察、対話することによって、職員が気づかない欠点を自覚させ、意識改革をさせるとともに、公務能力の向上にさらに努めてまいりたいと考えております。なお、ご指摘ありました挨拶の励行をはじめ、名札着用の徹底、電話応対等につきましては、庁議の中で周知徹底し、改善をしてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 坂本議員のご質問にお答えをしたいと思います。

熱帯魚施設とキノコセンターの件でございます。本件につきましては、同和対策事業等によりまして建設された施設でございます。本年度施設の管理状況の調査を行い、遊休化している施設の今後の取り扱いについて関係各課で協議を行っているところでございます。熱帯魚養殖施設につきましては、昭和57年度に水産業同和対策事業で整備された施設でございます。これまで中西寺熱帯魚養殖組合が管理運営を行い、熱帯魚のふ化養殖並びにリース事業を行ってまいりました。しかしながら、ふ化養殖事業における技術的、経費的問題が表面化し、経営改善計画を作成するなど、積極的に経営の改善に向け懸命に努力されましたが、社会情勢などの変化もあり、将来的に事業を行うことが困難な状況となり、本年4月に組合を解散され、熱帯魚養殖施設は閉鎖されている状況でございます。今後施設の処分に向けての準備のため、本定例議会ににおいて敷地測量等の経費並びに不動産鑑定並びに建物内部の設備の撤去について係る経費の補正予算をお願いしているところでございます。

このほか、遊休化している施設につきましては、今後処分に向けて調整を図りたいと考えております。

次に、人工しめじ・えのき茸生産施設につきましては、昭和59年度に市が農家所得の拡大と生産基盤の向上をはかり、安定した農業経営を推進するために、農林業地域改善対策事業により敷地面積が2,413㎡、栽培棟が776.6㎡、管理棟が113.4㎡と建設し、同年菊池しめじ・えのき茸生産組合に貸し付けを行い、しめじ・えのき茸の生産を行ってまいりました。社会情勢等の変化によりまして、平成15年ごろより菌床シイタケの生産への転換を計画されました。平成16年10月より本格的に菌床シイタケの生産を開始されており、現在、3名の組合員により生産活動を継続されている状況でございます。現在の状況を見守っているといったところでございます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

（坂本昭信君） それでは、再質問をさせていただきます。

現在、職員数が六百数十名と思われまじけれども、やっぱりこの前中央公民館にちょっと行きましたところですね、菊池青少年健全育成五訓ということが載っております。気持ちのよい挨拶をしましょうと第1番目に書いてありました。このようなことですね、今その職員の志気を高めるために朝の朝礼あたりはやっておられるのか、お尋ねいたします。

それと、六百数十名の職員でございますので、一同に訓辞を行うというようなことは無理かと思えますけれども、各部署によりまして、市長自ら出向かれまして、その職員に対しての訓辞とか、そういうことも必要でないかと思うわけでございますが、そのようなところはどのように考えておられるか、質問いたします。

それと、キノコセンターについてはですね、熱帯魚施設については閉鎖するというところでございますので、地域改善のためにつくられた施設でございます。地域でですね、今後十分に有効活用がされますようにですね、地域の方に地域の施設でございますので、地域の方がそちらの方に譲られたらいかかなと思うわけでございます。

以上、再質問でございますけれども、よろしく願いいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 第1点目の朝礼についてでございますけれども、これにつきましては庁議の中で提案いたしまして、各課で朝礼をしていただく。と言いますのが、先ほど申されましたように組織が大きいがために全体ですることはもちろん無理でございます。第一に、各部、部課長でその庁議の内容等を含め、今後の対策を講じるということを行います。その中で、その各部各課の協議の中で、課長が朝礼をしていただくというようなことで今進んでおります。また、市長の訓辞等でございますけれども、これにつきましては当然庁議を月2回、第1と第3月曜日に庁議を行っております。その庁議の中で市長がその考え等を当然申し述べられますので、それにつきましては部長を通じて、また総合支所長を通じて、各部、各課に下ろしているところでございますので、それをもって市長の意見を職員に通すというよう形を取っております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 坂本議員の再質問にお答えします。

施設については、もともと地域の生活の安定と所得の向上のために施設はできているということを考え、地域の方にどうかということでございます。それぞれの処分につきましては、私ども経済部は行政財産として今まで扱ってまいりましたけれども、用途が変更になれば普通財産ということで、財政課の管財の方から所管を変えますので、そちらの方で適切な処理をしていただくように申し送りをしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

(坂本昭信君) 再々質問ではございませんけれども、やはり市役所はですね、市民のよりどころであってほしいと思うわけでございます。そのためには、やはり朝礼とかそういうことをしっかりとさせていただきまして、市民の付託に応えていただきたいと思うわけでございます。

以上でございます。

議長(北田 彰君) 次に、隈部忠宗君。

[登壇]

(隈部忠宗君) 12番隈部でございます。先の菊池市議会選挙によりまして、大切な議席を与えていただきました。市民の皆さんの代表として、議員の使命を果たすべく努力をしたいと思っております。現行の地方自治制度では二元代表制であります。ここにおられます福村市長も、私たち議員も、選挙で就任した代表機関であります。それゆえに、対等の地位を持って対立し、お互いが政策論を持って競り合う政治的責任を負っていると思っております。住民福祉の向上のために何が必要で、どんな方策を考えるべきか、地域社会発展策を探し求めることが私たちに与えられた最大の使命であると考えております。

そこで、先般通告をいたしました4点について質問をいたします。1つ目は市の活性化について、2つ目は農村都市としての建設の方向について、3つ目に高齢者社会の到来について、4つ目に道路行政について質問をしたいと思っております。なお、文教厚生に関することにつきましては、委員長の許可をいただいておりますことをご報告申し上げます。

市の活性化について4項目ほどお尋ねをいたします。新しい菊池市が誕生して1年が経過しました。今後の新市の進むべき方向を明確にするための総合的な長期計画であり、市政におけるすべての施策の基本となる菊池市総合計画を立て、新市のまちづくり理念及び将来像を示し、各種計画の最上位計画として位置づけ、総合計画基本構想、実施計画、集中改革プランを策定して、市町村合併の効果を早く実現し、菊池市に住んでよかったと喜んでいただけるような行財政に取り組んでいます。地方分権一括法が施行されまして、地方自治体にもこれまで地方が行ってよいと書いてあることしかできなかったのが、地方が行ってはいけないと書いてあること以外はできるようになってきました。どこの自治体も生き残りをかけて努力をいたしております。すなわち、国や政府に頼らず自分で自立し、稼ぎ、生きていく姿が今後必要ではないかと思っております。市長は、菊池市の反映、生き残り策、活性化を具体的にどのように考えておられるか、まず所信をお伺いしたいと思います。また、市民が要望しているのは、それを実現しようとする市長の熱意であり、力強い

リーダーシップであると思います。

第2点は、地域の過疎化の防止と市民の所得増をどのように考えておられるか。菊池市のような農村都市の現実、中央都市との収入格差の拡大、よって生活格差はますます広がってきます。2つ目に高齢者は増えて、高齢化が進み、若者は離農し、跡を継ぐものが少なくなっています。そのため、財政負担が急増し、市の財政を圧迫してきました。また、政府中央からの各種補助金や地方交付税等の支援金は削減され、さらに削減される傾向にあります。このように農村の衰退化、またその農村に頼ってきた商店は衰退の一途にあります。農村においても、町においても、大型商店の進出で既存の商店は破産寸前にあります。これは、どこの地方都市でも抱える最大かつ歴史的な課題であります。未経験の課題であります。この難問を抱えて、市長は地域の過疎化防止、市民の所得増についてどう考えるか、2番目にお尋ねをいたします。

3番目は、集客交流型の市をどう構築する考えてであるか。これは私の私見であります。菊池の発展は集客交流型の市の構築ではないかと思えます。集客交流型とは、外部から市へ来客が多い都市を意味して、外客が市に出向いてきて市で金を消費し、その結果市が反映する都市を意味します。外客によってホテルや商店街の収入を増やし、農畜産物の現地での販売や農業体験等で農家の収入を増大させる。極端でございますが、生産した農畜産物を大都市に運び販売する形態から、欲しい人が町にやってきて買い求める形態へ変化させる。そんな外客が遊びに、あるいは息抜きに、学びに訪れ、土産に取れた新鮮な農畜産物を買求めるような農村都市を考えてはどうでしょうか。市長はこのような集客交流型の市をどう構築されるか、伺いたいと思えます。

4番目は市の重要な資源であります自然資源、文化資源、人的な資源をどう開発し活用する考えであるかお尋ねを申し上げます。集客交流型の市をつくるためには、個性ある独特なアイデンティティを持った菊池市の建設、独自の農村文化、田園都市の建設が必要であると思えます。そのためには、菊池の豊かな自然の資源、豊富な文化資源、素晴らしい人的資源の開発、育成が望まれます。そして、地域の風土に根ざした独自の交流、観光客がわかりやすく体験できるもの、ゆっくり滞在し消費するリピーター客をつくる、これが市の活性化につながると思えます。市の重要な資源である自然、文化遺産、人的資源を市の活性化にどう開発活用される考えであるかお尋ねをしたいと思えます。

大きな2番目に、農村都市としての建設の方向について伺います。現在の農業は、内外の厳しい競争に直面をしております。内なる競争相手は隣であり、あるいは隣の市町村であり、隣の都市であります。広くは世界の国々です。最も収益性が

高く、競争力のある農畜産物をつくり販売し収入を得る、そのための生産の基盤をつくるのが原則だと思います。農業を地域社会の中の経済の仕組みの中でどう構築するか、これが菊池市に与えられた課題であろうと思います。農業の個々の政策については、森隆博議員、森清孝議員、水上議員が質問をされますので、私は競争力のある独自の、また個性ある独特の農村都市菊池市をどう建設するか、所信を伺いたいと思います。

3番目に、高齢化社会の到来について。2007年から団塊の世代の勤労所得者が大量に定年を迎えられます。国の行政も高齢化社会に向けての対策が中心になってくると考えられます。高齢化社会を上手に取り組んだ市町村と取り組めなかった市町村では、大きな格差が生じると考えられます。菊池市としてこの団塊の世代の高齢化社会に向けて、社会福祉の面からどう対応されるか、市の活性化の面からどう対応されるかお伺いをしたいと思います。

4つ目は、道路行政であります。1つに、県道植木インター菊池線の間所地区の改修についてでございます。昨年第3回定例会において、本田議員から質問がありました。その後、事故が発生し、早急な改善が望まれますので、その後の具体的な経過についてお伺いをしたいと思います。

2つに、県道139号、旭志鹿本線の西郷橋から国道325号線までの新設改良工事についてでございます。昨年第3回定例議会で質問をいたしました。昨年140mにわたって新設改良工事を着工させていただきました。今後の見通しについてお伺いをしたいと思います。

以上、第1回の質問にさせていただきます。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） まず、市の繁栄、活性化また地域の過疎化の防止関係等でございますけれども、菊池市総合計画では、まちづくりの理念を定め、菊池市の豊かな自然環境や歴史を活かし、人の優しさでつくりあげる健康で活力のあるまちづくりを目指しています。本市が目指すまちづくりにより、市の活性化を図ってまいりたいと考えています。市の繁栄、生き残り、活性化を推進し、過疎化の防止や市民所得の増を目指すために、菊池市総合計画で掲げる各種施策を着実に実施していくことが重要であります。

まず、産業振興につきましては、本市の基幹産業であります農林業は議員からご意見がございました農業所得の向上が最終目標になると思いますし、そのためには土台が盤石なものでなければなりません。その土台となる施策として、認定農業者の確保や生産基盤の整備はもちろんのこと、菊池の農業が不動のものになるような

菊池ブランドの確立など、魅力ある農林業を積極的に推進しなければならないと考えております。また、観光の振興は本市にとって重要な課題と考えております。菊池市の魅力を多くの方に知ってもらい、足を運んでいただき、リピーターとして何度となく訪れてもらいたいと考えています。そのためには、豊かな自然環境を保全するとともに、歴史文化や温泉など、官民一体となった環境整備とPR活動が重要であると考えています。商工業振興につきましては、市民の利便性を考慮した商業地の形成に努めるとともに、観光や農林業との連携を深め、人の優しさ、安らぎを感じるまちづくりを目指してまいります。また、人口の増加や若者定住を促進し、発展する菊池市を目指した優良企業の誘致は本年度に創設しました優遇措置を目玉として積極的に推進してまいりたいと思っています。

また、次に生活基盤の整備につきましては、市民が豊かな生活を送るためには必要な道路、交通網や上下水道の整備、住宅環境の整備は市民が安心して快適に生活するために必要なものであります。本市は、合併後広範囲になり、土地の形態も平坦地域、台地地域、中山間地域、山間地域と変化に富んでいます。その形態に対応した生活基盤の整備を進めなければならないと考えています。さらに少子高齢化社会に対応した健康福祉の充実につきましては、本市の将来のまちづくりには重要な課題であります。少子化問題につきましては、本市だけでなく全国的な問題ですが、地域における子育て支援を充実させ、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが重要であると考えております。高齢者社会への対応につきましては、本市の高齢化率が25%を超え、今後も高齢者が増えていく現状を踏まえ、高齢者の方々の経験と知識をまちづくりに活かせるような社会参加のシステムを推進してまいりたいと思っています。これら施策を推進していく上で大きな課題が財政問題であります。ご承知のとおり、三位一体の改革に伴う補助金、交付金の見直しや交付税の減額、景気の回復の不透明さから税収の減など、地方公共団体の財政は非常に厳しい状況にあります。今後は経常的経費及び各種事務事業における歳出を改善する行政改革大綱を策定し、市民の意見を聞きながら行政の改革に努め、財政の健全化を推進してまいります。これらの施策や財政の健全化を推進することにより、市民の皆様が菊池市に住みたい、住んでよかったと思われるようになり、市の活性化につながるものと思います。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 隈部議員のご質問に4点についてお答えを申し上げます。

1点目は、集客交流型の市をどう構築するかということでございます。菊池市の観光の特徴は、福岡都市圏からの観光客が多く、入り込み客数は増加の傾向にありますが、宿泊客は横ばいの状況となっています。本市の観光を支えるものとしましては、合併により面的な広がりを見せたそれぞれの地域の大小様々な魅力ある観光資源と施設であります。菊池溪谷に代表される豊かな自然に恵まれ、温泉や歴史、文化史跡、農林業、竜門ダム、第3セクターの各施設、きらり水源村、オープンガーデン、フラワーレジャー施設、ゴルフ場、また窯元など、数多くの観光資源が点在して、多くの観光客や市民が訪れ賑わいを見せているところでございます。これらの資源を活かし、菊池市ならではの滞在型の観光客誘致、または体験交流型の研修生などの誘致を構築していくこと、このためには、住んでいる私たちが地域を愛し、誇りに思い、ほかの地域から訪れる人々を温かく迎え入れ、もてなす心の醸成を図ることが最も大切なこととあります。その結果として、滞在時間の延長、まちの賑わい、農村の賑わい、引いては地域の活性化、商店街の活性化につながるものと思っております。今後は、地域色を活かした、本物で、安心できる、季節感あふれる、遊び心のある地産地消をキーワードに、体験・体感型のグリーンツーリズムによる観光商品の開発、また受入体制の整備とともに必要であろうと考えております。

2点目でございます。個性ある農村都市の建設についてということでございます。農業及び農村は、私たちの命を育むとともに、地域の伝統、文化の継承など、地域社会の活性化にも貢献してまいりました。今日の多様な消費者ニーズに対応し、安全・安心・高品質の農産物や消費者と生産者の信頼が求められる中、これまでも市内各地において畜産、米、メロン、野菜、果樹、林産物といったもの、それぞれの地域の特性に適合した産地づくりに取り組まれております。ブランド化された産地として、県内外に数多く出荷されている状況にあります。また市内の各物産館やJAのきくちのまんま店などにおいても、新鮮な農産物の直売を通して、消費者と生産者のつながりを深める取り組みが好評を得ているところでございます。今後もこれらの地域特性に適合した取り組みをさらに磨き上げていきたいと考えております。ご承知のとおり、農業農村は命の源である食を届ける一方で、水源涵養機能、洪水防止機能など、多面的機能を有しておりますが、農家の高齢化や非農家との混住化が進み、農地や農業用水などの資源を守る地域集落機能としてのまとまりが弱まってきているという状況でもあります。このような中で、議員がお考えの農村都市建設という発展的な構想に至るためには、現状をどう維持していくかという現実的な、段階的な対応がまた一方では必要であろうと考えております。国の政策においても、集落の機能を守るためには農業者だけではなく、地域住民の方々をは

はじめとして幅広い活動組織による集落や農村環境保全の取り組みを推進する方向に変わりつつあります。市といたしましては、命と暮らしの源である食と環境を支える農業及び農村を貴重な財産として、次の世代に引き継いで行かなければならないと考えております。

次に、3点目でございます。自然を活かしてどういう菊池をつくるかということでございます。自然資源、文化資源、それから人的資源の開発と活用については、ふるさとづくりの基本であります。菊池市ならではの自然や歴史、文化等が人の力により一つのストーリーとして活かされ、未永く多くの人を引きつける観光地域づくりのコンセプトであると考えております。例えば、自然の恵みとして菊池渓谷や七城・旭志のホタルなど、自然体験や実体験としての田植え、稲刈り、ブドウ狩り、ナシ狩り、シイタケ狩り、またヤーコン掘りなど、収穫する喜びの農林業体験、各種イベントや祭り、町並み探訪、ホームステイ、郷土料理、座禅などの生活文化体験や歴史探検などが都会などで暮らす人にとっては貴重な体験であります。それらを支えるのが地域の観光ボランティアや農林業を営む皆さん、そして地域を愛し、菊池を誇りに思う市民一人一人が人的資源であると考えております。生産者の皆さんも自分たちが自信を持てる生産物をしっかり作り、地元で販売するシステムを作り、そこに観光客が菊池を訪れて、作りたて、出来たてを楽しむ交流を踏むことが観光が醍醐味であり、過日新聞報道されました昭和33年度七城中の卒業生29名の皆さんが本市の友好都市遠野市を訪れ、柳田国男の遠野物語をいろいろを囲んで語り部から聞かれた体験が、まさに交流の原点であると考えております。菊池市の観光は交流が柱です。国際的にも韓国や中国と交流を進めていますが、文化を通じて生まれた交流は言葉や距離の壁を超えて市民の皆さん方の中に国際感覚を育んでいると思います。今後もこの交流を継続させ、国内外との連携を図った観光を充実させ、資源を開発して人と人、物と物とかが交流する菊池らしさを出した集客交流を目指し、活性化に努めてまいりたいと考えております。

4点目でございます。最後でございますが、高齢化社会の中においてどう対応するかということでございます。今後団塊の世代が定年退職を迎え、その中でも最も多いのが昭和22年生まれの労働者が定年退職を迎える2007年、企業における労働力の支え手の急速な減少、熟練した技術者やベテラン労働者のノウハウの喪失、高年齢失業者の増加などを引き起こす恐れがあることから、2007年問題として大きくクローズアップされているところでございます。このような団塊の世代をはじめとする高齢者の方々にその技術や知識、人脈などを活かして引き続き社会の担い手として活躍していただける社会を実現していくことは、本市の経済の活性化の観点からも重要であると認識しております。本市では、これまで高齢者の雇用

対策として、国・県との連携を図りながら、雇用機会の確保、キャリア支援などに努めてきたところでございますが、今後はさらに高齢者の就職ニーズに合った施策に取り組んでいく必要があると考えております。

具体策といたしましては、1点目は労働環境の整備でございます。高齢者については、求人倍率が低いなど雇用機会が少なく、若年層に次いで失業率が高くなっている状況にあります。国においては、企業における65歳までの雇用機会の確保を図るために、平成16年に高年齢者雇用安定法を改正し、今年4月1日から事業主に対して、一つには定年年齢の引き上げ、二つには継続雇用制度の導入、三点目には定年制度の廃止のいずれかの実施を義務づける高年齢者雇用確保措置が施行されております。本市といたしましても、ハローワーク等の関係機関との連携をしながら、事業主への啓発指導に努め、65歳まで働き続けることができる労働環境の整備に取り組んでいきたいと考えております。

2点目は、高齢者の失業率低下に向けた取り組みでございます。現在、求職者のスキルと求人側が求める能力、技術が合致しないことに伴う雇用のミスマッチが失業率を押し上げる大きな要因となっています。特に高齢者につきましては、その傾向が顕著に見られることから、関係機関と連携しながらきめ細やかな就職情報の提供などを充実させることにより、高齢者の失業率低下を図っていきたいと考えております。

3点目は、多様な就業形態の促進でございます。高齢者の中には専門分野において長年培ってきた知識や能力、技術を持った方が数多くおられ、団塊の世代が60歳を迎えることから、その数は年々増加していくものと予想されます。こうした人材の活用場の創出が課題となるわけですが、一例としましてはシルバー人材センターでの対応が可能かと考えております。現在、シルバー人材センターには技術技能、事務、一般作業、サービスといった分野に434名が会員登録されており、うち除草、刈り払い、清掃などの一般作業職に登録されている会員が245名と全体の56%を占めております。受注件数につきましては、平成17年度受注実績が2,902件のうち一般作業が1,984件と全体の68%を占めている状況にあります。今後、専門的な知識、技術、ノウハウを持った方が会員となれば、一般作業以外の職種についての受注件数の増加が見込めるほか、農業や観光、福祉、教育、文化といった分野における事業展開も可能となってまいります。また企業ニーズに合った会員の増加は、現在約3割に過ぎない企業、事業者等からの発注件数の増加にもつながるものであり、企業メリットとの相乗効果は経済の活性化ばかりでなく、活力ある地域社会づくりに寄与するものと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 高齢者に対する施策ということでございますので、平成17年度で第3期菊池市老人保険福祉計画及び介護保険事業計画というのをつくりましたので、この要旨につきまして説明申し上げます。この計画は、高齢者の自立支援と尊厳の保持をはじめ、制度の持続可能性の確保、明るく活力ある超高齢化社会の構築、社会保障の統合化を基本視点に、すべての高齢者が幸せを実感できる光あふれる健康のまちを菊池市の10年後の目指す姿として、平成18年度から20年までの3年間の施策を本市の老人保健福祉分野にかかわる団体、事業所とともに策定し、公表したところでございます。この要点としましては、介護保険制度の改正に合わせまして、予防重視型システムへの転換、新たなサービス体系の確立などを含め、高齢者が住み慣れた地域でその人らしく安心して生活できるまちづくりを推進するための指針として、まず元気な高齢者につきましては高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かしまして、積極的な役割を果たしていくための支援といたしまして、老人福祉センターなどを活動拠点に交流を図る施設の活用をはじめ、老人クラブ連合会の支援やシルバー人材センターの組織強化と新規会員登録促進を関係機関と協力しながら実施してまいります。

以上が要点でございます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 時間がございませんので、要点だけかいつまんで申し上げます。

植木インター線の間所、甲佐町区間につきましては、その後の経過でございますが、新規事業採択を受けるために、本年5月10日に地元各種役員25名による間所・甲佐町地区交通安全対策協議会を立ち上げました。それで、地区の危険箇所の調査、定期的な交通街頭指導、自治会への啓発活動など、自主的な交通安全対策活動を行いながら、事業地の用地買収への協力要請、それから地域が一体となったまちづくりなど、事業化に対する地元熟度を高めるための活動を始めたところでございます。また、本地区は道路の両側に商店が密集しており、改修には多くの家屋の移転が見込まれておりまして、先日地元との学習会において、県から3案の改修計画の素案が提示されまして、それを今後検討していくということになっております。

次に、県道139号線の旭志鹿本線の今後の見通しでございますが、先ほど議員さんおっしゃいましたように、17年度におきまして西郷橋から140mを施工い

たしました。今年度におきましては、17年度に引き続きまして中央部の農道付近までの区間約130mを施工する予定となっております。用地買収につきましては一部同意が得られておりませんので、今後ともねばり強く交渉していきたいというふうに思っております。しかし何におきましても、地元の役員さん、また地元の議員さん方の支援なくしては市だけではどうしても困難な面もございますので、側面からのご支援をよろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

（隈部忠宗君） 時間も残り少なくなってまいりましたけれども、市の活性化、あるいは農村都市としての建設の方向、高齢化社会の到来についての取り組みについては、市長の熱意と強いリーダーシップが必要であると思います。市長の所信をお伺いしたいと思います。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 私は、市長就任以来、新市の基本理念であります豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちを市民の皆様とともに目指し、菊池市に住みたい、そしてまた住んでよかったと思われるような市政を推進することを命題として取り組んでまいったところであります。この住みたい、あるいはまた住んでみたいという気持ちが議員がおっしゃりますところの市の繁栄や、あるいはまた生き残り策などの活性化策につながるものだと、このように考えております。そのためには、どのような市政運営を行わなければならないかということではありますが、これは私が選挙を通じて公約として掲げてまいりました6つほどの施策がありますが、これはもう抽象論になってしまいますけれども、細目がございますが、農林業の活性化、さらにはまたきめ細やかな福祉、教育文化の郷づくり、商工業活性化、観光産業の振興、生活基盤の整備、市民の融和協調ということで、これを基本にいたしまして新市建設計画や菊池市の総合計画でお示しをしておりますように、本市の将来像を目指して各種施策を着実に執り行ってまいりたいと、このように考えております。このことから、ご指摘の生き残り、あるいはまた市の活性化というものにつながってくるのだと思っております。菊池市は地域資源や、先ほど部長の方の答弁にありましたように、本当に地域にたくさんの素材をたくさん持っております。阿蘇の伏流水が流れる菊池溪谷の自然はもとよりであります。菊池一族をはじめといたします歴史的文化遺産、あるいは農産物、温泉など、地域が誇れる多くの資源を有しているところであります。これらの歴史や文化をはじめとする様々な地域資源は、市民共有の財産でありますとともに、地域の今日を伝える、今日を伝える貴重

な資源であり、地域の幅広い関係者と一体となって、菊池市の個性や魅力をつくり出していく必要があると、このように考えております。近年、特に観光の形態も従来の名所や旧跡をただ回るといった観光から、芸術や歴史、自然など、明確なテーマを持ちながらお訪ねいただくといった、そういう観光へと変わってきていると思っております。このような観光客の動きの中で、地域の歴史、文化資源と連携した観光資源として整備活用していきたいと、このように考えているところでございますが、隈部議員の地元であります七城地域におきましては、ご案内のとおり、過日流刑の地であります奄美の方を市民の一部の方々と同行いたしまして、3年余にわたります菊池源吾という名前をもって、この地域の一つの文化の、あるいはまた教育の源流となったと言われる西郷隆盛南洲先生の先祖の地としております七城地区については、これから大きな展開が期待されると、このように思っております。時あたかも来年は西南の役130年の記念すべき年であるということで、このことはさらに一段の盛り上がりとなって地域の振興につながってくるのではないかと、このようにも考えております。またいろいろそれぞれの市民レベルにおきましても活動が展開をされております。このように、地域が一体となってそれぞれの菊池市のよい歴史、あるいは文化、自然を認識し、誇りを持って人づくりや地域のコミュニティをさらに深めていくことが地域再生になってくるのではないかと思いますし、市民の手作りの交流や、あるいは地域の宝とされていますようなそれぞれの歴史文化に育まれている行事などなどを磨き上げることによって、地域の振興がさらに拡大していくものであらうと、このように思っております。ぜひひとつ集客交流型の外客の招致によって、地域経済が発展しますように念じて、これからさらにまた熱を入れながら頑張っていきたいと、このように思います。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

（隈部忠宗君） 再々質問でございますが、活性化をするためには、やっぱり市民の所得が増加しなければならないと思いますけれども、ここに、これは古い資料でございますけれども、平成15年の菊池市民の1人当たりの所得は、菊池市で218万2,000円、七城町で239万1,000円、泗水町で233万1,000円、旭志村で239万1,000円と、いずれも14年よりも低下をしております。大津町は406万7,000円と非常に高うございまして、これからはやっぱり市民一人一人が高所得を目指すための政策も必要ではなからうかと思えます。

それから、これから団塊世代の年を迎えるわけでありまして、各課と話し合いを進めすうちに、やっぱり農業関係は経済部、再就職につきましては商工観光

部、それからシルバー人材センターにつきましては生活部、それから生涯学習関係についてはこの社会教育というように広範囲にわたります、やっぱりこういうプロジェクトチームの立ち上げが必要ではないかと考えました。これは要望でございます。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） 以上で、本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

散会 午後3時28分

第 3 号

6 月 3 0 日

平成18年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

平成18年6月30日(金曜日)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(28名)

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一朗	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君
6番	二ノ文	伸元	君
7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君
9番	三池	健治	君
10番	怒留湯	健蓉	さん
11番	坂本	昭信	君
12番	隈部	忠宗	君
13番	奈田	臣也	君
14番	葛原	勇次郎	君
15番	木下	雄二	君
16番	坂井	正次	君
17番	森	隆博	君
18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君
20番	渡邊	康雄	君
21番	栃原	茂樹	君

22番	松本登君
23番	工藤恭一君
24番	境和則君
25番	北田彰君
26番	外村國敏君
27番	徳永隆義君
28番	横田輝雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村三男君
助役	村上建二君
収入役	高本信男君
総務部長	緒方希八郎君
企画部長	村山隆君
市民部長	木下儀郎君
経済部長	岡崎俊裕君
建設部長	石原公久君
七城総合支所長	平野國臣君
旭志総合支所長	稲葉公博君
泗水総合支所長	上林正章君
市民部総括審議員	大場美範君
企画部首席審議員	鳥井修君
財政課長	川上憲誠君
教育長	田中忠彦君
教育次長	山口正司君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村鉄男君
水道局長	後藤定君
農業委員会事務局長	五島千秋様
監査委員事務局長	田島伸正君

事務局職員出席者

事務局 長	樋口 昭彦 君
議事課 長	春木 義臣 君
議事課長補佐	城 主 一 君
議事係主事	本 田 昇 君

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

午前10時00分 開議

議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長（北田 彰君） 日程第1、一般質問を行います。

はじめに、泉田栄一朗君。

[登壇]

（泉田栄一朗君） おはようございます。このたび初当選させていただきました公明党の泉田栄一朗でございます。初めに、議員1年生として決意を述べさせていただきます。かつて津田塾大学の創立者津田梅子先生のお話の中に、かのヘレン・ケラーの生涯を通して、熱心であれば鉄の扉もいとおし、誠実があれば石も叫ぶとありました。今日より心新たに菊池市民として、代弁者として全力で取り組んでいきたいと決意しております。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、議員になっていろいろな市民相談がございました。その中から、通告いたしました件について一般質問させていただきます。

初めに、市営住宅の北宮住宅についてです。昭和47年建設以来、老朽化が進んでおります。特に住民の願いとしては、トイレの水洗化を早急にしていただきたいということでございました。そこでお伺いします。北宮住宅を水洗化することができないかということです。また、耐久年数が35年ということで、現在築34年、あと1年ということになります。建て替えの計画があるのかということです。建て替えの計画がないのならば、水洗化だけでも早くすべきではないでしょうか。若い世代の人は現在のトイレを好まず、早く水洗化にしてほしいという要望がございました。そこで、北宮住宅の水洗化について、市長のご答弁を求めます。私自身、以前7年間泗水町の町営住宅に入った経験がございます。やはり同じように古い長屋式の住宅から老朽化のため建て替えた新しい住宅に移りました。古い住宅は狭いが家賃が安いという利点がありましたが、元々住んでいた住民は優先的に部屋を選んで入られたことや急に家賃が上がると大変だろうということで、1年間は新しい家賃の半額でよいなどの措置が取られ、大変ありがたかったことを覚えています。若い世代の人は早く建て替えてほしい、子どもが大きくなったら狭すぎると言い、年

配の方は家賃が安いし広さも今のままでちょうどいいと言われます。同じ住宅に入っても、人それぞれ考え方や感じ方が違います。市営住宅は、ある意味市の顔でもあります。いずれにしましても、住民が安心して快適に暮らせるよう様々な角度から検討していただきたいと思います。また合併後大きくなった菊池市全体の中では、同じような住宅建て替えが必要な住宅はどのくらいあるのかということも質問したいと思います。

次に、泗水町吉富字西原、通称富の原一区、5組、6組の住宅地の防災について質問いたします。ここの住宅は、平成元年に建て売り住宅として売り出されました。入口が1つで、中はいわゆる袋小路になっており、36戸の家が建ち並んでおります。もしもここで火災が起きた場合、中に住んでいる人はどこにも避難する経路がないことに非常に不安な気持ちを持っておられます。入口の道幅は4mで、消防自動車が入れば、当然道はふさがれ、車も人も通ることは不可能です。ちょっと考えるとぞっとします。このような住宅地の火災があったときの防災をどのように考えているのか、質問いたします。

最後の質問です。今、菊池市では大型スーパーや物産館、道の駅が多くの市民の買い物をする場所になっています。逆に、今まであった小さなスーパーや個人の店はいろいろな要因で閉店されつつあります。年配の方の多くは、近くで買い物ができず大変苦労しているということです。最近は、独居老人世帯も増えております。また、若い世代の人と住んでいても、昼間は若い人たちは仕事に行き、年配の方は家事を任されていることが多く、ちょっと買い物に行きたくても簡単には行けません。また、いざ行くときはバス停まで歩き、バスに乗ってスーパーまで行き、帰りは荷物があるのでタクシーで帰るということも珍しいことではありません。移動販売の車なども考えられますが、私の質問は物産館や道の駅の第2、第3の店舗の出店をする計画があるかどうかをお尋ねします。今、地産地消が叫ばれる中、物産館や道の駅は産地直送の顔の見える新鮮、安全、安心な農産物が増えるということで、大変市民に親しまれております。市の第3セクターとして買い物が不便な地域に何らかの対応策として店舗を増やすことをぜひ考えていただきたいことをお願いして、私の1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） おはようございます。住宅整備につきまして、答弁させていただきます。

市営住宅の整備につきましては、旧市町村ごとに策定しておりますストック総合活用計画によって、現在住宅の整備を進めております。北宮住宅の水洗化等の整備

につきましては、本年度に新市全体の市営住宅ストック総合活用計画の10ヵ年計画を策定いたしますので、その計画に基づき今後の住宅整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、市営住宅全体の管理戸数は1,165戸ございまして、そのうち水洗化率は平成18年5月末で730戸の62.7%、未整備の住宅が435戸の37.3%となっております。また本市の市営住宅は、議員ご指摘のように昭和35年から建設されておりまして、既に耐用年数を経過している市営住宅が相当ございます。老朽化が進んでいる市営住宅につきましては、建て替えまたは改修事業、用途廃止も含めまして検討しながら、市営住宅ストック総合活用計画を策定いたしますので、今後の計画的な住宅の整備にそれを役立てていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、富の原1区の防災についてお答えいたしたいと思えます。ご指摘の場所を現地調査いたしましたところ、この住宅地は不動産会社千代田ホームが昭和63年から平成元年ごろにかけて6,500㎡程度の宅地開発を行われておりまして、36区画が造成され、現在34世帯、104人の方がお住いでございます。住宅地の道路状況でございますけれども、市道黒木線を入口に奥が口の字形で迂回し、元の起点の市道へつながっておりますので、出入口が1ヵ所となっております。道路幅員が平均の4mで、議員仰せのとおり離合するのがやっとなというような状況でございます。もし入口付近で火災が発生した場合には、消防自動車が駐車しているため、奥に住んでいる住民の方々は車での避難は事実上できなくなります。しかしこの住宅地が造成されました昭和63年当時は、都市計画区域外であったために開発行為の許可制度に該当する開発行為ではなく、合法的に造成されたものでございます。その後、分譲地が完売されたために避難場所となる残地や空き地はありません。このような状況下で車での避難路をつくるためには、団地の形状から見て避難路用地の確保は非常に難しい状態と言わなければならないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） おはようございます。泉田議員の3点目の物産館や道の駅

の店舗開設の予定はないかということでございます。

現在、市内には4カ所の物産館があり、それぞれ第3セクターによりまして管理運営経営がなされております。各物産館にお尋ねをしましたところ、第2店舗等の考えにつきましては現在道の駅のメロンドームが、七城メロンドームが県内のスーパーマーケット内にテナントとして支店を設け営業しておりますが、そのほかのきくち観光物産館あるいは道の駅旭志ふれあいセンター、道の駅の泗水養生市場につきましては、現店舗のみで営業いたしておるということでございます。現段階では、新規の店舗増設の計画はないということございました。このことから、各物産館の営業展開につきましては、各会社で採算性や必要性を踏まえ判断されるものと考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

（泉田栄一郎君） ありがとうございます。それでは、富の原1区の防災についてのみ再質問させていただきます。

今の現状で火災があった場合、どのような対応策があるかお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） お答えいたしたいと思いますが、先ほどご答弁申し上げましたように、車での避難路の確保は大変難しい状況であるということでございますけれども、この住宅地に接します里道を利用して、歩行での避難路の確保は可能ではないかというふうに考えております。住民代表の方々と土地の所有者の方と、また関係者の皆様と十分協議を重ねてまいらなければならないというふうに考えておりますし、市といたしましては地域の防災につきましてはそれぞれの地域住民の皆様の防災意識の高揚と取り組みが大変重要ではないかというふうに考えております。そのようなことで、ぜひ団地内でも一度防災について話し合いの場を持っていただければというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 次に、本田憲一君。

[登壇]

（本田憲一君） おはようございます。今回の市議会選挙で信任を得ましたので、4年間本当に議員の皆様、また執行部の皆様にはよろしいお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、財政の健全化についてお尋ねします。昨年12月定例会におきまして、執行部より16年度の財政白書をいただきました。その中で、財政指標で経常収支比率88.3%、公債費比率14.3%という本当に財政の厳しい姿の数字をいただきました。今の財政、果たしてどうなっているのでしょうか。17年度の財政収支も、今、決算中ではないかと思われまます。概算でもいいですから、17年度の経常収支比率、また公債費比率をお出しいただきたいと思ひます。この16年度に対して、恐らく17年度も財政の硬直化が懸念されております。そこで、市長はこの厳しい財政をどのように立て直していかれるか、今後の対応策をどう考えておられるか、お尋ねします。

2つ目に、新市計画の進行状況についてお尋ねいたします。新市計画につきましては、平成16年7月20日開催の第9回菊池北部4市町村合併協議会で提案され、16年9月2日の第10回合併協議会で確認されたものであるということは、市長もご承知のことと思ひます。この新市計画策定の趣旨は、菊池市、七城町、旭志村、泗水町の合併後の新市建設を総合かつ効果的に推進することを目的として、4市町村の住民の福祉の向上を図るとともに、地域の均衡ある発展を促進するために作成されたものであり、また計画は根幹となるべき事業、公共的施設の統合整備及び財政計画について平成17年から平成26年までの10カ年の計画であり、まちづくりの理念として「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」と設定されております。本年3月の定例会で提案されました菊池市総合計画でも、まちづくりの理念はやっぱり豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちづくりと同じまちづくりの理念を掲げられ、その舵取りが福村市長であります。私は今回の4市町村合併の根底は、対等合併ということで理解してあります。市長も同じ考えであると確信してあります。新市計画を策定する段階において、新市にある一部の地域だけが偏った事業推進がなされないよう、また均衡制を保つためにもハード事業は旧市町村単位で、事業費については平成13年度から15年度の標準財政規模の平均値をもって事業費の枠配分がなされ、それを10カ年事業として推進していくことが約束され、計画の内容であります。特に福村市長は旧菊池市長として合併協議会の副委員長という役職でもありました。新市計画において、こういった取り決めがあるということは私が言うまでもなく、よくご承知されているものだと思います。当然、そういった4市町村の基本的合意事項に基づいて、平成17年度、18年度の予算編成をされ、執行されると信じてあります。しかし、市民の中には建設工事は旧菊池市ばかりという声を耳にする機会が多くなったように感じてあります。今回の確認の意味も含めて質問いたします。新市計画は、今申し上げました事柄について福村市長も同じ認識をされておられると理解していいのか、答弁をお願いいたします。

す。

次に、新菊池市になってからの初めての本格予算が平成17年度の予算であります。出納期間も終わり決算事務もされておりますが、17年度の決算ベースにおける旧市町村ごとの建設事業総額及び構成比について答弁をお願いいたします。また、平成18年度当初予算ベースにおける旧市町村ごとの建設事業費総額及び構成比について答弁をお願いいたします。

3番目に、小・中学校生徒の教育方針について教育長にお尋ねいたします。昨今、大変話題になっております、また社会問題になっておりますニートの方々の問題です。そこで、我が国におけるニートの定義について、ここに資料をいただきましたのでちょっとご紹介いたします。内閣府の青少年の就労に関する研究会の中間報告によりますと、若年無業者、学校に通学せず、独身で、収入を伴う仕事をしていない15歳から34歳の個人と定義しています。ニートとは、若年無業者のうち非求職型及び非希望型、つまり就職したいが就職活動をしていない、また就職したくない者として日本ではニートということを大抵この意味で用いられると書いてあります。先般、テレビで報道されておりましたこのニートの方々、80%近くの人たちが小・中学校または高校での部活動の経験がないと放送されておりました。本当に放送を聞きながら、部活動の重要性を私なりに思いました。部活動で連帯感を修得し、先輩が後輩を労り、後輩が先輩を慕うというこの人格形成の場として本当に重要と思います。私は、この文武両道の推進に、わざと文武の武を部活動の部ということで書いております。何も武士道ばかりが部活動ではなく、文化やほかの音楽、ほかのサークル活動を通じて、部活動の大事さ、また連帯感も養うのではないかと思います。そこで、管内の小・中学校、部活動の推進を教育長はどのように考えておられますか、お聞きいたします。

これで、1回目の質問を終わります。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、1点目の財政の健全化についてということで、平成17年度につきましては現在決算中で、正確な数値をお答えすることはできませんけれども、総歳入が約266億4,100万円、総歳出が約257億3,700万円、経常収支比率が約91.6%、公債費負担比率が約14.1%ほどになるものと思われま。

次に、今後の対応ということでございますけれども、国の行財政改革によりまして、国庫補助金や交付税が減少し、歳入増が見込めない中、高齢化等により扶助費等の福祉経費は年々増加しております。また、今後新市建設計画への取り組みが控

えており、経常収支比率、公債費負担比率の上昇が懸念されるので、財政は大変厳しくなっております。現在報道されております歳出歳入一体改革案につきましても、地方自治体には大変厳しくなるようでございます。このことを十分念頭に置きながら、新市建設計画の総点検を行い、集中改革プランに沿った人件費、物件費等の抑制を図り、財政の健全化に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、2点目の新市計画の進捗状況ということでございますけれども、平成17年度の普通建設事業費は、概算として約36億8,300万円となるものと予想されます。新市建設計画の総事業費から見ると約8.6%となります。事業割合は、共通事業が約6億5,400万円の17.8%、4市町村の割合でございますが、旧菊池市が約14億7,800万円、48.8%、旧七城町が約5億1,500万円、17.0%、旧旭志村が3億5,600万円の11.8%、旧泗水町が約6億8,000万円、22.4%になるものと思われま。事業の構成比率は、共通事業を除いた後の比率でございます。なお、平成13年度から15年度の旧4市町村の3年間の標準財政規模を平均して算出した事業割合は、旧菊池市が48.37%、旧七城町が15.14%、旧旭志村13.37%、旧泗水町23.12%となっております。

次に、平成18年度予算の普通建設事業費は、総額33億7,800万円となっております。共通事業が6億8,700万円、20.3%、旧菊池市15億9,500万円、59.3%、旧七城町3億500万円、11.3%、旧旭志村4億6,500万円、17.3%、旧泗水町3億2,600万円、12.1%となっております。なお、旧市町村ごとの事業割合は、標準財政規模で算出した割合を尊重して予算化したけれども、事業の緊急性や国・県等の補助要件等で若干の差が生じております。旧市町村の事業量のバランスは、今後も緊急性、必要性を考慮しながら図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） まず、ニートについてでございますが、議員ご承知のとおり、職業にも、学業にも、そして職業訓練にも就いていない無職の若者のを意味します。日本ではこうした就労、就学あるいは職業訓練に意欲のない若年層が増加しているという点で、特に社会問題化しております。勤労意欲を喪失した若者たちの増加は、働くという意味での社会参加に対する意欲を喪失している点で、大人としての社会性あるいは協調性の乏しさが指摘されるところでございます。議員ご指摘のとおり、学校時代における部活動への参加というのは、そのような意味におきま

して大きな意義を持つものと考えます。小・中学校におけます部活動は、健全な心身と体力向上を図ると同時に、団体活動に必要な協調性や自主性を身につけるなど、人間形成の場として位置づけられております。そこで本市教育委員会でも大きな教育目標としまして、文武両道、廉恥礼節を掲げております。それを学校教育の指針としております。部活動の振興は、児童生徒の心身の健全な育成と体力向上及び社会性、人間性の育成に大きく貢献していると考え、学校教育の一環として位置づけ、大いに推奨をしまいたいと思っております。

以上、お答えいたします。

失礼しました。ちなみに本市の小・中学校の部活動加入率をお知らせしたいと思います。小学校14校での部活の加入率は本年5月現在で、4年生以上ですが81%、中学校5校でも同じく約81%となっております。

以上、追加してお答えいたします。

議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

（本田憲一君） 2回目の質問をさせていただきます。

合併協議会での確認事項については、守るということが対等合併の基本であると思っております。特に福村市長は旧菊池市長でもあり、また新菊池市の初代市長でもあります。このような構成比になった旧菊池市の継続事業等の絡みもあるかもしれませんが、対等合併した新菊池市の舵取りをする市長でもあります。合併当初から市民に不安や不満を持たれないようにするのも市長の責務ではないでしょうか。先ほど総務部長から18年度の予算の概要を説明いただきました。旧菊池市では、15億9,500万円、これは標準財政規模の48%という割り当ての枠から10%という大変大きな伸びになっております。もともと48%という大きい規模の中で10%も伸ばすなら、残りの3町村、本当に事業ができない状態ではないでしょうか。そこで市長に質問いたします。市長は、合併前の確認事項を今後守っていかれる気持ちがあるのか。当然、守っていくとしたら、旧菊池市で実施されております補助事業の継続事業、一時延期したり、他の事業の極端な縮小などいろいろ弊害が出てくると思いますが、この問題をどう対処されるのか、お伺いいたします。事業費については、3年間の標準財政規模の菊池市で48%、七城町で15%、旭志で13%、泗水で23%となっておりますので、この数字だけはぜひとも守ってほしいと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） ご答弁申し上げます。普通建設事業の構成比率につきま

しては、担当課の意見を聞き調整を図ってきましたけれども、取り組む段階で当初計画より事業費が増額するものや三位一体の改革によります補助金の削減など、予算化に大きな支障が出てきた事業が多々あります。旧菊池市の事業割合の増は、合併前に国の事業認可を受けていたものや県事業との調整で早期に取り組む必要があったものが要因となっております。平成18年度の予算編成では、補助金の削減等により、当初の新市建設計画より歳入が大幅に減少したことにより、予算要求において10億円強の事業の見直しを行い、緊急性、必要性、補助要件等を勘案し、旧市町村の構成比を考慮しながら予算化しましたが、若干の相違が出ております。なお、事業認可を受けた継続事業費につきましては、事業期間が定められており、一時延期は難しいものと考えます。また、事業の構成比割合につきましては、単年度間では調整が難しいものがありますので、全体の中で調整を図ってまいりたいというふうに思います。なお、議員ご指摘のとおり、偏りがないように、今後も事業の調整を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

（本田憲一君） 今、総務部長より三位一体の改革により補助金等の削減がなされ、その関係でこういった18年度の予算になったと説明がありましたが、なぜそれなら菊池市ばかり10%も伸びるのでしょうか。確かに補助事業でやっている事業は補助金の関係で先延ばしはできないと思いますが、他の事業は先延ばししてでも残りの3町村にこの10%を割り振るのが偏りのない私は執行部の責務だろうと思いますが、その点をもう一度お伺いします。

それから、昨日の一般質問にも市長は答弁されておりました。合併協議会で決議されております新庁舎建設は進めてまいりたいということを執行部として言われておりました。確かに協議会での事項でございますから、執行部としては進めていくのが当然かとは思いますが、先ほど答弁にもありましたように、17年度で経常収支比率91%という数字を言われました。こういう財政の厳しい中で本当に合併協の取り組んでいます事業が推進していけますでしょうか。国の三位一体改革により、補助金の削減、廃止、交付税等の見直し、歳入の財源がますます厳しさを増しており、本当に菊池市財政も厳しいものだと思います。当然、財政当局にありましては新市計画の見直しが必要だと思いますが、特に建設事業につきましては、財政規模によって枠配分された事業費を基礎として旧市町村と数多くの事業を計画しておりますので、10年間で平均とした単年度事業ではなく、前半の5年間に集中した極端な事業計画がなされております。新市共通事業として4市町村の事業費の総

額が429億7,000万円。それを前期の5年間に80%、後期に20%と、10年の事業を前期5年で執行するというのであれば、財政の厳しいというのは当たり前のことではないでしょうか。今の菊池市の財政に見合わせた見直しを早急に行う必要があると思います。しかし、新市建設計画は対等合併を前提とした計画でありますので、4市町村の取り決めごと、約束ごとは遵守した上で見直してやっていただきたいし、前期の80%ということではなく、標準化された事業の見直しを合わせてお願いしたいと思いますが、市長はどのように考えておられるのでしょうか。最後に、市長のこの厳しい財政状況、市長としてどう捉えておられるのか、お聞きしたいと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） まず1点目の事業構成比についてでございますけれども、これにつきましては可能な限り調整をいたした結果でございます。単年度で調整が難しいものにつきましては、10年間という新市建設計画の中で調整を図っていきたいというふうに考えております。また、三位一体の改革によりまして、4兆6,661億円の国庫補助負担金が改革され、地方交付税も5兆1,000億円の減と、地方自治体には大変厳しいものになっております。この補助金の改革等により、当初の新市建設計画の全体の事業内容を見ますと、国庫支出金で約40億円の減、県支出金で約4億6,000万円の減、地方債で約29億円の減が見込まれ、地方交付税も年2%程度減少していくものと予想されます。これに伴い、普通建設事業を占める一般財源は7億円から9億円ほど増額するものと思われ、新市建設計画は全体を見直さなければならない時期に来ております。骨太方針の2006歳入歳出一体改革におきましては、社会保障、公共投資等約11兆から14兆の削減案が報道されておりまして、地方交付税の改革など不明な点もありますけれども、今後地方自治体は相当の歳出抑制を図っていかなければならないというふうに考えております。歳入が減少していく中、新市建設計画については事業の平準化とともに、事業全体の必要性、緊急性、補助要件、費用対効果等から見直しが急務と考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 各市町村の普通建設事業費の割合といいましょうか、標準財政規模によりまして、新市合併のときの合意事項としてそれぞれの市町村に大体枠組みを決めてあるのはご指摘のとおりであります。そして、まずそれが新市の財政計

画と新市の事業計画、新市建設計画というのが一本化、一体化していなければ成り立たないわけでありますが、このひとつの事業の中におきまして、特に先ほど部長の方から答弁いたしましたように、緊急性、あるいはまた継続性、そういうものの中で事業をやっていかなきゃならないと、そういう背景の中におきまして、4市町村の事業の緊急性というものからいたしまして、この5年以内に特に集中してきていると。それが前期80%、後期の方に20%となって、財政需要が非常にこの前期に集中してきているというのは、これは菊池の合併新市のみならず、よその場合もやはりなるべく早く合併した効果を上げようという意味で、庁舎の建設もそうでありますけれども、集中的にその財政投資が前期の方に重なってきているということだと思えます。それから、やはりこのどうしても旧菊池市の方が財政的にパーセントが高いと、投資が高いというご指摘であります。これはやはり先ほどの説明と重複いたしますけれども、国の事業、あるいは県の事業等々の中におきまして、この事業が継続しているということにおいて、これを途中でやめるわけにはいかない部分があります。もちろん、中止できるものは中止をしていかなければなりません。例えば今、中央線の事業をやっております。菊池川の河川に今橋の建設が始まっておりますが、これを途中で事業費が非常に厳しい、財政が厳しいからということで橋脚だけ架けて途中で止めるというわけにはいかない。あるいはまた、ご当地の旧七城町においてはウォーキングトレイル事業、こんなものをつくらぬ方がいいじゃないかなんといったご意見もあっておりましたけれども、途中でやめるわけにはいかないといった事業で、その中に非常にこの財政的に非常に厳しい中で果たしてどうかというのがまだまだいくつも含まれている部分があると思えます。そういうことを今後の集中改革プランの中で改めて見直していき、新市の建設計画につきましても、これは本当にお互いが確認して、前期に80%やるということは皆さん方も確認をしていただいたわけであり。しかし、歳出の方において、この事業を消化していくけれども、歳入の方では大きな陰りができてきているということは今説明申し上げましたとおりでございます。この歳入に見合ったひとつの新市建設計画の中にあります事業の見直しをやらざるを得ないということで、昨年12月に恐れ恐れ私はその見直しということを発言をさせていただきました。6月に就任いたしましたときに、この新市建設計画というものについてはまだ触れることができませんでした。しかし9月になったら、これは一遍検証してみる必要があるでしょうということを申し上げまして、12月には見直しとはっきり言ってもいい皆様方の雰囲気であったと私は記憶いたしております。早急な見直しをもちまして、そして本当に対等合併という意味も含めながら、この事業の優先度合い、必要度合い、そういったものを見直しながらやっていかなければならないと、このよう

に思っております。その結果がどこかの旧市の、あるいは旧町に、あるいは村に集中することがあったといたしましても、10年間の計画の中におきましてはそのバランスというものを十二分に図っていかなければならないと、このように思っておりますので、どうぞひとつご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

議長（北田 彰君） ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時52分

開議 午前11時04分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森 隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） 皆さん、こんにちは。新生菊池市になりまして初めての議会の改選ということで、皆さん方の、市民の皆さん方のご支援をいただきまして議場に押し出していただきましたことを感謝を申し上げたいと思います。議会改選28名の構成ということになりまして、新しい議会に向けましてある方よりお言葉をいただきました。山高きがゆえに尊からずという趣旨は、合併後山積みの問題が多いために、尊からずの尊とは地位が高い、身分が高いというふうなことであろうと捉えております。そういうことで、地位を高く持たず議会活動に専念せよということと思います。そういうことを忘れずに、4年間議会活動に努めてまいりたいというふうに思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。組織機構改革につきまして、1点目は収入役の必要性についてお尋ねをいたします。第28次地方制度調査会の答申を踏まえ、地方公共団体の自主性、自立性の拡大を図るための措置として、出納長及び収入役を廃止、副知事、副市長村長に一元化と。また収入役の配置では、10万未満の市及び市町村においては、条例により収入役を置かず、市町村長または助役にその事務を兼掌させることができると。地方自治法第168条同施行令の132条の2に定めてあります。地方自治法の改正は、平成18年度の5月31日、1ヵ月前に可決されたものでありまして、平成18年度4月1日より執行されるということになっております。現に収入役を廃止されておる市もあります。改正に伴い、収入役の、残り10ヵ月間の期間であります。この間について市長の考えをお聞きしたいと思います。

2点目に、合併により電算事務の一元化となっておりまして、円滑公正な会計事務が執行されておると信じておりますけども、国の三位一体の改革によりまして、

国庫補助金等の廃止、縮減へと進み、歳入は減少し、歳出は増加の傾向をしており、はっきり申し上げまして、財源不足は明らかであります。そのために、事務事業の削減を目的として、民間へ委託、民営化、指定管理者制度を導入して民間へ移行する計画であります。市民サービスの低下を招く恐れがあります。さらには、地方公営企業の健全化対策、各種保険事務等の税率の見直しも進み、専門知識を備えた体制に取り組む時期が来ていると思っておりますが、18年度職員研修に対する予算の削減がなぜなされたか。特に20代、30代のアカデミー等の研修、中堅職の専門分野での研修、管理職等の事務機構について考えをお聞きしたいと思います。

3点目に、収入役を廃止となった場合、助役または副市長、2人制の考えについてお尋ねをしたいと思います。市長になられた後、韓国への訪問、陳情等の状況、各種事業の出席で、毎日大変な業務をこなしておられる現状であります。市長の確認事項、さらには決算等の遅れがあるということをお聞きいたします。前日の坂本議員の質問でありました。職員の挨拶、責任ある仕事が行なわれているのか。職員の教育は誰が行うのかということでありました。まさに助役の仕事であろうと思っております。職員、特に管理職への教育と思っておりますが、上から下へと縦割りの行政を維持し、さらには管理職がメンバーであります指名審査会が認識ある判断できていけば、市民に不信感を与えることもなかったらという点もあります。特に合併より、事務事業の数も多様化しており、スリム化に向けた対策と自主財源確保に向けての政策、さらには基本構想、基本計画を一日も早く実行に向けていくためにも、また分権社会への自立、そのためにもやはり経理と外交というふうに分けて、助役かもしくは副市長、二人制の考えを持っておられるか。さらには合併後、一般会計、特別会計合わせまして375億円ということで、旧菊池市の予算の約2倍にあたる金額であります。その監査体制の重要性を考えて、3名の監査委員を置く考えはないか。

4点目に、三役さんの給料の見直しについてお尋ねをいたします。職員の給与に対する勤務評価制度、能力や実績を重視した人事評価制度導入も必要かもしれませんが、既に総合的健全化に向けて自ら手を挙げて削減を宣言されておられる市長さんもおられます。現状は、年々予算削減から移行しており、厳しい行財政運営は避けて通れない状況であります。改革に沿って三役の給与の見直しを考えておられるか、お尋ねをいたします。

1点目が収入役の廃止について、2点目が専門分野に向けた研修、事務機構について、3点目に助役、市長の体制、監査委員設置についての考え、4点目、三役職の給与の見直し、以上4点について市長の率直なお考えをお聞かせいただきたいと

思います。

次に、2番目に挙げております堆肥処理の現状についてお尋ねをいたします。菊池市は、畜産と世界一の畜産の市であります。年間約180億円を売り上げております。それに伴い、莫大なる糞尿も出ておるわけでありまして、環境三法により地域でいろんな堆肥処理に取り組んでこられました。堆肥舎への多額の投資をしても年間15万t、1ヵ月に約1,250tという余剰堆肥、もう余り堆肥が出るわけでありまして、その処理に頭を痛めているのが現状であります。本年度資源リサイクル畜産環境整備事業として、事業主体はJA菊池であります。一般財源より2,000万円の補助を行い事業計画がなされておりますが、この事業の能力は年間1万5,000t、余剰堆肥の10分の1に過ぎないわけでありまして、残りの13万5,000tの処理に対して、今後どのような対策と指導を考えておられるか、お尋ねをいたします。

3番目に、河川美化についてお尋ねをいたします。合併前は各市町村で美化作業に努められ、河川の美化景観が統一されておりました。新市のビジョンは「水と緑、田園文化のまちづくり」と掲げまして1年数ヵ月が過ぎたわけでありまして、現在最悪の河川敷となっておりますのが泗水町の河川敷でありまして、その河川敷を通学路等にも指定してあります。毎日数百名が利用しておるのが現状であります。この時期になりますと、また河川敷に変質者が絶えないというのも現状であります。美化作業については、行政より各区長さんへの説明が行われまして、行政区では、泗水町では3つの区が従来どおり河川美化を行っておりますが、あとの行政区はやってないと。やってないところは、維持管理課で行うというふうに聞いております。維持管理課では現状を把握しておられるのか。美化作業の年間計画についてお尋ねをいたしたいと思っております。通学路の防犯につきましては、中学校の方に問い合わせをいたしました。PTAの方に巡回パトロールをお願いしておりますという返答をいただきましたが、特に藤巻橋、福本地区から高江地区に変質者が絶えず、今年度の春先にも被害者が出ておるといようなことで、駐在所の方にも相談いたしまして、ミニパトで夕方パトロールをお願いしておるところであります。教育委員会では通学路の危険箇所の点検、定期的になされておられるのか。されておれば、危険箇所のこの報告をお願いしたいと思っております。

以上が1回目の質問であります。できるだけ簡潔な答弁をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、第1点目の収入役の必要性でございますけれ

ども、市町村の収入役につきましては、平成16年5月に政令で定める市及び町村は条例で収入役を置かず、市町村長または助役をして、その事務を兼掌させることができるという地方自治法の一部の改正がっております。それまでは、町村においてのみ収入役事務を助役が兼掌することができておりましたが、人口10万人未満の市にもこの制度が拡大されました。また、先の国会では平成19年4月より、収入役を廃止し、会計管理者を置くような収入役制度の見直しがなされております。経過措置といたしまして、現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとなっております。ちなみに、熊本県内の48市町村の状況につきましては、平成18年5月現在34名の収入役が在籍されております。

また、職員の研修につきましてでございますけれども、本市を取り巻く社会環境は様々な分野で大きく変化しており、行政に対するニーズも多岐に渡るものとなっております。また、地方分権の進展に伴い、各種事業が国や県から市町村に移管されることから、地域に合った質の高い行政サービスの展開とあわせ、企画、立案、実施、評価などを処理していく能力の開発が求められるなど、これまで以上に市町村の責任分野が拡大することになります。限られた財源の下で効率的かつ質の高い公共サービスを提供するためには、組織に必要な人材を育成することは必要不可欠であり、職員一人一人が質の向上と主体性を持った能力開発に努め、自らの働きがいと自分はどの方面で何がしたいのかなど、自己実現意欲にも目を向け、職務遂行や職場環境改善に取り組むことが必要になってまいります。こうした取り組みは、職員の個性を伸ばすとともに、仕事に対する達成感や満足感を与え、事務事業の推進、組織の活性化につながり、ひいては住民サービスの向上につながるものと考えております。公務員としての心構えの基本は、住民全体の奉仕者として勤務し、公務員としての自覚を持って仕事に取り組むことでありますが、慣れてくると往々にして職員としての大切な心構えやマナーを忘れがちになる恐れがあります。仕事は一人でできるものではございません。一緒に仕事をする上司や同僚との連携を密にして、組織として能率よく仕事に取り組む、達成の喜びを分かち合うことが大切であります。

以上のようなことから、専門的知識の習得や職員の主体的な取り組みに対しての研修の場として、市町村アカデミー研修や日本経営協会の研修、自治大学への派遣等、学習の機会の提供に努めてまいります。また、まいっております。同時に、参事以下の全職員を対象に接遇研修を行い、住民に接する心構え、人としてのマナー、相手を思いやる心と温かな対応ができるように心がけてまいりました。現在、職員一人一人の主体的な能力開発や職務遂行を促し、人的資源の最大活用と組織と

しての行政向上を図るため、公平性、納得性が確保された能力評価と業務評価からなる新たな人事評価制度の構築に取り組んでおりますが、人事評価を人材育成の場として捉え、人が育つ人事管理、人が育つ職場環境を目指してまいりたいと考えております。その取り組みの中で、管理職は職員の適性を把握し、職員のやる気や能力開発を促すことが必要であり、職場の中で活発な話し合いを行い、職場の課題、目標、情報等を共有してまいりたいと考えております。今後とも事務事業、組織機構の見直しを行う中で、職員のやる気を高め、優れた能力を活かすための職員研修等を広く実施し、職員の質の向上を目指すとともに、各課の業務内容の精査と適材適所の職員配置に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、助役の二人制への考えはということでございますけれども、収入役を助役が兼務する助役兼掌条例が制定されております市町村は、県内に7市町あります。市に限定しますと、荒尾市と玉名市でございます。荒尾市では、平成17年10月に当時の収入役が他の特別職に就任されたときに制定され、玉名市では市長選挙の公約で収入役廃止を掲げられたため、平成18年8月から施行予定となっております。また、助役二人制についてでございますが、現在県内に助役二人制を導入しているのは熊本市と八代市でございます。助役を2人にすることで、より適切な意思決定と効率的・効果的な行政運営や業務の役割を分担することで迅速な政策執行と責任の明確化が図られるなどの大きなメリットが期待できるものと思っておりますが、人口規模や事務量、また人件費等の財政面も考慮しなければなりません。

次に、監査委員の増員についてでございますけれども、現在自治法に基づき本市条例で監査委員の定数は2名と定められておりますが、先の国会で市及び町村にあっては2人とする。ただし、条例でその定数を増加することができるという法改正がございました。本市では合併に伴い、監査対象機関や対象施設が拡大されたことで、増員については今後検討しなければならないと考えております。

最後に、三役の給与の見直しでございますが、現在の市長等の給料は昨年の12月に菊池市特別職報酬等審議会に諮問し、本年1月に審議会より答申を受けております。審議会では、県内の他市の状況との比較や本市の財政状況、特別職の職責の重大性等を勘案して審議された結果、現在の額が投資されておるところでございます。また、人事院勧告では、期末勤勉手当の年間0.05月引き上げが発表されておりましたが、本市の特別職には適用しておらず、据え置きといたしております。参考までに、菊池郡内を比較してみますと、合志市では市長が82万5,000円、助役が63万4,000円、収入役57万9,000円、菊陽と大津町は町長が74万7,000円、助役59万3,000円、収入役は菊陽のみでございますけれども54万2,000円となっております。近隣自治体と比較いたしましても突出し

ている状況ではないと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 森議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

堆肥処理状況についてでございますが、平成14年の畜産統計を基に菊池振興局が試算をしました菊池市における家畜排泄物の発生量は、年間約68万4,000tであります。堆肥が年間約28万4,000t生産されます。その生産されました堆肥から菊池市内の農地への投入可能量は13万6,000t、それを引きました14万8,000tが地域外に流通させなければ処理できないような堆肥になっております。このような中で、JA菊池が菊池市の畜産農家を対象に堆肥に関するアンケート調査を実施しました。その結果、堆肥処理をしたけれども流通せずに堆肥舎に滞留している量が約7万t程度あることが判明をいたしました。JAでは、この滞留している堆肥を流通させるために、平成17年度から資源リサイクル事業に取り組み、二次処理施設の堆肥センターを旭志の麓に建設する予定になっております。この施設で年間1万7,000tの処理を行いまして、また畜産環境特別対策事業によりまして、阿蘇地域に約2,200㎡のストックヤードを建設しておりますし、本年度には熊本市管内及び八代管内に地域外のストックヤードを建設する予定となっております。合わせまして、菊池管内のモデル事業としまして、旧菊池市、旧泗水町及び大津町にそれぞれ2カ所、旧七城町、旧旭志村及び旧西合志町にそれぞれ1カ所、計9カ所ストックヤード建設及び堆肥散布機導入の希望が上がってるところでございます。本市が取り組みます事業としましては、菊池東部地区の中山間地域総合整備事業で旧菊池市5カ所、旧旭志村に1カ所、合計6カ所の堆肥舎を本年度から平成22年度にかけて建設する予定でございます。また、堆肥散布モデル組織の育成にも早急に取り組む計画でございます。この余剰堆肥の処理につきましては、重要な課題であると認識しておりますので、JAなど農業団体との連携を密にするとともに、県のご指導を仰ぎながら堆肥の地域外へのより一層の流通促進を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 菊池川、迫間川及び合志川の河川美化作業につきましては、関係行政区またはシルバー人材センターにお願いし除草を行ってきたところがございます。旭志・泗水地区の合志川の除草作業につきましては、これまで年数回

各地区のボランティア活動で行っていただき、その際の経費の一部を市が負担し、作業をお願いしてきたところでございます。このことにつきましては、これまで同様お願いをしまいたいと考えております。合志川の泗水地区の河川美化作業についてでございますが、議員ご指摘のとおり、地元行政区とうまく調整が取れず、これまでのような作業ができず、一時雑草が生い茂り、交通、通学に支障をきたしたことは事実でございます。泗水地区では、5月29日、7月9日、9月10日と年3回環境美化デーが設定されておりますので、この日にはこれまでどおり自らの地域は自ら守ることを基本に除草作業ができますよう各行政区に再度お願いをし、今後も続けていいただきたいと思っております。また、どうしてもできない部分につきましては、シルバー人材センター等の活用も図っていかねばならないと考えております。また、一部河川道路が通学路になっている区間につきましては、児童生徒の安全通学に支障をきたしたけれども、今後地元行政区、保護者、学校と連携をしながら、適切な時期に除草を行い、危険箇所の点検にはさらに注意を行いながら、通学の安全と防犯に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） それでは、再質問をさせていただきます。

組織の機構につきましては、今まで数名の議員さんが質疑を行っておりますけれども、基本どおりの答弁ばかりで中身はないというふうに捉えております。そういうことで、本当に今から今後新市の行政改革の大綱に沿いまして、集中プランの改革の実施ということを進める中におきましても、本当に人材育成、事務事業の強化に向けての年次計画、本当にこう考えておられるかということを再度お尋ねをしたいと思います。

収入役の問題にしましては、国が決定したわけでありまして、来年の4月1日から実行されるということで、そういうことを頭に置いて今後考えていいただきたいと思っております。

助役の二人制ということにつきましては、7市町村そういった兼務されているところも、収入役を兼務されておるといこともありますがけれども、やはり今後の新市の体制の中においてどうしても必要でなからうかと思うわけでありまして。職員の教育から指名審査会、さらには合併後の基本計画、基本構想、迅速に実施していくためにも、やっぱり本当に人事配置の問題、自主財源の確保と、新生菊池市を担う大事な役職ではなからうかというふうに思うわけでありまして。目の前に自主財源の確保ということで向けまして、川辺地区のテクノ用地、工業団地等の確保、

さらには塩漬け状態となっております田島団地、蘇崎団地、企業誘致等も早急に対応していかなければなりませんし、さらに先ほどもちょっと触れましたけれども、新聞報道で入札の経緯ということで特別養護老人ホームつまごめ荘の入札に対しまして新聞報道が流れました。本当にこう菊池市の入札のあり方ということに不信感を抱いているということをお聞きし、本当にこう市民からみれば火の気のないところには煙は立たないというふうに捉える点もあるかと思います。そういうことを心配しまして、前回入札に対しまして入札監視委員会の設置をでなさないかというふうにお尋ねをいたしたときにも、その目的も入札の契約の透明性、談合、不正行為の排除ということで、公正な競争入札を思いお願いを申したところでありますが、いろんな言い訳されましたが、現状では本当にこう3ヵ月もしない内にこういった情報が出されるということは、本当に情けない状態であろうと思います。また、前回は行われました田島団地の入札につきましても、建築、設備、電気という入札のパーセントといいますか、価格が本当に差があるというふうにお聞きしました。建設で80%、電気工事は60%と、設備工事は毎回98%以上というようなことで、当然業者同士の不信感が出てくるわけでありまして。今回も本当にこうワンマン強引な業者を入札に参加させたということで、外部に情報が流れ出したというふうにお考えのわけでありまして。新聞報道により、菊池市の入札のあり方を見直すときではなかろうかというふうにも思います。合併特例債を用いまして、事業の推進を今後行っていく場合におきましても、チェック機能の強化が必要ではなかろうかと、私はそのように思っております。本当にこう体力のある市政に向けて、助役、副市長の二人制への考えと、再度監査体制ということで莫大なる金額を監視していく監査体制について、再度お尋ねをしたいと思っております。

三役の給料の見直しということにつきましては、地方へ委譲し、事実を考えると、我が市は我が市なりに沿って給料を考えるべきではないでしょうか。削減化に向け審議会の意見を聞かれるのもいいと思いますが、職員の削減を進めるべきか、全体的に給料の削減化をやる、いろんなやり方はあると思いますが、市政を預かる市長がまず自らというようなことで考えがあるかということをお聞きしたいと思っております。

堆肥処理につきましては、本当にこう年間に15万t近い余剰堆肥と、よそに持ち出さなければならぬ堆肥が出ておるといふのも当然であります。そういうことで、セラクター機械という試験をJAにお願いして、成分やっていただきたいということをお聞きしてお願いをしておりましたが、成分検査等で多額の費用がかかるということで、まだ申し込みはされていないということでありましたが、このセラクターという機械は燃やした灰を有機物に変えるというような機械であります、これ

に堆肥を燃やしてセラミック化できた成分等を余剰堆肥に混ぜて、付加価値のある堆肥として持ち出しができないかということをお願いをしたものであります。これはまだ今後経済部の大きな問題点でありますので、本当にこう安心・安全な農産物に向けて取り組んでいかなければならないときでありますので、経済部長の方に今後の取り組みとして研修等をやっていただくようお願いをしたいと思います。

次に、河川の美化の件でございますが、これはもう今年の12月に泗水地区におきましては、区長会において河川美化はできないところはもうしなくていいということになっておりましたので、新しい1月の初集会において各区に諮られて、できるところとできないところというようなことになっておりました。その中に、47区ある行政区の中でたった3区だけが行うというようなことでありまして、この前この質問を提出するまでは、本当に河川敷の草が、要するに立て看板が見えないほどに茂っておりました。また、缶等の放棄もありますし、見た目にも本当にこう最悪の状態でありました。その後、シルバーの方であろうと思いますが、堤防の縁だけを刈り込みされましたが、その草がまた枯れかかったところにこの梅雨時期となりまして、本当にこう散歩される方にしましても、通学路にしても最悪の状態となっております。そういう点について対応していきたいということでもありますけれども、一度しなくていいと言ったところに、またすぐ予算もないのにしろというのも、これも酷な問題でありますし、泗水町におきましては500万円のコスモスの植栽という予算も組んでありますが、これも今の現状ではどこに植えていいかわからないような現状となっております。そういったこともありますので、できますならばそういった河川美化とか、祭りとか、地域のことにつきましては総合支所の方に権限を与えていただけないかと。そういった中で、その500万円につきましても各行政区にその金を与えながら、そういった花の植栽等を行うべきではなかろうかと。そういった権限の委譲は考えられるかということをお尋ねしたいと思います。

それと、先ほどお尋ねしました通学路の問題であります。危険箇所について本当にこう教育委員会としてパトロールをされて点検がなされておるのかということが一つの問題であります。これは本当にいろいろ話を聞きますが、PTAも合併化になったということで、菊池市の方であるということで、なかなかそういった話し合いができないということでありました。そういうことでありましたので、できる限り駐在所の方にミニパトでも出してパトロールをお願いしとるわけですが、本当にこうそういった組織、教育を預かる人たちの組織の中で考えておられるかという点については、再度お尋ねをしたいと思います。

以上の点について、再度お答えをお願いいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 森議員の再質問にお答えを申し上げます。

議員ご指摘の装置につきましては、昨年の6月、JA菊池の幹部職員とともに本市の畜産担当者が益城町の展示施設を視察しております。ご指摘の装置の特徴としましては、家畜の堆肥を炭化する施設は多数ございますけれども、燻焼、火炎を伴わずいぶす施設ということで、全国的にもまれなことでありました。また、生成されますセラミックスは多用途に利用ができるということで、煙や灰、臭いなど、有害物質は一切出ないということで、またランニングコストについても安いことなどの報告を受けております。この装置で堆肥5t程度の燻焼試験をすることにいたしておりましたが、現在のところできておりません。今後JAやメーカーと協議しながら、この燻焼試験を行い、その結果を見まして選択肢の一つとして県やJAと協議してまいりたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 再質問にお答えさせていただきます。

昨年の12月の区長会におきましてできないところはしなくていいというような不適切な発言があったのも事実でございます。これまで旧菊池市、旧旭志村、旧泗水町、旧七城町においては、それぞれの地区のボランティアで運営がなされ、除草がなされてまいりました。このことは以前と変わっておりません。これまでどおり進めてまいりたいと。自らの地域は自らで守る、自らの環境の保全をしていくというのが基本でございますので、これまでどおりお願いをしてまいりたいというふうに思っております。ご指摘のように47区のうち3区だけが、議員さんの所在の区もその3区の中でこれまでどおりやるということでお決めになってやっていただいております。再度区長会にもお願いし、各戸区長さんをお回りして、再度お願いしております。追加して5区の区においてはやるということになっておりますし、区によっては7月に臨時に総会を開いて検討するということもございます。そういうふうに、これまでどおりなお願いをしてまいりたいというふうに思っております。

それから、除草やコスモスの植栽につきましては、支所の範囲内で支所長の権限においてやるということになっておりまして、これまでどおり支所の方で判断してやるということになっております。本庁といたしましても、支所と十分連携を取りながら努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、パトロールの件でございますが、教育長の方でよろしいですか。

以上、答弁させていただきます。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） パトロールについて、教育委員会のということでございますのでお答えします。

通学路の安全確保につきましてはですね、昨年の広島・栃木事件以来、各学校に安全マップの作成を全校でもしてもらいました。その危険箇所につきましては、地域の住民の皆様の協力を得ながら改善を図っているところです。また、安全パトロールにつきましては、それぞれPTAあるいは地区の皆様の協力を得ながら実施しているところですが、泗水地区では特に昨年末に泗水っ子健やか育成会というのを立ち上げまして、この安全パトロールを実施しているところでございます。また、学校の安全点検等については、校内につきましては毎月1回実施するというものを義務づけておりますけれども、校外につきましてはその特に義務づけてはしませんけれども、教育委員会の指導としては年2、3回は学期ごとですね、ごとは必ずするような指導をしているところです。とにかく安全確保につきましては、これは学校の一番の今課題でございますので、今後とも強化を進めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 総務部長の答弁と重複する部分もあるかと思いますが、お答えいたしたいと思います。収入役につきましては、平成19年4月より収入役を廃止し、会計管理者を置くよう法改正が決まっており、その経過措置で現に在職する収入役はその任期中に限り、なお従前の例により在職するものとするという経過措置の適用となりますので、収入役の任期中は現行体制のまま職務を行ってほしいと、このように考えております。助役が収入役を兼務するという考え方はございません。助役二人制につきましては、導入することによりまして様々なメリットが期待できると思いますが、本市においては人口規模、また将来の人口予測等々からいたしまして、事務量、また人件費等の財政面も考慮しながら、助役二人制は現時点においては考えておりません。

監査委員の増員についてでございますが、本市におきましては合併に伴いまして監査対象機関やあるいはまた対象施設、並びに書類は大変量を増加いたしているところでございます。また三位一体改革が進行することによりまして、行政の運営というものについては今後さらに厳しさを増してくるであろうと予測されまし

て、監査委員の任務は本当にますます重要さを増してくると、このように認識をいたしております。このような事情を考慮すれば、監査委員の増員については十分検討に値するものだということを申し述べたいと思います。

それから、三役の給与の見直しについてでございますが、先ほど助役の二人制につきまして述べられる際に、市長は大変激務であるということで大変評価をいただきましたものですから、これはその評価の延長線上にあるのかなと思ったんですが、他の市町村との比較の中でこの菊池市は高いというご指摘かなとは思いますが、先に申し述べますように、類似市と比較しまして然したることではないということでございます。これまで特別職報酬等審議会に諮問いたしまして、その答申を受けてということで今日までなっております、今後もその特別職報酬等審議会に諮問し、その答申を尊重していきたいと、このようにお答えいたしたいと思っております。

議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） もう時間もありませんので、もう答弁はいたしませんけれども、やはり職員の研修体制というものにつきましては、やはり9月の補正を組んででもですね、見直していただきたいというふうに思っております。

それと、助役の二人制ということにつきましては、やはりこれから先、大きな計画を進めていく中にはどうしても必要ではなからうかということで思っておりますので、そういった方向で考えていただければというふうに思います。

それと、給料の見直しにつきましては、確かによその市町と比較をされても結構でありますけれども、例えば合志市と比較した場合、人口、税収、全く同じでありますけれども、本当に合志市の年間の一般会計、特別会計あたりと菊池市を比較した場合、本当にこう財政面を考えていった場合にはですね、どうしても取り組まなければならないことであろうと。本当にこう職員の数にしましても、ものすごい差があります。年間に24億円か25億円の職員の給料の差も出てきておりますし、そういったことも頭に置きながら、やはりこう全体的なバランスを考えて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それと、本当に河川美化につきましては、なかなか一度止めたところにしてくれと言ってもできないのは現状であります。そういうことありますので、できる限り、やっぱり地域は地域ということで、総合支所の方に責任を任せていただいて、そして500万円ほどの予算あります、コスモス等の植栽につきましても荒れ放題になったところにですね、そう簡単に植栽はできませんので、今のうちから総合支所の方で取り組みをできるような体制をつくっていただきたいということをお願い

申し上げます、もう大体答弁いただきたいんですけど、また次回に質問させていただきます。

これで終わります。

議長（北田 彰君） ここで昼食等のため、暫時休憩します。

休憩 午前 11時48分

開議 午後 1時00分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森 清孝君。

[登壇]

（森 清孝君） 泗水出身の森清孝というものでございます。誠心誠意頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私は、農業振興に関する事、道路の改修の件、そして新庁舎建設に関する事の3つにつきましてお尋ねいたします。

まず、農業の振興という間口の広い中で、特に今話題となっております経営所得安定対策について伺います。先般、米の生産調整の説明と合わせて、安定対策の説明が各地で行われました。対策そのものが国の方でも未決の部分もあり、説明は苦勞も多かったと思いますが、農家の反応はいかがでございましたか、お尋ね申し上げます。価格政策から所得政策への転換を評価する人も多いのですけれども、立ち上げ時期の迫る麦作絡みの推進の状況はいかがですか、お尋ねします。

次に、道路改修の件でお聞きします。どんなに小さな自治体でも、その中でまた端っこというものがございます。私の出身であります住吉は、泗水町の東の端で、旭志との隣接地帯でございます。端っことしてのひがみ根性も合併前よりだいぶ薄れはしましたけれども、道路につきましては端っこのハンディがあるということをお尋ねいたします。

1番目に、泗水中央線が今、泗水町富納内で改修中でございますが、旭志妻越地区までの完成予定はいつになりますか。その予定のコースと合わせてお答え下さい。

2番目に、中央線と交差する住吉橋からグリーンロードへ通ずる道路の改修、新設は以前から要望の多い計画ですが、その必要性はいかがですか、お尋ね申し上げます。

3番目は、国道325号線で伊坂地区から北への拡張工事に関して、その中央線との立体交差が計画されています。その完成時期はどうなっていますか、お聞きし

たいと思います。なお、改修中の泗水中央線は合志川橋梁との交差が多く、事故の発生も心配されております。十分な配慮を要望したいと思います。

さて3つ目の質問は、新庁舎建設の件でございます。既に怒留湯、東両議員への答弁もあり、重複質問は避けたいわけでありますが、何しろ初陣でもございまして、短時間の中身の変更もままなりませんので、お許しを願いたいと思います。私は選挙では合併協議会の決定事項を尊重しますという立場を訴えてまいりました。そうすることで、改めて質問するにあたりまして、合併協議会の会議録、そして18年の第1回定例会会議録等を勉強させていただきました。その中で、花房台に3年を目途に新庁舎を建設するという確認された事項の裏には、多くの人の苦労や気配りが存在し、現場を中心に継続的な努力が必要なことが読み取れました。そして、昨日福村市長からはいみじくも行政の継続性という答弁もございました。そこで、私としましては、合併協議会の確認事項に沿って新庁舎建設を進めるべきだと考えますけれども、今改めてこの時期にこの件についてどう考えておられるのか、お尋ねします。

また、当初より県営畑総事業との関係では大変心配もされているようですが、事業としての早期の採択は地権者の願いであろうとも思います。19年度の採択の見込みはどうでしょうか、お尋ねしたいと思います。素人考えで申しますと、場所の特定を含め建設の基本計画を早めないで、畑総事業まで影響する気がいたします。なお、新庁舎建設の意志を明確にすることが、畑総事業の推進にもつながると考えますがいかがですか。お尋ねして、1回目の質問といたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 森議員のご質問で、農業振興についてと3点目の庁舎建設に伴います花房中部地区の畑総事業についてお答えを申し上げたいと思います。

1点目でございますけれども、本年度より実施されます品目横断的経営安定対策の推進につきましては、本年1月から2月にかけて集落説明会を実施し、制度の概要説明を行うとともに、アンケート調査を実施いたしました。その結果では、全体的に高齢化が目立ち、規模拡大を行うような農家は少なく、個人経営もしくは集落営農を考えている農家の割合はほぼ1対1でありました。また、経理の一元化や共同営農に対する抵抗感等が問題点として上がってきているところでございます。平成19年度までに集落営農組織を立ち上げる可能性がある集落は、全体の1割程度、約20集落程度だろうと考えております。全体的に再度集落で協議検討をするというような集落が目立ち、集落の要望に合わせまして随時説明会を実施しているところでございます。本制度については、一定の経営面積を有する認定農業者

は個別経営体として担い手に位置づけられておりますが、農業従事者の高齢化と後継者不足の中にあっては、認定農業者を中心とした集落営農組織づくりをJAと一体となり推進しているところでございます。現在の状況として、取り組みに意欲的な集落としては、集落内にリーダーなどの役割分担ができています、既存の集落営農組織や作業受託組織が基礎的にある集落、あるいは麦、大豆の作付けが多い集落については組織の構築に向けて推進しているところでございます。

一方、麦・大豆の作付けが少ない集落や高齢者が多い集落、あるいは集落内で本制度に向けた組織づくりをリーダー的に引っ張っていく方がいない集落もあり、特に中山間地を中心に平坦地と比較した場合に、各集落ごとに温度差があるような感じでございます。まずは意欲的な集落を重点的に推進し、組織を立ち上げ、これをモデル事例として波及させていくならばと考えております。

次に2点目でございます。花房中部地区につきましては、ご存じのとおり国道325号線と387号線にまたがる地域152haの農地であります。当該地は、菊池台地用水の受益地であると同時に、農振農用地でもあります。今日まで県営畑総事業によりまして生産基盤を確立し、関係農家の経営安定、地域農業の振興を図るために地元としては平成11年度にほ場整備を実施するための推進協議会を立ち上げ事業推進を図ってこられたものであります。この間、諸般の事情で2地区に分割、国道325号線側を56.3haにつきましては、平成17年度に事業採択を受け、本年度より事業着手をいたしております。残る2地区の96haにつきましては、平成17年の9月に推進協議会を新たに設立し、役員さん方をはじめ受益者一丸となって19年度採択に向けて推進されてきたところでございます。新庁舎建設予定地につきましてはご承知のように、合併協議会の中で国道325号線と国道387号線間の菊池グリーンロード沿線周辺に適地を求めるということで確認をされているところでございます。そのことから、2期地区が候補地と考えるわけでございますけれども、そうした中で推進協議会としては新庁舎問題も考慮に入れながら事業推進をされており、不換地希望の土地を創設換地により充てる計画で考えられておるようでございます。また、昨今の農業情勢の中で個々の農家経営は厳しいものがあり、ほ場整備に係る受益者の負担金については、この創設換地で庁舎を含む用地に提供される部分を負担軽減に充てるような考えでおられます。また、事業の同意につきましては、受益者の皆さんにアンケート調査を実施いたしましたところ、推進協議会役員の方々の努力の結果、事業申請に必要な同意も得られておるようでございます。しかし県との協議の中では、候補地である以上、その位置についての決定が重要事項であり、途中での変更は認められないということでもありますので、本地区の事業採択申請のためには、新庁舎建設予定地の場所及び必要な面積決定を経

て申請書を作成する必要があるがございます。それができなければ、国・県との採択に向けた協議並びに事業申請手続きができないこととなります。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 泗水中央線は、泗水の中心部から国道325号へのアクセス道路として重要な路線でございます。現在富納橋から住吉橋までの延長800mを年次計画に基づき整備中であります。平成17年度に延長229mを繰越事業として現在施工中であり、引き続き18年度に320mを実施し、平成19年度に残り251mを計画して、平成20年3月に完成を予定いたしております。また、住吉橋から旭志妻越までの区間につきましては、住吉橋から第2飛熊橋までを右岸ルート、第2飛熊橋から旭志高永地区の白亀橋下流部に新設いたします橋梁までを左岸ルート、そして新設橋梁から旭志妻越地区の凱旋橋までを右岸ルートとする案を計画いたしております。工期については、平成20年度以降から事業に着手し、平成26年度全線開通を目標といたしております。この路線は、旭志から泗水を結ぶルートとして、また国道325号に接続するルート及び県道原植木線の代替路線として、泗水・旭志の双方において長年の懸案事項でございます。できる限り目標年次に完成するように努力してまいりたいと思っております。ただ議員さんご存じのとおり、道路特定財源の一般財源化に伴う補助金の削減や地方交付税の削減等に伴い、非常に厳しい財政状況でございます。はっきりした最終完成年度は現時点ではわからない状況でございます。

一方、橋梁等の取り付け箇所における安全面におきましては、事故防止に配慮した構造となるように設計するように努めてまいります。

次に、住吉橋からグリーンロードへ通ずる道路計画でございますが、この路線は県道住吉熊本線の交差点を起点といたしまして、住吉橋を經由し県道西古閑泗水線を通り、市道花房森北線、通称グリーンロードまでの住吉赤星線であります。そのルートとして、平成17年度に概略設計を行い、4つの案を作成いたしております。この路線につきましては、新市建設計画にも計上しておりますように、合併後の菊池市としては南北を結ぶ重要路線となるもので、その必要性については十分認識いたしております。整備計画につきましては、先ほど答弁いたしましたように、現在泗水中央線を整備中ございまして、道路網の優先度から考えますと泗水中央線整備後にならざるを得ないというふうに考えております。

次に、国道との交差点の完成時期でございますが、現在国道325号の4車線化計画が進行中ございまして、旭志から上古閑までの旭志校区に校区の延伸区間7

00mを平成20年度までに整備する計画となっております。お尋ねの国道との立体交差点につきましては、県が施工する部分、それから市が施工する部分とごさいまして、市が改良を行う箇所につきましては、昨年、平成17年度に測量設計を実施いたしました。完成時期につきましては、計画の平成20年度を目標に県と一体となって努力してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 新庁舎建設につきましては、ご承知のとおり合併協議会におきまして合併後3年を目標に新庁舎を建設することとし、国道325号、387号間の菊池市道花房森北線沿線周辺に適地を求めるということで確認がされておきまして、この確認事項を前提に新庁舎建設に関する基本構想及び基本計画の策定作業を進めているところでございます。また、市民の代表者で組織されました新庁舎建設等検討懇談会や市職員で組織されました新庁舎建設等検討委員会においても、新庁舎の規模、機能、周辺整備及びスケジュール等について検討を進めています。これら新庁舎周辺整備基本構想等の案がまとまりましたら議会に協議をお願いし、住民へも広く公表し、ご意見等をいただきますよう考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 森 清孝君。

[登壇]

（森 清孝君） ありがとうございます。農業の振興と庁舎建設について再質問を行います。

経営対策の、安定対策の対象となる担い手としての要件があるわけでございますけれども、そのハードルは畜産に偏った菊池の農業の状況から見れば個人としては超えがたく、その期待は営農組織へ向かざるを得ません。米・麦・大豆作の中で答弁によりますと20集落ほどの営農組織の可能性があるということですが、それらを基に集落営農づくりをどう推進されるか、また新たな対策の対象となるためには加入申請が必要と聞いております。スケジュールはどうなっていますか、併せてお尋ねを申し上げます。具体的な目標やモデル集落等をどう考えておられるか、お尋ねします。

次に、庁舎建設について、今ひとつお尋ねを申し上げます。行財政計画の中でバランスシートなどの財務状況の公表に取り組みたい旨の文言がございます。より企業的な会計に近づけたいという自治体が増えている流れの中で、大変結構なことだと思います。そして、その流れの中には当然、施設と固定資産の評価、そのための

減価償却という考え方も出てくるものと思います。そこで質問でございますが、公的な施設の固定資産の償却の計算はどうか、お尋ねいたします。

また、新庁舎建設として40億円、あるいは60億円とかの数字を聞きますが、年間コストとしての償却費はどの程度のなのがお尋ねをいたして、再質問いたします。お願いします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げます。

現在、示されている具体的なスケジュールとしましては、平成19年度産秋まき麦の作付けを行う対象農業者につきましては、本年9月1日から11月30日までの間に加入申請の手続きが必要とされております。これに間に合うよう組織化の目処を立て、規約等の整備を行う必要があると思います。また、認定農業者につきましても、同じく9月からの加入手続きに間に合うよう対応する必要があります。その他の組織につきましては、12月ごろまでには組織化に目処を立て、規約等の整備を行い、翌4月の加入手続きに間に合うよう対応する必要があります。稲作のみでどうしても組織化が困難な地域や集落については、2年ないし3年での段階的な取り組みを行うことになり、中山間地域などの基盤整備が進んでいない地域につきましては、モデル地域などを設けるなどして推進することも考えております。現在までの推進の中では、9月までに10集落程度の組織化を目標にし、これを事例として今後の組織化のモデルとして推進していきたいと考えております。ただし地理的条件や集落間の営農類型等地域的な条件の違いがあるためモデル組織のあり方をそのまま移行するのは難しいと思いますが、組織のまとまり方を一つの参考にしながら、その地域に合わせた組織構築のヒントにしたいし、また推進していきたいと考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 新庁舎を建設した場合の年間の減価償却費はということでございますが、新庁舎が鉄筋コンクリート造りと仮定した場合において説明したいと思いますが、その場合におきましては耐用年数が45年ほどになりますので、建築費が約60億円と仮定しますと、年間の減価償却費は約1億3,000万円ほどになります。また、バランスシートの作成についてでございますが、旧市町村の試算の取りまとめに時間を要しておりますので、財政状況を総合的に把握できるよう作成に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 森 清孝君。

[登壇]

（森 清孝君） 初めてでございますので要領を得ませんが、再々質問は要望という形で申し上げたいというふうに思います。

まず、農政の中で今の時代を切り取る象徴的な政治家の発言としまして、いつでございましたか、農業者みんなをよくしようという政策を続けたらみんな悪くなったというようなお話がございました。米に関していいますと、一俵いくら、一反いくらの上乗せの金はないということだなど強く思いました。そしてその流れの中で、今度の安定対策であるというふうに思います。WTO絡みで生産を刺激しないようにして担い手の所得を確保するという困難な指導が要求されるわけでありませう。そこで、当局にお願いでございますけれども、おしきせの営農集落づくりに陥らないように、その辺だけは注意をして下さいというふうな要望をして、農政問題の質問を終わりたいと思います。

さらに、庁舎建設の件でございますけれども、住民サービスの考え方は各人各様と存じますが、私はこの庁舎に関する限り、今立っております菊池の庁舎は老朽化が進み限界に来ている、このように思います。明るい施設とは言えませんし、能率の上がりそうな事務所にも思えません。行政の拠点はある面では防災の拠点でもなくてはなりません。近ごろでは大きな地震や風水害、大きな火災、各地で起こっております。この菊池にもないとは言えない。災害の防災拠点としての機能も視野に入れた庁舎づくりを望むものであります。今回の合併は、過去の数度の合併と異なり、自治体の機能が大きく変化した合併というふうに捉えた場合、私は新庁舎の建設は人が言う以上には急がなければならない懸案事項であるというふうに思います。その辺のところを執行部重々おわかりのことと申しますけれども、強く要望を申し上げ、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（北田 彰君） 次に、樋口正博君。

[登壇]

（樋口正博君） それでは、通告に従いまして質問を始めさせていただきます。午前中、本田議員さんからもご質問が一部ありましたが、小・中学校それぞれ80%のクラブ加入率ということで、先ほど教育長言われました文武両道の教育方針に関わる話ですのでよろしくお願いを申し上げます。

1点目、小・中学生の各種大会派遣に伴う補助制度についてです。この件については、平成13年12月議会、旧菊池市においても同様の質問を行いました。合併により状況が把握できておりませんので、確認の意味を込めまして次の事項に関

しましてお伺いをいたします。

1つ目、小・中学生のクラブ活動や一般スポーツクラブの大会派遣等の補助について、旧4市町村別の規定の新市の規定を述べよ。

2つ目、学校クラブと一般スポーツクラブとの選別基準を述べよ。

2点目ですが、菊池市ジュニアスポーツ育成ゆうり基金についてです。この基金は、プロゴルファー不動裕理さんの寄附により創設された基金と記憶をしておりますが、設立後どのように運用をされているのかを知る意味でお伺いをいたします。

1つ目が、基金の現状と今後の使途予定についてお伺いをします。

2つ目、第2条、この基金条例の第2条なんですが、基金として積み立てる額は寄付金及び一般会計歳入歳出予算で定める額とするというふうになっております。この中で、一般寄附の募集を行っているか、いないか。もし行っていないとすれば、なぜか。その理由を述べよ。

3つ目が、これも第6条ですね、基金の第6条、第6条には、菊池市のジュニアスポーツ育成を図る事業の財源に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができること謳っておりますが、この第6条の基金処分対象ジュニアの定義と対象者の年齢、種目をお教え下さい。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 小・中学生の各種大会派遣に伴う補助制度についてでございますけれども、まず旧4市町村別の規定及び補助状況についてでございますが、七城・旭志・泗水は補助の規定がありませんでした。が、小・中学生クラブ活動については、県大会以上の出場が決定したとき、学校からの申請に基づきバス代、宿泊費等を補正予算で対応し、一般スポーツクラブにつきましては、体育協会、町村長交際費で激励費等の名目で補助してまいりました。旧菊池市は、合併前から児童生徒の各種競技大会等の出場派遣費補助金交付基準に基づき対応してまいりました。現在、新市におきましては新たに交付基準を策定し、交通費及び宿泊費の補助を行っております。補助の範囲についてでございますけれども、4段階に分け補助額を決めております。

まず、第1段階は学校教育活動内で小中学校体育連盟が主催する大会については、全額補助。次に、第2段階として学校教育活動内で公共団体、体育協会等団体主催で県大会以上の出場については2分の1の補助。第3段階としまして、学校教育活動内で小中学校体育連盟及び公共団体体育協会等以外の団体主催での大会で、県代表として出場する九州大会以上については2分の1を補助しています。最後

に、第4段階として学校教育活動外で各大会の予選を経て県の代表として全国大会に出場する場合は、1人1万円を補助しております。なお、平成17年度の各種競技大会等の補助実績ですが、郡市小体連陸上記録会、郡市中体連陸上記録会、駅伝、水泳大会、県中体連陸上記録会、駅伝大会、県合唱・吹奏楽コンクールなど、バス借上料が約220万円、隈府小学校の全国スポーツ少年団バレーボール交流大会、中学校体育連盟主催等の県・九州・全国大会出場補助が約610万円になっております。

次に、学校クラブと一般スポーツクラブとの違いについてお答えいたします。学校スポーツ文化クラブ、いわゆる部活動は、学校教育活動の一貫としてスポーツ文化に興味と関心を持つ同校の児童生徒が教師及び学校長が委嘱した外部指導者の下に、主に放課後において自発的、自主的に運動や文化活動を行うものであります。

次に、一般スポーツクラブについては、学校教育活動以外で、民間団体等の管理下でスポーツに興味と関心を持つ児童生徒が民間指導者等の指導者の下に、主に競技力の向上を目指し、高い水準の技能や記録に挑戦し、個人の能力、技能を最大限に伸ばしていくクラブと判断しております。

2点目の菊池市ジュニアスポーツ育成ゆうり基金についてでございますけれども、菊池市ジュニアスポーツ育成ゆうり基金は、議員ご紹介のとおり、プロゴルファーの不動裕理さんからの寄付金を基金として積み立てているものでございます。基金の状況は、平成18年3月31日現在で270万404円となっております。今後の用途予定につきましては、現在のところ具体的な運用は考えておりませんが、不動さんの思いを尊重いたしまして、小学生を対象にしたスポーツ教室やスポーツ大会に活用したいと考えております。

次に、一般からの寄附の募集につきましては、これは先ほども議員おっしゃったとおりに、この条例の基金は不動裕理さんからの寄付金及び一般会計歳入歳出予算となっておりますので、現在のところ一般からの寄附や募集はいたしておりません。また、基金処分対象ジュニアの定義と対象者についてでございますけれども、一般的にジュニアといえ小・中・高校生等の10代を言いますが、不動裕理さんの意思を尊重して小学生を対象として考えております。また、種目につきましては特別に限定しておりません。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

（樋口正博君） 再質問をさせていただきます。

まず、小・中学生の各種大会に伴う補助制度についてですが、旧菊池市の規定を

基にというか、新たな基準を制定されたようですが、私は先ほど述べた13年の12月にも学校体育及び学校が認定したクラブを大前提として、一方では一部の生徒が先ほどは競技力の向上をということで一般クラブのことを表現されましたが、生徒の指導者の不在等の理由により学校クラブの認定が受けられず、個人的に心身鍛錬を行い、県大会、全国大会に優秀な成績を上げながらも、その遠征などに係る費用は全額保護者がその費用を負担していると。その現状を見るときに、同じ菊池市に住む児童生徒なのに、どうしても平等性に欠けるのではないかという観点でご質問させていただきました。先ほど述べられました学校長が認め、担当教員が付き、委嘱をした一般の指導者がいればクラブとして認可をできるというふうにございますが、逆に一般指導者はいるが肝心の学校長認可や担当の顧問の先生が見つからない例も耳にします。そのようなことを考えたときに、本当に保護者からの要望に対して学校現場が対応しているかどうか、時折疑問を抱かざるを得ない話も耳にします。また、現在では少子化の中、複数校合同チーム編成も可能と聞き及びますが、そこでお伺いをします。ひとつ、複数校合同チーム編成の規定と現在の動きをお教え下さい。

2つ目が、先ほど述べられた菊池市立小中学校児童生徒の各種競技大会等出場派遣費補助交付基準ですね、について、もうそろそろ改正を考える時期ではないかと私自身は思っておりますが、教育委員会のご見解をお伺いしたいと思います。特に4番目のですね、学校部活以外の大会補助一律1万円については、できればやっぱり早急にお考えをいただきたい。九州大会はもちろん、全国大会ともなれば、東京、大阪あるいは北海道で大会が開催されることもあるでしょうが、その費用すべてが保護者の方が賄わなければならないということを経験したときに、どうしてもこの1万円というのではなかなか対応ができないんじゃないかというふうに思います。ほとんどの方は親御さんがどうにか対応されているみたいですが、場合によってはこの遠征費の負担が原因となり、せっかく全国に行ける機会をあきらめざるを得ない状況もある場合もあると思いますので、そのところをどうお考えかをお聞かせ下さい。

次に、ゆうり基金についてですが、現在の積立額が約270万円、使途用途については今後お考えになるということでした。また、一般の寄附呼びかけや一般会計からの繰り入れはないということで、不動裕理さんの寄附をもって充てるということでした。3番目の対象者は小学生ということで、種目は限定せずというお答えだったと思います。私はどうかもっと拡大解釈ができないかというふうに考えております。もちろんゆうり基金というぐらいですから、ご寄付をいただいた不動裕理さんの了解を得ることがまず大きな前提にはなりますが、菊池市全般のスポーツ振興

を図ろうという条例の意味を考えれば、もっと大きな範囲で活用すべく基金積立に
関しても不動裕理さん、一般会計の歳入だけではなく、企業や一般の方々から多く
の浄財を募りながら、また一般会計からも毎年一定額を繰り入れをして対象者、種
目に関しても、より広い範囲で適用することにより、様々な種目での人材育成を可
能にすることになると考えますが、いかがでしょうか。そこでお伺いをいたしま
す。今後ゆうり基金のより広い解釈での運用が考えられないか。そのことが無理で
あれば、新たに菊池市スポーツ振興基金等の設立を望みますが、いかがでしょ
うか。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 最初に、現在郡市及び県中体連関係の複数校の合同チーム編
成規定についてお答えいたします。

まず、編成目的になりますが、あくまでも在籍する部員数が少人数のため、単一
中学校では大会参加に必要なチームを編成できず、大会に参加できない運動部に対
して大会参加の機会を与えるための特別措置でありまして、勝利出場主義を目的と
して編成された合同チームは適用されません。

次に、その合同チーム編成及び大会参加の条件というのがございます。紹介いた
しますと、1つ目にそれぞれの学校で教育活動に運動部として位置づけてあるこ
と。2つ目には郡市中体連が認め、同一郡市内で編成すること。3つ目として、合
同編成はなるべく同一市教委内、また近隣の中学校2校で編成すること。4点目と
して、参加協議は個人戦を行わない野球、サッカー、バレー等の7つの団体競技と
すると限定されております。教育委員会としましても、生徒数の減少、指導者数、
指導者の不在等により、1つの学校だけではどうしても部を組織しがたい場合にお
いて、他校との合同の部であっても、そのスポーツをやりたいという生徒の願いに
応えるため、学校における部活動の適切な展開と地域型スポーツの一層の振興を図
り、両者の連携を図りながら、両者が相まって多様な生徒のニーズに応えられる環
境を整備しなければならないと考えています。今後学校長及び関係機関と十分協議
し、複数校合同チーム編成及び学校部活動と地域型スポーツの連携については、児
童生徒の健全育成のために取り組んでまいりたいと思います。

次に、菊池市小中学校児童生徒の各種競技大会等の出場派遣費補助交付の増額等
の改正にいてでございますが、補助率のアップには多額の予算が必要になりますの
で、関係課と協議し、鋭意努力したいと思います。また、児童生徒の減少や指導者
不足等で学校運動部の組織ができないために、年度当初において外部指導者を委嘱

し活動している児童生徒の各種競技大会出場派遣費補助については、今後小体連や中体連の開催基準に適合した種目に限って、学校教育活動内と認め補助してまいりたいと考えております。

続きまして、ゆური基金のことについてでございますが、拡大解釈についてということについてということでございますが、基金処分対象ジュニアにつきましては、先ほどお答えしましたように本人の意思を尊重して小学生を対象に活用していきたいと考えておりますが、スポーツ振興のための寄附の申し出があった場合は、不動さんとも相談する必要があるかと思いますが、同じスポーツの振興には変わりございませんので、このゆური基金に受け入れることは可能ではないかと考えます。また、そうすることによって、中学生以上のジュニアにも幅広くこの基金が活用できるようになるものと思います。もしご了解が得られない場合でも、議員ご提案の菊池市スポーツ振興基金条例等も含め、積極的に対処してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

（樋口正博君） 再々質問を始めさせていただきます。

どうもありがとうございました。複数校の合同チームの編成については、いろいろな制限があるとは思いますが、教育長ご存じのとおり、どの小・中学校も子どもさんの人数が減少を続ける現状を見れば、いずれかはやっぱりこのような対応をせざるを得ないときが近い将来来ると思います。どうかそのことに関しては、できるだけ学校の現場とお話をしていただきながら、寛大な処置をお願いしておきます。

あと、小・中学校の児童の協議補助については、言われるように予算が伴う話ですから、今すぐどうこうということはないと思いますが、現状を見据える中で、やはりその遠征費の部分がネックになってなかなか上の大会に行けない家庭の子どもたちもいるということをぜひともお知りいただいて、近い将来、善処していただくことをお願い申し上げます。

ゆური基金にいては、先ほど言われましたように当面は小学生ですが、拡大解釈が可能になった範囲で、その適用範囲も広がるということでしょうから、そのことは望みをつなげておきます。

菊池市立の小・中学生の児童生徒の各種競技大会等出場派遣費補助交付基準の改定に係る問題、またゆური基金に関しまして前向きな答弁をいただきましたが、さらなる議論を続けていただきますよう期待をいたします。今日、多くの自治体でオリンピック、Jリーグ、プロ野球など、成功を収めた郷土選手に表彰または名誉市

民の称号を送る場面をよく見かけます。先のワールドカップで巻選手もそうでありましたが、確かに成功を収めた方々を称えることは大切なことではあると思います。しかし、私はそこに至るまでの過程の中で、いかに子どもたちによりよい環境をつくってあげることができるか、いかにやる気を出させ、大いなる夢を描かせることか、その仕事こそが私はむしろ地方自治体に課せられた役割であると確信をいたしております。その菊池精神の実践が望まれる中、先ほど述べた各種競技大会の基準の適用に当たらない場合でも、ゆური基金の適用範囲を大きく用いる体制をつくることにより、ジュニア育成の大きな2本の柱として他の自治体にはない菊池独自のジュニアスポーツ育成改革がなされれば、菊池市独自のシステム構築となり、人材育成に一石を投じるものと考えます。幕末に多くの人材を排出した長州藩第7代毛利元就により、撫育方と呼ばれる新しい局が設けられ、明治維新のころには100万とも200万両とも言える撫育金を活用し、若手の人材育成に他藩と大きな差を見せたという長州藩については、このような独自のシステムを自分たちで構築をされております。このシステム事態はもともと藩により森林伐採をし、その収益とともに利殖産業へと投資をして、その利益を基に撫育金というものをつくったという経緯を見れば、現在の市町村におけるもので言えば、ファンド的な要素がありますので、菊池ですぐそのこの制度を用いれるかといえ、そうではないとは思いますが、システムの言え、菊池市に例えれば撫育方が教育委員会であり、またジュニア育成の様々な費用が撫育金と呼ばれるものであるのではないかと私は思っております。どうしても民間団体での運営には資金を調達するにも、また管理をするにも、一度試みたことはあるんですが、お金を集めるにしても問題がありますし、そのお金を持つこと自体が課税対象になってしまうという、非常に難しい問題もありますので、どうかこの点は市当局でなければできない問題だと思っておりますので、お願いを申し上げます。もしジュニア育成全般の運用が可能となれば、必ずその呼びかけに応じるために、私自身を含めまして、ここにおられる議員の皆様方もご協力をいただき、その基金積み上げに何らかの働きをしたいというふうには思っております。どうか福村市長、前回の私のこの問いには、若鮎がまたこの地に帰ってくる、そんな菊池市にという若い人材育成の熱い思いを語られました。そのことを踏まえまして、市長に最後にお伺いをいたします。私は、一般会計とは別に人材育成を専門とした基金の運営ができれば、必ずその成果は表れると思っておりますが、いかがでしょうか。菊池市ジュニアスポーツ育成ゆური基金についての市長の思い、また今後の方向性をお聞かせ下さい。菊池に住むすべての子どもたちは、それぞれに可能性を秘めたダイヤモンドの原石であると考えております。あとは、その原石をいかに家庭で、そして学校で、また地域が磨くかにより、その可能性は無限大に広が

ると考えております。どうか人材育成に注がれることを切望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 菊池市ジュニアスポーツ育成ゆうり基金につきましては、ご指摘のとおり、以前この菊池市に在住をされておりましたプロゴルファーでございますが、不動裕理さんからの寄附で、毎年今日まで寄附をいただいております。この寄附の基金そのものというよりも、むしろこの日本の女子プロゴルファーとして本当に大変な活躍をされております不動裕理さんの名前をいただいてジュニアスポーツの振興に役立てたいということで、この冠をいただいたことが大変ありがたいことだと、このように受け止めているところでございます。この基金は、ジュニアスポーツの育成を図るためのもので、市といたしましてはこの不動さんのご本人の気持ちを受け止めて、有効適切に活用していきたいと、このように考えております。企業や一般の方からの寄附があった場合、このゆうり基金に受け入れることはできないのかということでございますが、この基金は菊池市のジュニアスポーツの育成を図るという目的で設置されております。同じこのような思いを一つにされる企業や一般の方々からの寄附が申し出があるということは、このスポーツ育成ゆうり基金をつくったということにこの市民の理解と、また協力があるということは大変ありがたいこととございまして、同じ思いをされる方々の寄附であれば、この基金に受け入れることはやぶさかでないし、快くまた受け入れていかなければならないと思っております。中学生以上のジュニアスポーツ育成及び人材育成など、幅広く活用することも可能ではないかなと、このように思います。樋口議員ご指摘のとおり、旧菊池市議会の中で論議をいただき、また議員の皆様方のいろんな場におきます提案として、不動裕理さんが菊池に在住していると、このことについて高く評価をし、何かスポーツ振興のための基金でもつくったらいかがかといったお話がございまして、そのことがご本人に聞こえたのではないのかなと思っておりますが、確か3年連続のチャンピオンになられたということで、そのことを記念して第1回目の寄附をいただいたというふうに記憶をいたしております。そのことを利用していくために、この交付金規定というものをつくりまして、交付金の中におきましては、第4段階ですか、すなわちこの交付基準につきまして、スポーツクラブ等でない個人で行かれる場合等についてはということで、その際、また1万円というささやかであります規定の改定をさせていただいた記憶がございまして。今回、議員が改めて要望されております学校の部活動以外の大会出場補助金、この1万円というものとは別に、この不動裕理基金から援助ができるのではないかとということでござ

いますが、私はこの基金はそういった意味で使える、支出できるものだと、このように考えております。もし、また一般の方々の寄附等につきましては、ご本人の不動さんの方の意を得たいと思いますが、もし困難なことがあるとすれば、改めてこの先ほど教育長がお答えいたしましたように、議員の提案されております内容も含めまして、幅広いジュニアスポーツ、小学校、中学校、あるいはまたそれ以上の方も含めるとは思いますけれども、高校まで入るかもしれませんが、ジュニアスポーツ育成のための何らかの方策をつくっていかねばならないと、若鮎がまた遡上して菊池に帰ってくるということを申し上げたということをおっしゃいましたけれども、まさにその気持ちいっぱいでございます。ぜひこのジュニアスポーツ育成ゆうり基金の活用を幅広くやっていけるような方策を考えていきたいと、このように思います。

議長（北田 彰君） ここで10分間休憩します。

休憩 午後1時53分

開議 午後2時03分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、水上博司君。

[登壇]

（水上博司君） 通告に従いまして、質問いたします。

新菊池市の地域間格差について。今回、合併後初めての選挙で、菊池、泗水、七城、旭志、この4地域の管内を巡回して、私なりに感じたこと、考えさせられたことに対しまして質問いたします。私も旧旭志村で菊池市と隣接地にありますが、新菊池市にも小さな集落が数多くあります。その集落の中で、農地の荒廃、山林の荒廃、高齢化など、都市と地方の格差、さらに平坦地と条件不利地であり山間地域の格差が現実にあることを認識した次第です。農地の荒廃、山林の荒廃は、後継者不足、高齢化の進行が山間地域と平坦地域との格差をもたらし、10年から20年後の山村集落の機能を考えると、今のままでは維持どころか集落崩壊、または消滅するのではないかと思える状況にあります。農地の耕作放棄地の増大も進行し、森林整備についても財貨の低迷により、放置林や放置竹林が拡大して荒廃が懸念される状況にあり、あまり時間はない早めの対応が求められるように思います。限界集落という言葉がございます。65歳以上の高齢者が半数を超えて、一人暮らしの老人が滞留し、冠婚葬祭など社会的な共同生活が困難になった集落、国の調査によると1960年から98年までに1,713集落が消え、その後10年で2,200集落

が消滅すると予測されています。また、高齢者の割合が半数を超え、税収入の激減と老人福祉、高齢者医療の支出増で財政維持が困難な自治体を限界自治体と呼んで警笛を鳴らしています。限界自治体、または限界集落は、山村の過疎の問題だけではなく、より深刻で、山の問題はダイレクトに災害など都市下流域につながっていきます。また、山村の担い手は農業も林業もこなす農家林家であり、林業の森林整備活動交付金の継続もぜひ必要であると認識するものです。農林業の機械化が進むに連れて崩れてきた集落の結いの心、高齢化が進む限界集落は、社会的な共同作業の維持が難しい品目横断的経営安定対策といった農業政策の対象にもならないため、集落がまとまる機会や活性化策もない、山間地域の農家林家は厳しい現実にさらされています。木材価格や特養林産物の価格低迷に、米の生産調整、そして今度の食料・農業・農村新基本計画で示された品目横断的経営安定対策は、山間地の小規模農家を切り捨てるものであると思います。そこで質問ですが、都市や町の中心部にしか住めないような政策ではなく、逆に生産資源の多様性を秘めた山間地、中山間地の価値を高め、後継者が自立し、さらに団塊の世代等の受け入れ環境を整えることなどの政策を進める考えはないか。今後さらに高齢化が進み、耕作放棄地が増大する中、国の施策である品目横断的経営安定対策の対象にもならない山間地域の農家林家に対する本市独自の集落ビジョン等の方策を示す考えはないか。まず、担い手経営安定新法が6月14日に成立いたしました。今後担い手づくりの取り組みについてお尋ねいたします。この新法は、担い手に対して施策を集中する品目横断的経営安定対策の創設を法制度化するもので、これまでの全農家を対象に品目ごとに価格に着目してきた政策から経営規模などを条件に、政策をやる気と能力のある担い手に絞り、経営全体に着目した直接支払い制度を導入するということで、戦後農政の大転換を進める法律と認識していますが、この要件すら満たせない山間地域の農家、林家に今度の新法はますます格差を付けるのかと危惧しています。山間地域への対応についてどのような手立てを考えておられるか、お尋ねします。また、山林林業の状況及び森林整備地域活動支援交付金制度が平成14年度から本年度、18年度まで5カ年の最終年度を迎えております。継続できるのか、廃止か、どんな状況にあるのか、お尋ねいたします。

以上、質問いたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 水上議員のご質問にお答えを申し上げます。

先に、森清孝議員さんにご答弁を申し上げました内容と重複する部分がございますので、その点はご了承を願いたいと思います。昨年10月に国において経営所得

安定対策等の大綱が示され、意欲と能力のある担い手に対して施策を集中する品目横断的経営安定対策が創設され、戦後農政の大転換とも捉えられています。本市においても、行政、JAが連携を取り、本制度の推進につきましては本年1月から2月にかけて菊池市全農家集落を対象に制度の概要説明を行うとともに、アンケート調査等を実施したところでございます。その結果につきましては、全体的に担い手の高齢化が目立ち、規模拡大を行えるような農家は少なく、個人経営もしくは集落営農を考えている農家の割合はほぼ同比率でありました。また、経理の一元化や共同営農に対する抵抗感などが問題として上がってきている状況であります。全体的に再度集落において検討される状況でありまして、集落等の要望に併せ随時説明会を実施しているところでございます。これからJA支所単位において集落営農の推進に向けての勉強会、先進地研修などといった市単独補助でのソフト事業の展開も計画されている状況にあります。議員ご指摘の条件不利地であります山間地域の推進につきましては、麦・大豆の作付け面積が少ない条件もありますが、将来の集落存続などを総合的に考えてみますと、集落営農への移行は必要不可欠であると思っておりますが、特に山間地域での組織化推進には大変厳しい状況でもあると認識しております。今回この制度においては緩和措置として、中山間、山間地の集落営農については面積要件では最高5割の範囲まで緩和されることとなります。また、一定の経営面積を満たす認定農業者の個別経営からの集落営農への移行や複数の集落による地域営農組織としての取り組みも視野に入れて、段階的に推進していかなければならないと考えております。また、現行で中山間、山間地域に主に実施されております中山間地域等直接支払い交付金制度につきましても、集落協定に基づく農業生産活動等の共同活動に資する交付金でもありまして、営農の共同化、効率化、共同施設の整備、耕作放棄地の解消、耕作団体の組織化といった農業集落機能の保持に向けての施策も含んでおります。今回の品目横断的経営安定対策と一部には共通したところがあると考えております。まずは個々の集落や地域の農業の現状を知っていただき、今後の農業集落の維持管理について話し合いを重ね、将来の集落営農を構築するための環境の整備につきましても必要な交付金の使途とも捉えています。いずれにしましても、山間地の集落的機能の存続は全国的課題でもありまして、本市といたしましても大変苦慮している状況にあります。一方、今後において考えられます団塊の世代のライフワーク的な農業への算入や本格的な農業経営も含めた新規就農者の受け入れ、定着支援体制の整備につきましては、現在県・市・JAなどで構成する菊池市担い手育成総合支援協議会を設置いたしまして、地域における円滑な就農のための就農相談、就業情報の提供を行うとともに、第3セクター、農業生産法人であります有限会社ファーム菊池などとの連携を図り、農業者と

して技術、営農指導を行ってまいりたいと考えております。

次に、山林林業の状況についてお答えを申し上げたいと思います。林業関係では、県の農林水産部が示しております平成17年3月末の林業統計要覧によりますと、本市の林家数は、農家林家が506戸、非農家林家が178戸となっており、森林の総面積は1万5,262haであります。うち民有林が1万2,693ha、83%、国有林が2,569ha、17%となっており、土地利用面積に対する森林面積の割合は55%を占めています。民有林の所有形態は、公有林が1,260ha、10%、私有林が1万4,333ha、90%となっております。

民有林の林種区分は面積で見ますと人工林が8,777ha、69%、天然林が3328haの26%、竹林が439haの3%、その他となっております。民有林面積に占める杉植林面積は5,901ha、46%、ヒノキ林植林面積は2,133ha、17%であります。ちなみに、林業総生産額は約3億5,900万円となっております。また、今年度で期限切れとなる森林整備地域活動支援交付金制度につきましては、森林林業基本法の規定に基づく具体的な施策として、適切な森林の整備の推進を通じ、森林の持つ多面的機能の発揮を図る観点から、森林所有者などによる計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な地域活動を確保するための支援組織として、平成14年度に同交付金制度が創設されました。本制度につきましては、林野庁の検討委員会が5月30日に中間取りまとめを公表し、施業と経営の集約化に重点を置きながら、本年度以降も同制度を継続すべきとした方針が示されたという情報を受けております。したがって、平成19年度からのさらなる制度継続に向けて取り組みを進めていく上で大切な森林所有者の自主的な計画に基づく適切な森林整備を基本とした森林施業計画のさらなる充実を図り、交付金制度2期目の支援に努めてまいります。あわせて、作業路、作業道開設事業を本市単独事業として推進するとともに、熊本の森間伐材利用促進事業及び高齢級間伐促進事業などの各事業に取り組み、まとまりを持った施業が効率的に行えるよう推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

（水上博司君） 地域間格差につきましては、合併した新菊池市だけでなく、全国的な地方の問題であろうと思いますが、行政が行うサービスに平坦地も山間地も、下流域も上流域も差別してはならないのは地方自治体の原則であり、鉄則であろうと思います。集落対策については、これまでも山村振興法や中山間地直接支払いによって農業近代化施設の整備や農業基盤の整備など、生産性の向上や集落道などの集

落、環境の整備による定住の促進など、一定の成果を上げてきたことは十分認識しているつもりです。しかしながら、これで十分かといえば、現実が物語っているように、やはり小さな集落は危機に瀕しています。山間地域の農家林家は地域に根ざした産業の一躍を担う多様な生産者であり、この現状を知ってもらうことは生産者やその地域住民皆で農政改革への対応策を考え、本市が目指す「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちづくり」を進める上で政治や合併によって数字データで判断された地方の末端を切り捨てるのではなく、地域の条件と相まって新たな観点に立った政策が必要であることと思います。これを要望いたしまして、終わります。

議長（北田 彰君） 次に、中山繁雄君。

[登壇]

（中山繁雄君） 通告により、質問させていただきます。

1 問目に、川辺工業団地の推進について質問いたします。工業団地の推進は、地域全体の活力向上のため必要不可欠であると考えます。現在の企業誘致の状態は、どこの市町村においても財政健全化、雇用の場の確保の目的により盛んに活動されていますが、具体化するのは極少数であります。企業の進出は、あくまでも企業間競争を行う上で企業が判断されるものであり、ボランティアで来るものではありません。また、誘致活動は県に依存もしくは他力な考えでは達成できないことを自覚しなければなりません。企業誘致は、市長の号令の下、率先した行動を起こすことで初めて実現できるものです。このことを十分認識し、市は積極的な対応と情報の収集を行う必要があります。さて、旭志の川辺工業団地周辺の新規の工業団地の誘致が計画されていますが、一部の地権者で相続を必要とする土地があり、関係する方の中で外国に居住しておられると聞いております。相続は個人の事情ではありますが、企業誘致の目的達成のためには、クリアしておかなければいけない重要なことで、早期の用地買収が必要となった場合、支障をきたすと考えます。他市町村のある地域においては、工業団地計画地内の用地が買収できず、計画変更されるなど、企業の誘致活動に支障をきたしているところもあります。市は数少ない企業誘致のチャンスを見逃すことがないよう、将来のために行動を起こしていただきたいと私は思います。市の支援として、相続の関係者がいる外国まで出向き、相続の手続きの協力を行うことも必要ではないでしょうか。行政が動けば個人で行うよりも数段早いものとなり、市にとってもメリットがあると確信しております。行動も起こさず評論するばかりの方は、行政の中にはおられないと信じています。今後、企業誘致の自治体間競争はますます激しくなることは避けられないことでもあります。市の財政も自らの自助努力をしなければ到底改善できません。将来の自主財源確保のため、問題点の早急な解消をはかり、積極的に新規工業団地の推進を具体的に進めて

いただきたいと考えるものです。市はどのように考えているか、お尋ねいたします。

次に、人材確保について質問いたします。地元の優秀な人材の多くが菊池市外の地域の高校へ進学をしている現状に、私は非常に危機感を募らせています。先ほどの質問で、雇用環境の整備の意味で行いましたが、このことも関連があると思います。地元で働ける環境の整備と同時に、地域高校のレベルアップは必要不可欠ではないでしょうか。働く環境が進んだとしても、住んでもらわないと発展はないからです。あの最大の要素が高校の質です。レベルの高い進学高校という意味ではありません。文武両道、先ほど本田議員が言いました文武とは武道だけでなく部活動を兼ねた高校を私は思い描いています。昔は菊池農業高校の馬術、ハンドボール、菊池高校のボクシング部など、国体レベルの力を持っていましたが、今はどうでしょう。数十年前までは菊池高校が定員割れするなど誰が考えたのでしょうか。現在は市内の高校に人材が集中しているのが現状です。これは、大いに問題があると考えます。熊本市内だけではなく。お隣の天津高校、鹿本高校に大きく遅れをとっているような気がしてなりません。地元の高校のレベルアップ対策を早急に整備と長期の計画が必要と考えます。このことが人材育成につながり、地域内小・中学校生徒に目標になる地元高校になるのではないのでしょうか。現在、菊池女子高校が女子の剣道部に力を入れています。同ボート部は、来年開催のボート国体に向けて先生が一生懸命頑張っていると聞いています。市はもっと支援をするべきではないでしょうか。

次に、3問目の国道325号線の開発について質問いたします。旭志の道の駅から市道伊坂住吉線間の325号線沿いには、国道の道路排水しかありません。今後川辺工業団地が実現すれば、この325号線沿いの開発が最も有望視されると私は考えます。この開発には、排水問題が出てくると思います。排水路を設置する考えはないか、質問いたします。

最後に、県事務所の統廃合について質問です。県は財政問題の折り、地域再編として県事務所の統廃合を進めていると聞いております。現在、我が市でも問題になっている庁舎の位置同様、移転されたら大きな影響が出てくるのではないのでしょうか。法務局も移転しました。県事務所がなくなれば、市民にとって大きなマイナスだと思います。隣の山鹿市では存続に対して運動が始まっていると聞きます。我が市は、ただ成り行きを見守るだけでいいのでしょうか。統廃合についてのお考えをお尋ねいたします。

1回目の質問をこれで終わります。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 川辺工業団地の推進についてですけれども、議員ご承知のとおり川辺地区につきましては県が建設する新規工業団地の第2候補地として決定し、新規工業団地への半導体関連企業の誘致に併せて、工業適地として企業に紹介すると県から聞いております。現在、益城町の第1候補地について県が土地取得を進めていますが、今回の新規工業団地につきましては、単一企業への一括売却を予定しておられ、進出を希望する企業が複数になった場合は新たな団地が必要となっておりまいます。このため、引き続き県に対しまして工業団地の建設を積極的に要望していくとともに、受け皿としての準備を進めていく費用があると考えております。ご指摘がありましたように、川辺地区の候補地内には相続が必要とする土地で関係者が外国に在住しておられる方の土地が2筆で、関係者が4名おられます。県の工業団地建設のための準備として、この土地については相続される方と連携しながら相続手続きを進めるため、当初予算におきまして予算措置も承認いただきましたので、現在専門家のアドバイスを受けながら問題点の解消に向けて業務を進めている状況でございます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 小・中・高の教育が進んでいけばというようなご質問ですが、企業誘致による定住促進策を考えると、従業員あるいは保護者の方が住むところを検討するにあたり、教育環境を考慮するというのは最もなことであると思っております。本市におきましては、総合計画、前期基本計画の中で菊池の教育理念及び菊池市教育方針に基づき、文武両道、廉恥礼節を基本方針として、学力向上対策の推進や国際感覚を持つ人材育成など、学校教育の充実を掲げております。具体的には、学力向上対策として、教育課題の数値目標達成に向けた取り組みや授業日数200日の確保、そして家庭学習の推奨を促す学習の手引き書の作成、さらに菊池万句の会にちなんだ万句の里づくり等を推進するとともに、個に応じたきめ細かな指導を徹底するために、補助教員配置や教育相談事業等の充実等に努めているところでございます。高校につきましては、本市教育委員会から直接申し上げる立場ではございませんが、菊池高校、菊池女子高校、菊池農業高校共にそれぞれ歴史と伝統があり、それぞれに特色ある学校づくりに努力されているところでございます。菊池高校では県下高校再編の中で、地域の拠点校として教育改革推進会議を3年前に立ち上げ、学力向上やスポーツ振興に向け小・中・高の連携を進めており、現在スポーツではボクシングを始め、剣道、ボートに力を入れられております。また菊池

農業高校は馬術は有名ですが、文科省指定の県下随一の自営者養成農業高校として特色を出しておられます。菊池女子高校では、女子教育では県下でも歴史と伝統を持ち、スポーツでは議員ご紹介のとおり、剣道やボートに力を入れられております。いずれにいたしましても魅力ある菊池市づくり、市としての教育環境の充実を考える上では、小・中・高校が一体となって、その充実に向け連携、努力していく覚悟でございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 旭志地域の開発行為につきましては、国道325号周辺も含めて、平成7年1月27日に告示されました旭志地域開発行為等の適正化に関する指導要綱に従いまして対処してまいりました。議員ご指摘のこの地域の排水につきましても、旭志地域でありますので、本市といたしましては指導要綱に従い対処してまいりたいと考えております。現時点では、開発行為による区域内の雨水及び浄化槽の処理水を国道の排水施設へ放流することを県は認めておりませんので、開発行為者の責任で対処していただくこととなります。したがって、議員お尋ねの排水路を市が設置する計画は、現在のところございません。しかし、今後この地域は開発が予想されますので、市としても何らかの対策が必要かと思っております。今後関係部署と協議を重ねてまいりたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 県事務所の統合についてでございますけれども、現在の地域振興局は県の総合出先機関として県事務所から名称を変更し、平成12年4月からスタートしております。その後、市町村合併の進展に伴いまして、市町村数や連絡調整事務の減少、事務機能の移管により、再編統合を含めた見直しについて県の方で検討が行われているところでございます。このような中に、平成17年2月、熊本県行財政改革基本方針が示されまして、その中の組織体制の見直しにおいて、地域振興局等出先機関の見直しが掲げられています。この基本方針を受け、本年2月には平成18年度の実施計画、いわゆるアクションプランでございますけれども、それが示されております。このプランによりまして、現在の地域振興局で行っている業務で管理部門や事業部門のうち、広域的対応が可能な業務につきましては市町村数や地理的要因も考慮しながら、現行地域振興局のうち基幹となる数箇所の地域振興局に集約する方向で検討を行う。ただし、県民生活に密接なつながりが

ある業務や危機管理など、迅速な対応が求められる業務につきましては、当面現行地域振興局10箇所において実施することとする。また、実施時期については、平成19年4月からの実施を目指すとっております。熊本県議会におきましても、この基本方針、実施計画の発表と前後して、一般質問や委員会において論議がなされているようでございます。菊池地域振興局で直近の状況についてお聞きしましたが、これ以外の情報はないようでございます。また近隣市、県下においても議会を含めて具体的な組織の存在は確認しておりません。地域振興局の存続につきましては、県が行政改革を進める中で行政のスリム化、効率的な組織体制を避けて通れないことと理解しておりますけれども、各市町村、議会にとっては最大の関心事であることは疑いのないところでございます。本市におきましても、統合であれば菊池市にとの思いは当然でありますし、来年4月からとなりますと時間的にも急がなければなりません。各方面からの情報を得ながら、県に対しましてあらゆる角度から存続に向けた要望を行ってまいりたいと考えておりますので、議会のご協力とご支援をお願いするものでございます。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

（中山繁雄君） 再質問させていただきます。

県は益城町の新規工業団地の誘致に併せ、第2候補地の川辺と第3候補地の合志市の土地も企業に紹介するということですが、仮に川辺地区に企業から進出希望があった場合、早急な対応と土地の所有権移転をスムーズに行う必要があります。そのためには地権者との調整をしておかなければならないと思います。昨年5月、川辺地区の地権者で組織する川辺地区企業誘致地権者協議会から県が建設する新規工業団地の誘致を目的とした要望書が提出されています。今後、受け皿として準備を進める中で、地権者協議会と連携した取り組みを行うことが大切だと思われませんが、市長はどのように考えておられるか、お尋ねいたします。

次に、排水問題について、また再度質問いたします。私は現在、倉庫と工場を兼ねた企業の進出について相談を受けております。企業から排水問題を聞かれたらどう答えていいか、私かわからない状態であります。ある程度メジャーな会社です。この問題で挫折したら、他の企業に知れたら、この325号線の沿いの開発もなかなかスムーズにいかないと思います。どう答えたらいいか、執行部にお尋ねいたします。

市長にまた少し耳が痛いかわかりませんがお聞きしたいと思います。隣の元町長は、学校長の時代、菊池農業高校でハンドボールを成功させ、町長時代に大津高校

をサッカーで成功させ、レベルアップが図られ、実績はワールドカップなどの参加により誠に大きいと感じています。市長は元町長さんに負けない優秀な地域の指導者と思っています。早期に具体的かつ長期展望の下に学校のレベルアップに取り組んでいただくように要望いたします。一例として、菊池農業高校は文部省の、先ほど教育長が言われましたとおり、文部省の後継者の指定を受けていると思いますが、農業も大事ですが、将来を考えたら農業高校を総合学科にするのも選択の一つではないかと考えますが、いかがでしょうか。質問いたします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） お答えいたします。

当地区は、旧旭志村の時代に農振地域の見直しの際に国道沿いの幅50m程度を外そうということで県との協議に入った地点でございます。しかし、その時点では目的のない行為については許可できないということで、その都度の開発行為があったときに外すという条件付きの地域でもございます。したがって、その後にレストランやコンビニ等が立地してきております。昨年度も企業の方からご相談がございました。また、今議員さんの方から倉庫等の事業者が開発を計画しているというようなことでございますので、本市にとりましてもそういった企業等が立地することが非常に好ましいことでございますので、関係部署と今後詰めをしていきたいというふうに考えております。現時点では、開発行為者の責任において排水路の整備をしていただくというのが基本でございますので、申し添えておきます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 県が建設いたします新規工業団地の誘致にあたりましては、市はもとより、川辺地区の地権者のご熱意と協力同意があったことが第2の県の方のいわば候補地として選定される大きな要因になったと推察をいたしております。今後県に対しましては、早期の工業団地造成を引き続き強く要望してまいります。用地の確保や事前準備にあたりましても、地元の協力は不可欠なものでございます。今年度は相続の手続きのことをお示しいただきましたけれども、さらに地質調査等を今議会に予算を上程させていただいております。いつでもこの用地について県の方の要請があったときには手当ができるように万全の体制で臨みたいと思っておりますが、川辺地区企業誘致の地権者協議会の皆様方のさらなるご協力をいただきながら推進してまいりたいと、このように思っております。

次に、人材の確保についてでございますが、企業誘致が進みましても、そこに働く

人材の確保と、あるいはまたその人材の定住促進があって初めて企業誘致の目的達成ということでございますが、いわば鶏、卵の関係にあって、どちらとも不可欠な要件ではないのかなと、このように思っております。また先ほどの教育長の答弁にもありましたように、魅力のある教育環境づくりが企業誘致推進と並行して行われることが地域活性化にとって必要であると、このように考えております。要望ということでの言葉もありましたけれども、菊池農業高校の総合学科ということでのご発言、ご提案でございますが、先ほども部長が答弁しておりましたように、菊池農業高校は以前は自立者の育成農業高校として、特に昭和40年に九州では5校、県が唯一の文科省の農業経営者育成高等学校の指定を受けておりました、農業後継者の育成に大変力を入れられているところでございます。また、数々の農業関係の大会でも大変素晴らしい成績を収めるなどして、名実共に歴史と伝統、そして特色ある学校づくりが進められておりました、私もその農業高校の後援会の会長を務めさせていただいております。議員ご案内のとおり、大変な少子化の進行、そしてまた生徒や社会のニーズの多様化を受けながら、県教育委員会におきましても学校の再編ということも含めて統廃合や特色ある学校づくりなど、高校教育の再編は急務であるということで協議が行われている状況にあります。その中で、総合学科の高校や総合選択制の高校など、新しいまた時代のニーズに応えうるようなタイプの学校のイメージが模索されていると、このように聞いております。今後様々な側面から地元の自治体といたしまして、それぞれの学校、高校に対しまして、特色と魅力のある人材づくりの学校として今後頑張ってくださいように、側面的なご協力を申し上げたいと、このように思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

（中山繁雄君） 今の市長のお言葉を信じまして、川辺周辺の開発については大津の隣接地でもあり、交通の便などほとんど大津と変わらない状態であります。税収問題など考えたら、川辺工業団地の開発が一番手っ取り早いと思います。執行部の今後の努力を期待いたしまして、質問を終わります。

議長（北田 彰君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。明日7月1日及び2日は、市の休日です。7月3日月曜日引き続き一般質問となっております。

本日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

散会 午後2時48分

第 4 号

7 月 3 日

平成18年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成18年7月3日(月曜日)午前10時開議

第1 一般質問

追加議事日程(第4号の追加1)

第1 議案第169号 工事請負契約の締結について
(平成17年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘改築第1期管理棟工事)

議案第170号 工事請負契約の締結について
(平成17年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘改築第1期居住棟工事)

まで一括上程・説明・質疑・委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第169号 工事請負契約の締結について
(平成17年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘改築第1期管理棟工事)

議案第170号 工事請負契約の締結について
(平成17年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘改築第1期居住棟工事)

まで一括上程・説明・質疑・委員会付託

出席議員(27名)

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一朗	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君

6番 二ノ文 伸元 君
 7番 中山 繁雄 君
 8番 水上 博司 君
 9番 三池 健治 君
 10番 怒留湯 健蓉 さん
 11番 坂本 昭信 君
 12番 隈部 忠宗 君
 13番 奈田 臣也 君
 14番 葛原 勇次郎 君
 15番 木下 雄二 君
 16番 坂井 正次 君
 17番 森 隆博 君
 18番 山瀬 義也 君
 19番 本田 憲一 君
 20番 渡邊 康雄 君
 21番 栃原 茂樹 君
 22番 松本 登 君
 23番 工藤 恭一 君
 24番 境 和則 君
 25番 北田 彰 君
 26番 外村 國敏 君
 28番 横田 輝雄 君

欠席議員（1名）

27番 徳永 隆義 君

説明のため出席した者

市	長	福村 三男 君
助	役	村上 建二 君
収 入	役	高本 信男 君
総 務 部	長	緒方 希八郎 君
企 画 部	長	村山 隆 君
市 民 部	長	木下 儀郎 君
経 済 部	長	岡崎 俊裕 君

建設部長	石原公久君
七城総合支所長	平野國臣君
旭志総合支所長	稲葉公博君
泗水総合支所長	上林正章君
市民部総括審議員	大場美範君
企画部首席審議員	鳥井修君
財政課長	川上憲誠君
教育長	田中忠彦君
教育次長	山口正司君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村鉄男君
水道局長	後藤定君
農業委員会事務局長	五島千秋様
監査委員事務局長	田島伸正君

事務局職員出席者

事務局長	樋口昭彦君
議事課長	春木義臣君
議事課長補佐	城主一君
議事係主事	本田昇君

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前10時00分 開議

議長（北田 彰君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、外村國敏君から発言の申し出がっておりますので、発言を許します。

外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） おはようございます。去る29日の私の一般質問の発言中で、不穏当な発言があったかと思いますので議長でしかるべく訂正をお願いします。

日程第1 一般質問

議長（北田 彰君） 日程第1、一般質問を行います。

最初に、坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） おはようございます。最終日となりました。このたびの市議選におきまして、議会の場での活躍の場を与えていただきまして、大変感謝をしているところでございます。初心に返り、菊池市発展のために微力ではございますけれども一生懸命頑張らねばと肝に銘じているところでございます。

それでは、質問に移らせていただきます。通告のとおり質問をしたいと思いますけれども、ちょっと時間が足りなくなると多分思いますので、1点、企業誘致のために豊かな水と緑が必要であるが、保全のための森林対策はということは次回において質問したいと思います。私は、選挙期間中一貫して10年後の菊池の姿を見据えて頑張ると言ってまいりました。10年後の菊池の反映は、経済が活性化し、市の財政が健全化し、福祉・教育等十分行政サービスができるようになることが市民の皆さんの幸せにつながるものと思っているところでございます。しかし、菊池市の財政状況は大変厳しい現状にあると思います。先日、総務部長がおっしゃいましたけれども、経営収支比率で91.6%と大変危機的状況にあるということは皆さんもご承知のとおりでございます。このままでいきますと、3年先ないし5年先ぐらいは、赤字団体にでもなりはしないかと危惧しているところでございます。そんな中で、若手議員さん方にどうしたら市の活性化が図られ、市の財政健全化ができ

るか聞いてみました。そうしたら、ほとんどの議員さん方が口を揃えて、それは企業誘致しかないと答えられておりました。それもそのはず、優良企業が進出している市町村は若者が定住し、活性化が図られ、税収も増え、財政も健全しているのです。菊陽町も元気がありますし、特に近隣の大津町などは不交付団体になっているのは皆さんご存知のとおりであります。進出企業が少ない市町村ほど所得が少なく、財政が悪いという数字も新聞報道のとおりであります。私なりに10年後の菊池市の活性化はどうしたらいいのかということを考えてみました。それは、企業感覚での行財政改革なくして10年後の活性化なし。多くの若者が定住し、子どもをたくさん生み、少子高齢化に歯止めを掛けなくて10年後の活性化なし。道路網の整備、なんとといっても325号線の4車線開通なくて10年後の活性化なし。女性の頑張りなくして10年後の活性化なし。ここが大事でございますけれども、ここにおられる市議の皆さんと研鑽と将来に向けての前向きな審議なくて10年後の活性化なし。なんと言いましても、市役所の職員さん、職員の皆さんの頑張りなくて10年後の活性化なし。そして、市民の皆さんが知恵を出し合い、前向きに頑張らねば10年後の活性化なし。最後が一番大事なキーポイントでございますけれども、市長、市長ですよ、福村市長の頑張りで行政コストを削減し、そして何よりも一番大事な優良企業の誘致実現なくて10年後の菊池の発展、反映、展望なしと、私はこのように思っているところでございます。優良企業の誘致なくて、若者の定住増なし。つまり、少子高齢化対策なし。優良企業の誘致なくて、市民所得の向上なし。優良企業の誘致なくして、会社の法人税、固定資産税、社員の市民税、固定資産税もあります、税収増なし。財政の健全化なしと。極端ではございますけれども、私はそう思っているところです。つまり、菊池の経済の活性化、市の活性化、税収増による財政の健全化等、10年後の菊池の活性化は、優良企業の誘致なくては私はないと思っております。中山議員も質問されましたが、菊池市で優良企業誘致で最も適しているところは、空港に近く、熊本市にも近く、高速道路にも近く、大津・菊陽と隣り合わせで、半導体の会社は特に良質な大量の地下水を必要とするため、地下水にも恵まれ広大な33haの安価な土地がある川辺地区以外にはないと私は思います。私は今回で4回連続で優良企業の誘致ということを質問しておりますけれども、市長、市の企業誘致対策はどのように努力されてこられたのか、まず質問をいたします。

次に、児童の安全対策について。変質者対策はどのように対処されているのか。以前に児童の通学時の安全対策について質問をいたしました。あのときは、交通事故と通学時の交通事故と変質者対策についてでございましたけれども、最近後を絶たない悪質変質者による児童虐殺等問題になっております。七城でも身近なとこ

ろで変質者によるみだらな行為、痴漢行為等が続いています。児童通学時の変質者対策についてはどのように対処されたのか、質問をいたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） おはようございます。

まず、市の活性化のため優良企業誘致の推進する上での現在までの取り組み状況ですけれども、企業誘致につきましては市の活性化のための重点施策の一つであります。このため、議員ご承知のとおり、昨年6月1日付けで企画部・企画振興課内に企業誘致係が設置されまして、現在職員2名体制で誘致活動に取り組んでおります。現在までの状況としましては、県が建設する新規工業団地の誘致に川辺地区の地権者と連携しながら誘致活動を行いました。結果としましては、最終候補地3カ所のうち第2候補地に決定したところでございます。また、企業誘致の取り組みとしましては、PRのための資料としましてDVDの制作やパンフレット作成を行いまして、県外の企業をはじめとし、県の企業誘致の拠点であります東京事務所、あるいは大阪事務所への依頼、また工業団地紹介イベントでの配付を実施したところでございます。さらに、全国版ビジネス誌へ林原・蘇崎工業団地、田島工業団地の分譲の案内を掲載したところでもございます。また他市町村との誘致競争力を強化するために、市単独の優遇措置の創設に向け、庁内関係課によりますところの検討委員会を開催し、協議を重ねてまいりました。その結果、本年4月1日より議会にお願いしまして、市単独の優遇措置を創設したものでございます。その内容につきましては、企業進出にあたりまして初期の投資を軽減するため、土地取得に要しました費用の一部を補助するための用地取得補助金と本市在住者の雇用を促進するための雇用促進補助金でございます。用地取得補助金につきましては、土地取得費の30%補助、上限額が3億円で、県内としましてはトップクラスの優遇措置となっております。また雇用促進補助金につきましては、市内在住者を1年以上常時雇用した場合につきましては、1人当たり30万円の交付上限額が600万円となっております。いずれにしましても、企業誘致には全力で取り組んでまいりたいと思っています。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、児童の安全対策について、菊池市の防犯対策ということで菊池安全安心パトロール隊を昨年7月に結成いたしました。菊池南、菊池北、七城、旭志、泗

水の5つのパトロール隊を編成し、83名の隊員を1班3名から4名として、週1回交代により巡回を行っております。隊員は、少年補導員、小・中学校PTA、市職員などで構成され、すべてボランティアでございます。巡回時は、県の公安委員会から許可を得た市の公用車に青色灯を装着し、主に小・中学校の下校時間に合われて行っているところでございます。また、地域における防犯及び事故などを未然に防止し、安心して暮らせるまちを築いていくために、昨年9月議会において菊池市生活安全条例の制定をお願いしたところでございます。その中で、市民の安全に関する問題の発生状況及び解決策について広く協議を行うため、自治会、事業者、PTA、学校関係者等の代表者16名による菊池市生活安全推進協議会を設置したところでございます。そのほか、市の職員が公用車で業務外出する際、市民の皆様の防犯意識の向上と犯罪防止のため、防犯パトロール中と記載したマグネットシートを添付し、不審者等を発見した場合は即時に対応できるようマニュアルを作成しているところでございます。七城総合支所においては、土曜・日曜日を除いて毎日午後4時に子どもたちの下校時に併せて防災行政無線による子どもたちが安全で安心な下校ができるよう、市民の皆様へ見守りと声掛けを呼びかけ、ご協力をお願いしているところでございます。

以上のような取り組みにより、児童に限らず、市民の安全や犯罪防止のための活動を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） おはようございます。

変質者、不審者に対する教育委員会関係の対策の昨年12月の定例会以降の対策についてお答えしたいと思います。

まず、前回答弁しました防災行政無線を使った毎日夕方の小・中・高校生等の青少年に対する呼びかけの放送や保護者や地域の区長会、老人会などとの連携につきましても、現在継続してお願いしているところでございます。また、泗水っ子すこやか育成会や菊ノ池小、菊池北小校区などの地域ごとの見守り隊も市内各地で組織され、活動がなされております。今後とも安全対策課や分室、学校、PTA、警察、その他関係諸団体と連携を取りながら、継続して安全確保の取り組みを行っていきたいと考えております。そのほか、本年度は県が国の委嘱を受けまして実施します地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業を本市でも実施しております。これは、地域学校安全指導員、いわゆるスクールガードを各小学校に配置し、学校内外の巡回、警備を行うとともに、学校の通学路安全点検や学校安全ボランティア等へ

の指導や情報交換を行うものでございます。さらに、学校安全ボランティアを養成するための講習会も開催されております。今後とも各種団体、住民の方々に協力を呼びかけ、学校、行政、地域、警察等と連携を取りながら、地域の子どもを地域で守っていただけるような体制づくりに努力してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） それでは、児童の安全対策から2回目の質問をいたします。

変質者ということで、こういった文書を私に依頼して持ってこられましたけれども、いろんな対策がなされておると思っています。防災無線等を本当に聞いております。市当局もそれなりに努力をされているんだとは思っています。確かに努力はされておりますけれども、根本的な解決、また不安解消まではいかなく、子どもが帰るまで心配で仕方がないというのが保護者の心情のようであります。これは七城の新村地区の父兄の方がお願いされていることでございますけれども、新村地区というのは学校から4.5kmの距離にあります。そして、その通学路を、畑道を帰っていたわけですが、その山林がありまして、その山林の中に4軒のラブホテルがあります。毎年痴漢に遭う、不審者に毎年誰かが被害を被っておるそうでございます。新村と大尺地区、こちら4.5kmぐらいの距離ですが、新村と大尺地区の周りには10軒ほどのラブホテルがあります。それだから変質者も多いと思っておりますけれども、過去に、毎年だったそうですけれども、この地域、特に新村地区の子どもですが、下校時、変質者による被害、体を触られたり、つけ回されたり、下半身を見せつけられたり、いわゆる変質者による被害を受けたことが毎年のように幾度となくあったそうでございます。特に子どもにとって同じような目に被害者から負われ、命からがら部落へ逃げ込み、大事には至らなかった。こういうことを二度、三度と会えば、心に受ける傷も図り知れません。親にとっては、こんなに辛いことはないとのこと。大事に至らなければよろしいですけれども、大事に至ってからは遅いということで要望がっております。それで、この地域の方々が今までも下校中、登校中はたくさんで一緒に行きますから大丈夫ですけれども、下校中は学年が違うのでバラバラで帰ります。そういう意味で、下校中だけでも送迎バス等処置を要望されましたが、予算の面とかいろいろな理由で要望が叶わないとのこと。そこで、新村地区の方々は、大きい道、遠回りをして、500mぐらい遠回りですけれども、大きい道、通行量が多い道を現在通行されております。しかしそこの県道を通りますと、大変通行料が多く歩道がないということで、今度は交通事故の心配がまた一つ悩みの種になっておられます。そこで、地域の方々が要望され

ましたことは、一番理想は下校時だけでも送迎バスを利用させてほしい。2番目に、送迎バスがだめなら、回り道の通学路に歩道を整備してほしい。3番目に痴漢の注意の看板を教育委員会に要望されましたが、1本しか立っていない。もっと数を増やしてほしいというような要望がっております。異常事件があつてからでは遅うございます。市として今後どのように対処されるか、質問いたします。

次に、市の企業誘致対策を伺いました。優遇措置を取っておられます。私、大津町役場の企業誘致室と菊陽町役場産業建設部商工観光課に言つてまいりました。また、県庁から資料も取り寄せました。それで比べてみますと、用地取得に関しては菊池市は取得価格の30%を補助、これは県内でナンバーワンだと思います。大津が取得価格の20%、菊陽町も20%を補助されております。固定資産税優遇措置では、菊池市は固定資産税を3年間0%というふうに優遇されております。大津町も3年間0%、菊陽町は4年間で、単年度で4.5%優遇措置を取っておられます。また、地元在住新規雇用対しての優遇措置は、菊池市は1人当たり30万円、ただし限度額が300万円となっております。大津町は同じく30万円、限度額300万円でございます。菊陽は1人当たり30万円、ただし限度額が3,000万円となっております。また大津は投資固定資産総額において、総額の10分の1を助成するとなっております。限度額が5,000万円。また、いろんなところと比べてみました。工場団地、土地代は七城の蘇崎は㎡当たり1万5,000円、林原工業団地は1万4,000円、田島工業団地は1万5,000円、セミコンテクノパーク菊陽と合志町は2万1,000円から2万2,000円、益城町テクノリサーチパーク、これは高いですけども6万2,000円となっております。川辺地区を造成し工場団地をつくった場合、他市町村に比べて比較的安価な値段でできはしないかと思ひます。

以上のように、優遇措置に関しましては、福村市長頑張られて熊本県下でも、一番匹敵するように進んで頑張られたと思ひます。ここで、優良企業でも来たら、市長、あと2期は大丈夫ですよ。例えば、大津町の工業出荷額は県内第一で399億円、ざつと400億円でございます。大津の本田技研らしきものでもくれれば、関連企業も合わせますと5,000人とも言われております。雇用もたくさん雇用できますし、投資固定資産税、法人税、従業員の市民税、従業員さんの固定資産税も合わせれば、地域の活性化の相乗効果は図り知れませんが、交付税が必要にない不交付団体になるのも当然でしょう。ちなみに、工場出荷額は熊本県下で第一は本田技研のある大津町の400億円、第2位熊本市の301億円、第3位新合志市、これは東京エレクトロンとか三菱電機がありますが260億円、第4位八代市187億円、菊池市はご存じですか。144億円であります。また、菊陽町には富士フィルム投

資額400億円です、400億円、雇用200人。またソニーは継続投資で600億円投資するそうでございます。3,100人雇用、継続的に数年後にあと800人増員するそうでございます。富士フイルム、ソニー合わせますと雇用で4,100人、投資額で実に1,000億円かけるそうでございます。単純に固定資産、単純にです、固定資産税を1.4%掛けてみますと14億円の固定資産税でございます。これに法人税、これは大変大きいと思いますけれども、法人税、また従業員さんの市民税、固定資産税合わせますと、こちらもすごい税収増だと思います。参考に、たばこ税で担当の方が説明されましたけれども、ソニーが創業してからたばこ税が、1億3,000万円だったたばこ税が1億7,000万円になったそうでございます。また、地域のホテルもソニー関連の営業の方の泊まりで、いつも満室だそうでございます。このように、いろんな相乗効果があるものだと思います。現在の国内企業の業績の上方修正、景気がよくなっている、またアジアに一番近い福岡に、トヨタ、日産、大分にダイハツの本社と、九州に自動車の大手メーカーの拠点ができつつある今日、トヨタに関しては部品を愛知から取り寄せていますが、福岡近くの佐賀、熊本、大分に部品メーカーがどんどん進出する可能性は高く、今こそ企業誘致のチャンスであります。県の工場団地一覧でも、分譲中のものがございますけれども、先ほども団地の地価で言いましたが、泗水田島10.9ha、3区画でございます。七城林原2.6ha、2区画、蘇崎6.7ha、2区画ですね。これは菊池市の宝だと私は思っております。優良企業の進出の目安となっている1区画15ha以上の土地は、団地は、県下どこにもございません。強いて言えば、八代外港工場団地、ここは1区画10.3haでございますけれども、少し面積がならず、空港に遠く、福岡にも遠いというようなデメリットがあるそうでございます。その点、川辺地区は立地条件面、面積33ha、地価も安く、熊本大学をはじめ県下9大学、短大5大学、2つの高専がありますし、また高校も近くにたくさんございます。人材も豊富でございます。他県よりも労働賃金が安い、東京は製造業平均552万円、愛知467万円、大阪445万円、全国平均410万円ですけれども、熊本は335万円となっており、しかも豊富で良質な地下水もあると。このような好条件が揃っているところは、私はあまりないと思います。市長、何のためらいがありませんか。あなたの決断に10年先、20年先の菊池市の未来がかかっております。財政が悪いから工場団地造成費用は出せないということでしょうが、私はこの菊池地域で生活し、死んでいくわけでございます。何もこの2、3年では死ねません。やはり、10年先、20年先のことなんです、死ぬのは。だから10年先、20年先に向けて必要なんです、優良企業の誘致は。今、財政が悪いからじゃなくて、今はきつくて我慢をして、合併協議会で各市町村へいろんな工事の配

分がなされておりますけれども、少しずつでもみんなで我慢して、今のためにではなくも、将来の菊池のために投資をしてはどうでしょうか。議員の方も企業誘致は大変前向きであります。若手議員の方と議長に企業誘致特別委員会でもつくってほしいというような要望はしておりますけれども、福村市長、市長は企業誘致のために頑張っと思切った優遇措置を取られた、これは素直に認めます。しかし、私に言わせれば、あと一押しが足りないのではないのでしょうか。優遇措置というエサはつくられた。しかし、エサを食わせないことには話は進まないのではありません。菊陽町の職員の方が言うておられました。進出話が来て準備するのでは遅い。準備ができていてなんぼの話だそうでございます。中山議員の質問もしかりだと思えます。

ここで質問でございます。前もって準備は、議案にも載っておりますけれども、地質調査費計上してありますが、さあ市長、答弁書を書き換えられても結構でございます。川辺工業団地造成の準備をどこまでお考えか。段階的でも結構でございます。市長の考えをお願いします。

それから、菊陽町は東京に職員を出向させ、事務所を1年間開いて企業訪問を繰り返し繰り返し行われました。よって、大企業の富士フイルムが、そしてまたソニーが動いたと聞いております。市長、あなたは東京に企業誘致事務所を開く考えはございませんか。何よりも、市の熱意がどれだけ伝わるかというのが一番大事なことだと思います。何より最高責任者の市長が、今も運んでおられますかもしれないけれども、企業なり、県などにトップセールスマンとしていかに足を運び、市の熱意を見せるかが一番大事だと思いますけれども、市長の考えをお聞かせ下さい。よろしくをお願いします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 児童の今後の防犯対策につきましては、これまでの取り組みを継続して実施することはもとより、警察署との連携を図りながら、市民の安全意識の高揚、犯罪、事故等の被害の未然拡大再発防止等に必要な活動を行いたいと考えております。各自治会やPTAなどによる独自の自主防犯パトロール活動が行われているところも数カ所ございます。自分たちの地域は自分たちで守るといった意識の表れであり、関係者の方々に敬意と感謝を申し上げる次第でございます。また菊池市安心メールということで、携帯電話に菊池市の防災・防犯・交通に関する緊急連絡を迅速かつ正確に行うことを目的に、現在2,000件の登録枠を確保し、800名弱の登録で運用を行っております。現在の登録者は、消防団員や交通指導員、交通安全協会員、職員等を対象にしておりますが、運用の状況を検討しながら、全市民を対象に行いたいというふうに考えております。当然ながら、行政と

いたしましても活動できる部門、分野には最善を尽くし、防犯協会や関係団体とともに市民の安全のための施設等も整備しながら、安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 通学路の安全対策についてでございますけれども、平成16年4月に痴漢が出没したことを受けまして、当時の七城町教育委員会としましては文書にて再度各家庭に注意、対策を呼びかけるとともに、PTA及び職員による巡回パトロールを開始し、現在も時間を見て実施しております。なお、平成16年暮れには注意を呼びかける看板を町内各所に設置し、さらに昨年5月には通学路の安全を見守るのぼりを要所要所に合計90本設置したところでございます。

また送迎バス等の要望についてでございますけれども、現在送迎バスの対応はしておりませんが、地元の保護者の心配といえますか、児童生徒たちの心理的な影響も含めまして大変ご心配のことと思っております。そこで、本年1月から議員ご指摘の地区につきまして、遠回りにはなりましたが通学路を変更しました。また4月から定期バスの乗車券の貸与も対象学年を拡大して行っております。さらに、七城中学校校区におきましては、幼・保・小・中連携事業の取り組みを実施しておりますが、その中でも特にPTAや老人会、その他各種団体により、防犯対策の取り組みがなされています。その他、夕方4時ごろの児童生徒の下校時に合わせまして、児童生徒の下校を知らせるとともに注意を促す防災行政無線の放送も行われております。

次に、何かもっとよりよい効果的な方法はないかというようなご質問でございますけれども、この問題につきましては、ご存じのとおり平成9年の神戸におけますいわゆる榊原事件以降、全国的な問題となりまして、全国のほとんどの学校でPTAを中心とした安全パトロールが実施されてきております。本市でも文科省や県教委の取り組みとともに対策会議を立ち上げまして、学校間の連携、関係機関との連携を密にしまして、情報の共有化を図ってきたところであります。が、まず何よりも大事なことは、地域の子どもは地域で守るという市民の意識が大切でありまして、その共通意識に基づく地域住民の関わりが最も重要であると考えます。地域の皆様の呼びかけ、見守りなどをさらに、さらなる市民の皆様のご協力をお願いしたいと考えております。

ご指摘の看板の増設につきましては、その設置場所の検討を前提としまして、関係各課や団体と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） それでは、お答えいたしたいと思います。

優良企業の誘致を強化していくために、東京事務所への職員等の派遣ということでございますけれども、現在、熊本県の東京事務所というのがありますことはご承知かと思えます。さらには11市ございましたが、今は市が14になりましたけれども、この熊本県の市長会で東京事務所というのを独自に開設をしております。本市からも一昨年までは市職員を派遣しておりまして、その持ち回り制によってそれぞれの市が負担するということになっております。単独で事務所を構えているのは熊本市さんが熊本市東京事務所ということで開設をしております。私たち菊池市は直接は東京事務所、県市長会事務所ということを通じながら情報の収集ということにもやっておるところでございます。合併によりまして強くこの要請もあったところでございますが、職員の配置などなどの関係で、現在は配置をしておりませんけれども、いずれまた職員等の派遣を受けると、受け入れるということになってくるというふうに思っております。ただ職員の適正化計画というものもご指摘のとおり、財政というものを裏打ちするものには、この人件費の節減と職員の定数管理というのは最も重要なポイントになっておりまして、このことからいたしまして、この今年は本来の定員適正化計画によりまして10名の退職者が見込まれて、そして8名ほど採用するというところで、2名の減員を見込んで19年度はございました。今、この新しい19年度の採用試験をどうするかということで内部検討進めておったところでありますが、このような厳しい状況の中で将来を展望するのに人を育てるということにおいては、本当に欠かすことのできないことではありますけれども、背に腹変えられない財政状況というのもあります。そういったことから、本年度の定年退職者が10名であります。また6人の方が現在勸奨による退職の意志を表明されておりまして、16名お辞めになるということになります。これに対しまして採用はゼロということで決定いたしまして、都合2名の減員計画が16名の減員になるということで現在は見通しを立てておるところでありまして、また本年度から市の単独の、今企業の誘致につきましては、優遇措置については部長の方から答弁をいたしましたけれども、積極的な菊池市の企業誘致に対する取り組みを具体的に組みんでいかなければならないということで、用地取得は特にご指摘いただきましたように、取得費の30%、上限3億円ということで、県下で最も高い補助支援をするということになっております。先ほどまた30万円の300万円というご指摘でありましたけれども、これは20名分、600万円を菊池市は支援をする

ということになっております。川辺地区の整備については、現在の市の財政の状況からいたしまして、単独での整備というのは非常に難しい状況にあります。それは、先刻述べていただきましたように、蘇崎、そして田島両工業団地を抱えていると。この起債残高というのは、借金残高は約20億円でありまして、ゼロ金利時代から高金利時代への今また方向性が変わりつつある中で、大変大きなこの借金をしているということもありまして、先ほどは菊池市の宝であるということをごさいますけれども、まさにこの10ha以上の団地を持っているところがないという中においては、素地としては宝でありますけれども、この宝にもお別れを告げながら、なんとか早くこの宝を買っていただき、企業が進出するように進めていかなければならないと、このように思っております。行政のコストを削減していかなければならないということをごさいます。10年後を目指した菊池市というのを将来展望した場合に、坂井議員ご指摘のとおり、やっぱりこの若者が定住するためには働く場所、雇用の場がなければならぬということで、職住を一体化した環境をつくっていかなくちゃならぬというのは当然でありますし、そのことが市民の個々の所得につながり、あるいは立地する企業の方が住民税としてお支払いいただく、固定資産税を納めていただく、これが財政の健全化につながる。ご指摘をいただきましたが、まさにそのとおりでありまして、それをぜひ具体化していかなくちゃならぬ。その一つの中に、厳しいけれども将来を見据えて川辺の工業団地については市の独自の方法でもその準備をしておくべきではないかというご指摘でございますが、重複いたしますけれども、この確かに地理的な状況かれこれからいたしますと、優れた場所であると。そのことで県の方が工業団地として独自でこれを造成する、取得するというので、その適地を探されておったわけでありまして。そこで、菊池市は積極的な売り込みを県の方にお願いして、県の方で整備をしてもらうということで取り組んでまいりました。旧菊池市議会のときにもこの壇上におきまして積極的に取り組みといたご指摘をいただきながら、今日の議会が終わることを本当に、直ちに本当は行くべきであるなんてこんなことを申し上げましてお叱り受けましたけれども、結果的にはその何月何日までということの決定の中で翌日まいりまして、潜り込んで第2番目の候補地となったと。現在も第1番目の工業団地としては益城がその話し合いが進んでおりますので、すなわち企業が立地の意向が示されれば、直ちにこの菊池川辺工業ということになります。そういった意味で、この地質調査等が建物に十分地耐力があるかどうかというのは調べとかなきゃならないと。それから、権利、義務の問題におきましてもお答えしておりましたように、この外国におられる方々がおられるために、これについての整理をしていかなくちゃならないということ。あるいは、また豊富で優良な地下水がというお話であ

りましたけれども、現地にそのボーリングされて、地下水が豊富であるという確認が取れておりません。今回の議会の中にもその作成、井戸を掘るということで地下水の確認確保をしてみたいということだったんですが、これは他人様の土地を掘削するわけですから、その権利義務が掘削後にどうなるかということも踏まえて、相手方との交渉の上で権利義務をちゃんと確認をした上で、このボーリングをして、そして豊富な地下水の確認をしようということで、まだ内部的にはそういった準備段階でありまして、その積極的な取り組みとして取り組んでいることは紛れもない事実でございます。いずれにいたしましても、県の方が次は菊池川辺と言っていただけのように、そのときに菊池川辺の方が準備不足であったということにならないように進めて今いるところでございますので、さようご了承いただきたいと思っております。なおまた、これは多くの方々の情報の集約によってこの企業誘致というのは立地ができるわけでありまして、今現在の立地されております工業連絡会等々との連携を深めながら広く情報の収集に努めて取り組んでまいりたいと、このように思います。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 頑張ってください。よろしくお願ひいたします。

議長（北田 彰君） 次に、木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） 皆さん、おはようございます。合併に伴う新菊池市議会選挙におきまして、改めて議席をいただきましたので、市政発展のため、さらに初心を忘れず市民の代弁者として努力してまいります。今後ともよろしくお願い申し上げます。また先日から豪雨の影響で菊池市においても被害が出ております。被害に遭われた方々に、心よりお見舞いを申し上げます。市としても、被害状況をしっかり把握していただき、できる限りの支援をよろしくお願いしておきます。

それでは、通告の順に従いまして質問させていただきます。

まず、県道原立門線の現状に対する認識と今後の整備計画についてお尋ねをいたします。今回は、特に国道387号線立門の集落から菊池高原カントリークラブ、フラワーヒル菊池高原までの部分についてのお尋ねですが、皆さんもご存じのように、現状は道幅が狭く、対向車との離合も困難な状態であります。今まで部分的には改良が進んでおりますが、この何年かは手つかずのままであり、地元住民はもろんですが、観光客の方々には大変な迷惑をかけております。菊池高原カントリークラブも経営者が変わられてからは、新しくフラワーヒル菊池高原も開園され、現

在は県内外から年間30万人以上の入園者が訪れ、それぞれの花の見頃のシーズン時には1日1万人を越す観光客が見学に来ています。また日田市上津江町にあるオートポリスも経営者が川崎に変わり、ロードレース等が頻繁に開催されるようになり、交通量増加に拍車を掛けています。そのために、近年は国道387号線から渋滞し、大変な状況であります。そこでお尋ねですが、市としても県道ですので県に対しての要望となると思われませんが、現在の原立門線に対しての認識と今後の整備計画についてお示しいただきたいと思えます。

次に、歴史を誇る菊池市としての取り組みについて。特に、今回は観光資源としての十八外城の整備の現状と今後の取り組みについてお尋ねいたします。新生菊池市は、「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」をスローガンに、歴史や文化、伝統を守りながら住民と一丸となってまちづくりを進めています。皆様もご存じのとおり、この地域は古来史名に名を残す菊池一族が統治し、九州の政治、文化の中心地として栄え、政治、教育、文化面において大きく影響を与えており、現在でも多くの遺跡が各所に残っています。菊池市ゆかりの菊池神社や聖護寺、菊池五山、將軍木など、歴史的観光資源の宝庫であります。今回、合併により旧七城町の町名の由来となっています7つの城と旧菊池市の11の城が一緒になり、はれて菊池の十八外城となったわけであります。十八外城は、15代菊池武光公が懐良親王を菊池に迎えた征西府の菊池の本城を守るための重要な外城で、山や川などの自然の険しい地形を利用して築かれた砦のようなもので、旧七城町に亀尾城、打越城、馬渡城、正光寺城、増永城、神尾城、台城、旧菊池市に菊の池城、戸崎城、古池城、木庭城、黄金塚城、市成城、掛幕城、元居城、鷹取城、葛原城、五社尾城が鞠智本城を取り囲むように配置されていた城を江戸時代の学者渋江松石が十八外城と名付けたものであります。市としても今後は歴史を誇る新菊池市として十八外城を改めて観光資源として再認識をしていかなければと思えますが、整備の現状をお示しいただきたいと思えます。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 県道原立門線は、観光施設や娯楽施設のアクセス道路として多くの観光客がとおる重要な路線であります。道路幅員が狭いことから、行楽シーズンには渋滞をきたしまして、議員さんご指摘のように沿線住民や来場者の方々に大変ご迷惑を掛けていることは十分認識をいたしているところでございます。市といたしましては、現状を踏まえ、県に対し昨年度改良要望を行ってきたところです。県土木部では、市からの要望を十分理解されておりまして、平成17年度に

は交通量調査など現状の把握を実施していただきました。それを受けまして、本年度は原味橋付近の地質調査と橋の詳細設計を実施することになっております。また、原味橋から先の狭隘な区間につきましても、県に対し道路改良を積極的に要望してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） おはようございます。

木下議員の2点目の質問にお答えを申し上げます。十八外城の現状につきまして、旧菊池市に守山城を本城とする11カ所の外城に、旧七城町の7カ所の外城からなり、菊池一族の歴史を再発見する中世の歴史的史跡であります。整備につきましては教育委員会で説明板、標注、案内板等の設置を計画的に進められている状況でございます。平成18年度は七城町の4カ所の城址に説明板を設置する予定で準備が進められているところでございます。管理につきましては、所有が各区とか、個人であり、除草、清掃などを郷土を愛する皆さんの心に支えられ続けられている現状でございます。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） ありがとうございます。

答弁によりますと、県も原立門線については現状を十分理解していただいております。市としても、さらに強く要望をお願いしてもらわなければなりません。特に先ほども触れましたが、フラワーヒル菊池高原の入園者の増により、シーズン時の渋滞は異常な状態であり、早急な対応が必要不可欠であります。今回、本年度は原味橋付近の地質調査と橋の詳細設計実施の計画、また交通量調査等が行われているとのことですが、再度予算の金額と交通量調査については、数字がわかればお示しをいただきたいと思います。

十八外城の整備の現状は、答弁によりますと説明板、標注、案内板等の設置程度であるようであります。今回改めて十八外城の整備の現状と今後の取り組みについて質問させていただいたのも、合併によって七城町と菊池市が一緒になり、十八外城の歴史的な観点からも重要な新菊池市の史跡として再認識する必要があると思ったからであります。各地区の外城については、外城によっては整備、取り組みの条件がそれぞれ違うと思いますが、歴史的、また地元活性化、観光資源として最も大事ですので、市が今後どのように取り組んでいかれるのか、再度お尋ねをしたいと

思います。よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 木下議員さんの再質問にお答えさせていただきますが、予算の金額につきましては詳細な金額を手元に持っておりませんので、改めて議員さんの方にお示しをしたいというふうに思います。

交通量調査につきましては、今年の3月の平均で日交通量約1,000台でございます。そのほとんどが県内からでございます。5月のゴールデンウィークで約1日6,000台、そのうちの約60%が県内で40%が県外という結果でございます。国道387号から約1km余りの区間が特に狭く、まずこの区間にある原味橋の改築を進めていくことになっております。現在、地質調査の発注になっておりまして、その後橋梁の設計を行うということで、随時整備に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げます。

観光資源として捉えた場合の今後の取り組みにつきましては、出田区の古池城址は、菊池一族の末裔という縁で市民との交流を続けられております節子・クロソウス・ド・ローラさんの先祖の菊池一族出田氏の居城跡として、また西郷区の増永城址は西郷隆盛の祖先発祥の地として記念碑が建てられ、地域の人々の手により大切に保存管理がなされており、来年は西南の役から130年を迎えるゆかりの地として知られているところであります。また、各城址の随所に映画菊池千本槍完成記念という碑が建立されています。これらはほんの一例ですが、このように十八外城を点と点をつなぐことで、見えないものが見えてくる観光地づくりを目指しながら、教育委員会をはじめ関係団体と連絡を図りながら、現状の把握に努め、地域の協力を得ながら保存管理に努めてまいりたいという考えております。そのような中、本城の菊池神社を起点に菊池一族をルーツとするストーリー性のある歴史ロマンルートの中世の風に吹かれながら満喫できるような新しい旅のかたちにつながればと模索をいたしているところでございます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） ありがとうございます。答弁によりますと、原味橋の地質調査等の予算については、また詳細に教えていただくとして、金額は別にしまして、今ま

でが何年も手つかずになっておりましたので、少しは安心したところであります。私も地元前川県議に関係区長の皆様とともに現状調査と道路拡幅の願いをしてきた経緯があり、今年5月3日のゴールデンウィークには交通量調査が行われました。その結果の交通量の数字も1日6,000台と、やはり想像以上であり、改めて早急に改良の必要性を感じたわけであります。地元住民はもちろん、せっかく菊池市に訪れていただいたお客様が渋滞によって不愉快な思いをされ、再び訪れていただけないようでは観光地としての受入体制が問われてまいります。この道路の改良によって、さらに入園者が増えれば、菊池高原カントリークラブ、フラワーヒル菊池高原のゴルフ利用税はもとより、地元雇用効果等の経済波及効果が推進され、厳しい税収の菊池にとっては大変ありがたいのではないのでしょうか。県としても先ほどの交通量調査の数字でもわかるように、県外のお客様にとって熊本県の観光振興に大いに役立っております。費用対効果の面からも十分必要性があると思われまます。そして、何よりも地元住民の方々が一番心配されておられるのが、渋滞時の緊急医療体制であります。高齢者の住民が多い地域でもありますので、病気、けが、火災等により病院への搬送時にシーズン等と重なった場合はどうなるでしょうか。命にかかわる問題であります。この点からも、改めて県に対して早急に原立門線の改良の要望を市として熱意を持ってやっていただくことを強く要望しておきます。

次に、十八外城については、答弁によりますと市としても合併によって改めて新菊池市の観光資源として、それぞれの城跡を整備し活かしていくことの必要性は認識していただけたと思います。今回、十八外城の整備について質問をさせていただきましたが、旧菊池市の重味地区の元居城跡につきましては、早くから先人の遺業に対してこのままでは申し訳ない思いで、区民全戸の総意を持って市に対して整備の要望をされておられます。区民はもとより、菊池市の重要な文化遺産として現状が余りにもひどいので大変残念な思いをされており、ここに改めて私からも整備の要望をしておきたいと思えます。菊池地域振興局が事務局となっている菊池地域観光推進協議会は、県が推進する観光パートナーシップアクションプランで、菊池一族を我が町の宝と位置づけて、歴史を新たな観光資源にと歴史に関心ある中高年齢層や旅行マニアをターゲットに観光ルートの設定に取り組んでいるとのことであります。新菊池市は、他町村に負けない歴史があります。その歴史や文化、伝統を守りながら観光資源に結びつけていかねばなりません。そのためには、観光の現状をはっきり、しっかり把握し、様々なニーズに答えるためにも、十八外城のような物語性、テーマ性を持った観光ルートが必要となってきます。菊池の散策シリーズでつくられた石橋廻りマップのように、早急に十八外城マップも制作していただき、西郷隆盛と関係のある増永城やド・ローラ・セツコさんゆかりの古池城も含め、改

めて菊池市の宝として再認識してもらい、そして2010年九州新幹線の全線開業に向けての熊本づくりプロジェクトを菊池地域推進本部、地域戦略のテーマも癒しの里菊池と設定されたということです、さらに温泉や菊池渓谷など、豊富な自然と菊池一族を我が町の宝として観光振興に取り組んでいただくことをお願い致します、質問を終わります。

最後に、市長より総括して答弁をいただきたいと思いますが、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 総括してということで、原味橋のことも含めてということかと思いますが、原味橋の上流に橋梁がありますけれども、あの橋梁も数年前に大変老朽化し、そして急な曲がりがあったために、ぜひ早く改修すべきだということでお話がありまして、改修が終わったところではありますが、その手前にあります原味橋につきましても、非常に老朽化と狭隘であると。さらにまたこの上流との橋梁との間の部分がちょうど北側の方は急峻な崖っぷちになっておりますし、また西側についてはこの河川になっておりまして、非常に難工事であるということが予測をされておりますが、今、通行量の問題等についてご説明申し上げておりましたけれども、これを受けて県の方といたしましても、早くこの大変厳しい財政状況でありますけれども取り組まなければというような思いになっておるということで、調査費がついているということでございますので、今しばらく時間をお貸しいたきながら、市の方としては県の方に積極的な取り組みをお願いしていきたいと。また市の方といたしましては、用地買収などなどにつきまして鋭意努力をさせていただきたいと思ひます。

それから十八外城の問題ですけれども、これは以前も元居城の方の地元の方から何とかこれを道路の幅員のあるいは整備をということで陳情上がってございましたけれども、いずれにしてもこの七城町とのかかわり合いが今回町村合併によって十八外城になる前の話といたしまして、すべてのお城の整備を同時にやることはできないために、それぞれの優先的なもので表示看板、案内板、そういったものをしていきたいと思いますということになっておりますが、なかなか予算が厳しくて思うような整備ができてないというのが現実であります。18の外城ができたということありますから、この今のお話を聞きながら、将来の展望ということからして、やはり何と言っても地元の歴史を知ると。そしてまた、この歴史の背景にあります十八外城の一つ一つの中のさらなる歴史を知ることが、先ほどお示しいたきましたように増永城には西郷城という別名があって、この西郷隆盛南洲先生の先祖の地

であるということがあると。また、ド・ローラ・セツコさんの菊池市の分家であり
ます出田家というのが出田城の城主であったと、いろいろなことがかかわり合いが
ありますが、それをやはり住民が知ることが愛着になってき、そしてその城跡を守
っていこうということになるのかなと思いますときに、なにか十八外城につきまし
て、菊池一族の、マンガ菊池一族じゃありませんけれども、十八外城物語というよ
うなものでも書いていただけたらどうかと。歴史家の先生方あたりにそういった
ご相談申し上げたらどうかという思いもいたしましたし、18人の城主をお願い
して、それぞれのお城に城主になっていただける人を募集して、その地域地域の中
の城主がその城代としてまた住民の方々と城を守っていくということなどはどうか
なとか、いろんな思いを今お話を聞きながら思ったところでございます。いずれに
いたしましても、菊池市が大変持っているものの中で一番大きなものは、やはり
無形のこの歴史というかけがえのない歴史だと、こう思っておりますので、この歴
史を紐解くための十八外城の整備について、今後とも努力をさせていただきたい
と、このように思います。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 以上で、一般質問を終わります。

追加日程第1 議案第169号から議案第170号まで一括上程・説明

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第1、議案第169号、議案第170号の2議
案について、一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、追加提出議案2議案をお願いするものでござ
いますけれども、追加議案の、開けていただきまして1ページが議案第169号、
3ページが議案第170号となっております。一括してご説明申し上げます。

まず、両議案につきましては、平成17年度の継続費による事業でございまし
て、平成18年度への通次繰り越しでございます。特別養護老人ホームつまごめ荘
改築第1期工事に伴う管理棟工事及び居住棟工事につきましては、菊池市議会の議
決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条、議会の議決に付
さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事または製造の
請負とするとの規定に基づきましてお願いするものでございます。なお、管理棟工
事につきましては、平成18年4月27日に建設工事共同企業体結成候補指名業者
の指名審査会を行いまして、5月2日に指名されました業者に対して、共同企業体

結成の説明会を実施いたしました。結成されました企業体については、5月15日指名審査会を行い指名の決定を見ましたので、第1期管理棟工事については6月9日に入札を実施したものでございます。

また第1期居住棟工事につきましては、4月27日に指名審査会を行い、6月16日に入札を実施したものでございます。その後、事務処理を終え、すべての仮契約を完了しましたものでございます。

最初に、1ページの議案第169号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。1、契約の目的、平成17年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘改築第1期管理棟工事。工事場所、菊池市今地内。契約の方法、指名競争入札。契約の金額2億6,880万円。契約の相手方、三和・後藤建設工事共同企業体、代表者、菊池市限府775番地、三和建设株式会社代表取締役、川瀬和洋。

以上、議案第169号の説明でございました。

開けていただきまして、3ページでございますが、議案第170号、工事請負契約の締結について説明申し上げます。契約の目的は、先ほど申しましたとおりでございます。第1期の居住棟工事でございます。工事場所、菊池市今地内。契約の方法は、同じく指名競争入札。契約の金額1億7,955万円。契約の相手方、菊池市限府223番地、株式会社生田工務店代表取締役、生田健一。

以上、議案第170号の説明でございました。

これで、追加議案の2議案の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

追加日程第2 質疑

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

追加日程第3 委員会付託

議長（北田 彰君） ただいま議題となっております議案第169号、議案第170号は、文教厚生常任委員会へ付託します。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。次の会議は、7月7日の午前10時から開き、議案の採決を行います。

本日は、これをもちまして散会します。

全員、起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

散会 午前11時12分

平成18年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成18年7月3日(月曜日)午前10時開議

第1 一般質問

追加議事日程(第4号の追加1)

第1 議案第169号 工事請負契約の締結について
(平成17年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘改築第1期管理棟工事)

議案第170号 工事請負契約の締結について
(平成17年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘改築第1期居住棟工事)

まで一括上程・説明・質疑・委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第169号 工事請負契約の締結について
(平成17年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘改築第1期管理棟工事)

議案第170号 工事請負契約の締結について
(平成17年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘改築第1期居住棟工事)

まで一括上程・説明・質疑・委員会付託

出席議員(27名)

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一朗	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君

6番 二ノ文 伸元 君
 7番 中山 繁雄 君
 8番 水上 博司 君
 9番 三池 健治 君
 10番 怒留湯 健蓉 さん
 11番 坂本 昭信 君
 12番 隈部 忠宗 君
 13番 奈田 臣也 君
 14番 葛原 勇次郎 君
 15番 木下 雄二 君
 16番 坂井 正次 君
 17番 森 隆博 君
 18番 山瀬 義也 君
 19番 本田 憲一 君
 20番 渡邊 康雄 君
 21番 栃原 茂樹 君
 22番 松本 登 君
 23番 工藤 恭一 君
 24番 境 和則 君
 25番 北田 彰 君
 26番 外村 國敏 君
 28番 横田 輝雄 君

欠席議員（1名）

27番 徳永 隆義 君

説明のため出席した者

市	長	福村 三男 君
助	役	村上 建二 君
収 入	役	高本 信男 君
総 務 部	長	緒方 希八郎 君
企 画 部	長	村山 隆 君
市 民 部	長	木下 儀郎 君
経 済 部	長	岡崎 俊裕 君

建設部長	石原公久君
七城総合支所長	平野國臣君
旭志総合支所長	稲葉公博君
泗水総合支所長	上林正章君
市民部総括審議員	大場美範君
企画部首席審議員	鳥井修君
財政課長	川上憲誠君
教育長	田中忠彦君
教育次長	山口正司君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村鉄男君
水道局長	後藤定君
農業委員会事務局長	五島千秋様
監査委員事務局長	田島伸正君

事務局職員出席者

事務局長	樋口昭彦君
議事課長	春木義臣君
議事課長補佐	城主一君
議事係主事	本田昇君

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前10時00分 開議

議長（北田 彰君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、外村國敏君から発言の申し出がっておりますので、発言を許します。

外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） おはようございます。去る29日の私の一般質問の発言中で、不穏当な発言があったかと思いますので議長でしかるべく訂正をお願いします。

日程第1 一般質問

議長（北田 彰君） 日程第1、一般質問を行います。

最初に、坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） おはようございます。最終日となりました。このたびの市議選におきまして、議会の場での活躍の場を与えていただきまして、大変感謝をしているところでございます。初心に返り、菊池市発展のために微力ではございますけれども一生懸命頑張らねばと肝に銘じているところでございます。

それでは、質問に移らせていただきます。通告のとおり質問をしたいと思いますけれども、ちょっと時間が足りなくなると多分思いますので、1点、企業誘致のために豊かな水と緑が必要であるが、保全のための森林対策はということは次回において質問したいと思います。私は、選挙期間中一貫して10年後の菊池の姿を見据えて頑張ると言ってまいりました。10年後の菊池の反映は、経済が活性化し、市の財政が健全化し、福祉・教育等十分行政サービスができるようになることが市民の皆さんの幸せにつながるものと思っているところでございます。しかし、菊池市の財政状況は大変厳しい現状にあると思います。先日、総務部長がおっしゃいましたけれども、経営収支比率で91.6%と大変危機的状況にあるということは皆さんもご承知のとおりでございます。このままでいきますと、3年先ないし5年先ぐらいは、赤字団体にでもなりはしないかと危惧しているところでございます。そんな中で、若手議員さん方にどうしたら市の活性化が図られ、市の財政健全化ができ

るか聞いてみました。そうしたら、ほとんどの議員さん方が口を揃えて、それは企業誘致しかないと答えられておりました。それもそのはず、優良企業が進出している市町村は若者が定住し、活性化が図られ、税収も増え、財政も健全しているのです。菊陽町も元気がありますし、特に近隣の大津町などは不交付団体になっているのは皆さんご存知のとおりであります。進出企業が少ない市町村ほど所得が少なく、財政が悪いという数字も新聞報道のとおりであります。私なりに10年後の菊池市の活性化はどうしたらいいのかということを考えてみました。それは、企業感覚での行財政改革なくして10年後の活性化なし。多くの若者が定住し、子どもをたくさん生み、少子高齢化に歯止めを掛けなくて10年後の活性化なし。道路網の整備、なんとといっても325号線の4車線開通なくて10年後の活性化なし。女性の頑張りなくして10年後の活性化なし。ここが大事でございますけれども、ここにおられる市議の皆さんと研鑽と将来に向けての前向きな審議なくて10年後の活性化なし。なんと言いましても、市役所の職員さん、職員の皆さんの頑張りなくて10年後の活性化なし。そして、市民の皆さんが知恵を出し合い、前向きに頑張らねば10年後の活性化なし。最後が一番大事なキーポイントでございますけれども、市長、市長ですよ、福村市長の頑張りで行政コストを削減し、そして何よりも一番大事な優良企業の誘致実現なくて10年後の菊池の発展、反映、展望なしと、私はこのように思っているところでございます。優良企業の誘致なくて、若者の定住増なし。つまり、少子高齢化対策なし。優良企業の誘致なくて、市民所得の向上なし。優良企業の誘致なくして、会社の法人税、固定資産税、社員の市民税、固定資産税もあります、税収増なし。財政の健全化なしと。極端ではございますけれども、私はそう思っているところです。つまり、菊池の経済の活性化、市の活性化、税収増による財政の健全化等、10年後の菊池の活性化は、優良企業の誘致なくては私はないと思っております。中山議員も質問されましたが、菊池市で優良企業誘致で最も適しているところは、空港に近く、熊本市にも近く、高速道路にも近く、大津・菊陽と隣り合わせで、半導体の会社は特に良質な大量の地下水を必要とするため、地下水にも恵まれ広大な33haの安価な土地がある川辺地区以外にはないと私は思います。私は今回で4回連続で優良企業の誘致ということを質問しておりますけれども、市長、市の企業誘致対策はどのように努力されてこられたのか、まず質問をいたします。

次に、児童の安全対策について。変質者対策はどのように対処されているのか。以前に児童の通学時の安全対策について質問をいたしました。あのときは、交通事故と通学時の交通事故と変質者対策についてでございましたけれども、最近後を絶たない悪質変質者による児童虐殺等問題になっております。七城でも身近なとこ

ろで変質者によるみだらな行為、痴漢行為等が続いています。児童通学時の変質者対策についてはどのように対処されたのか、質問をいたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） おはようございます。

まず、市の活性化のため優良企業誘致の推進する上での現在までの取り組み状況ですけれども、企業誘致につきましては市の活性化のための重点施策の一つであります。このため、議員ご承知のとおり、昨年6月1日付けで企画部・企画振興課内に企業誘致係が設置されまして、現在職員2名体制で誘致活動に取り組んでおります。現在までの状況としましては、県が建設する新規工業団地の誘致に川辺地区の地権者と連携しながら誘致活動を行いました。結果としましては、最終候補地3カ所のうち第2候補地に決定したところでございます。また、企業誘致の取り組みとしましては、PRのための資料としましてDVDの制作やパンフレット作成を行いまして、県外の企業をはじめとし、県の企業誘致の拠点であります東京事務所、あるいは大阪事務所への依頼、また工業団地紹介イベントでの配付を実施したところでございます。さらに、全国版ビジネス誌へ林原・蘇崎工業団地、田島工業団地の分譲の案内を掲載したところでもございます。また他市町村との誘致競争力を強化するために、市単独の優遇措置の創設に向け、庁内関係課によりますところの検討委員会を開催し、協議を重ねてまいりました。その結果、本年4月1日より議会にお願いしまして、市単独の優遇措置を創設したものでございます。その内容につきましては、企業進出にあたりまして初期の投資を軽減するため、土地取得に要しました費用の一部を補助するための用地取得補助金と本市在住者の雇用を促進するための雇用促進補助金でございます。用地取得補助金につきましては、土地取得費の30%補助、上限額が3億円で、県内としましてはトップクラスの優遇措置となっております。また雇用促進補助金につきましては、市内在住者を1年以上常時雇用した場合につきましては、1人当たり30万円の交付上限額が600万円となっております。いずれにしましても、企業誘致には全力で取り組んでまいりたいと思っています。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、児童の安全対策について、菊池市の防犯対策ということで菊池安全安心パトロール隊を昨年7月に結成いたしました。菊池南、菊池北、七城、旭志、泗

水の5つのパトロール隊を編成し、83名の隊員を1班3名から4名として、週1回交代により巡回を行っております。隊員は、少年補導員、小・中学校PTA、市職員などで構成され、すべてボランティアでございます。巡回時は、県の公安委員会から許可を得た市の公用車に青色灯を装着し、主に小・中学校の下校時間に合われて行っているところでございます。また、地域における防犯及び事故などを未然に防止し、安心して暮らせるまちを築いていくために、昨年9月議会において菊池市生活安全条例の制定をお願いしたところでございます。その中で、市民の安全に関する問題の発生状況及び解決策について広く協議を行うため、自治会、事業者、PTA、学校関係者等の代表者16名による菊池市生活安全推進協議会を設置したところでございます。そのほか、市の職員が公用車で業務外出する際、市民の皆様の防犯意識の向上と犯罪防止のため、防犯パトロール中と記載したマグネットシートを添付し、不審者等を発見した場合は即時に対応できるようマニュアルを作成しているところでございます。七城総合支所においては、土曜・日曜日を除いて毎日午後4時に子どもたちの下校時に併せて防災行政無線による子どもたちが安全で安心な下校ができるよう、市民の皆様へ見守りと声掛けを呼びかけ、ご協力をお願いしているところでございます。

以上のような取り組みにより、児童に限らず、市民の安全や犯罪防止のための活動を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） おはようございます。

変質者、不審者に対する教育委員会関係の対策の昨年12月の定例会以降の対策についてお答えしたいと思います。

まず、前回答弁しました防災行政無線を使った毎日夕方の小・中・高校生等の青少年に対する呼びかけの放送や保護者や地域の区長会、老人会などとの連携につきましても、現在継続してお願いしているところでございます。また、泗水っ子すこやか育成会や菊ノ池小、菊池北小校区などの地域ごとの見守り隊も市内各地で組織され、活動がなされております。今後とも安全対策課や分室、学校、PTA、警察、その他関係諸団体と連携を取りながら、継続して安全確保の取り組みを行っていきたいと考えております。そのほか、本年度は県が国の委嘱を受けまして実施します地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業を本市でも実施しております。これは、地域学校安全指導員、いわゆるスクールガードを各小学校に配置し、学校内外の巡回、警備を行うとともに、学校の通学路安全点検や学校安全ボランティア等へ

の指導や情報交換を行うものでございます。さらに、学校安全ボランティアを養成するための講習会も開催されております。今後とも各種団体、住民の方々に協力を呼びかけ、学校、行政、地域、警察等と連携を取りながら、地域の子どもを地域で守っていただけるような体制づくりに努力してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） それでは、児童の安全対策から2回目の質問をいたします。

変質者ということで、こういった文書を私に依頼して持ってこられましたけれども、いろんな対策がなされておると思っています。防災無線等を本当に聞いております。市当局もそれなりに努力をされているんだなとは思っています。確かに努力はされておりますけれども、根本的な解決、また不安解消まではいかなく、子どもが帰るまで心配で仕方がないというのが保護者の心情のようであります。これは七城の新村地区の父兄の方がお願いされていることでございますけれども、新村地区というのは学校から4.5kmの距離にあります。そして、その通学路を、畑道を帰っていたわけですが、その山林がありまして、その山林の中に4軒のラブホテルがあります。毎年痴漢に遭う、不審者に毎年誰かが被害を被っておるそうでございます。新村と大尺地区、こちら4.5kmぐらいの距離ですが、新村と大尺地区の周りには10軒ほどのラブホテルがあります。それだから変質者も多いと思っておりますけれども、過去に、毎年だったそうですけれども、この地域、特に新村地区の子どもですが、下校時、変質者による被害、体を触られたり、つけ回されたり、下半身を見せつけられたり、いわゆる変質者による被害を受けたことが毎年のように幾度となくあったそうでございます。特に子どもにとって同じような目に被害者から負われ、命からがら部落へ逃げ込み、大事には至らなかった。こういうことを二度、三度と会えば、心に受ける傷も図り知れません。親にとっては、こんなに辛いことはないとのこと。大事に至らなければよろしいですけれども、大事に至ってからは遅いということで要望がっております。それで、この地域の方々が今までも下校中、登校中はたくさんで一緒に行きますから大丈夫ですけれども、下校中は学年が違うのでバラバラで帰ります。そういう意味で、下校中だけでも送迎バス等処置を要望されましたが、予算の面とかいろいろな理由で要望が叶わないとのこと。そこで、新村地区の方々は、大きい道、遠回りをして、500mぐらい遠回りですけれども、大きい道、通行量が多い道を現在通行されております。しかしそっちの県道を通りますと、大変通行料が多く歩道がないということで、今度は交通事故の心配がまた一つ悩みの種になっておられます。そこで、地域の方々が要望され

ましたことは、一番理想は下校時だけでも送迎バスを利用させてほしい。2番目に、送迎バスがだめなら、回り道の通学路に歩道を整備してほしい。3番目に痴漢の注意の看板を教育委員会に要望されましたが、1本しか立っていない。もっと数を増やしてほしいというような要望がっております。異常事件があつてからでは遅うございます。市として今後どのように対処されるか、質問いたします。

次に、市の企業誘致対策を伺いました。優遇措置を取っておられます。私、大津町役場の企業誘致室と菊陽町役場産業建設部商工観光課に言つてまいりました。また、県庁から資料も取り寄せました。それで比べてみますと、用地取得に関しては菊池市は取得価格の30%を補助、これは県内でナンバーワンだと思います。大津が取得価格の20%、菊陽町も20%を補助されております。固定資産税優遇措置では、菊池市は固定資産税を3年間0%というふうに優遇されております。大津町も3年間0%、菊陽町は4年間で、単年度で4.5%優遇措置を取っておられます。また、地元在住新規雇用対しての優遇措置は、菊池市は1人当たり30万円、ただし限度額が300万円となっております。大津町は同じく30万円、限度額300万円でございます。菊陽は1人当たり30万円、ただし限度額が3,000万円となっております。また大津は投資固定資産総額において、総額の10分の1を助成するとなっております。限度額が5,000万円。また、いろんなどころと比べてみました。工場団地、土地代は七城の蘇崎は㎡当たり1万5,000円、林原工業団地は1万4,000円、田島工業団地は1万5,000円、セミコンテクノパーク菊陽と合志町は2万1,000円から2万2,000円、益城町テクノリサーチパーク、これは高いですけども6万2,000円となっております。川辺地区を造成し工場団地をつくった場合、他市町村に比べて比較的安価な値段でできはしないかと思ひます。

以上のように、優遇措置に関しましては、福村市長頑張られて熊本県下でも、一番匹敵するように進んで頑張られたと思ひます。ここで、優良企業でも来たら、市長、あと2期は大丈夫ですよ。例えば、大津町の工業出荷額は県内第一で399億円、ざつと400億円でございます。大津の本田技研らしきものでもくれれば、関連企業も合わせますと5,000人とも言われております。雇用もたくさん雇用できますし、投資固定資産税、法人税、従業員の市民税、従業員さんの固定資産税も合わせれば、地域の活性化の相乗効果は図り知れませんが、交付税が必要にない不交付団体になるのも当然でしょう。ちなみに、工場出荷額は熊本県下で第一は本田技研のある大津町の400億円、第2位熊本市の301億円、第3位新合志市、これは東京エレクトロンとか三菱電機がありますが260億円、第4位八代市187億円、菊池市はご存じですか。144億円であります。また、菊陽町には富士フィルム投

資額400億円です、400億円、雇用200人。またソニーは継続投資で600億円投資するそうでございます。3,100人雇用、継続的に数年後にあと800人増員するそうでございます。富士フィルム、ソニー合わせますと雇用で4,100人、投資額で実に1,000億円かけるそうでございます。単純に固定資産、単純にです、固定資産税を1.4%掛けてみますと14億円の固定資産税でございます。これに法人税、これは大変大きいと思いますけれども、法人税、また従業員さんの市民税、固定資産税合わせますと、こちらもすごい税収増だと思います。参考に、たばこ税で担当の方が説明されましたけれども、ソニーが創業してからたばこ税が、1億3,000万円だったたばこ税が1億7,000万円になったそうでございます。また、地域のホテルもソニー関連の営業の方の泊まりで、いつも満室だそうでございます。このように、いろんな相乗効果があるものだと思います。現在の国内企業の業績の上方修正、景気がよくなっている、またアジアに一番近い福岡に、トヨタ、日産、大分にダイハツの本社と、九州に自動車の手メーカーの拠点ができつつある今日、トヨタに関しては部品を愛知から取り寄せていますが、福岡近くの佐賀、熊本、大分に部品メーカーがどんどん進出する可能性は高く、今こそ企業誘致のチャンスであります。県の工場団地一覧でも、分譲中のものがございますけれども、先ほども団地の地価で言いましたが、泗水田島10.9ha、3区画でございます。七城林原2.6ha、2区画、蘇崎6.7ha、2区画ですね。これは菊池市の宝だと私は思っております。優良企業の進出の目安となっている1区画15ha以上の土地は、団地は、県下どこにもございません。強いて言えば、八代外港工場団地、ここは1区画10.3haでございますけれども、少し面積がならず、空港に遠く、福岡にも遠いというようなデメリットがあるそうでございます。その点、川辺地区は立地条件面、面積33ha、地価も安く、熊本大学をはじめ県下9大学、短大5大学、2つの高専がありますし、また高校も近くにたくさんございます。人材も豊富でございます。他県よりも労働賃金が安い、東京は製造業平均552万円、愛知467万円、大阪445万円、全国平均410万円ですけれども、熊本は335万円となっており、しかも豊富で良質な地下水もあると。このような好条件が揃っているところは、私はあまりないと思います。市長、何のためらいがありませんか。あなたの決断に10年先、20年先の菊池市の未来がかかっております。財政が悪いから工場団地造成費用は出せないということでしょうが、私はこの菊池地域で生活し、死んでいくわけでございます。何もこの2、3年では死ねません。やはり、10年先、20年先のことなんです、死ぬのは。だから10年先、20年先に向けて必要なんです、優良企業の誘致は。今、財政が悪いからじゃなくて、今はきつなくても我慢をして、合併協議会で各市町村へいろんな工事の配

分がなされておりますけれども、少しずつでもみんなで我慢して、今のためにではなくも、将来の菊池のために投資をしてはどうでしょうか。議員の方も企業誘致は大変前向きであります。若手議員の方と議長に企業誘致特別委員会でもつくってほしいというような要望はしておりますけれども、福村市長、市長は企業誘致のために頑張っと思切った優遇措置を取られた、これは素直に認めます。しかし、私に言わせれば、あと一押しが足りないのではないのでしょうか。優遇措置というエサはつくられた。しかし、エサを食わせないことには話は進まないのではありません。菊陽町の職員の方が言うておられました。進出話が来て準備するのでは遅い。準備ができていてなんぼの話だそうでございます。中山議員の質問もしかりだと思えます。

ここで質問でございます。前もって準備は、議案にも載っておりますけれども、地質調査費計上してありますが、さあ市長、答弁書を書き換えられても結構でございます。川辺工業団地造成の準備をどこまでお考えか。段階的でも結構でございます。市長の考えをお願いします。

それから、菊陽町は東京に職員を出向させ、事務所を1年間開いて企業訪問を繰り返し繰り返し行われました。よって、大企業の富士フイルムが、そしてまたソニーが動いたと聞いております。市長、あなたは東京に企業誘致事務所を開く考えはございませんか。何よりも、市の熱意がどれだけ伝わるかというのが一番大事なことだと思います。何より最高責任者の市長が、今も運んでおられますかもしれないけれども、企業なり、県などにトップセールスマンとしていかに足を運び、市の熱意を見せるかが一番大事だと思いますけれども、市長の考えをお聞かせ下さい。よろしくをお願いします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 児童の今後の防犯対策につきましては、これまでの取り組みを継続して実施することはもとより、警察署との連携を図りながら、市民の安全意識の高揚、犯罪、事故等の被害の未然拡大再発防止等に必要な活動を行いたいと考えております。各自治会やPTAなどによる独自の自主防犯パトロール活動が行われているところも数カ所ございます。自分たちの地域は自分たちで守るといった意識の表れであり、関係者の方々に敬意と感謝を申し上げる次第でございます。また菊池市安心メールということで、携帯電話に菊池市の防災・防犯・交通に関する緊急連絡を迅速かつ正確に行うことを目的に、現在2,000件の登録枠を確保し、800名弱の登録で運用を行っております。現在の登録者は、消防団員や交通指導員、交通安全協会員、職員等を対象にしておりますが、運用の状況を検討しながら、全市民を対象に行いたいというふうに考えております。当然ながら、行政と

いたしましても活動できる部門、分野には最善を尽くし、防犯協会や関係団体とともに市民の安全のための施設等も整備しながら、安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 通学路の安全対策についてでございますけれども、平成16年4月に痴漢が出没したことを受けまして、当時の七城町教育委員会としましても文書にて再度各家庭に注意、対策を呼びかけるとともに、PTA及び職員による巡回パトロールを開始し、現在も時間を見て実施しております。なお、平成16年暮れには注意を呼びかける看板を町内各所に設置し、さらに昨年5月には通学路の安全を見守るのぼりを要所要所に合計90本設置したところでございます。

また送迎バス等の要望についてでございますけれども、現在送迎バスの対応はしておりませんが、地元の保護者の心配といえますか、児童生徒たちの心理的な影響も含めまして大変ご心配のことと思っております。そこで、本年1月から議員ご指摘の地区につきまして、遠回りにはなりましたが通学路を変更しました。また4月から定期バスの乗車券の貸与も対象学年を拡大して行っております。さらに、七城中学校校区におきましては、幼・保・小・中連携事業の取り組みを実施しておりますが、その中でも特にPTAや老人会、その他各種団体により、防犯対策の取り組みがなされています。その他、夕方4時ごろの児童生徒の下校時に合わせまして、児童生徒の下校を知らせるとともに注意を促す防災行政無線の放送も行われております。

次に、何かもっとよりよい効果的な方法はないかというようなご質問でございますけれども、この問題につきましては、ご存じのとおり平成9年の神戸におけますいわゆる榊原事件以降、全国的な問題となりまして、全国のほとんどの学校でPTAを中心とした安全パトロールが実施されてきております。本市でも文科省や県教委の取り組みとともに対策会議を立ち上げまして、学校間の連携、関係機関との連携を密にしまして、情報の共有化を図ってきたところであります。が、まず何よりも大事なことは、地域の子どもは地域で守るという市民の意識が大切でありまして、その共通意識に基づく地域住民の関わりが最も重要であると考えます。地域の皆様の呼びかけ、見守りなどをさらに、さらなる市民の皆様のご協力をお願いしたいと考えております。

ご指摘の看板の増設につきましては、その設置場所の検討を前提としまして、関係各課や団体と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） それでは、お答えいたしたいと思います。

優良企業の誘致を強化していくために、東京事務所への職員等の派遣ということでございますけれども、現在、熊本県の東京事務所というのがありますことはご承知かと思えます。さらには11市ございましたが、今は市が14になりましたけれども、この熊本県の市長会で東京事務所というのを独自に開設をしております。本市からも一昨年までは市職員を派遣しておりまして、その持ち回り制によってそれぞれの市が負担するということになっております。単独で事務所を構えているのは熊本市さんが熊本市東京事務所ということで開設をしております。私たち菊池市は直接は東京事務所、県市長会事務所ということを通じながら情報の収集ということにもやっておるところでございます。合併によりまして強くこの要請もあったところでございますが、職員の配置などなどの関係で、現在は配置をしておりませんけれども、いずれまた職員等の派遣を受けると、受け入れるということになってくるというふうに思っております。ただ職員の適正化計画というものもご指摘のとおり、財政というものを裏打ちするものには、この人件費の節減と職員の定数管理というのは最も重要なポイントになっておりまして、このことからいたしまして、この今年は本来の定員適正化計画によりまして10名の退職者が見込まれて、そして8名ほど採用するというところで、2名の減員を見込んで19年度はございました。今、この新しい19年度の採用試験をどうするかということで内部検討進めておったところでありますが、このような厳しい状況の中で将来を展望するのに人を育てるということにおいては、本当に欠かすことのできないことではありますけれども、背に腹変えられない財政状況というのもあります。そういったことから、本年度の定年退職者が10名であります。また6人の方が現在勸奨による退職の意志を表明されておりまして、16名お辞めになるということになります。これに対しまして採用はゼロということで決定いたしまして、都合2名の減員計画が16名の減員になるということで現在は見通しを立てておるところでありまして、また本年度から市の単独の、今企業の誘致につきましては、優遇措置については部長の方から答弁をいたしましたけれども、積極的な菊池市の企業誘致に対する取り組みを具体的に組みんでいかなければならないということで、用地取得は特にご指摘いただきましたように、取得費の30%、上限3億円ということで、県下で最も高い補助支援をするということになっております。先ほどまた30万円の300万円というご指摘でありましたけれども、これは20名分、600万円を菊池市は支援をする

ということになっております。川辺地区の整備については、現在の市の財政の状況からいたしまして、単独での整備というのは非常に難しい状況にあります。それは、先刻述べていただきましたように、蘇崎、そして田島両工業団地を抱えていると。この起債残高というのは、借金残高は約20億円でありまして、ゼロ金利時代から高金利時代への今また方向性が変わりつつある中で、大変大きなこの借金をしているということもありまして、先ほどは菊池市の宝であるということをごさいますけれども、まさにこの10ha以上の団地を持っているところがないという中においては、素地としては宝でありますけれども、この宝にもお別れを告げながら、なんとか早くこの宝を買っていただき、企業が進出するように進めていかなければならないと、このように思っております。行政のコストを削減していかなければならないということをごさいます。10年後を目指した菊池市というのを将来展望した場合に、坂井議員ご指摘のとおり、やっぱりこの若者が定住するためには働く場所、雇用の場がなければならぬということで、職住を一体化した環境をつくっていかなくちゃならぬというのは当然でありますし、そのことが市民の個々の所得につながり、あるいは立地する企業の方が住民税としてお支払いいただく、固定資産税を納めていただく、これが財政の健全化につながる。ご指摘をいただきましたが、まさにそのとおりでありまして、それをぜひ具体化していかなきゃならぬ。その一つの中に、厳しいけれども将来を見据えて川辺の工業団地については市の独自の方法でもその準備をしておくべきではないかというご指摘でございますが、重複いたしますけれども、この確かに地理的な状況かれこれからいたしますと、優れた場所であると。そのことで県の方が工業団地として独自でこれを造成する、取得するというので、その適地を探されておったわけでありまして。そこで、菊池市は積極的な売り込みを県の方にお願いして、県の方で整備をしてもらうということで取り組んでまいりました。旧菊池市議会のときにもこの壇上におきまして積極的に取り組みといたご指摘をいただきながら、今日の議会が終わることを本当に、直ちに本当は行くべきであるなんてこんなことを申し上げましてお叱り受けましたけれども、結果的にはその何月何日までということの決定の中で翌日まいりまして、潜り込んで第2番目の候補地となったと。現在も第1番目の工業団地としては益城がその話し合いが進んでおりますので、すなわち企業が立地の意向が示されれば、直ちにこの菊池川辺工業ということになります。そういった意味で、この地質調査等が建物に十分地耐力があるかどうかというのは調べとかなきゃならないと。それから、権利、義務の問題におきましてもお答えしておりましたように、この外国におられる方々がおられるために、これについての整理をしていかなきゃならないということ。あるいは、また豊富で優良な地下水がというお話であ

りましたけれども、現地にそのボーリングされて、地下水が豊富であるという確認が取れておりません。今回の議会の中にもその作成、井戸を掘るということで地下水の確認確保をしてみたいということだったんですが、これは他人様の土地を掘削するわけですから、その権利義務が掘削後にどうなるかということも踏まえて、相手方との交渉の上で権利義務をちゃんと確認をした上で、このボーリングをして、そして豊富な地下水の確認をしようということで、まだ内部的にはそういった準備段階でありまして、その積極的な取り組みとして取り組んでいることは紛れもない事実でございます。いずれにいたしましても、県の方が次は菊池川辺と言っていただけのように、そのときに菊池川辺の方が準備不足であったということにならないように進めて今いるところでございますので、さようご了承いただきたいと思っております。なおまた、これは多くの方々の情報の集約によってこの企業誘致というのは立地ができるわけでありまして、今現在の立地されております工業連絡会等々との連携を深めながら広く情報の収集に努めて取り組んでまいりたいと、このように思います。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 頑張ってください。よろしくお願ひいたします。

議長（北田 彰君） 次に、木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） 皆さん、おはようございます。合併に伴う新菊池市議会選挙におきまして、改めて議席をいただきましたので、市政発展のため、さらに初心を忘れず市民の代弁者として努力してまいります。今後ともよろしくお願い申し上げます。また先日から豪雨の影響で菊池市においても被害が出ております。被害に遭われた方々に、心よりお見舞いを申し上げます。市としても、被害状況をしっかり把握していただき、できる限りの支援をよろしくお願いしておきます。

それでは、通告の順に従いまして質問させていただきます。

まず、県道原立門線の現状に対する認識と今後の整備計画についてお尋ねをいたします。今回は、特に国道387号線立門の集落から菊池高原カントリークラブ、フラワーヒル菊池高原までの部分についてのお尋ねですが、皆さんもご存じのように、現状は道幅が狭く、対向車との離合も困難な状態であります。今まで部分的には改良が進んでおりますが、この何年かは手つかずのままであり、地元住民はもろんですが、観光客の方々には大変な迷惑をかけております。菊池高原カントリークラブも経営者が変わられてからは、新しくフラワーヒル菊池高原も開園され、現

在は県内外から年間30万人以上の入園者が訪れ、それぞれの花の見頃のシーズン時には1日1万人を越す観光客が見学に来ています。また日田市上津江町にあるオートポリスも経営者が川崎に変わり、ロードレース等が頻繁に開催されるようになり、交通量増加に拍車を掛けています。そのために、近年は国道387号線から渋滞し、大変な状況であります。そこでお尋ねですが、市としても県道ですので県に対しての要望となると思われませんが、現在の原立門線に対しての認識と今後の整備計画についてお示しいただきたいと思えます。

次に、歴史を誇る菊池市としての取り組みについて。特に、今回は観光資源としての十八外城の整備の現状と今後の取り組みについてお尋ねいたします。新生菊池市は、「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」をスローガンに、歴史や文化、伝統を守りながら住民と一丸となってまちづくりを進めています。皆様もご存じのとおり、この地域は古来史名に名を残す菊池一族が統治し、九州の政治、文化の中心地として栄え、政治、教育、文化面において大きく影響を与えており、現在でも多くの遺跡が各所に残っています。菊池市ゆかりの菊池神社や聖護寺、菊池五山、將軍木など、歴史的観光資源の宝庫であります。今回、合併により旧七城町の町名の由来となっています7つの城と旧菊池市の11の城が一緒になり、はれて菊池の十八外城となったわけでありまして。十八外城は、15代菊池武光公が懐良親王を菊池に迎えた征西府の菊池の本城を守るための重要な外城で、山や川などの自然の険しい地形を利用して築かれた砦のようなもので、旧七城町に亀尾城、打越城、馬渡城、正光寺城、増永城、神尾城、台城、旧菊池市に菊の池城、戸崎城、古池城、木庭城、黄金塚城、市成城、掛幕城、元居城、鷹取城、葛原城、五社尾城が鞠智本城を取り囲むように配置されていた城を江戸時代の学者渋江松石が十八外城と名付けたものであります。市としても今後は歴史を誇る新菊池市として十八外城を改めて観光資源として再認識をしていかなければと思えますが、整備の現状をお示しいただきたいと思えます。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 県道原立門線は、観光施設や娯楽施設のアクセス道路として多くの観光客がとおる重要な路線であります。道路幅員が狭いことから、行楽シーズンには渋滞をきたしまして、議員さんご指摘のように沿線住民や来場者の方々に大変ご迷惑を掛けていることは十分認識をいたしているところでございます。市といたしましては、現状を踏まえ、県に対し昨年度改良要望を行ってきたところでございます。県土木部では、市からの要望を十分理解されておりまして、平成17年度に

は交通量調査など現状の把握を実施していただきました。それを受けまして、本年度は原味橋付近の地質調査と橋の詳細設計を実施することになっております。また、原味橋から先の狭隘な区間につきましても、県に対し道路改良を積極的に要望してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） おはようございます。

木下議員の2点目の質問にお答えを申し上げます。十八外城の現状につきましては、旧菊池市に守山城を本城とする11カ所の外城に、旧七城町の7カ所の外城からなり、菊池一族の歴史を再発見する中世の歴史的史跡であります。整備につきましては教育委員会で説明板、標注、案内板等の設置を計画的に進められている状況でございます。平成18年度は七城町の4カ所の城址に説明板を設置する予定で準備が進められているところでございます。管理につきましては、所有が各区とか、個人であり、除草、清掃などを郷土を愛する皆さんの心に支えられ続けられている現状でございます。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） ありがとうございます。

答弁によりますと、県も原立門線については現状を十分理解していただいております。市としても、さらに強く要望をお願いしてもらわなければなりません。特に先ほども触れましたが、フラワーヒル菊池高原の入園者の増により、シーズン時の渋滞は異常な状態であり、早急な対応が必要不可欠であります。今回、本年度は原味橋付近の地質調査と橋の詳細設計実施の計画、また交通量調査等が行われているとのことですが、再度予算の金額と交通量調査については、数字がわかればお示しをいただきたいと思います。

十八外城の整備の現状は、答弁によりますと説明板、標注、案内板等の設置程度であるようであります。今回改めて十八外城の整備の現状と今後の取り組みについて質問させていただいたのも、合併によって七城町と菊池市が一緒になり、十八外城の歴史的な観点からも重要な新菊池市の史跡として再認識する必要があると思ったからであります。各地区の外城については、外城によっては整備、取り組みの条件がそれぞれ違うと思いますが、歴史的、また地元活性化、観光資源として最も大事ですので、市が今後どのように取り組んでいかれるのか、再度お尋ねをしたいと

思います。よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 木下議員さんの再質問にお答えさせていただきますが、予算の金額につきましては詳細な金額を手元に持っておりませんので、改めて議員さんの方にお示しをしたいというふうに思います。

交通量調査につきましては、今年の3月の平均で日交通量約1,000台でございます。そのほとんどが県内からでございます。5月のゴールデンウィークで約1日6,000台、そのうちの約60%が県内で40%が県外という結果でございます。国道387号から約1km余りの区間が特に狭く、まずこの区間にある原味橋の改築を進めていくことになっております。現在、地質調査の発注になっておりまして、その後橋梁の設計を行うということで、随時整備に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げます。

観光資源として捉えた場合の今後の取り組みにつきましては、出田区の古池城址は、菊池一族の末裔という縁で市民との交流を続けられております節子・クロソウス・ド・ローラさんの先祖の菊池一族出田氏の居城跡として、また西郷区の増永城址は西郷隆盛の祖先発祥の地として記念碑が建てられ、地域の人々の手により大切に保存管理がなされており、来年は西南の役から130年を迎えるゆかりの地として知られているところであります。また、各城址の随所に映画菊池千本槍完成記念という碑が建立されています。これらはほんの一例ですが、このように十八外城を点と点をつなぐことで、見えないものが見えてくる観光地づくりを目指しながら、教育委員会をはじめ関係団体と連絡を図りながら、現状の把握に努め、地域の協力を得ながら保存管理に努めてまいりたいという考えております。そのような中、本城の菊池神社を起点に菊池一族をルーツとするストーリー性のある歴史ロマンルートの中世の風に吹かれながら満喫できるような新しい旅のかたちにつながればと模索をいたしているところでございます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） ありがとうございます。答弁によりますと、原味橋の地質調査等の予算については、また詳細に教えていただくとして、金額は別にしまして、今ま

でが何年も手つかずになっておりましたので、少しは安心したところであります。私も地元前川県議に関係区長の皆様とともに現状調査と道路拡幅の願いをしてきた経緯があり、今年5月3日のゴールデンウィークには交通量調査が行われました。その結果の交通量の数字も1日6,000台と、やはり想像以上であり、改めて早急に改良の必要性を感じたわけであります。地元住民はもちろん、せっかく菊池市に訪れていただいたお客様が渋滞によって不愉快な思いをされ、再び訪れていただけないようでは観光地としての受入体制が問われてまいります。この道路の改良によって、さらに入園者が増えれば、菊池高原カントリークラブ、フラワーヒル菊池高原のゴルフ利用税はもとより、地元雇用効果等の経済波及効果が推進され、厳しい税収の菊池にとっては大変ありがたいのではないのでしょうか。県としても先ほどの交通量調査の数字でもわかるように、県外のお客様にとって熊本県の観光振興に大いに役立っております。費用対効果の面からも十分必要性があると思われまます。そして、何よりも地元住民の方々が一番心配されておられるのが、渋滞時の緊急医療体制であります。高齢者の住民が多い地域でもありますので、病気、けが、火災等により病院への搬送時にシーズン等と重なった場合はどうなるでしょうか。命にかかわる問題であります。この点からも、改めて県に対して早急に原立門線の改良の要望を市として熱意を持ってやっていただくことを強く要望しておきます。

次に、十八外城については、答弁によりますと市としても合併によって改めて新菊池市の観光資源として、それぞれの城跡を整備し活かしていくことの必要性は認識していただけたと思います。今回、十八外城の整備について質問をさせていただきましたが、旧菊池市の重味地区の元居城跡につきましては、早くから先人の遺業に対してこのままでは申し訳ない思いで、区民全戸の総意を持って市に対して整備の要望をされておられます。区民はもとより、菊池市の重要な文化遺産として現状が余りにもひどいので大変残念な思いをされており、ここに改めて私からも整備の要望をしておきたいと思えます。菊池地域振興局が事務局となっている菊池地域観光推進協議会は、県が推進する観光パートナーシップアクションプランで、菊池一族を我が町の宝と位置づけて、歴史を新たな観光資源にと歴史に関心ある中高年齢層や旅行マニアをターゲットに観光ルートの設定に取り組んでいるとのことであります。新菊池市は、他町村に負けない歴史があります。その歴史や文化、伝統を守りながら観光資源に結びつけていかねばなりません。そのためには、観光の現状をはっきり、しっかり把握し、様々なニーズに答えるためにも、十八外城のような物語性、テーマ性を持った観光ルートが必要となってきます。菊池の散策シリーズでつくられた石橋廻りマップのように、早急に十八外城マップも制作していただき、西郷隆盛と関係のある増永城やド・ローラ・セツコさんゆかりの古池城も含め、改

めて菊池市の宝として再認識してもらい、そして2010年九州新幹線の全線開業に向けての熊本づくりプロジェクトを菊池地域推進本部、地域戦略のテーマも癒しの里菊池と設定されたということです、さらに温泉や菊池渓谷など、豊富な自然と菊池一族を我が町の宝として観光振興に取り組んでいただくことをお願い致します、質問を終わります。

最後に、市長より総括して答弁をいただきたいと思いますが、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 総括してということで、原味橋のことも含めてということかと思いますが、原味橋の上流に橋梁がありますけれども、あの橋梁も数年前に大変老朽化し、そして急な曲がりがあったために、ぜひ早く改修すべきだということでお話がありまして、改修が終わったところではありますが、その手前にあります原味橋につきましても、非常に老朽化と狭隘であると。さらにまたこの上流との橋梁との間の部分がちょうど北側の方は急峻な崖っぷちになっておりますし、また西側についてはこの河川になっておりまして、非常に難工事であるということが予測をされておりますが、今、通行量の問題等についてご説明申し上げておりましたけれども、これを受けて県の方といたしましても、早くこの大変厳しい財政状況でありますけれども取り組まなければというような思いになっておるということで、調査費がついているということでございますので、今しばらく時間をお貸しいたきながら、市の方としては県の方に積極的な取り組みをお願いしていきたいと。また市の方といたしましては、用地買収などなどにつきまして鋭意努力をさせていただきたいと思ひます。

それから十八外城の問題ですけれども、これは以前も元居城の方の地元の方から何とかこれを道路の幅員のあるいは整備をということで陳情上がってございましたけれども、いずれにしてもこの七城町とのかかわり合いが今回町村合併によって十八外城になる前の話といたしまして、すべてのお城の整備を同時にやることはできないために、それぞれの優先的なもので表示看板、案内板、そういったものをしていきたいと思いますということになっておりますが、なかなか予算が厳しくて思うような整備ができてないというのが現実であります。18の外城ができたということありますから、この今のお話を聞きながら、将来の展望ということからして、やはり何と言っても地元の歴史を知ると。そしてまた、この歴史の背景にあります十八外城の一つ一つの中のさらなる歴史を知ることが、先ほどお示しいただきましたように増永城には西郷城という別名があって、この西郷隆盛南洲先生の先祖の地

であるということがあると。また、ド・ローラ・セツコさんの菊池市の分家であり
ます出田家というのが出田城の城主であったと、いろいろなことがかかわり合いが
ありますが、それをやはり住民が知ることが愛着になってき、そしてその城跡を守
っていこうということになるのかなと思いますときに、なにか十八外城につきまし
て、菊池一族の、マンガ菊池一族じゃありませんけれども、十八外城物語というよ
うなものでも書いていただけたらどうかと。歴史家の先生方あたりにそういった
ご相談申し上げたらどうかという思いもいたしましたし、18人の城主をお願い
して、それぞれのお城に城主になっていただける人を募集して、その地域地域の中
の城主がその城代としてまた住民の方々と城を守っていくということなどはどうか
なとか、いろんな思いを今お話を聞きながら思ったところでございます。いずれに
いたしましても、菊池市が大変持っているものの中で一番大きなものは、やはり
無形のこの歴史というかけがえのない歴史だと、こう思っておりますので、この歴
史を紐解くための十八外城の整備について、今後とも努力をさせていただきたい
と、このように思います。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 以上で、一般質問を終わります。

追加日程第1 議案第169号から議案第170号まで一括上程・説明

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第1、議案第169号、議案第170号の2議
案について、一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、追加提出議案2議案をお願いするものでござ
いますけれども、追加議案の、開けていただきまして1ページが議案第169号、
3ページが議案第170号となっております。一括してご説明申し上げます。

まず、両議案につきましては、平成17年度の継続費による事業でございまし
て、平成18年度への逡次繰り越しでございます。特別養護老人ホームつまごめ荘
改築第1期工事に伴う管理棟工事及び居住棟工事につきましては、菊池市議会の議
決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条、議会の議決に付
さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事または製造の
請負とするとの規定に基づきましてお願いするものでございます。なお、管理棟工
事につきましては、平成18年4月27日に建設工事共同企業体結成候補指名業者
の指名審査会を行いまして、5月2日に指名されました業者に対して、共同企業体

結成の説明会を実施いたしました。結成されました企業体については、5月15日指名審査会を行い指名の決定を見ましたので、第1期管理棟工事については6月9日に入札を実施したものでございます。

また第1期居住棟工事につきましては、4月27日に指名審査会を行い、6月16日に入札を実施したものでございます。その後、事務処理を終え、すべての仮契約を完了しましたものでございます。

最初に、1ページの議案第169号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。1、契約の目的、平成17年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘改築第1期管理棟工事。工事場所、菊池市今地内。契約の方法、指名競争入札。契約の金額2億6,880万円。契約の相手方、三和・後藤建設工事共同企業体、代表者、菊池市隈府775番地、三和建设株式会社代表取締役、川瀬和洋。

以上、議案第169号の説明でございました。

開けていただきまして、3ページでございますが、議案第170号、工事請負契約の締結について説明申し上げます。契約の目的は、先ほど申しましたとおりでございます。第1期の居住棟工事でございます。工事場所、菊池市今地内。契約の方法は、同じく指名競争入札。契約の金額1億7,955万円。契約の相手方、菊池市隈府223番地、株式会社生田工務店代表取締役、生田健一。

以上、議案第170号の説明でございました。

これで、追加議案の2議案の説明を終わらせていただきます。よろしく願い申し上げます。

議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

追加日程第2 質疑

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

追加日程第3 委員会付託

議長（北田 彰君） ただいま議題となっております議案第169号、議案第170号は、文教厚生常任委員会へ付託します。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。次の会議は、7月7日の午前10時から開き、議案の採決を行います。

本日は、これをもちまして散会します。

全員、起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

散会 午前11時12分

第 5 号

7 月 7 日

平成18年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

平成18年7月7日(金曜日)午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 第2 議事第11号 新庁舎建設検討特別委員会の設置について
- 第3 議事第12号 小川会館建設特別委員会の設置について
- 第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

追加議事日程(第5号の追加1)

- 第1 議案第171号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第2 議案第172号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第3 議案第173号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第174号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第175号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 意見書案第1号 出資法に定める上限金利の引き下げ等を求める意見書の提出に
ついて
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 意見書案第2号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を
求める」意見書の提出について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第6 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 議事第11号 新庁舎建設検討委員会の設置について
- 日程第3 議事第12号 小川会館建設特別委員会の設置について
- 日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

日程第5 議案第171号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第6 議案第172号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第7 議案第173号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第174号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第175号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第8 意見書案第1号 出資法に定める上限金利の引き下げ等を求める意見書の提出について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第9 意見書案第2号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」意見書の提出について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第10 議員派遣について

出席議員(28名)

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一朗	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君
6番	二ノ文	伸元	君
7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君
9番	三池	健治	君
10番	怒留湯	健蓉	さん
11番	坂本	昭信	君
12番	隈部	忠宗	君
13番	奈田	臣也	君
14番	葛原	勇次郎	君

15番	木下雄二君
16番	坂井正次君
17番	森隆博君
18番	山瀬義也君
19番	本田憲一君
20番	渡邊康雄君
21番	栃原茂樹君
22番	松本登君
23番	工藤恭一君
24番	境和則君
25番	北田彰君
26番	外村國敏君
27番	徳永隆義君
28番	横田輝雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村三男君
助役	村上建二君
収入役	高本信男君
総務部長	緒方希八郎君
企画部長	村山隆君
市民部長	木下儀郎君
経済部長	岡崎俊裕君
建設部長	石原公久君
七城総合支所長	平野國臣君
旭志総合支所長	稲葉公博君
泗水総合支所長	上林正章君
市民部総括審議員	大場美範君
企画部首席審議員	鳥井修君
財政課長	川上憲誠君
教育長	田中忠彦君
教育次長	山口正司君

総務課長兼選挙
管理委員会事務局長
水道局長
農業委員会事務局長
監査委員事務局長

中 村 鉄 男 君
後 藤 定 君
五 島 千 秋 様
田 島 伸 正 君

事務局職員出席者

事 務 局 長
議 事 課 長
議 事 課 長 補 佐
議 事 係 主 事

樋 口 昭 彦 君
春 木 義 臣 君
城 主 一 君
本 田 昇 君

午前10時00分 開会

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 各常任委員長及び特別委員長報告・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 日程に従いまして、日程第1、去る6月29日及び7月3日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第90号から議案第170号まで、及び請願第1号、要望の83案件について、各常任委員長から審査の結果の報告がっておりますので、これを一括して議題としたいと思います。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、工藤恭一君。

[登壇]

総務常任委員長（工藤恭一君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員会の報告をいたします。

今定例会で総務常任委員会に付託されました案件は、予算1件、議決案件4件でありました。現地視察も行い、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第90号、平成18年度菊池市一般会計補正予算の付託分について申し上げます。

歳出の主なものは、目1一般管理費で、区長協議会の補助金として253万2,000円が計上されております。質疑で、区長会の研修については現行のまま推移するのかということに対し、今年度当初予算では他の団体と同じく2年に1回の研修ということで計上していなかったが、区長の中で研修に行ける人、行けない人が出て不公平が生じるということで、3カ年の経過措置を設け段階的に引き下げていくことであります。

目9地域振興費で、委託料1,141万5,000円は、9月1日以降、きくちふるさと水源交流館を指定管理者に管理を行わせるための委託料であるとの説明でした。質疑で、市の行政財産の使用にあたって使用料を取るのかということに対し

て、使用料は市が行う業務をNPO法人に委託するという事なので、委託先から取っていないとのことでした。また、この制度がスタートしたばかりなので、本当の意味でのコストダウンまで至っていないが、財政的に負担軽減ができるようにしていかなければならないということでした。

歳入の主な質疑で、国庫支出金のうち6,825万円が減額され、県支出金8,230万円が増額されていることについて、国の補助の改正と県の補助の改正が行われ、それぞれ計上しているとのことであるが、そのことにより市町村の持ち出しは1億円ほど増えているとのことでした。

次に、議案第92号、財産の無償譲渡については、平成12年に簡易低コスト家畜排泄物処理施設、実証試験施設として建設され、悪臭発生の解明、プロア利用による水分の調整、温度差による発酵品の検査などを実施した施設で、5年の実験の終了により、協力者に施設の無償譲渡をするとの説明でありました。

次に、議案第93号、辺地総合整備計画の変更については、辺地法に基づいて交通条件の悪いところについて財政措置を行うことで整備を促進することが目的で、場所は旧菊池市9カ所、旧旭志で1カ所あるとのことでした。対象となる事業は、道路、教育文化施設、消防施設、飲料水の供給施設ということでした。辺地の基準について質疑があり、辺地の範囲内で人口が50人以上であること。その中心から学校、病院、市役所などの公共施設までの距離を換算表で計算して、100点以上あれば該当するとのことでした。

次に、議案第95号、議案第96号、公の施設の指定管理者の指定については、きくちふるさと水源交流館と菊池市甲森北集会所の指定管理者の指定をするものですが、質疑で設置目的は指定管理に移行しても変わらないのか。また、使用料は管理者が決定するのかということに対し、設置条例で目的が決まっており、目的の変更はないし、使用料については事業計画書の中で協議していくということになっており、基本的には現在の使用料を維持するということでした。また、県では公募により管理者が代わって、今まで管理していた団体が解散した施設もある。現状では何のメリットもないということに対して、公共性の高いもの以外については指定期間が最短2年7ヵ月なので、期限満了後は原則公募で対応するとのことでした。公の施設の指定管理者の指定については、公民館のような施設は別として、公募が可能な施設は速やかに公募による指定管理者の指定ができるように委員会として意見を付しました。

また、辺地総合整備計画の変更については、辺地地域以外との地域間格差を是正するため、積極的に推進するよう要望したところでございます。

以上審査の結果、全議案とも原案のとおり可決すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げます、委員長報告といたします。

議長（北田 彰君） 次に、文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

文教厚生常任委員長（木下雄二君） 皆さん、おはようございます。

文教厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、その経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係議案 2 議案、議決案件 5 6 議案であります。

初めに、公の施設の指定管理者の指定についてであります。民間活力を導入し、市民のニーズに応え、効率的な運営により経費削減、サービス向上を図るという指定管理者制度の趣旨を踏まえ審議いたしました。

まず、各児童育成クラブについてであります。昨今の経済状況等を考えますと、各家庭において共働きが増え、児童クラブの需用はますます多くなるものと思われれます。そういった中で、指定管理者、市執行部が両輪となって十分な連携を図ってもらいたいとの要望がありました。

次に、各公民館関係の指定管理者の指定についてであります。災害保険の加入については市が保険料を負担しているところもあれば、各行政区で負担しているところもあり様々であります。今後は、このような不公平、アンバランスがないよう配慮し、統一した対応をお願いするものであります。また、指定管理者制度について、議会に提案するならば各施設ごとの協定書の作成を完了し、協定書の提示等もできるようにしておくべきではないかとの意見がありました。指定管理者導入後は、どのようなサービス面の効果や経費削減が行われたかを調査して報告していただきたいとの意見もありました。

次に、予算関係の概要についてであります。一般会計補正予算については、学校管理費の設計監理業務委託料の補正ですが、これは国が指導している耐震診断調査に関するものであります。市内の小学校 7 校、中学校 2 校が精査が済んでいないということでありましたので、それに伴い七城小学校を現地調査いたしまして、委員よりできるだけ早く精査するようとの意見がありました。体育施設の修繕料は、そのほとんどがグラウンド及び体育館の照明施設の修繕ということですが、照明灯が切れたから交換するだけでなく、適正な期間で消耗したのか、もしくは機材の故障や老朽化等で消耗が早くなっているのかを調査し、必要であれば効率的かつ消費電力が少ない機材に交換するなどの検討もしてほしいとの意見がありました。また、菊池北中学校の現地調査では、全校生徒が多目的ホールにて給食を

行っていますが、PTAから室内温度の上昇についての陳情の件もありましたので、実際文厚委員も生徒と一緒に給食を食べ、調査をいたしました。生徒及び給食担当者から、晴天の日はかなりの温度になるので、生徒の立場に立った対策を執行部をお願いしたところであります。

次に、平成18年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算についてであります。今年度より実施されます国保ヘルスアップ事業のための補正であります。この事業は、今後の医療費増加の要因になり得るメタボリック症候群をはじめとした生活習慣病予備軍を対象に、改善すべき課題を明確にしながら、生活習慣の改善に向けた個々の実践を支援することで、より効果的な保健事業を実施して、早期予防、医療費適正化に努めるものであります。事業については国の補助ということであり、また県内で数カ所の自治体だけの採用ということ、ぜひ住民の方へ周知と参加を徹底していただきたいものであります。

最後に、工事の請負契約の締結についてですが、菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘の管理棟及び居住棟の改築工事の契約の締結であります。委員より、議会承認の前に工程会議を行ったのではないかと意見があり、不注意により工程会議と誤解を受けるような会議を持ちましたことに関して、執行部より軽率であった旨の謝罪がありました。委員会としては、今後はこのようなことが二度と起こらないように厳重注意をいたしました。現在、入居者の方に4人部屋のところに6人部屋として利用をいただいたり、今まで食堂だったところに8人部屋として利用したりと、大変不自由なお願いをしているとのことでありますので、現地調査を行い、現状を確認いたしました。各委員より、入居者にとって大変申し訳ない状況であり、現状でのプレハブ増築や雨漏り対策等の検討もしてもらいたいとのことでした。職員も、毎日この入居者の状態を見ての議会承認前の拙速な行動であったのではとの意見もあり、委員会としても入居者の命にかかわる問題として受け止め、また家族会からの強い要望もありますので、1日も早い改築が必要であることを再確認いたしました。また再入札による工期の遅れによっては、国・県交付金3億5,640万円の返納が発生する恐れがあり、新たに市より財源の確保をしなければならず、市全体の不利益を鑑み、委員会としては改めて今後は議会軽視にならないように厳重注意をし、速やかに工事を完了し、通常の利用及び運営がなされることを強く要望して、全会一致で可決いたしました。

以上、慎重審議しました議案につきましては、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げ、文教厚生常任委員長報告といたします。

議長（北田 彰君） 次に、経済常任委員長、坂井正次君。

[登壇]

経済常任委員長（坂井正次君） おはようございます。

平成18年第2回定例会におきまして、経済常任委員会に付託されました議案につきまして、現地調査も行い、慎重に審査を行いました。その審査経過と結果について報告をいたします。

まず議案第90号、平成18年度菊池市一般会計補正予算につきまして、主なものを報告いたします。

23ページでございます。款5農林水産業費、項農業費、目農業振興費、節営農組織育成委託料40万円は、集団リーダーを中心とした集落営農組織設立のための活動費でございます。次に、負担金補助及び交付金524万4,000円は、農業生産総合対策事業補助金61万4,000円、事業主体はJA花卉部会で、花卉販売促進、展示圃設置及び検討会、全国かすみ草サミット研修、消費地PR等でございます。次に、園芸産地かつりょく強化対策事業補助金463万円は、事業主体はJA菊池ゴボウ部会で、総事業費1,543万5,000円、うち3分の1県補助金となっております。補助金額463万円、事業内容はゴボウ専用葉切機28台導入でございます。この負担金補助及び交付金につきましては、委員から菊池市は県内でも有数の農業振興地帯であり、厳しい農業社会の現状で、今後も農業振興を図っていくためには、機械導入や新規事業で出すべきものについては補助金を出すように見直しや改正をして、幅広く支援をしてほしいとの意見が多数出ました。

次に、24ページ、款商工費、項商工費、目商工振興費でございます。節負担金及び交付金155万円は、中心市街地活性化補助金でございます。これはまちづくり三法の見直しが行われたことに伴いまして、新しく中心市街地活性化基本計画を策定することが必要となりましたので、策定に関する助言、アドバイスを受けるために、中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業を利用し、タウンマネージャー1名の派遣を要請するものでございます。この件につきまして、主な質疑は、中心市街地活性化事業は県内でどこが手を挙げているのか。回答としまして、熊本市、八代市、人吉市が手を挙げており、山鹿市が検討しているとのこと。早急にまちづくり三法の勉強をして、庁内でも進めてほしいという要望がありました。回答としまして、今月中に庁内のプロジェクトを立ち上げたいと思っているとのことでした。

次に、議案第94号、字の区域の変更につきまして、執行部より説明がありましたが、質疑はありませんでした。

次に、議案第106号から議案第123号の公の施設の指定管理者の指定につい

ては、議案第106号、きくち観光物産館と議案第116号、菊池市ふるさと創生市民広場に対する質疑がありました。それに対する執行部の説明を求めました。平成18年度より他の第3セクター、道の駅、物産館など、施設の整合性もあり、きくち観光物産館の建物と公衆トイレにつきましては、9月から指定管理者導入に合わせて管理を商工観光課から農林振興課へ所管換えを行う。そのことにより、9月から指定管理者移行後は、これまできくち観光物産館が行っていたふるさと創生市民広場管理委託と内容が異なり、業務の植木の保守管理、芝生管理、除草、駐車場清掃などの管理が外れ、純粋にきくち観光物産館の建物と公衆トイレに関する管理委託となることで委託料が減額になる。またその分を今まで菊池夢美術館の企画管理運営の委託をしていた菊池温泉観光旅館協同組合に今までの管理業務に加え、植木保守管理、芝生管理、除草、駐車場清掃など、管理を委託してふるさと創生市民広場指定管理委託の団体として予定をしているそうです。

以上のような理由で、委託料として増額になっていますが、17年度と18年度の予算の総額を比較しますと、17年度が警備保障など直接支払いを含めると1,719万3,960円で、平成18年度が1,499万8,000円で、219万5,960円の減額となっているそうです。減額の理由では、第3セクターの管理委託料の公平性を保つため、内容の見直しなどを行い調整したためであるそうです。なお、平成19年度は債務負担行為補正でしているが、農林振興課できくち観光物産館指定管理委託料として300万円、商工観光課でふるさと創生市民広場指定管理委託料として1,199万8,000円の支出を予定しているとのことでした。また、施設の窓口の一本化についての質問について、指定管理者移行に合わせて騎馬像を中心とした芝生広場、隣接する中央グラウンド等の施設の申請で市民の皆さんに大変わかりにくいので、窓口を一本化にできないかということでは、施設の管理所管課が観光施設として商工観光課、体育施設として教育委員会の社会体育課などに分かれている状況で、これを総合した市民広場再整備等の計画も進められているので、今後の検討課題として認識しているとのことでした。

以上、付託されました議案につきまして、慎重に審査を行いました。結果を報告いたします。

まず、議案第90号、平成18年度菊池市一般会計補正予算につきましては、別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第94号、字の区域の変更につきましても、別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第106号、第107号、第108号、第109号、第110号、第111

号、第112号、第113号、第114号、第115号、第116号、第117号、第118号、第119号、第120号、第121号、第122号、第123号、公の施設の指定管理者の指定についても、別段討論もなく、採決の結果、異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

要望書につきましては、合併後1年で祭りがなくなるということで、大変不満が出ている。できるならば3年ぐらいは続けてほしいという意見が出ましたが、この要望書に対して執行部が6月21日、泗水町商工会館において、まちづくり対策委員会に対して、予算について3月定例会で決まったとおり進めていくということを説明しており、その対応などを踏まえ慎重に審議をしました結果、要望書は不採択と決定しました。

以上、本委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

議長（北田 彰君） 次に、建設常任委員長、渡邊康雄君。

[登壇]

建設常任委員長（渡邊康雄君） おはようございます。

建設常任委員長報告をいたします。このたびの本定例会で建設常任委員会に付託されました案件は補正予算1件でございます。去る7月4日の1日間ではございましたが、慎重に審議いたしましたので、その経過と結果についてご報告もうしあげます。

議案第90号、菊池市一般会計補正予算中、款7土木費、項4都市計画費、目6まちづくり交付金事業費500万円の増額補正であります。これは、将来中央通りにポケットパーク計画が持ち上がり、そこに足湯を設置するため、八媛荘跡の泉源より引き込むための温泉パイプを現在工事している立町北原線のうち、ローソン横から横町との交差点までの445mの道路工事に合わせて50mmの温泉管を埋設するための原材料購入予算ということでございます。これに対し、委員からは多くの質疑が出されましたが、その中で主な質疑を申し上げますと、なぜ補正で組むのかという意味の質疑、2つ目にローソンから八媛荘跡までの計画は立っているのか。3つ目に、ポケットパークは中央通りに計画予定ということだが、立町とか北原とかに計画はないのかななどの質疑がなされました。

それに対しまして、1番のなぜ補正で組むのかについての答弁は、現在まちづくり総合支援事業は第1期工事で平成15年度から平成19年度までの5ヵ年計画で行っているものだから、ポケットパークは平成20年から平成24年度までの第2期工事として計画しているものである。現在の第1期工事だけで済ませれば、第2期工事の時、また掘削しなければならないため、それを防ぐために現在行っている工事中に埋設しておくというものであるとの答弁がございました。

2番目のローソンから八媛荘跡までの計画についての答弁でございますが、この計画は立っているのかにつきましては、国道387号の横断工事は第2期工事の平成20年度以降に計画することになると。また、八媛荘跡までの間は、現在市民広場再整備計画の中で道の駅の認定に向けて県や警察と協議しているので、それにあわせて進めていきたいとの答弁でございました。

3番の立町とか北原とかにはポケットパークの計画はないのかとの質疑に対しましては、現在行っている事業は回遊道路の整備としてやっているわけで、回遊性を持った中心市街地の賑わいをということをやっているものですので、散策コースとしての休憩やトイレ設置からしますと、中央通りが一番適当な場所としてポケットパークを計画しているとの答弁でございます。

以上が主な質疑でございました。質疑後、現地調査を踏まえ慎重審議しました結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同を賜りますようお願い申し上げ、建設常任委員長の報告といたします。

議長（北田 彰君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

東 裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） 質疑を行います。

質疑は、文教厚生常任委員長の報告についてであります。追加議案第169号、170号について質疑を行います。この工事請負契約の2つの議案、入札に関しては、既に6月13日、6月17日に熊日新聞で報道されています。この議会が本来果たすべきチェック機能を発揮して入札、契約の不透明さを払拭できるかどうか、市民の関心、注目を集めている問題です。先ほどの委員長報告では、入札に関して執行部の軽率な行為があり、議会軽視にならないように厳重に注意したこと、そして慎重審議をされたことが報告をされました。私たち議員がこの議案を審議する上では、どうしてもこの委員会審議での入口の部分、まずは入札談合問題の経緯を、経過をお聞きしなければなりません。先日開かれた全員協議会では、この入札談合情報について経過や対応が説明されましたが、改めて本会議の場でご説明をお願いします。

議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

文教厚生常任委員長（木下雄二君） 東議員の質疑にお答えをいたします。

東議員も全員協議会の方で報告をいただいたと思いますけれども、熊日に掲載さ

れました件については、談合情報については最終的には佐藤さんという人が最終的には来てないということもありましたし、私どもの方の文厚委員会としては、その執行部としての対応については、本来であれば総務委員会の担当だということで認識しておりましたので、文厚委員としては、とにかく事前に工程会議をしたとか、そういうことについての嚴重注意をしたということで、その問題については基本的に談合の情報については執行部としては業者を集めてきちんとした対応をしたので、そのことについては問題はなかったということで報告をいただいております。全員協議会で、東議員もご了解のことだと思っております。

以上です。

議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） 全員協議会の場では、今、言われましたとおりこの経過について説明がありました。説明の中では、談合情報対応要領マニュアルに基づいて公正入札調査委員会が開かれて、その結果一度は調査に値する、こう判断されて入札を延期された、こういう報告であります。このマニュアルには、調査委員会は審議の結果、調査に値すると判断した場合は、事情聴取等必要な調査を行って、必要に応じて捜査機関へ通報する、こうあります。それだけ調査委員会の判断は重いものがあるわけです。

それで再度お伺いしますが、何を持って一度はこの問題でこの委員会が調査に値すると判断されたのか、お聞きします。

議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

文教厚生常任委員長（木下雄二君） 再質疑にお答えをいたします。

今、東議員が申されました質疑については、本来であれば先ほども申しましたように総務委員会の方で審議をすることだと思います。私ども文厚については、この2議案についての審査ということでございますので、先ほど委員長報告で報告したとおりでございます。

以上です。

議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） 所管ではないという話でしたが、この議案の中に不透明な部分がある、あるいは巷間言われている談合問題など報道されている中での議案、全く委員会で議論しなかったわけではないはずです。これを不問に付して、ただ議案の結論だけ委員会で採決したわけでないことは、先ほどの委員長の報告でもありましたよ

うに、この入札の経緯についても議論がされ、実際その執行部の、執行部への注意、謝罪という声もあったわけですから、それを所管でないというのはあまりにもこの議案の委員会審議としては・・・ではないかというふうに私は思います。最後に、最後の質問ですが、この議案の管理棟と居住棟とそれぞれの入札について、すべての指名業者名と入札金額、予定価格と落札率を公表されていますから、この場で改めてお答え下さい。

議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

文教厚生常任委員長（木下雄二君） 東議員の再々質疑にお答えします。

東議員の先ほど・・・な委員会という形の表現については訂正をしていただきたいと思います。7人の文厚委員で一生懸命審議をいたしまして、その旨で、先ほどきちんと報告をしましたように、委員会としては判断をしたわけでございます。それと、入札率についてのあれは、執行部の方できちんと資料が公開されておりますので、それはそちらで取っていただければいいと思います。よろしく願います。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

森 隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） おはようございます。

今、東議員の方からの質疑もあっておりましたが、私もつまごめ荘の方は平成11年から、広域行政事務組合の時代からあそこの方に携わっておりましたので、一言文厚委員長にお尋ねしたい点といたしますのが、平成12年度に介護保険スタートいたしまして、介護保険の中におきましては、一人の入居者が10.65㎡というようなことでありましたけれども、つまごめ荘におきましては6人部屋というようなことで、5.5㎡というような形で、本当に半分近い面積で今まで運営を行っておったというようなことでありまして、そういうことでまず介護保険スタート後、約1億1,000万円ほどの剰余金ができるような形になってまいりましたので、平成13年度に2億円近い金が貯まるなら建設を行った方がいいというようなことで、あそこの中で建設委員会を立ち上げをいたしまして、そのとき木下議員も建設委員の副委員長というような役職であったと思います。家族会からも強い要望で、ぜひともやって下さいというようなことでありまして、すすんできたのが今のこのつまごめ荘の建設であります。本当に今、入札につきましては、確かに総務常任委員会の問題でもありますし、と思いますけれども、やはりそこにあずけておられませぬ家族会、そういった方向に対して、本当にこうきちとした説明ができるような

委員会の協議をやられたのかということと、今現在先ほどお聞きしましたけれども、入居者の方が4人部屋の中に6人とか、プレハブ、食堂の中に8人とか、そういったさんのなですね、本当にこう最悪の状態が入居者の方を押し込んで、この工事が行われておるのかということについて、委員会として慎重な審議が行われたのかということについてお尋ねをしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

文教厚生常任委員長（木下雄二君） 森議員の質疑にお答えいたします。

今、先ほど申されましたように、森委員と私が、委員長が森委員長で私が副委員長ということで、建設特別委員会を立ち上げた経緯があります。十分森議員はそのことはわかっておられると思います。1点は、その家族会なんか納得できるようなそのそういう入札のあれであったかということでございますけれども、基本的にはこちら文厚、予算ということの中で文厚の方に付託されておりますけど、先ほど委員長報告の中で申しましたように、入札についてはきちんと執行部の方で業者を呼んで、ちゃんと確認をして、談合のことはない、そういう形の確認済の中で委員会を開いております。その後、いろんな意見がありましたけれども、先ほど申しましたように、事前に工程会議のような相談をしたということについては、委員それぞれから嚴重注意をしたところでございます。それと、食堂を8人部屋として利用したりとか、4人の部屋に6人ということについては、もう本当に現場を見ましてですね、私たちも本当に大変な、申し訳ない状況ということで、先ほど報告したとおりで、委員の中から、もうこの状況じゃプレハブでも建てて早く対応せにゃいかんぞと、そういう意見もたくさん出ております。それはもう現場を皆さん見ていただければ、これはもういろいろあってもとにかく早く工事を完了させなければいけないということでももう委員全部がそういう気持ちで帰ったところでございます。

以上です。

議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） 委員長も大変ご苦労をさなれておるとは思います。私は、一番心配しますが、そういった介護保険スタートしております中において、入居者の方々をそういうような施設の中に入れて今現状であるということについて、本当にこう管理体制というものに不信感を抱いておるわけでありまして。その点と、本当にこの文厚委員の中には、そのとき当時議長でおられました横田氏もおられますし、ちゃんとしたそういった委員会の報告が行われるものと私は信じておりましたけれど

も、やはりまだただプレハブでも建てて対応するというようなことで済むのかということと、私も入札のことには触れたくないんですけども、入札自体が本当にこう危機感を感じているところでもあります。確かにつまごめ荘の問題、広域行政事務組合のときには、RDFのときの問題もありました。そして、また処理場の問題等の入札についてもいろいろとあっております。そういうこともありますので、3月の議会において入札に対しては入札の監視委員会をつくっていただきたいというふうをお願いを申し上げました。そして3ヵ月もしないうちにこういった談合情報が流れたということでありまして、本当にこう入札に対しての説明はあっておりますが、13社の業者の中の誰かが情報を流さん限りは、ほかには漏れないということでもありますので、こういった入札に対しては今後十分注意を払ってやっていただきたいということでもあります。

まず、入居者の方々に本当にこう家族会に今までの報告がなされておったのかということと、現在入居者の方々が、実際あそこはもう平均年齢92歳というふうにお聞きしておりますが、約百十数名入居されておりますけれども、そのうちの約20名近い方は、もう医師会の方に入院されておるような状態でもあります。元々のスタートが老人ホームというような形で、その時点の平均年齢は多分75、6歳だったろうと思いますけれども、今はもう90歳というような形で、高齢者の方を抱えた施設でもありますし、十分工事期間中においても対応するべき問題だろうと思っております。その中において、本当にこうずさんな管理で工事が行われておることに対しては、本当にこう十分注意を払っていただきたい。また、その担当の方々の配慮といえますか、そういったものがなされていないということを注意を申し上げて、また要望も申し上げまして、一応これで質疑は終わります。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

山瀬義也君。

[登壇]

（山瀬義也君） 文教厚生常任委員長にお尋ねをいたします。

追加議案の169号の件でありますけれども、先ほどの委員長報告の中で入居者が改築のために狭い部屋に押し詰められているということでもありますけれども、私はこれについてはですね、行政はそのような改修する場合には、そのようなスペースはやっぱり1人当たりの㎡数とおり決まっておりますから、これは行政の立場として、責任としてスペースの確保はできているものだと思いますけれども、大変こう狭い部屋に押し詰められて迷惑しとるけん、急がんといかんということでもありますけれども、これは行政の責任であります。このことについては、委員会の中でどのように審議されましたか。

また2カ年度の事業でございますから、昨年繰り越してあと1年ということでありましてけれども、その中でその期間中に終わらんと3億数千万円の補助金を返納せんといかんということでありましてけれども、このこともですね、委員会の中で、例えば国の方に取り合わせて、その期限に終わらないときの返納とかありますけれども、やはり先ほどお話があっておりましたように、談合疑惑等がありましたから、そのような事情で市は3カ月ないし5カ月遅れるということを国に申請すればですね、国はそのことについては受け入れるという話もあっておられますから、その点についてどのような協議がなされたのかをお聞かせ願いたいと思います。これは、ですから議員さんは常にチェック機能でありますから、議会として行政の責任まで合うような先ほどの発言あっておりましたからですね、議員はやっぱりチェックをやりながら行政の責任はあなたたちの責任として、そのようなところの話があったかないか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

文教厚生常任委員長（木下雄二君） 山瀬議員の質疑にお答えいたします。

1点は、行政の責任ということについてでございますけれども、山瀬議員おっしゃるように、委員の中からは、とにかくそういう部屋についてのですね、対応については鋭い意見もありましたし、それぞれ専門的な委員さんもいらっしゃいますので、山瀬議員がおっしゃるように行政の責任問題についてもお話がありました。行政としては、とにかく対応の鈍さについてはですね、きちんとした反省の弁もあっております。

それともう1点、国の補助金、国・県の補助金のあれについては、現状を現場視察をしまして、もうとにかく遅れることを前提にちょっと見学をできるような状況じゃなかったもんですから、もうとにかく遅れないでやる方向についての委員としての意見が多かったもんですから、そのことについては執行部について確認をするということにはなっておりません。一応、とにかく現状を見まして、入居者の方の姿を見るとですね、どうしても1日も早くということの意見が多数出ましたもんですから、そういう状況でございました。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

（山瀬義也君） ただいまの委員長の答弁の中で、大変こう狭いところでござさるからということ、十二分にわかります。ただ、そのような改修をやるときには、やっぱり前もってですね、狭いところに押し込めなくて、やっぱり今までどおりの

ような形の仮施設をつくりながらでもやっていかんと、お金がかかってもですね、やっぱりこれは大変な、入居者に対しては負担をかけると思いますので、ストレスもたまったりですね、いろいろなことがあってはいけないということでもありますから、この点について今話を聞きました。ただ、補助金の返納についてもそうですが、この委員会の中では入札の件については、そのような発言されないということでもありますから、特にですね、私もこのたびの談合についていろいろ話を聞きましたから、それなりの調査しますと、本来ああいう老朽施設の1人当たりの建設費、ほとんど全国的に1人当たり1,000万円なんですね。そして、先ほど森議員が言っておられましたように、広域の中では13億円程度の改修計画であったということをお聞きしますと、大変こういきなり19億円になっているということでもありますからですね、このことについては委員会としても答弁はないと思いますけれども、やっぱり私たちはチェック機能でありますから、もう少しこう12月の段階の予算を認める段階でこの問題について協議すべきだったなという思いがやっております。ただ、どうしても人情的になって認めてやらんということもわかりますけれどもですね、やっぱり議会は議会として、木下委員長、お願いしたいことは、やっぱり一回止めるのは止めて、そしてやっぱり協議を十二分にこう皆に、市民に、皆さん方にこう説明できるようなそのことについての話等は再度聞くわけなんですけど、市民側に立っての委員さん方の協議はなかったのかをですね、聞きたいと思えますけれども。そうすると、談合については行政からの説明で終わっているようでもありますけれども、談合についての委員会でのいろいろな聞き取り、内容等はよければ委員会のその協議の中の話をお聞きさせていただきたいと思えますけれども。その点をお答え願いたいと思えます。

以上です。

議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

文教厚生常任委員長（木下雄二君） 山瀬議員の再質疑にお答えいたします。

山瀬議員おっしゃいますようにですね、執行部に対してのいろんな意見も出ております。先ほどから申しますように、議会承認前にですね、工程会議のようなその相談をしたということについては、本当に委員からそれぞれ厳しい意見が出ておりました。それと、市民の立場に立ったということで、本当に談合のことについても少しは意見が出ております。新聞に掲載されたことになんかについてもですね。しかし、一応基本的には総務の方の付託ということで、文厚については予算ということでもございましたので、しておりません。

それと、委員の中からですね、ほかの入札についてということで、ちょっと電気

関係のあれも、あれは出ておりました。けども、それも一応もう公開されておりますので、すぐ情報は山瀬議員の方でも取れると思いますので、そこは後で調べていただきたいと思います。いずれにしましても、先ほど言われましたように、執行部に対して今後の管理体制とか、入居者の立場に立ったですね、きちんとした対応を今後の委員会としてもですね、きちんと指導をしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

（山瀬義也君） 再々質疑をいたしますけれども、今までの委員長さんの答えの中でわかりますけれども、ただ委員会一致で認めたということでありますからですね、そうならばですね、私は委員長、議会の採決にとってもですね、やっぱり木下委員長は名委員長だと。満場一致でそういう形になったとなればですね、なかなか採決には皆さん方が、ああ、満場一致ならという形になりますけれども、その中の、委員会の中で、例えば賛成多数とか、少数意見の留保とか、そういうようなことについての話はなかったんですか。その点についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

文教厚生常任委員長（木下雄二君） 山瀬議員の再々質疑にお答えいたします。

議員おっしゃいますように、最終的には全会一致ということで委員会は承認をいただきました。最後の言葉で申し上げておりますように、異議なくという表現ではなくてですね、全会一致ということで、異議と、反対討論ではありませんでして異議はありました。そのことが、やはりプレハブとかですね、そういったその入居者に対するの対応をきちんとやるべきではないかという強い意見も出ております。それはもう今後の検討ということで、委員長報告の中にも申しておりますように、そこは検討していただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） ここで、10分間休憩します。

休憩 午前10時57分

開議 午前11時06分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

東 裕人君より発言の申し出がっておりますので、これを許します。

東 裕人君。

[登壇]

(東 裕人君) 先ほどの私の発言で、不穏当な発言がありました。その部分について取り消したいと思いますので、議長でしかるべき措置をお願いします。

議長(北田 彰君) 不穏当発言部分は、後日会議録を調査のうえ措置します。
経済常任委員長、坂井正次君。

[登壇]

経済常任委員長(坂井正次君) 申し訳ありません。訂正ではございませんけれども、請願第1号の報告を飛ばしまして、言い忘れましたので、改めて報告いたします。

請願第1号、出資法に定める上限金利の引き下げ等に関する請願につきましても、原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

申し訳ございませんでした。

議長(北田 彰君) ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長(北田 彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、請願、要望を含め討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

渡邊康雄君。

[登壇]

(渡邊康雄君) それでは、討論といたしまして、私は議案第169号、議案第170号について、反対の討論をさせていただきます。この件につきましては、文厚委員長からの報告では可決ということで報告がございました。私は、新聞に掲載されました談合情報、それから私にもこういうふうな形で談合情報が流れてきております。そういう中で、この2議案を認めるべきかどうかということを私なりに真剣に考えさせていただきました。したがって、その中でまず1つは、談合とは一体何かということも改めて私も考えさせられました。談合とは、公の競売の入札で、公正な価格を害し、または不正な利益を得る目的で事前に話し合う罪で、刑法96条違反とございました。それでは、今度はこの169号と170号の議案が全く談合でないと言えるのでしょうか。談合疑惑が本当に晴れたのでしょうか。管理棟は私の計算では、議案の第169号でございます。これは97.5%の落札率でございます。第一期居住棟は94.7%でございます。ところが電気工事の、管理棟の電気工事は62.2%でございます。それは工事の内容は違うと思います。建物と

電気ですからそら違うと思いますが、話し合いをすること、利益を得る目的で話し合いをすることそのものが談合でございまして、これなくしてどうして97.5%というような落札率になるのでしょうか。今まで何度もこの談合の疑惑というのが起きてきました。RDFのときもそうでした。私はこれももう少し公明正大といいますが、もっと談合のない入札制度はないのかということのを常々考えてまいりましたけれども、ぜひともこういうのを考えなければならない、もう指名競争入札のやり方を何か考えなきゃならないという思いでいっぱいでございます。そしてなお、この談合の疑惑というのは、先ほどの委員長報告の中では、晴れなかったというのが私はまず反対の理由でございます。それから、発注者側に談合を防止しようという意志がですね、意識が。

〔「入札制度だろう、議案に対する反対か」と呼ぶ者あり〕

(渡邊康雄君) だからそうですよ。入札そのものですよ。だからそれが。

〔「入札方法とは」と呼ぶ者あり〕

(渡邊康雄君) 違うでしょう。これが談合だったと、これだけの手紙が来るとるじゃないですか。それを認めるか、認めないかでしょう。なら、談合の疑惑をピシッと説明せにやいかん。

〔「あったのか、ないのかでしょうが。あったなら入札制度を変えるというときは賛成だけでも議案に対しては関係なからうが。」と呼ぶ者あり〕

(渡邊康雄君) 議長、制止をお願いします。

それですね。

〔「議員は何でもできるということじゃないぞ」と呼ぶ者あり〕

(渡邊康雄君) 何て。

議長(北田 彰君) ちょっと静かに願います。

(渡邊康雄君) 入札の参加者に一人一人呼んで皆さんに調査をしたということもお聞きしましたけれども、本当にそれで一人一人呼んで調査するとしても、談合したという人がいるのでしょうか。私はそんな調査とか、そんな事情聴取では、私はこの疑惑は晴れないというふうに思うわけであります。

それから、今、私のところにはいろいろの情報が、市民の皆さんからの情報が入ってきています。それで、一番私が懸念していること、心配していることは、厭世観といいますが、そういう言葉もあります。私は言葉を変えて、厭死観、死を憐む、もう菊池市はだめばいと、こういうことじゃもう菊池市はようならんばいというような言葉が私の耳元に入ってまいります。一般質問の中では、皆さんの本当の熱意のある一般質問をなさいまして、新市を思う気持ちがひしひしと伝わってまいりましたけれども、私はこういう疑惑が依然として残りながら改革されないという

ならば、私は菊池市が本当によくなるだろうか、市職員も胸張って本当に仕事をす
るだろうかというような気持ちでいっぱいでございます。

それから、委員長報告の中で工期の問題がございましたと思うんですが、そうだ
ったですね。私はR D Fのときにですね、確かこれは2 ヶ月遅れで工事は着工され
たというふうに思います、記憶しています。ところがこのときは、確か工期は伸ば
さずに最初の工期で終了しております。今回も、例えこれを否決し再入札という形
になったとしても、決してそんなに時間掛けずに、そして工期もできると思いま
す。それが賛成の理由だったでしょう。委員長の報告では、それが1つ。

(「もうちょっと簡潔に言わんと」と呼ぶ者あり)

(渡邊康雄君)

それから、交付金の返納の話もありましたけれども、6 ヶ月も延びるわけじゃな
いわけですから。交付金の返納はないと私は確認してまいりました。私は、市長の
立派な姿勢を期待し、市長を支援してまいりましたけれども、私はこれから先も市
長にこのような疑惑のない市政をしていただきたいと思うわけであります。そうい
う意味では大久保彦左になったつもりで、この反対討論とさせていただくわけであ
ります。

以上です。

議長(北田 彰君) 渡邊議員、. という発言をちょっと取り消しを命
じます。

[登壇]

(渡邊康雄君) ということは取り消せということですので、そのと
おり。ただ、私語は慎んでもらうように訂正させていただかんといかんですね。

議長(北田 彰君) それは私の方でやります。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

松本 登君。

[登壇]

(松本 登君) 賛成討論をいたします。

議案第169号、170号、つまごめ荘の工事請負契約の締結についてでありま
すが、つまごめ荘の改築につきましては、合併前に検討がなされたものでありま
す。建設場所は、現施設敷地とし、その決定にあたりましては、当然施設の運営、
あるいは家族会並びに入居者の皆さんへの説明、そしてまた事業費に伴いますとこ
ろのいわゆる市の財政的な事柄につきましても検討がなされた上で決定がなされて
おる、そのように受け止めております。工事につきましては、平成17年度から平
成19年度までの3 ヶ年計画ということではありますが、この時期、国の方針として

施設入居者等の基準が大幅に変わっております。予算的にも平成17年度が継続費となり、逡次繰り越しされ、そして本年度の対応となっております。もう既に1年遅れておるといふことでもあります。この第1期と第2期、この全事業に対する国からの交付金、これは約3億5,000万円ではありますが、その受領につきましては、計画期間内での完成というものが前提条件であると。そういうふうには理解しております。また説明によりますと、本年度の工事工程は適正工期ではありますが、工事のいわゆる第1期工事、本年度の工事でございますが、完成後入居者の引っ越しがございます。あるいは、2期工事に備えての仮入居がございます。そしてまた2期工事に備えての解体がございます。等々が山積しているということもございまして、施設の対応も大変厳しい環境下にあると思っております。工事中の入居者の皆さんも我慢、我慢の日々であります。1日も早い完成が待たれるところでありますが、先ほど来出ておりますように、施設、今回施設の対応として、仮契約の段階で工事の工程に対する相談というものもあったようでありますが、あくまでも厳しい工程を踏まえ、さらには入居者、皆さんの心情を思った対応であったと、そのように理解しております。確かに事務的には軽率であったと思っておりますけれども、十分に反省をされております。入居者の皆さんが安心して療養される日が1日でも早く来ますよう、工事の着工、そして完成を望むものであり、議案の169号、そして170号に対しては賛成であります。

議長（北田 彰君） 次に、原案に反対の発言を許します。ありませんか。

原案に賛成者の発言を許します。

横田輝雄君。

[登壇]

（横田輝雄君） 私も文教厚生常任委員の一人でございますが、今回の経緯、そういったことも踏まえながら、議案の169号と議案170号に賛成をいたしましたので、その賛成の討論をいたしたいと思っております。

まず、先ほど委員長からいろいろ報告がございましたので、重複する部分があると思っております。と同時に、突然の賛成討論に立ちましたので、いろいろ前後することもあると思っておりますがお許しをいただきたいと思っております。

まず、入札、これは繰り越し事業でございますから、何で今の時期になったかと。やはり老人ホームの入所者の皆さん方を考えるときに、もう少し早くやはり対処すべきではなかったかということから入っていきました。と同時に、入札についてもいろんな先ほど来質疑がございましたように、97%近い数字で入札が行われるということでもあります。97.46、あるいは居住棟については94.66であります。あるいはまた付託外でございまして、大変失礼だとは思いましたが、委

員会としてはほかの工事、今回6本の工事が出ておりますので、他の4本についても調査をといたしますか、委員会で議題にしまして、執行部からの説明を求めました。気持ちよく応じていただきましたので、その結果、その4本の中で1つが95%、1つが97.8%、1つが先ほど出ておりましたように62.3%、1つが94.7%の4本であります。62.3%といたしますと皆さん方ご承知のとおり、適正価格、菊池市の基準から外れております。ということは、果たしてこの金額でできるかということの論議を業者とするわけですが、業者は62%を大きく割っておりますけれども、これで十分やりますということですから、こういったことを踏まえながらですね、談合についてもいろんな全員協議会で説明がありましたが、熊日新聞にも出ておりました。熊日新聞等については、やはり熊本県民の皆さんたちは日刊紙として非常に私たちの生活の身近にあります。こういった中でこれが出るということ、あるいはまた私たち議員にはそれぞれ無記名でありますけれども投書が来しました。しかし、いずれも出所がはっきりしません。出所がはっきりしないのは、談合として私たちは取り上げるわけにはいかないということで、委員会でも話をしまして、このことについては、じゃ慎重に審議しようというふうなことでございました。それと、基本的に先ほど言いましたように、2ヵ月遅れたということから、適正工期はどれだけか。7ヵ月かかります。契約の基準を見ますと2月の9日であります。2月の9日で、今回はこれが補助事業で3ヵ年にまたがりまして、先ほどから出ておりましたように補助金のカットと、もらえないということもあり得るわけでございます。だからもしここでいろんな事情、それはこの交付金に対する、議案に対する否決もあるでしょう。あるいはまた、他の事情があるかもしれません。そんなことで工期が遅れた場合、果たして3億5,000万円余りの補助金が取れるかどうかということも非常に不安であります。だからその場合どうするか、それはやはり一般財源でやらざるを得ませんということでした。一般財源でこの財政難のときにやるということであれば、それは大変なことであります。そんなことも委員会の中でお話をしながら、やはり今回は非常に私たちは、先ほどから出ておりましたように、気持ちよく賛成をしたわけではありません。たくさんの異議がありました。委員それぞれに、それぞれの異議がありましたけれども、やはりお年寄りを見ながら、そしてまたあの生活状態を見ますとき、第1期工事ができあがりまして40名の、これはユニット型になっておりますが、ユニット型お一人お一人が入られますが、そこに今度は第2期工事はどうするかと言いましたら、お二人入れると。しかしそれでも80人でありまして、あと40人がどうなるかということですから、また、不便な生活をしていただかなければならないわけでございます。お年寄りの方々は、聞いてみますと大体入所されてから3年ないし4年ぐらいで大体最後

を迎えられております。そんな厳しい時間の中で、やはり狭い部屋、低い天井、基準に満たない今日では、当初はもちろん、建設当初は基準に満たしておりましたけれども、今日の基準からすると比較にならないほどの不便な生活をされております。この生活を果たしていつまで強いられるのか。やはり、入所者の方々に言わせると、かわいそうで仕方がない。かわいそうで行政をするわけにはいかんわけですが、やっぱりそんな気がしてきたわけでもございました。やはりこういった工事をするならば、やはり補助金というのをやっぱりちゃんと国からもらっているわけですから、プレハブでもつくって、入所者の方にはちゃんと基準どおりの、工事期間中はやるべきではないかという強い意見を全員一致で要望をしたわけでもございました。やはり暖冷房のあるプレハブでも、いくら金がかかるか知りませんが、そんなことも対応をしながらやるべきではないか。これに対しては、非常に執行部は冷たい返事が返ってきましたから、厳しい意見が出ました。そんなことをいろいろ総合的に考えながら、一時的には非常に委員会の中でも不穏当な状況になりましたけれども、最終的に、やはり文教厚生常任委員としては入札問題、このことが主体なのか、お年寄りが生活していくのが主体なのか、そのことも考えながら、今回はやはり1日ももう待てない。順調にいつて2月の9日であります。あと2カ月はありません、繰り越しまで、年度まで。ここでもし入札等に否決ということになれば、JVで今回は工事がなされておりますから、そのJVの組み替え、あるいはまたJV制度を採らないならば一般競争入札という形になるということでもございました。そんなことを考えると、どんなに遅くとも2カ月はかかると。そうなってくると、果たして工期が守れるかということを考えますと、やはり私たちはここで非常に、先ほど委員長報告がありましたように、議会の議決を待つ前に業者を呼んで工程の相談をしたなんて、とんでもないことであります。私も長い議員生活をさせていただいておりますけれども、こんなことは初めてであります。そんなことをするような市政だから、やはり市民から不平不満も出るし、執行部の姿勢というのが問われるということで厳しく注意をしまして、しかし最終的には番やむを得ず、議員さん方、それぞれの心の中はあったと思いますけれども、やはりお年寄りの方々が最後を安楽に暮らしていただくということであれば、1日も早い建設を願って賛成をするということで文厚委員会、満場一致で賛成をいたしましたし、私も賛成の討論ということでさせていただきたいと思っております。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより要望を除き、議案第90号から議案第170号まで及び請願第1号まで

について採決します。

ただいま討論がありました議案第169号、議案第170号を除き採決します。

お諮りします。議案第90号から議案第168号及び請願第1号、以上の80案件について各常任委員長の報告は原案のとおり可決です。各常任委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、80案件について、各常任委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第169号、第170号については、起立により採決します。

お諮りします。議案第169号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立少数です。したがって、議案第169号は、否決されました。

次に、議案第170号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立少数です。したがって、議案第170号は、否決されました。

これから、しすい孔子公園夏祭りの開催並びに予算に関する要望を採決します。この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は不採択です。しすい孔子公園夏祭りの開催並びに予算に関する要望書を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立少数です。したがって、しすい孔子公園夏祭りの開催並びに予算に関する要望は、不採択にすることに決定しました。

ここで、全員協議会の開催のため、暫時休憩します。

休憩 午前11時36分

開議 午後 1時04分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議事第11号 新庁舎建設検討特別委員会の設置について

議長（北田 彰君） 次に、日程第2、議事第11号、新庁舎建設検討特別委員会の設置についてを議題とします。新市の庁舎建設について、新市体制整備検討委員会で1日も早い着工のため検討内容を新市に引き継ぐ要望となっております。前議会において特別委員会を設置して審議してきました。このたび、議会の改選により新たに本特別委員会を設置するものです。

お諮りします。新庁舎建設検討特別委員会の設置について、16人の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も審議を行うことができるほか、審議に要する経費は議会費の予算の範囲内としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。新庁舎建設検討特別委員会の設置について、16人の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の審査を行うことができるほか、審査に要する経費は議会費予算の範囲内とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました新庁舎建設検討特別委員会の委員の選任について、菊池市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元の配付してあります特別委員の名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました16人の委員で構成する新庁舎建設検討特別委員会委員に選任することに決定しました。

ここで、新庁舎建設検討特別委員会を開催し、正副委員長互選のため、暫時休憩します。

休憩 午後1時06分

開議 午後1時07分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定によって、新庁舎建設検討特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。委員長に、境 和則君、副委員長に中山繁雄君、以上です。

日程第3 議事第12号 小川会館建設特別委員会の設置について

議長（北田 彰君） 次に、日程第3、議事第12号、小川会館建設特別委員会の設

置についてを議題とします。本案について、小川会館建設のため、前議会において特別委員会を設置し審議してきたものであります。このたび、改選後の議会となりましたので、新たに本委員会を設置するものです。

お諮りします。小川会館建設特別委員会の設置について、12人の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も審議を行うことができるほか、審議に要する経費は議会費予算の範囲内としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。小川会館建設特別委員会の設置について、12人の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の審査を行うことができるほか、審査に要する経費は議会費予算の範囲内とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました小川会館建設特別委員会の委員の選任について、菊池市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元の配付してあります特別委員の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました12人の委員で構成する小川会館建設特別委員会委員に選任することに決定しました。

ここで、小川会館建設特別委員会を開催し、正副委員長互選のため、暫時休憩します。

休憩 午後1時08分

開議 午後1時09分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定により、小川会館建設特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。委員長に、三池健治君、副委員長に泉田栄一郎君、以上です。

日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

議長（北田 彰君） 日程第4、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務常任委員会

- 1 一般行財政、市税、企画開発、地域振興、情報処理等に関する諸問題の調査について
文教厚生常任委員会
- 1 福祉、環境、健康管理、教育等に関する諸問題の調査について
経済常任委員会
- 1 農政、林業、商工振興、観光開発等に関する諸問題の調査について
建設常任委員会
- 1 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について
議会運営委員会
- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
小川会館建設特別委員会
- 1 小川会館建設に関すること
新庁舎建設検討特別委員会
- 1 新庁舎建設に関すること

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第171号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
議長（北田 彰君） 次に、追加日程第1、議案第171号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要がありますので、森 隆博議員の退席を求めます。

（森 隆博君、退席）

議長（北田 彰君） 提出者の提案理由の説明を認めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） ただいま上程いただきました議案第171号、監査委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。市議会の改選後、議会選出の監査委員が不在となっておりますので、その選任につきまして地方自治法の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。監査委員の職務は、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理を監査する重要な職務で

ございます。今回、同意をお願いいたします森隆博議員は、市の財務行政運営に精通されており、監査委員として適任でありますのでご提案するものでございます。よろしく願い申し上げます。

議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第171号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第171号を採決します。採決は起立により行います。

お諮りします。議案第171号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第171号は原案のとおり可決されました。

ここで、森隆博議員の除斥を解きます。

（森 隆博君、着席）

追加日程第2 議案第172号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第2、議案第172号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。本案については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要があります。第117条に係る議員はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を認めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 議案第172号、教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについてご説明申し上げます。教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、5人の委員をもって組織され、運営がされております。その中のお一人、田中忠彦委員が同法律施行令第20条の規定により1年の任期が満了するため、その後任の委員につきまして同意をお願いするものでございます。教育委員会委員は、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者とされており、十分検討いたしました結果、田中忠彦氏を再度任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第172号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第172号を採決します。採決は起立により行います。

お諮りします。議案第172号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第172号は原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第173号から議案第175号まで、一括上程・説明・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第3、議案第173号から議案第175号までの人権擁護員候補者の推薦につき意見を求めることについての3議案を一括議題と

します。

本案について、地方自治法第117条の関わる議員は除斥する必要があります。
第117条に関する議員はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を認めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 議案第173号、議案第174号並びに議案第175号、人権擁護員候補者の推薦につき意見を求めることの3議案についてご説明申しあげます。

現在、本市の区域におきましては、11名の委員さんが法務大臣の委嘱を受け、人権擁護活動に従事をされております。今回新たに菊池市の区域において3名の特別の定数の設定が認められ、その候補者の推薦について熊本地方法務局長より依頼がありました。推薦にあたっては、人権擁護委員法の規定により、人格識見高く、広く社会の実状に通じ、人権擁護についての理解のある者とされており、十分検討いたしました結果、議案第173号、菊池市四町分3430番地、谷民夫氏、昭和18年2月2日生まれ、議案第174号、菊池市袈裟尾1063番地、城 眞千代さん、昭和20年12月12日生まれ、議案第175号、菊池市泗水町田島1924番地、野村賢一氏、昭和16年3月17日生まれ、の3名の方の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第173号から議案第175号までの3議案については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、起立により採決します。

最初に、議案第 173 号を採決します。

お諮りします。議案第 173 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第 173 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 174 号を採決します。

お諮りします。議案第 174 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第 174 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 175 号を採決します。

お諮りします。議案第 175 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第 175 号は原案のとおり可決されました。

追加日程第 4 意見書案第 1 号 出資法に定める上限金利の引き下げ等を求める意見書の提出について

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第 4、意見書案第 1 号、出資法に定める上限金利の引き下げ等を求める意見書の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 意見書案第 1 号、出資法に定める上限金利の引き下げ等を求める意見書。提出者を代表して案文を読み上げ、提案理由に代えさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

破産申立て件数は、平成 14 年に 20 万件を突破して以来、15 年には 24 万件、16 年には 21 万件と依然として高水準にあります。これは、消費者金融・クレジット・商工ローン等で多額の債務を負い返済困難に陥った多重債務者や中小零

細事業者が主で、中でもリストラ・倒産による失業や収入減・生活苦・低所得などを理由とする「不況型」「生活苦型」自己破産が大半を占めています。

警察庁の統計によれば、平成15年度の経済的理由による自殺者は8,897人にもものぼりますが、多重債務がホームレス、離婚、配偶者間暴力、児童虐待、犯罪等の被害を引き起こす要因になっているケースも多く、深刻な社会問題となっています。

多重債務者を生み出す大きな要因の一つに、高金利があげられます。現在、わが国の公定歩合は年0.1%、銀行の貸出約定平均金利は年2%以下という超低金利であるにもかかわらず、出資法上の上限金利は年29.2%のままであり、ほとんどの貸金業者等がこの出資法の上限金利で営業しています。この出資法の上限金利は、平成15年7月にヤミ金融対策法が制定された際に、施行から3年後の平成19年1月を目途に見直すこととされています。

パート労働者・契約社員等で収入の安定が確保できない人も多く、金融庁広報中央委員会が実施した世論調査によれば、貯蓄のない家庭が2割を占める等いまだ一般市民には生活の豊かさが感じ取れません。突発的に資金が必要となったり、病気・怪我等により働き手に何かあれば借金せざるを得ず、出資法上の異常なまでの高金利で借入をすれば家計が圧迫され返済困難に陥るのは目に見えています。

以上のような社会情勢の中で、誰もが安心して生活できる消費者信用市場の構築と多重債務問題の抜本的解決のためには、少なくとも出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが必要です。

また、出資法の附則に定める日賦貸金業者、いわゆる日掛け金融については、返済手段が多様化している現在、集金による毎日の返済という形態の必要性が失われていることや厳格に要件を守らず違反行為が横行し悪質取立ての温床にもなっていること等から、その存在意義を認める必要はなく、日賦貸付業者に認められている年54.75%という特例金利は直ちに廃止する必要があります。

また、電話加入権が財産的価値を失くしつつある今日、電話担保金融の特例金利を認める社会的・経済的需要は極めて低く、この年54.75%という特例金利も直ちに廃止すべきです。

一方、貸金業規正法第43条は、債務者が利息制限法の制限を越える利息を「任意に」支払った場合に、貸金業者が法定の契約書面及び受取書面を適切に交付していた場合に限り、これを有効な利息の支払いと「みなす」と規定していますが、厳格な条件のもととはいえ、利息制限法の例外を認めるものであり、いわゆる「みなし弁済規定」の存在が貸金業者等の利息制限法違反金利（民事上無効）での貸付を助長し、多くの多重債務者を生み出しています。貸金業規正法第43条は、経済

的に弱い立場に置かれた人々を暴利取得から保護することを立法主旨とする利息制限法や資金需要者の利益の保護を図るという貸金業規正法自体の目的にも反しており、出資法の上限金利の引き下げに伴い撤廃すべきです。

よって、国におかれましては、次の事項について、早急に改正されるよう強く要望します。

- 1．出資法に定める上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること。
- 2．出資法に定める日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。
- 3．貸金業規正法第43条のみなし弁済規定を撤廃すること。

平成18年7月7日。熊本県菊池市議会議長、北田彰。

提出先、衆議院議長、河野洋平様。参議院議長、扇 千景様。内閣総理大臣、小泉純一郎様。総務大臣、竹中平蔵様。法務大臣、杉浦正健様。財務大臣、谷垣禎一様。内閣官房長官、安部晋三様。金融担当大臣、与謝野馨様。

議員各位の全会一致のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第1号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決します。

お諮りします。意見書案第1号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第5 意見書案第2号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」意見書の提出について

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第5、意見書案第2号、「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」意見書の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 意見書案第2号、「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」意見書。提出者を代表して、案文を読み上げて提案理由に代えさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

日本政府は昨年12月12日にアメリカ・カナダ産牛肉の輸入再開を決定し、輸入が始まりました。しかし、1月20日にアメリカから輸入された牛肉にSRM（特定危険部位）の脊柱が混入していたことが発見されました。極めてずさんな輸入に対して強く抗議するとともに、その責任を明確にすることが必要です。米国産牛肉等は、検査体制や特定危険部位の除去、肉骨粉の飼料への使用などの飼料規制、生産・流通履歴が不明確であるなど、日本に比べてBSE対策は極めて不十分なままとなっています。このような中で、輸入再開を拙速に決定した政府の責任は大変重いものがあります。

よって、政府に対し、下記の事項を重点課題として、米国産牛肉の拙速な輸入再開を行わないことや、国民の食の安全を守るためBSEへの万全な対策を求めます。

記

1. 米国産の牛肉等に対するBSE対策について、下記のような問題点があることから、これらに対する改善措置が明確にならない段階での拙速な輸入再開を行わないよう求めます。

米国では、と畜される牛でBSE検査を行っているのは極めて少ないこと。

生産・流通履歴をたどるトレーサビリティ制度が整っていないため、月齢の判定が正確にできず、目視による骨化や肉質の状況での月齢判定では誤差を生じさせること。

特定危険部位の除去では、日本は全ての月齢の牛の脳などの危険部位を除去し、焼却処分を行っているのに対し、米国は30ヵ月齢以上の牛に限られていること。

米国では、除去された特定危険部位は処分されず肉骨粉の原料とされ、豚や鶏の飼料として流通している。このため、飼料の製造段階での混入・交差汚染や給餌

時に誤って牛に与える危険性があること。

2. 国内のBSE対策について、次の点を求めます。

アメリカ・カナダ産の牛肉等の再評価を行うこと。その際には日本で実施されているBSE対策である全頭検査、トレーサビリティ、全頭からのSRMの除去、肉骨粉の禁止を基準に評価すること。

輸入時の検査体制を強化し、最大限の検査を行うこと。

消費者の選択権を確保し、食の安全を実現するため、牛肉を使用した外食、中食、加工品等すべてに原料原産地表示を義務化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年7月7日。熊本県菊池市議会議長、北田彰。

提出先、内閣総理大臣、小泉純一郎様。厚生労働大臣、川崎二郎様。農林水産大臣、中川昭一様。食品安全担当大臣、松田岩夫様。

議員各位の全会一致のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第2号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決します。

お諮りします。意見書案第2号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第6 議員派遣について

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第6、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について

番号	派遣目的	派遣場所	期日	派遣議員	研修内容
1	菊池地域市町議会 正副議長・正副常 任委員長・正副議 会運営委員長研修 会	合志市	平成18年 7月13日	松本 登 工藤 恭一 奈田 臣也 木下 雄二 隈部 忠宗 坂井 正次 葛原勇次郎 渡邊 康雄 三池 健治 栃原 茂樹 本田 憲一	「地方自治の現 在」について
2	第17回熊本県市 議会議員研修会	熊本市	平成18年 8月22日	全議員	「議員年金制度 及び道州制につ いて」

議長（北田 彰君） 議員派遣については、会議規則第159条の規定により、お手元に配付しているとおりです。議員派遣については、原案のとおり派遣することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、原案のとおり派遣することに決定しました。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもちまして、平成18年第2回菊池市議会定例会を閉会します。
全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れ様でした。

閉会 午後1時34分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 北 田 彰

菊池市議会議員 森 清 孝

菊池市議会議員 藤 野 敏 昭

付 録

平成18年第2回定例会付議事件一覧および審議結果表
(7月7日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第90号	平成18年度菊池市一般会計補正予算	原案可決
議案第91号	平成18年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算	原案可決
議案第92号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第93号	辺地総合整備計画の変更について	原案可決
議案第94号	字の区域の変更について	原案可決
議案第95号	公の施設の指定管理者の指定について (きくちふるさと水源交流館)	原案可決
議案第96号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市甲森北集会場)	原案可決
議案第97号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市菊之池小学校区児童育成クラブ)	原案可決
議案第98号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市泗水東小学校区放課後児童クラブ)	原案可決
議案第99号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市菊池ふれあいセンター)	原案可決
議案第100号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市泗水地域福祉センター)	原案可決
議案第101号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城ふれあいプラザ)	原案可決
議案第102号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城高齢者能力活用センター)	原案可決
議案第103号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市菊池老人福祉センター)	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第104号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城老人福祉センター)	原案可決
議案第105号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市旭志老人憩の家(太陽の家))	原案可決
議案第106号	公の施設の指定管理者の指定について (きくち観光物産館)	原案可決
議案第107号	公の施設の指定管理者の指定について (旭志ふれあいセンターほたるの里)	原案可決
議案第108号	公の施設の指定管理者の指定について (七城町特産品センター)	原案可決
議案第109号	公の施設の指定管理者の指定について (泗水町特産物センター)	原案可決
議案第110号	公の施設の指定管理者の指定について (泗水町第二特産物センター)	原案可決
議案第111号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城ふれあい交流館)	原案可決
議案第112号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市水迫里山の家)	原案可決
議案第113号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市交流促進センター)	原案可決
議案第114号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市ふれあい交流センター)	原案可決
議案第115号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市小原ほたる交流館)	原案可決
議案第116号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市ふるさと創生市民広場)	原案可決
議案第117号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市リバーサイドパーク)	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第118号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城町岡田構造改善センター)	原案可決
議案第119号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城町高田構造改善センター)	原案可決
議案第120号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城町辺田構造改善センター)	原案可決
議案第121号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城町羽根木構造改善センター)	原案可決
議案第122号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市四季の里旭志)	原案可決
議案第123号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市有朋の里泗水孔子公園)	原案可決
議案第124号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市龍門支館)	原案可決
議案第125号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市花房支館)	原案可決
議案第126号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市水源支館)	原案可決
議案第127号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市迫間支館)	原案可決
議案第128号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市戸崎支館)	原案可決
議案第129号	公の施設の指定管理者の指定について (田中区公民館)	原案可決
議案第130号	公の施設の指定管理者の指定について (松島区公民館)	原案可決
議案第131号	公の施設の指定管理者の指定について (打越区公民館)	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第132号	公の施設の指定管理者の指定について (甲佐町区公民館)	原案可決
議案第133号	公の施設の指定管理者の指定について (内島区公民館)	原案可決
議案第134号	公の施設の指定管理者の指定について (新古閑区公民館)	原案可決
議案第135号	公の施設の指定管理者の指定について (菰入区公民館)	原案可決
議案第136号	公の施設の指定管理者の指定について (五海地区公民館)	原案可決
議案第137号	公の施設の指定管理者の指定について (上橋田地区公民館)	原案可決
議案第138号	公の施設の指定管理者の指定について (戸田島公民館)	原案可決
議案第139号	公の施設の指定管理者の指定について (下橋田公民館)	原案可決
議案第140号	公の施設の指定管理者の指定について (板井区公民館)	原案可決
議案第141号	公の施設の指定管理者の指定について (梶迫区公民館)	原案可決
議案第142号	公の施設の指定管理者の指定について (元村地区公民館)	原案可決
議案第143号	公の施設の指定管理者の指定について (小野崎地区公民館)	原案可決
議案第144号	公の施設の指定管理者の指定について (山崎地区公民館)	原案可決
議案第145号	公の施設の指定管理者の指定について (本村地区公民館)	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第146号	公の施設の指定管理者の指定について (加恵地区公民館)	原案可決
議案第147号	公の施設の指定管理者の指定について (水次地区公民館)	原案可決
議案第148号	公の施設の指定管理者の指定について (荒牧地区公民館)	原案可決
議案第149号	公の施設の指定管理者の指定について (間所地区公民館)	原案可決
議案第150号	公の施設の指定管理者の指定について (宮園地区公民館)	原案可決
議案第151号	公の施設の指定管理者の指定について (瀬戸口地区公民館)	原案可決
議案第152号	公の施設の指定管理者の指定について (台地区公民館)	原案可決
議案第153号	公の施設の指定管理者の指定について (林原地区公民館)	原案可決
議案第154号	公の施設の指定管理者の指定について (流川地区公民館)	原案可決
議案第155号	公の施設の指定管理者の指定について (蟹穴地区公民館)	原案可決
議案第156号	公の施設の指定管理者の指定について (西郷地区公民館)	原案可決
議案第157号	公の施設の指定管理者の指定について (清水地区公民館)	原案可決
議案第158号	公の施設の指定管理者の指定について (前川地区公民館)	原案可決
議案第159号	公の施設の指定管理者の指定について (大尺地区公民館)	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第160号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市北古閑集会所)	原案可決
議案第161号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市中西寺集会所)	原案可決
議案第162号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市大琳寺集会所)	原案可決
議案第163号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市野間口集会所)	原案可決
議案第164号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市旭志大迫集会所)	原案可決
議案第165号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市旭志三の西沖集会所)	原案可決
議案第166号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市泗水永南集会所)	原案可決
議案第167号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市新村コミュニティセンター)	原案可決
議案第168号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市隈府一番地複合施設)	原案可決
議案第169号	工事請負契約の締結について (平成17年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘 改築第1期管理棟工事)	原案否決
議案第170号	工事請負契約の締結について (平成17年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘 改築第1期居住棟工事)	原案否決
議案第171号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第172号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意

議案番号	件名	審議結果
議案第173号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案可決
議案第174号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案可決
議案第175号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案可決
報 告		
報告第4号	継続費繰越の報告について	原案報告
報告第5号	繰越明許費繰越の報告について	原案報告
報告第6号	菊池市土地開発公社経営状況報告について	原案報告
報告第7号	有限会社きくち観光物産館経営状況報告について	原案報告
報告第8号	有限会社ファームきくち経営状況報告について	原案報告
報告第9号	有限会社七城町特産品センター経営状況報告について	原案報告
報告第10号	有限会社七城町振興公社経営状況報告について	原案報告
報告第11号	有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について	原案報告
報告第12号	有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について	原案報告
報告第13号	株式会社四季の里旭志経営状況報告について	原案報告
報告第14号	有限会社有朋の里泗水経営状況報告について	原案報告
議 事		
議事第11号	新庁舎建設検討特別委員会の設置について	原案可決
議事第12号	小川会館建設特別委員会の設置について	原案可決

意見書案		
意見書案第 1 号	出資法に定める上限金利の引き下げ等を求める意見書の提出について	原案可決
意見書案第 2 号	「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」意見書の提出について	原案可決
請 願		
議事第 1 号	出資法に定める上限金利の引き下げ等に関する請願	採 択
要 望		
要 望	しすい孔子公園夏祭りの開催並びに予算に関する要望書	不 採 択

新庁舎建設検討特別委員会

新庁舎建設検討特別委員会名簿

森 清孝	藤野敏昭	樋口正博	中山繁雄
水上博司	三池健治	隈部忠宗	坂井正次
森 隆博	山瀬義也	渡邊康雄	松本 登
工藤恭一	境 和則	外村國敏	徳永隆義

小川会館建設特別委員会

小川会館建設特別委員会名簿

泉田栄一郎	森 清孝	水上博司	三池健治
坂本昭信	奈田臣也	森 隆博	本田憲一
栃原茂樹	工藤恭一	徳永隆義	松本 登

菊池市議会会議録

平成18年第2回5月臨時会

平成18年第3回6月臨時会

平成18年第2回6月定例会

平成18年8月発行

発行人 菊池市議会議長 北田 彰

編集人 菊池市議会事務局長 樋口 昭彦

作成 熊本コピー株式会社

電話(096)372-1010

菊池市議会事務局

〒861-1392 菊池市大字隈府888
電話 (0968)25-2325